容量市場
業務マニュアル
実需給期間中
リクワイアメント対応
（安定電源）編

（対象実需給年度：2026 年度）

2025 年 12 月 25 日　第 1 版　発行

電力広域的運営推進機関

（変更履歴）

	変更点		日付
	変更箇所	変更内容	
初版	新規作成	―	2025 年 12 月 25 日

※誤字等、業務内容に影響しない事項は随時修正します。

目次

第 1 章　はじめに 4
1.1　本業務マニュアルの対象事業者..... 7
1.2　本業務マニュアルの構成..... 9
1.3　容量提供事業者等が登録・提出すべき算定諸元の一覧..... 10
1.4　安定電源に係るリクワイアメントの概要説明..... 11
第 2 章　算定諸元登録（容量停止計画）..... 17
2.1　実需給期間中の容量停止計画登録の概要..... 18
2.2　容量停止計画の登録..... 19
2.3　容量停止計画登録漏れの確認への対応..... 43
2.4　差替先電源情報に係る整合性審査結果への対応..... 46
2.5　容量停止計画提出時期の妥当性審査に係る対応..... 48
第 3 章　算定諸元登録（発電計画・発電上限）..... 53
3.1　発電計画・発電上限に関する対応..... 54
3.2　差替先電源情報に係る整合性審査結果への対応..... 77
第 4 章　算定諸元登録（発電量調整受電電力量）..... 79
4.1　発電量調整受電電力量の登録..... 80
4.2　発電量調整受電電力量の登録内容審査結果への対応..... 106
4.3　差替先電源情報に係る整合性審査結果への対応..... 109
第 5 章　算定諸元登録（市場応札量）..... 111
5.1　市場応札量の登録..... 112
第 6 章　アセスメント結果への対応（容量停止計画）..... 132
6.1　容量停止計画に係るアセスメント結果の確認手続き..... 135
第 7 章　アセスメント結果への対応（市場応札）..... 146
7.1　市場応札に係るアセスメント結果の確認手続き..... 149
第 8 章　アセスメント結果への対応（供給指示）..... 157
8.1　供給指示に係るアセスメント結果の確認手続き..... 159
第 9 章　アセスメント結果への対応（稼働抑制）..... 168
9.1　稼働抑制に係るアセスメント結果の確認手続き..... 175
Appendix.1　図表一覧..... 192
Appendix.2　業務手順全体図..... 198
Appendix.3　実需給期間中リクワイアメント対応に係る用語集..... 199

第1章　はじめに

容量市場業務マニュアル 実需給期間中リクワイアメント対応（安定電源）編（以下、本業務マニュアル）は、電力広域的運営推進機関（以下、本機関）の業務規程（第 32 条の 5）の規定に基づき作成された文書です。

本業務マニュアルは実需給期間の直前から実需給期間にかけて実施する業務のうち、リクワイアメント・アセスメントに係る容量提供事業者が実施すべき業務手順やシステム[1]の操作方法[2]が記載されています（図 1-1 参照）。
なお、それぞれのリクワイアメント・アセスメントのスケジュールについては、『Appendix.2　業務手順全体図』に記載をしております。

容量提供事業者が提供する電源の電源等区分によって課せられるリクワイアメントの種類は異なるため、業務マニュアルは電源等区分ごとに作成しています。

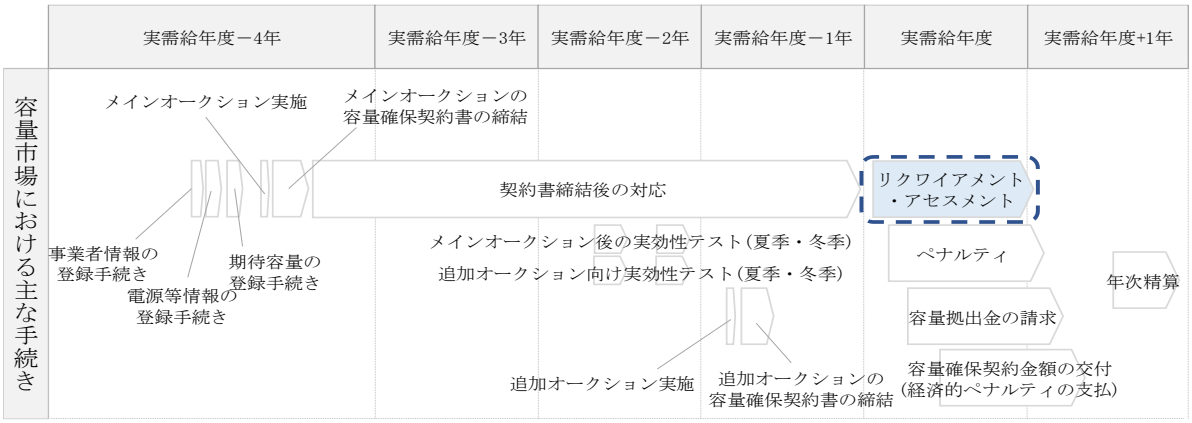

図 1-1　本業務マニュアルが対象とするリクワイアメント対応の位置づけ

1.1 本業務マニュアルの対象事業者
1.2 本業務マニュアルの構成
1.3 容量提供事業者等が登録・提出すべき算定諸元の一覧

[1] 容量市場システムは、容量市場における容量オークション等への参加を希望する本機関会員、その他電気供給事業者の情報を適切に把握し、円滑な市場運営を行うために必要な機能を備えた情報処理システムです。
[2] 本業務マニュアルに記載している容量市場システムの機能は一部であり、その他の機能は必要に応じて容量市場システムマニュアルを参照してください。

対象実需給月をＮ月とした場合の、リクワイアメント対応（安定電源）業務のスケジュールは、以下の通りとなります。

表 1-1 リクワイアメント対応（安定電源）業務の主なスケジュール

項目（参照箇所）	時期	概要
容量停止計画の登録（『2.2.1 容量停止計画の登録』『2.2.2 差替先の容量停止計画の登録』）	都度	容量停止計画に追加・変更があった都度、すみやかに登録・修正を行っていただきます。（電源等差替を実施している場合は差替先を含む）
発電計画・発電上限の修正・提出（『3.1.2 発電計画・発電上限の修正』、『3.1.3 差替先に係る発電計画・発電上限の登録』）	～N+1 月 最終営業日	発電計画・発電上限の修正・提出を行っていただきます。（電源等差替を実施している場合は差替先を含む）
市場応札量の登録（『5.1.1 市場応札量の登録』、『5.1.2 差替先に係る市場応札量の登録』）	N+1 月 最終営業日	市場応札量の登録を行っていただきます。（電源等差替を実施している場合は差替先を含む）
発電量調整受電電力量の登録（『4.1.1 発電量調整受電電力量の登録』、『4.1.2 差替先に係る発電量調整受電電力量の登録』）	～N+2 月 第 10 営業日	発電量調整受電電力量の登録を行ってい

		ただきます。（電源等差替を実施している場合は差替先を含む）
アセスメント結果仮確定に対する異議申立（『6.1.2 異議申立』、『7.1.2 異議申立』、『8.1.2 異議申立』、『9.1.6 異議申立』）	アセスメント結果の受領日を含む 7 営業日	アセスメント結果仮確定に異議がある場合に、異議申立を行っていただきます。
アセスメント結果の確定（『6.1.4 確定したアセスメント結果の受領』、『7.1.4 確定したアセスメント結果の受領』、『8.1.4 確定したアセスメント結果の受領』、『9.1.8 確定したアセスメント結果の受領』）	稼働抑制以外のリクワイアメント：N＋4 月　中旬頃 稼働抑制のリクワイアメント：実需給翌年度 7 月中旬頃	本機関にて、アセスメント結果が確定した旨のメールを送付します。

1.1　本業務マニュアルの対象事業者

本業務マニュアルの対象事業者は、実需給 2026 年度向けの容量オークションに落札した安定電源を提供する容量提供事業者、若しくは電源等差替により安定電源に対する差替先となった電源を提供する事業者です。電源等差替を実施していない容量提供事業者を対象としたマニュアル、電源等差替を実施している差替先・差替元の事業者を対象としたマニュアルをそれぞれ一覧化しておりますので、ご確認ください（図 1-2、図 1-3 参照）。電源等差替により安定電源に対する差替先となった電源を提供する事業者が確認すべき具体的な箇所は、第 2 章『算定諸元登録（容量停止計画）』、第 3 章『算定諸元登録（発電計画・発電上限）』、第 4 章『算定諸元登録（発電量調整受電電力量）』、第 5 章『算定諸元登録（市場応札量）』です。

なお、安定電源の差替先電源等提供者が容量確保契約を締結していない場合は、差替元電源区分に係る業務マニュアルを確認していただく必要があります。

○：確認が必要

電源等区分	業務マニュアル			
	業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応 （安定電源）編	業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応 （変動電源（単独））編	業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応 （変動電源（ｱｸﾞﾘｹﾞｰﾄ））編	業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応 （発動指令電源）編
安定電源	○	－	－	－
変動電源（単独）	－	○	－	－
変動電源（ｱｸﾞﾘｹﾞｰﾄ）	－	－	○	－
発動指令電源	－	－	－	○

図 1-2 電源等差替を実施していない容量提供事業者が確認すべきマニュアル

○：全編確認が必要
△：一部確認が必要

事業者区分	差替先電源の電源等区分	差替元電源の電源等区分	業務マニュアル 業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応 （安定電源）編	業務マニュアル 業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応 （変動電源（単独））編	業務マニュアル 業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応 （変動電源（ｱｸﾞﾘｹﾞｰﾄ））編	業務マニュアル 業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応 （発動指令電源）編
差替元事業者	－	安定電源	○	－	－	－
		変動電源（単独）	－	○	－	－
		変動電源（ｱｸﾞﾘｹﾞｰﾄ）	－	－	○	－
		発動指令電源	－	－	－	○
差替先事業者	安定電源	安定電源	○	－	－	－
		変動電源（単独）	○	△	－	－
		変動電源（ｱｸﾞﾘｹﾞｰﾄ）	○	－	△	－
		発動指令電源	○	－	－	△
	変動電源（単独）	安定電源	△	○	－	－
		変動電源（単独）	－	○	－	－
		変動電源（ｱｸﾞﾘｹﾞｰﾄ）	－	○	△	－
		発動指令電源	－	○	－	△
	変動電源（ｱｸﾞﾘｹﾞｰﾄ）	安定電源	△	－	○	－
		変動電源（単独）	－	△	○	－
		変動電源（ｱｸﾞﾘｹﾞｰﾄ）	－	－	○	－
		発動指令電源	－	－	○	△
	発動指令電源	安定電源	△	－	－	○
		変動電源（単独）	－	△	－	○
		変動電源（ｱｸﾞﾘｹﾞｰﾄ）	－	－	△	○
		発動指令電源	－	－	－	○

図 1-3 電源等差替を実施している事業者が確認すべきマニュアル

1.2　本業務マニュアルの構成

本業務マニュアルにおける章の構成は以下の通りです（図 1-4 参照）。

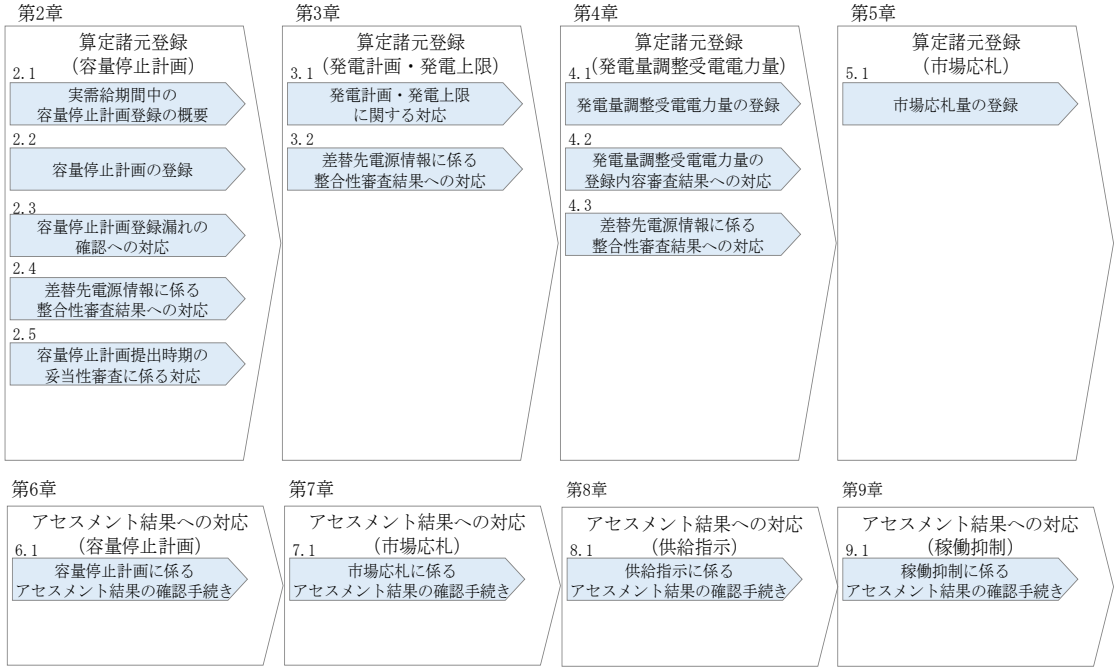

図 1-4　本業務マニュアルの構成（第 1 章除く）

アセスメントに必要となる算定諸元の登録手続きは第 2 章から第 5 章、アセスメントに係る異議申立等の手順は第 6 章から第 9 章を参照してください。

1.3　容量提供事業者等が登録・提出すべき算定諸元の一覧

安定電源に係るリクワイアメントを遵守するにあたり、容量提供事業者等が登録・提出すべき算定諸元について、一覧化しておりますのでご確認ください（図 1-5 参照[3]）。

容量提供事業者が電源等差替を行っていない場合

登録主体	容量停止計画	発電計画・発電上限	発電量調整受電電力量	市場応札量
容量提供事業者	• 契約電源の容量停止計画	• 契約電源の全量	• 契約電源の全量	• 契約電源の全量

容量提供事業者が電源等差替を行った場合

登録主体		容量停止計画[3]	発電計画・発電上限	発電量調整受電電力量	市場応札量
差替元電源等提供者	部分差替の場合	• 差替元電源の容量停止計画 • 差替先電源の容量停止計画	• 差替元電源の全量 • 差替先電源から差替元電源に配分された量	• 差替元電源の全量 • 差替先電源から差替元電源に配分された量	• 差替元電源の全量 • 差替先電源から差替元電源に配分された量
	全量差替の場合	• 差替先電源の容量停止計画	• 差替先電源から差替元電源に配分された量	• 差替先電源から差替元電源に配分された量	• 差替先電源から差替元電源に配分された量

電源等差替により差替先電源等提供者となった場合

登録主体	容量停止計画[3, 4]	発電計画・発電上限	発電量調整受電電力量	市場応札量[4]
差替先電源等提供者	• 差替先電源の容量停止計画	• 差替先電源の全量	• 差替先電源の全量	• 差替先電源のアセスメント分

図 1-5　安定電源に係るリクワイアメントを遵守するにあたり容量提供事業者等が登録・提出すべき算定諸元の一覧[4, 5]

注１：容量市場システムの稼働時間は原則、平日及び休日にあたる火曜日 9 時～18 時となっております。
注２：本機関は必要に応じて、登録・提出された情報の内容について容量提供事業者等に確認することがあります。

[3] 差替元電源等提供者と差替先電源等提供者が同一事業者の場合も、同様に差替元電源および差替先電源の容量停止計画を提出してください。
[4] 容量確保契約を締結していない差替先電源等提供者については、容量停止計画と市場応札量の提出は不要です
[5] 本業務マニュアルでは、事業者が容量市場システム上にアップロードする算定諸元については「算定諸元の登録」、事業者がメールにて本機関に送付する算定諸元については「算定諸元の提出」と表記をしています。

1.4 安定電源に係るリクワイアメントの概要説明

本節では、安定電源に係る実需給期間中のリクワイアメント概要を説明します。

1.4.1 供給力の維持

1.4.2 発電余力の卸電力取引所等への入札（市場応札）

1.4.3 電気の供給指示への対応

1.4.4 稼働抑制

1.4.1　供給力の維持

本項では、供給力の維持について説明します。

1.4.1.1 供給力の維持

1.4.1.2 容量停止計画の提出

1.4.1.1　　供給力の維持

実需給年度において、契約電源をアセスメント対象容量以上の供給力を提供できる状態を維持してください。

1.4.1.2　　容量停止計画の提出

容量停止計画を提出する場合は、年間 8,640 コマ（180 日相当）を上限に、契約電源の停止又はアセスメント対象容量以下の出力が認められます。

容量停止計画の提出は、第 2 章『算定諸元登録（容量停止計画）』を参照して実施してください。

注：実需給期間における容量停止計画の対象は、「電源等の維持・運営に必要な作業」、および、「その他要因（発電設備自体の作業停止以外の流通設備の計画的な作業実施や地元自治体との協定等）」による電源等の停止又は出力低下となります。
なお、 実需給年度 2 年前に行った容量停止計画の調整業務の際に提出いただいた容量停止計画は、各エリア・各月の供給信頼度の確保を目的としておりましたが、実需給期間においては供給力の維持に係るリクワイアメントを満たしているかを確認する目的で、容量停止計画を提出いただきます。したがって、事故による供給力の低下、日数が短く休日等の軽負荷時に実施される作業等を含む電源等の停止・出力低下についても、容量停止計画を提出してください。発電機等の突発的な故障等は、事後のコマを含め遅滞なく容量停止計画を提出してください[6]。

[6] 広域機関システムに登録する発電計画・発電上限については GC 以前のコマについては発電機等の突発的な故障等を踏まえ、修正していただく必要がありますが、GC 以降に再提出はできません。

なお、アセスメント対象容量以上の供給力が提供できる場合は、容量停止計画の提出は不要です。

1.4.2 発電余力の卸電力取引所等への入札（市場応札）

本項では、発電余力の卸電力取引所等への入札（市場応札）について説明します。

1.4.2.1 リクワイアメントの対象となる余力
1.4.2.2 市場応札の実施
1.4.2.3 揚水発電・蓄電池の市場応札
1.4.2.4 バランス停止中の電源の市場応札
1.4.2.5 市場応札結果の報告

1.4.2.1　リクワイアメントの対象となる余力

容量停止計画（出力抑制に伴う停止計画は除く）を提出していない範囲のコマにおいて、小売電気事業者等が活用しない余力がリクワイアメント対象となります。
このリクワイアメント対象となる余力を把握するために、広域機関システムに提出されている発電販売計画から発電計画・発電上限を、本機関にて容量市場システム内に登録します。その後の発電計画・発電上限に関して実施していただく内容については第３章『算定諸元登録（発電計画・発電上限)』を参照して実施してください。

1.4.2.2　市場応札の実施

容量提供事業者は、小売電気事業者等が活用しない余力を卸電力取引所[7]又は需給調整市場（以下「卸電力市場等」という）へ売り入札してください。ただし、これらの市場で約定させることがリクワイアメント達成の要件ではありません。
なお、以下の場合は市場応札の容量を減少させることができます。

- 容量市場システム上の電源等情報に登録した「相対契約上の計画変更締切時間」以降において、卸電力市場等が閉場しており余力を入札する市場が存在しない場合
- 火力発電において、燃料制約により入札できる容量が減少する場合（ただし、前日以降の需給バランス評価で広域予備率低下に伴う供給力提供の周知[8]対象となったコマ（以下「低予備率アセスメント対象コマ」という）は除きます[9]）

[7] 一日前市場（スポット市場)、当日市場（時間前市場）をいう。
[8] 前日計画公表断面（前日 17 時 30 分頃）に周知し、実需給当日においては当日計画公表断面（30 分ごと）に周知いたします。広域予備率 Web 公表システム広域予備率に関する通知情報【容量市場向け】で周知し、広域予備率 8%未満を判定の都度、web 上に表示するとともに、容量確保契約の契約事業者に確認支援のためメールを送付します。
[9] 燃料制約により入札できる容量が限られ、全ての低予備率アセスメント対象コマに入札ができない場合、可能な限り広域予備率が低い低予備率アセスメント対象コマから入札してください。なお、燃料制約により入札できなかった低予備率アセスメント対象コマについては市場応札のリクワイアメントは未達成となります。

- 水力発電において、渇水等に伴う貯水量の減少により入札できる容量が減少する場合（ただし、広域予備率低下に伴う供給力提供通知が出された場合は除きます）
- 水力発電において、大規模な出水や台風による影響等を受け、河川法にもとづく河川管理者からの指示等に従い、洪水による災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置を講じた結果、入札できる容量が減少する場合
- 段差制約により、入札できる容量が減少する場合（ただし、ブロック入札により解決できる場合は除きます）
- 前日以降の需給バランス評価で平常時と判断された時間帯において、バランス停止（出力抑制を含む）からの起動が不経済となる場合
- 非効率石炭火力電源について、実需給期間中に年間設備利用率の範囲内を見込むにあたり、供給計画・発電販売計画等の事前の運転計画に沿っている場合（ただし、低予備率アセスメント対象コマは除く）
- その他やむを得ない理由があり、本機関が合理的と認めた場合

また、低予備率アセスメント対象コマに対し、入札可能な市場が存在する場合、未約定に伴う余力およびその後に増加した余力はリクワイアメント対象となります。

1.4.2.3　揚水発電・蓄電池の市場応札

広域予備率低下に伴う供給力提供通知が出され、低予備率アセスメント対象コマが存在する場合、運転継続時間[10]が限られる揚水発電・蓄電池に関して、本機関は当該コマに対して市場応札が実施されているかを優先的にアセスメントします。揚水発電・蓄電池は、小売電気事業者等が活用しない余力の入札準備が完了した段階で当該コマの広域予備率が低いコマから順に、運転継続時間のコマ数を上限として卸電力市場等へ入札を実施してください。広域予備率が同率の場合は、その中から任意のコマを選択して入札を実施してください。それでもなお、余力がある場合は、低予備率アセスメント対象コマ以外へ入札を実施してください。
広域予備率低下に伴う供給力提供通知が出されていない場合、任意のコマに運転継続時間のコマ数まで卸電力市場等へ入札を実施してください。

[10] 揚水発電・蓄電池における運転継続時間は期待容量等算定諸元一覧にて「各月の運転継続時間（応札容量算出用）」に記載した時間数です。

1.4.2.4　　バランス停止中の電源の市場応札

バランス停止中の電源に関して、広域予備率低下のおそれに伴う供給力提供準備通知[11]が出された場合、容量提供事業者は起動準備をしてください。広域予備率低下に伴う供給力提供通知が出された場合は、卸電力市場等に市場応札してください（卸電力市場等における約定結果が確定する以前にバランス停止から起動する必要はありません。なお、市場応札の結果、約定した場合は当該コマに対し、適切に供給力を提供してください)。

卸電力市場等へ入札する場合、低予備率アセスメント対象コマに間に合うように起動カーブを作成し、その量を入札してください。時間前市場からの札の取り下げは、当該起動カーブ通りに電源を起動ができなくなるタイミングで実施してください。

注：　本機関は、時間前市場からの札の取り下げに関して問合せることがあります。電源等情報に登録された『電源の起動時間』の情報を勘案し、札の取り下げのタイミングが適切でないと思われる場合は、その理由を確認し、取り下げ理由が合理的でない場合は、市場応札していなかったものとみなします。

1.4.2.5　　市場応札結果の報告

容量提供事業者は、第５章『算定諸元登録（市場応札量)』を参照し、市場応札の結果を容量市場システムに登録してください。

注：低予備率アセスメント対象コマに対する登録値は、需給調整市場では約定分となり、時間前市場では、当該コマが発生した（翌日計画公表以降に広域予備率が低下したと判断された）以降に入札したが約定しなかった分を容量市場システムに登録してください。なお、スポット市場に対して、入札したが約定しなかった分は考慮しません。

1.4.3　電気の供給指示への対応

本項では、電気の供給指示への対応について説明します。

1.4.3.1 供給指示の対象
1.4.3.2 供給力の提供
1.4.3.3 エリアをまたがる差替実施時の対応
1.4.3.4 供給指示への対応結果の報告

[11] 週間計画公表断面から前日計画公表前までに周知いたします。なお、周知方法は広域予備率低下に伴う供給力提供通知と同様です。

1.4.3.1　　供給指示の対象

属地一般送配電事業者と給電申合書等を締結している電源で、容量停止計画（出力抑制に伴う停止計画は除く）を提出していないコマが供給指示の対象となります。

1.4.3.2　　供給力の提供

実需給期間中において、広域予備率低下に伴う供給力提供通知が出された場合に、属地一般送配電事業者からの供給指示に応じて、容量提供事業者はゲートクローズ以降の発電余力を提供してください。ただし、広域予備率低下に伴う供給力提供通知が発令されていないコマで供給指示が発令されている場合は、アセスメントの対象外となります。供給指示の発令方法、実施内容、解除等については給電申合書等にしたがってください。

なお、供給指示に応じた場合においても、当日の計画提出期限を過ぎているコマについては、広域機関システムに登録する発電計画・発電上限の事後的な修正は不要です。一方で、当日の計画提出が可能なコマについては、『1.4.2 発電余力の卸電力取引所等への入札（市場応札）』のリクワイアメントのとおり、発電余力を卸電力市場等へ売り入札していただいたうえで、広域機関システムに登録する発電計画・発電上限に、その入札の結果を反映していただくことが必要です[12]。

ただし、供給指示が発令された電源において、属地一般送配電事業者からの供給指示が発令された時間帯（コマ）と需給調整市場で約定している時間帯（コマ）が一部でも重複している場合、当該重複コマに対して、当該電源は需給調整市場における調整力指令に従ってください。その結果、発電実績がアセスメント対象容量を下回った要因について、調整力指令の影響であることが合理的に説明でき、需給調整市場のリクワイアメントを達成した場合は、当該重複コマに関してアセスメント結果の仮確定時においてはペナルティ対象と判定するものの、異議申立を行っていただく事で、ペナルティ対象から除きます。

バランス停止している電源に関しては、当該コマに向けての『電源の起動時間』を考慮し、供給指示の対象時間帯に間に合う場合には、起動を行ってください。供給指示の対象時間に起動が間に合わない場合であっても、可能な限り、一般送配電事業者からの供給指示に従っていただけますようお願いいたします。なお、電気の供給ができないやむを得ない理由（バランス停止からの起動が供給指示の対象時間帯に間に合わない場合も含む）があり、本機関が合理的と認めた場合については、アセスメント結

[12] 広域機関システムに登録する発電計画・発電上限に関しては、『2024 年度以降の発電計画値・発電上限値に関する事業者説明会資料』（https://www.occto.or.jp/occtosystem2/oshirase/2023/230428_oshirase.html）を参照してください。

果の仮確定時においてはペナルティ対象と判定するものの、異議申立を行っていただく事で、ペナルティ対象から除きます。

1.4.3.3　エリアをまたがる差替実施時の対応

エリアをまたがる電源等差替を実施した場合、差替先電源等のエリアの一般送配電事業者からの供給指示に従ってください。

1.4.3.4　供給指示への対応結果の報告

容量提供事業者は、第４章『算定諸元登録（発電量調整受電電力量)』を参照し、供給指示への対応の結果を容量市場システムに登録してください。

1.4.4 稼働抑制

本項では、稼働抑制について説明します。

1.4.4.1 稼働抑制の対象
1.4.4.2 稼働抑制の対応
1.4.4.3 稼働抑制の対応結果の報告

1.4.4.1　稼働抑制の対象

電源等区分が安定電源で、かつ主燃料が石炭の電源のうち、建設時の設計効率が高位発熱量（HHV：Higher Heating Value)・発電端において 42%以上であることを確認できない電源（以下「非効率石炭火力電源」という）が稼働抑制の対象となります。

注：電源等差替によって非効率石炭火力電源に差替える場合、差替元電源が非効率石炭火力電源かどうかに関わらず、差替先電源は稼働抑制のリクワイアメントの対象となります。
非効率石炭火力電源をそれ以外の電源に差替える場合、差替先電源は稼働抑制のリクワイアメントの対象外となります。

1.4.4.2　稼働抑制の対応

非効率石炭火力電源については実需給期間中における年間設備利用率を 50%以下としたうえで、アセスメント対象容量以上の供給力を提供してください。

1.4.4.3　稼働抑制の対応結果の報告

容量提供事業者は、第４章『算定諸元登録（発電量調整受電電力量)』を参照し、稼働抑制の対応の結果を容量市場システムに登録してください。

第2章　算定諸元登録（容量停止計画）

本章では、算定諸元登録（容量停止計画）に関する以下の内容について説明します（図 2-1 参照）。

2.1 実需給期間中の容量停止計画登録の概要
2.2 容量停止計画の登録
2.3 容量停止計画登録漏れの確認への対応
2.4 差替先電源情報に係る整合性審査結果への対応
2.5 容量停止計画提出時期の妥当性審査に係る対応

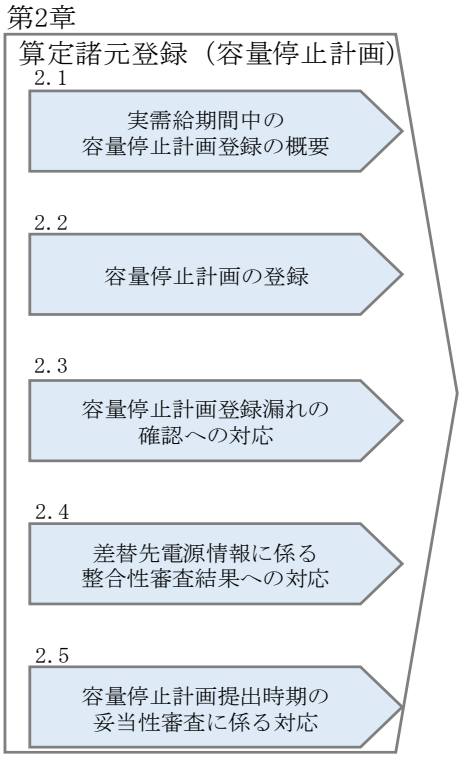

図 2-1　第 2 章の構成

2.1　実需給期間中の容量停止計画登録の概要

実需給期間中の容量停止計画登録の概要は表 2-1 の通りとなります。

表 2-1 容量停止計画登録作業の概要

実需給２年度前に登録された容量停止計画の取込			
項目	作業時期	実施主体	概要
実需給２年度前に登録された容量停止計画の変換	実需給年度前年度の３月	本機関	実需給２年度前に登録された容量停止計画を、本機関にて実需給期間向けに変換し、容量市場システムに登録します。
容量提供事業者による容量停止計画の登録			
項目	作業時期	実施主体	概要
容量市場システムでの容量停止計画の登録	都度[13]	容量提供事業者	容量停止計画に追加・変更があった際に、容量市場システム上で登録・修正してください（『2.2 容量停止計画の登録』参照）。

[13] 提出タイミングとペナルティ倍率の関係については、第６章を参照してください。

2.2　容量停止計画の登録

本節では容量停止計画の登録について説明します（図 2-2 参照）。

2.2.1 容量停止計画の登録

2.2.2 差替先の容量停止計画の登録

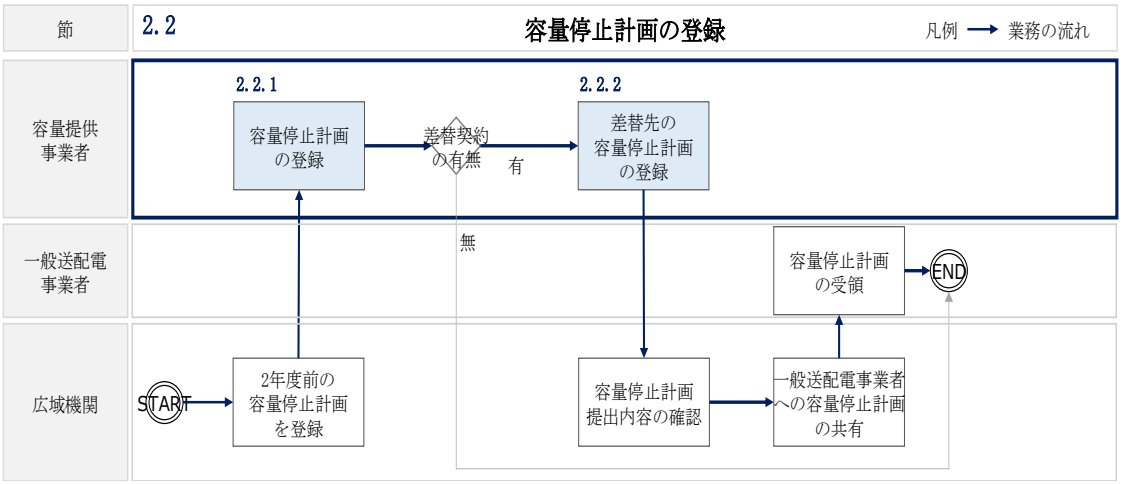

図 2-2 容量停止計画の登録手順

2.2.1　容量停止計画の登録

本項では容量停止計画の登録について説明します（図 2-3 参照）。

2.2.1.1 容量停止計画の確認
2.2.1.2 容量停止計画の登録（CSV 一括登録）
2.2.1.3 容量停止計画の登録（容量停止計画変更・確認画面）
2.2.1.4 容量停止計画の登録結果の確認

2.2.1 容量停止計画の登録

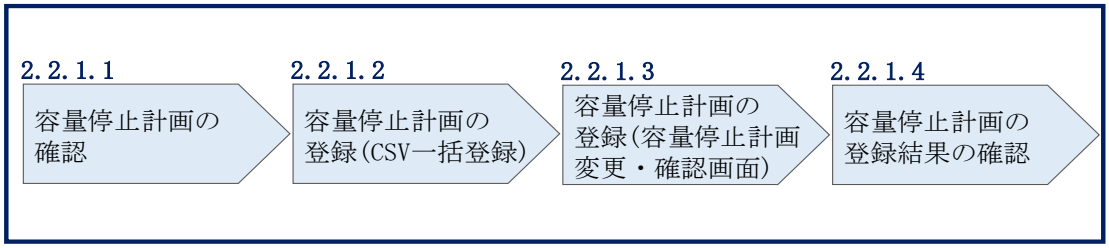

図 2-3 容量停止計画の登録手順

2.2.1.1　　容量停止計画の確認

容量市場システムに登録されている容量停止計画を確認してください。

注１：実需給２年度前に登録された容量停止計画を、本機関にて実需給期間向けに変換し容量市場システムに登録する際の変換後の登録状況は、回次１で登録（初回登録）されています。

容量市場システムの折り畳みメニュー「リクワイアメント・アセスメント」から、「アセスメント管理（共通）」、「容量停止計画一覧画面」リンクを順にクリックして、「容量停止計画一覧画面」へ進んでください。
「実需給年度」を入力し、「最新回次[14]切替」で「最新回次のみ表示」を選択し、「検索」ボタンをクリックしてください。
「容量停止計画一覧」（検索結果）に条件に合致する結果が表示されますので、「計画提出事業者コード」リンクをクリックし、「容量停止計画確認・変更画面」へ進んでください（図 2-4、図 2-5 参照）。

[14] 本マニュアル末尾に掲載されている Appendix3 を参照。

「容量停止計画確認・変更画面」にて、登録された容量停止計画を事業者ご自身でご確認ください。

図 2-4　容量停止計画一覧画面　画面イメージ

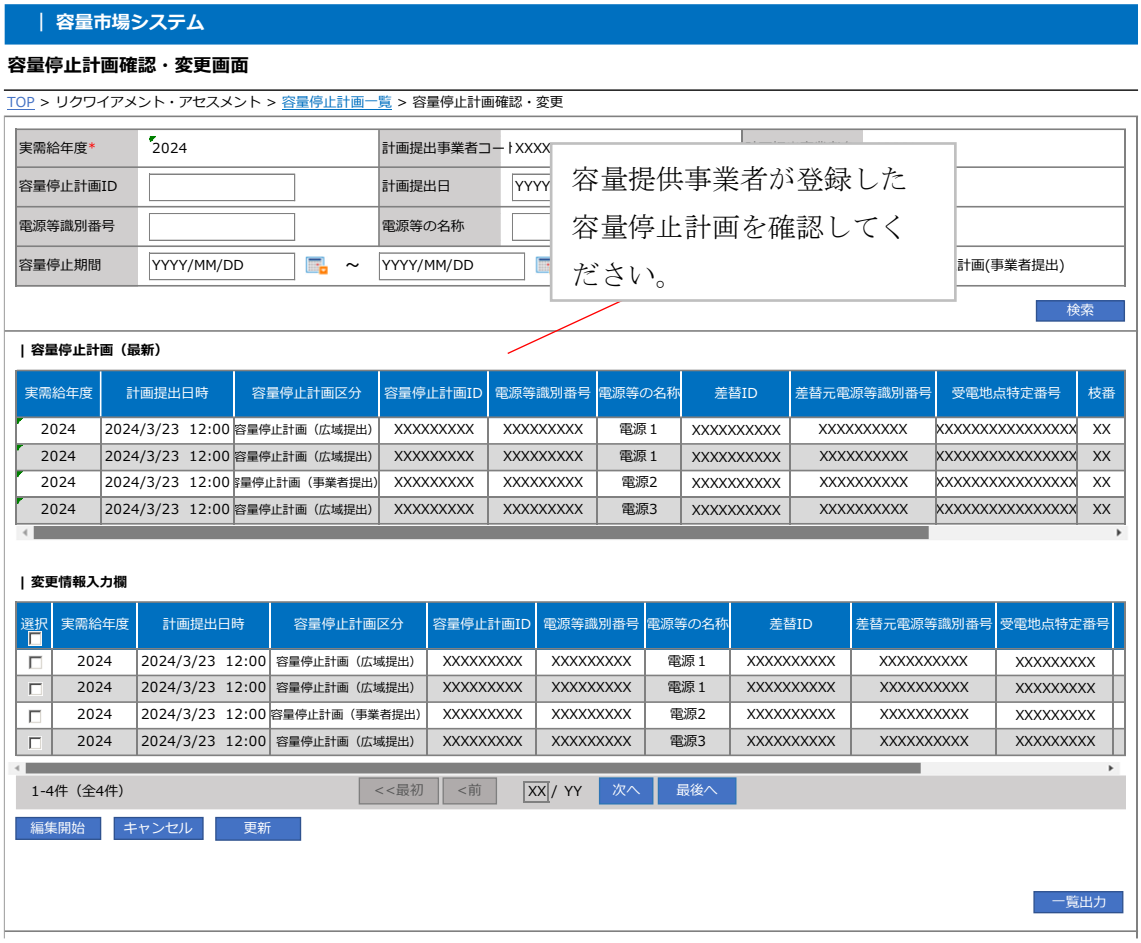

図 2-5　容量停止計画確認・変更画面　画面イメージ

2.2.1.2　容量停止計画の登録（CSV 一括登録）

本手順では、CSV 一括登録により容量停止計画を登録・修正する場合の手順を説明します。

容量市場システムに登録（初回登録）された容量停止計画の追加・変更があった場合には、判明の都度すみやかに容量市場システム上で登録・修正してください。

容量停止計画の登録は、https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou-system/200212_youryousystem_kiyaku_manual.html からダウンロードする CSV ファイルを用いてください（図 2-6、表 2-2 参照）。

新規登録（登録区分：4）の場合、容量停止計画 ID は空白（スペース入力不可）にしてください。

電源等差替を実施していない場合、電源等差替 ID、差替元電源等識別番号はカンマで区切る形（「,,」）で入力してください。

```
"容量停止計画ID","実需給年度","電源等識別番号","電源等の名称","電源等差替ID","差替元電源等識別番号","受電地点特定番号","枝番","停止設備（号機
,2024,0000006406,Ph3_電源7Y14_安定1,,,33000000000000000000026,1,1号機,11111,20250101,0000,20250115,2400,,,,4
,2024,0000006404,Ph3_電源7Y14_安定2,,,33000000000000000000027,1,1号機,31111,20250101,0000,20250131,2400,,,,4
,2024,0000006405,Ph3_電源7Y14_安定5,0000004713,0000006404,33000000000000000000030,1,1号機,31111,20250101,0000,20250115,2400,,,,4
```

広域受付番号、出力可能容量（kW）については、カンマで区切る形（「,,」）で入力してください。

図 2-6 容量停止計画 CSV イメージ

表 2-2 容量停止計画 CSV の記載項目

【*】印の項目は、CSV の入力必須項目です。入力漏れのないようご注意下さい。

No	項目	留意点
①	容量停止計画 ID	容量停止計画 ID（10 桁）を半角英数字で入力してください ※新規登録（登録区分：4）の場合は空白（スペース入力不可）にしてください。
②	実需給年度*	yyyy 形式の半角数字で入力してください 例：実需給 2024 年度の場合「2024」と入力
③	電源等識別番号*	停止対象の電源等識別番号（10 桁）を半角英数字で入力してください
④	電源等の名称*	電源等の名称（50 桁以内）を全角で入力してください
⑤	電源等差替 ID	電源等差替を実施している場合には電源等差替 ID（10 桁）を半角数字で入力してください ※電源等差替を実施していない場合も、CSV データ読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る形（「,,」）で入力してください。
⑥	差替元電源等識別番号	差替元電源等識別番号（10 桁）を半角英数字で入力してください ※電源等差替を実施していない場合も、CSV データ読み込み上の項目としては必要となりますの

No	項目	留意点
		で、カンマで区切る形（「,,」）で入力してください。
⑦	受電地点特定番号	受電地点特定番号（22 桁）を半角英数字で入力してください
⑧	枝番*	枝番を半角英数字で入力してください ※複数号機ある場合の、号機の判別に使用します。電源等情報詳細画面の詳細情報一覧の枝番に合わせて入力してください。
⑨	停止設備（号機単位）の名称	停止設備（号機単位）の名称（50 桁）を全角で入力してください
⑩	系統コード（号機単位）	系統コード（号機単位（5 桁））を半角英数字で入力してください
⑪	作業開始年月日*	yyyymmdd（8 桁）を半角数字で入力してください 例：2024 年 10 月 3 日に作業開始の場合「20241003」と入力
⑫	作業開始時分*	hhmm（4 桁）を半角数字で入力してください 例：AM9:05 に作業開始の場合「0905」と入力、PM9:05 に作業開始の場合「2105」と入力
⑬	作業終了年月日*	yyyymmdd（8 桁）を半角数字で入力してください 例：2024 年 10 月 3 日に作業終了の場合「20241003」と入力
⑭	作業終了時分*	hhmm（4 桁）を半角数字で入力してください 例：AM9:05 に作業終了の場合「0905」と入力、PM9:05 に作業終了の場合「2105」と入力 ※24:00 に作業終了の場合「2359」と入力
⑮	広域受付番号	容量停止計画を直接容量市場システムに登録する場合も、CSV データ読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る形（「,,」）で入力してください
⑯	出力可能容量（kW）	実需給期間中の容量停止計画の登録時には使用いたしませんが、CSV データの読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る形（「,,」）で入力してください
⑰	容量停止計画登録状況	編集しない（空欄、又は入力済みの値のまま）
⑱	登録区分*	2:変更（2 回目以降））

No	項目	留意点
		3:取消 4:新規登録

容量停止計画 CSV に必要な値を入力して保存した後、容量市場システムに登録してください。なお、月を跨ぐ停止計画がある場合、月ごとに分割せず、まとめて容量停止計画を登録することも可能です。

注１：容量停止計画 CSV ファイルは、テキストエディタで編集してください。テキストエディタではなく Excel で編集した場合、記載したデータから「""（ダブルクォーテーション）」や先頭の 0 が欠落する可能性があります。

注２：登録する CSV ファイルについて、1 行目のヘッダ部分（"容量停止計画 ID"～ "登録区分"の部分）各項目には「""」を付けてください。2 行目以降のボディ部分（登録する情報の部分）には「""」を付けないでください。

注３：CSV 一括登録により容量停止計画を変更する場合、登録済みの情報との差分のみが更新されるため、登録済みの内容の記載は不要です。ただし、新たに別の容量停止計画として追加で容量停止計画を登録する際、登録済みの期間より短い場合は、システムの仕様上、期間の長い計画が最新と判別されるため、登録済みの情報の取消が必要です。なお、その場合、追加登録のタイミングが算定諸元の登録日となるため、アセスメント結果に影響がある点にご注意ください。

注４：新たに別の容量停止計画として追加で容量停止計画を登録する際、登録済みの容量停止計画と重複している期間は登録済みの容量停止計画を登録したタイミングが算定諸元の登録日となります。一方で、登録済みの容量停止計画を取消した後に、新たに別の容量停止計画として追加で登録した場合は、新たに別の容量停止計画を登録したタイミングが算定諸元の登録日となります。このため、新たに別の容量停止計画として追加で容量停止計画を登録する場合は登録後に、登録済みの容量停止計画を取消してください。
(例)10 月 1 日から 10 月 10 日までの容量停止計画 A が登録済みの場合に、電源等の維持・運営に必要な作業の期間延長により、10 月 1 日から 10 月 15 日までの容量停止計画 B を新たに登録する場合は、容量停止計画 B の登録後に容量停止計画 A を取消してください。この場合、10 月 11 日から 10 月 15 日の期間については、容量停止計画 B の登録タイミングが算定諸元の登録日となりますが、10 月 1 日から 10 月 10 日までの期間については容量停止計画 A の登録タイミングが算定諸元の登録日となります。一方

で、容量停止計画Aの取消後に容量停止計画Bを登録してしまうと、10月1日から10月15日について、容量停止計画Bの登録タイミングが算定諸元の登録日となります。

注5：既に登録済みの容量停止計画の期間中の一部を削除しようとする場合はCSV一括登録にて、新たに別の容量停止計画を登録した後に、登録済みの容量停止計画の取消していただく必要があります。CSV一括登録にて登録済みの容量停止計画の修正や、『2.2.1.3容量停止計画の登録（容量停止計画変更・確認画面）』での修正を行うと、別の容量停止計画の登録タイミングが算定諸元の登録日となってしまう期間が発生しますので、ご注意ください。
(例)10月1日から10月5日までの容量停止計画Aを登録済みであるが、10月3日のみ稼働できるため容量停止計画の変更を行う場合、10月1日から10月2日までの容量停止計画Bと10月4日から10月5日までの容量停止計画Cを登録後に、容量停止計画Aを取消してください。この場合、容量停止計画Bと容量停止計画Cについては、容量停止計画Aの登録タイミングが算定諸元の登録日となります。
一方で、容量停止計画Aについて期間を10月1日から10月2日に変更したうえで、10月4日から10月5日までの容量停止計画Cを別の容量停止計画として登録してしまうと、10月4日から10月5日までの期間は、容量停止計画Cの登録タイミングが算定諸元の登録日となります。

注6：誤った文字コードのCSVファイルをアップロードすると、ファイルを正常にアップロードできません。規定されているファイル文字コードは、【SJIS（MS932)】です。テキストエディタでCSVを作成、保存する場合は文字コードANSIを選択してください。UTF-8等のファイルをアップロードすると、登録結果がシステムエラーとなります。

注7：1レコードに複数月分の停止期間を含む本ファイルについて、新規分・変更分の停止期間の月ごとに登録可能かチェックを行いますが、ひと月でも登録不可の月が存在すれば、エラーとし登録処理は実施しません。

注8：1度にアップロードできる上限レコード数はヘッダ行含め100レコードです。
上限レコード数を超える場合は、ファイル分割を行い、複数回に分けてアップロードしてください。

注9：同一電源に対する容量停止計画の数が多い場合、登録・削除に時間がかかります。新規の計画が多い場合だけでなく、既存の計画が多い場合も同様の事象が発生し

ます。また、停止期間が長い（停止コマ数が多い）場合も、登録時間が長くなります。

注 10：前週火曜日の 17 時までに容量停止計画の登録を開始した場合、登録完了（OK）が後日になったとしても、前週火曜日の 17 時までに登録されたものとしてシステムでは認識され、それに基づきアセスメントも実施されます。登録時のフォーマットに誤りが存在した場合や、容量市場システムの上限レコード数（100 レコード）を超える場合は、登録結果「NG」となりますので、システムマニュアルの登録用 CSV 作成時の例・注意事項等を参照のうえ、適切にご登録をお願いします。

ファイル名は「実需給年度・対象月_ファイル種別_電源等識別番号_A 枝番.csv」としてください[17]。また、容量停止計画を更新する場合のファイル名は「実需給年度・対象月_容量停止計画_電源等識別番号_A 枝番_R 更新回数.csv」としてください[18]。なお、複数の電源を一括して登録する場合、ファイル名に記載する電源等識別番号は CSV ファイルの先頭行の電源等識別番号を記載してください。月を跨ぐ停止計画の容量停止計画を提出する場合は、作業開始年月をファイル名に記載してください。なお、容量停止計画の登録・修正は対象実需給月＋1 月の第 16 営業日までに実施していただく必要があります。

例）初回の登録の場合

202410_容量停止計画_0123456789_A1.csv

実需給年度・対象月　ファイル種別　電源等識別番号　A 枝番

1 回目の更新の場合

202410_容量停止計画_0123456789_A1_R1.csv

R 更新回数

2 回目の更新の場合

202410_容量停止計画_0123456789_A1_R2.csv

[17] 容量市場システムの仕様上ファイル名は任意に設定していただくことも可能です。容量提供事業者にて管理しやすいよう、命名してください。
[18] 1 つあたりのアップロードファイルサイズの上限は 20MB となりますので、20MB を超える場合は、ファイルを分割してください。

容量市場システム「実需給期間向け機能トップ画面」の折り畳みメニューから「その他共通」、「一括登録・変更」の順にリンクをクリックして、「一括登録・変更画面」へ進んでください。
「ファイル種別」を選択し、「ファイル選択」ボタンをクリックして、アップロードしたい容量停止計画の CSV ファイルを選択してください（表 2-3 参照）。容量停止計画の CSV ファイルが容量市場システム上に表示されましたら、「アップロード」ボタンをクリックし、登録してください（図 2-7 参照）。

注：一括登録時、他事業者が登録中は待ち時間が発生することがあります。なお、登録対象となるファイルは、①アセスメント算定諸元一覧、差替配分供給力、②容量停止計画の 2 グループに分けられ、同じグループ同士であれば直列処理、異なるグループ同士であれば並列処理となります。

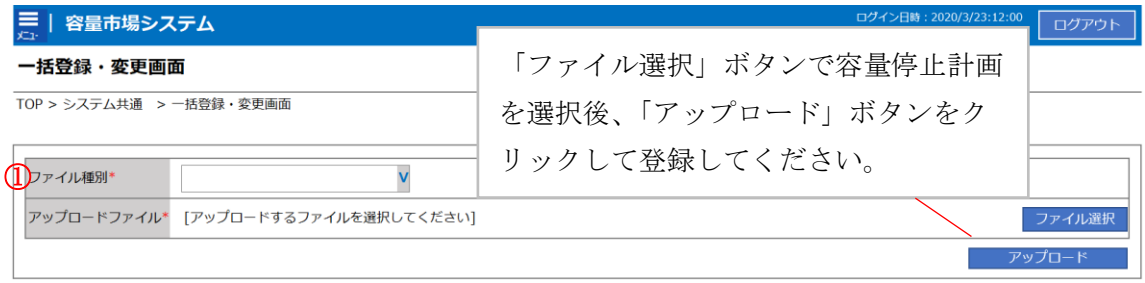

図 2-7　一括登録・変更画面のイメージ

表 2-3　一括登録・変更画面の入力項目

No	入力項目	入力内容
①	ファイル種別	「容量停止計画」を選択

2.2.1.3　容量停止計画の登録（容量停止計画変更・確認画面）

本手順では、容量停止計画一覧画面上から容量停止計画を登録・修正する場合の手順を説明します。

容量市場システムの折り畳みメニュー「リクワイアメント・アセスメント」の中の「容量停止計画一覧画面」リンクをクリックして、「容量停止計画一覧画面」へ進んでください。
「容量停止計画 ID」に該当の容量停止計画 ID を入力し、「実需給年度」に該当の実需給年度を入力し、「検索」ボタンをクリックしてください。

「容量停止計画一覧（検索結果）」に条件に合致する結果が表示されますので、「計画提出事業者コード」リンクをクリックし、「容量停止計画確認・変更画面」へ進んでください（図 2-8 参照）。

新規登録の場合、「容量停止計画確認・変更画面」にて、「追加情報入力欄」の「編集開始」ボタンをクリックしてください。「電源等識別番号」（差替先電源の登録時は差替先の「電源等識別番号」）、「枝番」、「作業開始日時」、および「作業終了日時」を直接入力してください。差替先電源の登録時は「差替 ID」も入力してください。容量停止計画の入力後に、「表示」ボタンをクリックし、「電源等の名称」等が表示されるため内容を確認後、「更新」ボタンをクリックし更新内容を反映してください（図 2-9 参照）。

変更の場合、「容量停止計画確認・変更画面」にて、「変更情報入力欄」の「選択」から変更対象にチェックをいれて「編集開始」ボタンをクリックしてください。「登録区分」プルダウンから「変更」を選択し、「作業開始日時」、および「作業終了日時」を直接更新し修正してください[19]。容量停止計画の修正後に、「更新」ボタンをクリックし更新内容を反映してください（図 2-10、図 2-11 参照）。

取消の場合、「容量停止計画確認・変更画面」にて、「変更情報入力欄」の「選択」から変更対象にチェックをいれて「編集開始」ボタンをクリックしてください。「登録区分」プルダウンから「取消」を選択し、「更新」ボタンをクリックし更新内容を反映してください（図 2-10、図 2-11 参照）。

また、その他要因（発電設備自体の作業停止以外の流通設備の計画的な作業実施や地元自治体との協定等）に伴い電源等が停止又は出力低下する場合、必要に応じ報告フォーマット及びエビデンスとなる添付資料を翌月末までに提出してください。

報告フォーマットは https://www.occto.or.jp/market-board/market/jitsujukyukanren/requirement_teisyutsusyorui.html からダウンロードする Excel ファイルを用いてください。

「容量停止計画確認・変更画面」下部にある「添付資料」の「ファイル選択」ボタンをクリックし、ファイルを選択した後、「アップロード」ボタンをクリックすることで、添付資料を提出することができます。

注：容量停止計画確認・変更画面において、添付ファイルとしてアップロード可能なファイル数は、１年度１事業者につき最大 50 件です。

[19] 容量市場システムの容量停止計画確認・変更画面から直接、容量停止計画を修正する場合、「作業開始日時」、および「作業終了日時」のみ修正可能です。

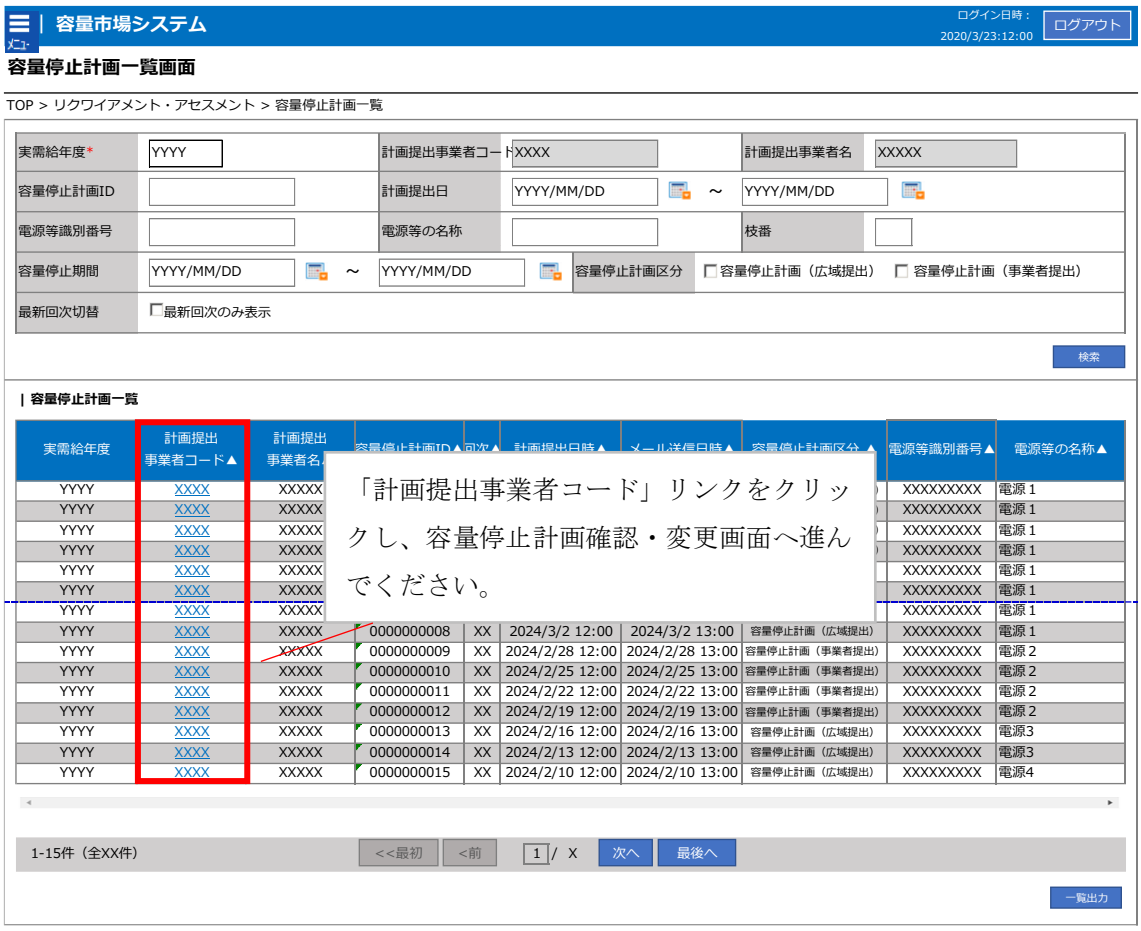

図 2-8　容量停止計画一覧画面　画面イメージ

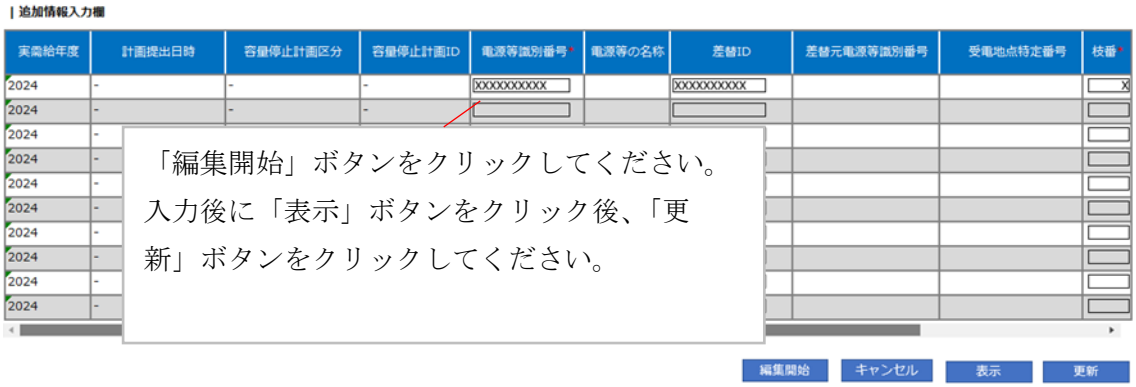

図 2-9　容量停止計画確認・変更画面　画面イメージ(1)

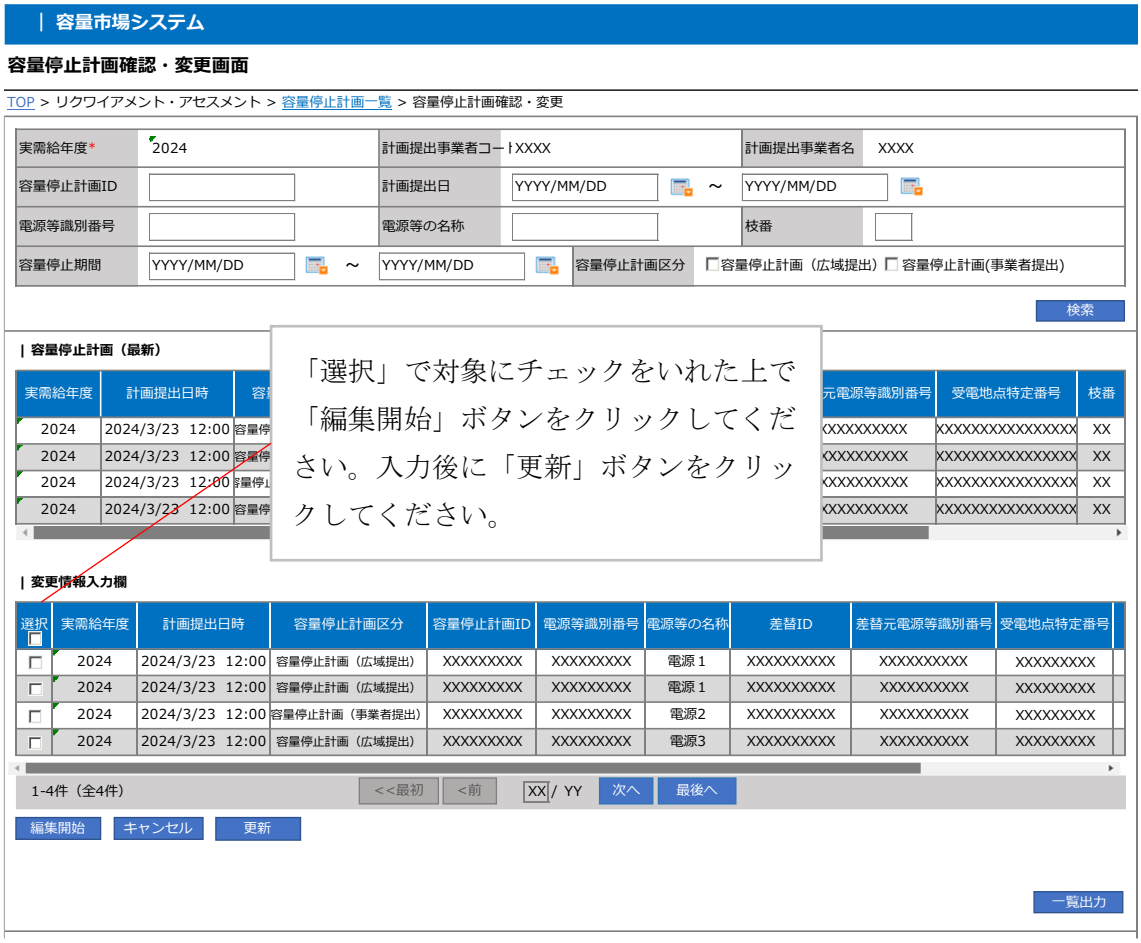

図 2-10　容量停止計画確認・変更画面　画面イメージ(2)

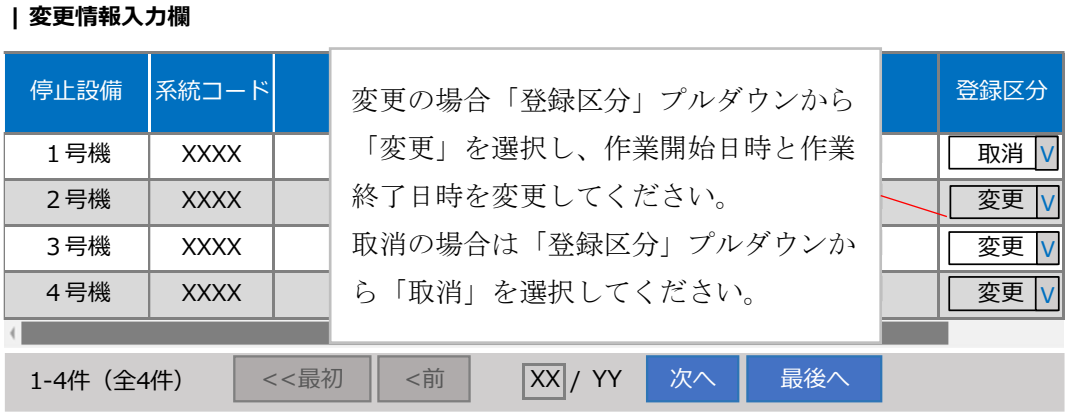

図 2-11　変更情報入力欄　登録区分　画面イメージ

2.2.1.4　　容量停止計画の登録結果の確認

容量停止計画を修正し、CSV ファイルをアップロードした場合は、登録結果を確認してください。

容量市場システム「実需給期間向け機能トップ画面」の折り畳みメニューから「その他共通」、「一括登録・変更」、「一括登録・変更結果確認画面」の順にリンクをクリックして、「一括登録・変更結果確認画面」へ進んでください。

「ファイル種別」で「容量停止計画」を選択し、登録日時を入力して「検索」ボタンをクリックしてください。「一括登録・変更結果確認一覧（検索結果）」に条件に合致する容量停止計画が表示されます。検索結果から、ユーザ名、登録ファイル名、登録日時をもとに登録したファイルを特定したうえで「登録結果」が「処理中」となっている場合は、まだシステム内で処理が終了していませんので、時間を空けて再確認してください。「登録結果」が「OK」と表示されていれば正常に登録されていますが、「登録結果」が「NG」と表示されている場合は正常に登録されていないため、再登録する必要があります（図 2-12、図 2-13 参照）。なお、検索時に「登録結果 NG のみ表示」にチェックを入れると「登録結果」が「NG」の対象のみを表示可能です。

容量停止計画の「登録結果」が「NG」と表示されている場合、「登録結果」の「NG」リンクをクリックし、「エラー情報 CSV ファイル」をダウンロードしてください（図 2-14 参照）。「エラー情報 CSV ファイル」の内容を確認して容量停止計画の CSV ファイルを修正し、「一括登録・変更画面」から再登録してください。

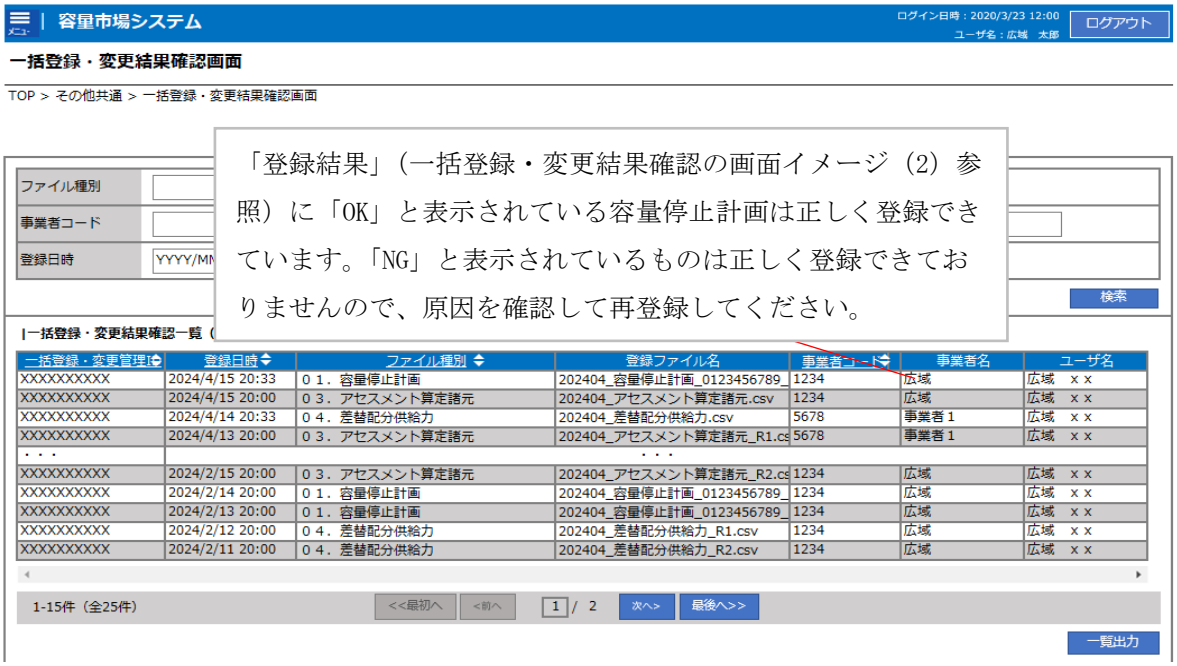

図 2-12　一括登録・変更結果確認の画面イメージ（1）

図 2-13　一括登録・変更結果確認の画面イメージ（2）

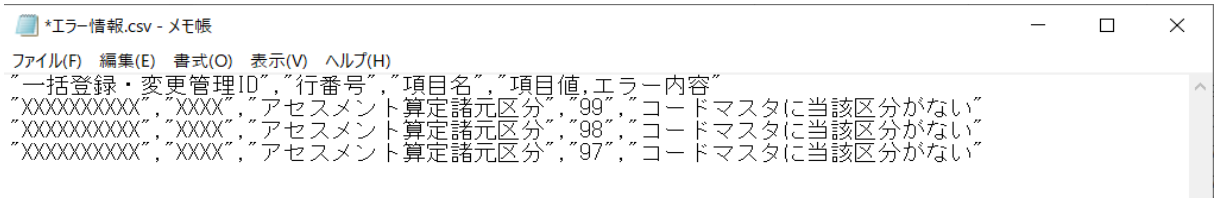

図 2-14　エラー情報 CSV ファイルの CSV イメージ

なお、容量停止計画のファイルが正常に登録された場合、登録が完了した旨のメールが送付されます（表 2-4 参照）。登録した容量停止計画の内容を確認してください。

表 2-4　一括登録・変更の CSV ファイル登録結果通知メールイメージ

項目	内容
件名	【容量市場システム】一括登録・変更の CSV ファイル登録結果通知
送信元メールアドレス	support-noreply@capacity-market2.occto.or.jp
本文記載事項	XXXX　様 こちらは電力広域的運営推進機関　容量市場システム　管理者です。 一括登録・変更で CSV ファイルが正常に登録されました。ご確認をお願いいたします。 【ファイル種別】 容量停止計画 電力広域的運営推進機関　容量市場システム　管理者 ※このメールはシステムより自動送信されています。差出人には返信しないでください。

2.2.2　差替先の容量停止計画の登録

本項では、電源等差替を実施している場合の、差替先の容量停止計画の登録について説明します（図 2-15 参照）。

2.2.2.1 差替先の容量停止計画の登録
2.2.2.2 差替先の容量停止計画の登録結果の確認

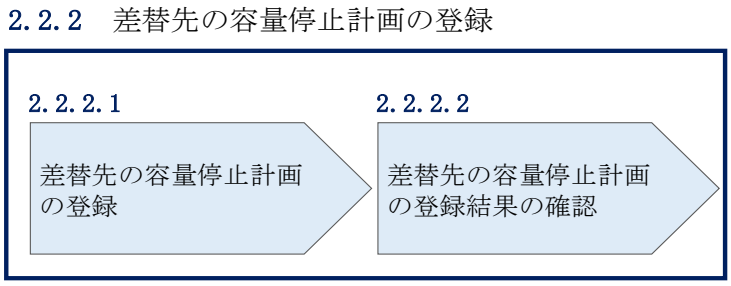

図 2-15 差替先の容量停止計画の登録手順

2.2.2.1　　差替先の容量停止計画の登録

電源等差替を実施している容量提供事業者は、差替先の容量停止計画の登録をしてください。

電源等差替を実施している場合の、登録対象範囲については、登録主体に基づき登録範囲を確認してください（表 2-5 参照）。

表 2-5 電源等差替を実施している場合の容量停止計画の登録対象[20]

登録主体		電源等差替を実施している場合の容量停止計画の登録対象
差替元電源等提供者	部分差替	差替元電源の容量停止計画 差替先電源の容量停止計画[21]
	全量差替	差替先電源の容量停止計画[21]
差替先電源等提供者		差替先電源の容量停止計画

（例）

部分差替を実施しており、差替元電源が安定電源で、差替先電源も安定電源であり、差替先電源が容量確保契約を締結している場合、差替元電源等提供者は差替元電源の

[20] 容量確保契約を締結していない差替先電源等提供者については、容量停止計画の提出は不要です。
[21] 電源等差替 ID と差替元電源等識別番号を記入してください。

容量停止計画と、差替先電源の容量停止計画を登録してください。また、差替先電源等提供者は差替先電源の容量停止計画を登録してください。

容量停止計画の登録は、https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou-system/200212_youryousystem_kiyaku_manual.html からダウンロードする CSV ファイルを用いてください（図 2-16、表 2-6 参照）。

新規登録（登録区分：4）の場合、容量停止計画 ID は空白（スペース入力不可）にしてください。

広域受付番号、出力可能容量（kW）については、カンマで区切る形（「,,」）で入力してください。

```
"容量停止計画ID","実需給年度","電源等識別番号","電源等の名称","電源等差替ID","差替元電源等識別番号","受電地点特定番号","枝番","停止設備（号機
,2024,0000006406,Ph3_電源7Y14_安定1,,,33000000000000000000026,1,1号機,11111,20250101,0000,20250115,2400,,,,4
,2024,0000006404,Ph3_電源7Y14_安定2,,,33000000000000000000027,1,1号機,31111,20250101,0000,20250131,2400,,,,4
,2024,0000006405,Ph3_電源7Y14_安定5,0000004713,0000006404,33000000000000000000030,1,1号機,31111,20250101,0000,20250115,2400,,,,4
```

図 2-16 容量停止計画 CSV イメージ

表 2-6 容量停止計画 CSV の記載項目

【*】印の項目は、CSV の入力必須項目です。入力漏れのないようご注意下さい。

No	項目	留意点
①	容量停止計画 ID	容量停止計画 ID（10 桁）を半角英数字で入力してください ※新規登録（登録区分：4）の場合は空白（スペース入力不可）にしてください。
②	実需給年度*	yyyy 形式の半角数字で入力してください 例：実需給 2024 年度の場合「2024」と入力
③	電源等識別番号*	停止対象の電源等識別番号（10 桁）を半角英数字で入力してください
④	電源等の名称*	電源等の名称（50 桁以内）を全角で入力してください
⑤	電源等差替 ID	電源等差替を実施している場合には電源等差替 ID（10 桁）を半角数字で入力してください
⑥	差替元電源等識別番号	差替元電源等識別番号（10 桁）を半角英数字で入力してください
⑦	受電地点特定番号	受電地点番号（22 桁）を半角英数字で入力してください
⑧	枝番*	枝番を半角数字で入力してください
⑨	停止設備（号機単位）の名称	停止設備（号機単位）の名称（50 桁）を全角で入力してください
⑩	系統コード（号機単位）	系統コード（号機単位（5 桁））を半角英数字で入力してください
⑪	作業開始年月日*	yyyymmdd（8 桁）を半角数字で入力してください 例：2024 年 10 月 3 日に作業開始の場合「20241003」と入力
⑫	作業開始時分*	hhmm（4 桁）を半角数字で入力してください 例：AM9:05 に作業開始の場合「0905」と入力、PM9:05 に作業開始の場合「2105」と入力
⑬	作業終了年月日*	yyyymmdd（8 桁）を半角数字で入力してください 例：2024 年 10 月 3 日に作業終了の場合「20241003」と入力
⑭	作業終了時分*	hh:mm（4 桁）を半角数字で入力してください 例：9:05 に作業終了の場合「0905」と入力

No	項目	留意点
		※24:00 に作業終了の場合「2359」と入力
⑮	広域受付番号	容量停止計画を直接容量市場システムに登録する場合も、CSV データ読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る形（「,,」）で入力してください
⑯	出力可能容量（kW）	実需給期間中の容量停止計画の登録時には使用いたしませんが、CSV データの読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る形（「,,」）で入力してください
⑰	容量停止計画登録状況	編集しない（空欄、又は入力済みの値のまま）
⑱	登録区分*	2:変更（2 回目以降)） 3:取消 4:新規登録

注１：容量停止計画 CSV ファイルは、テキストエディタで編集してください。テキストエディタではなく Excel で編集した場合、記載したデータから「""（ダブルクォーテーション）」や先頭の 0 が欠落する可能性があります。

注２：登録する CSV ファイルについて、1 行目のヘッダ部分（"容量停止計画 ID"～ "登録区分"の部分）各項目には「""」を付けてください。2 行目以降のボディ部分（登録する情報の部分）には「""」を付けないでください。

注３：CSV 一括登録により容量停止計画を変更する場合、登録済みの情報との差分のみが更新されるため、登録済みの内容の記載は不要です。ただし、新たに別の容量停止計画として追加で容量停止計画を登録する際、登録済みの期間より短い場合は、システムの仕様上、期間の長い計画が最新と判別されるため、登録済みの情報の取消が必要です。なお、その場合、追加登録のタイミングが算定諸元の登録日となるため、アセスメント結果に影響がある点にご注意ください。

注４：新たに別の容量停止計画として追加で容量停止計画を登録する際、登録済みの容量停止計画と重複している期間は登録済みの容量停止計画を登録したタイミングが算定諸元の登録日となります。一方で、登録済みの容量停止計画を取消した後に、新たに別の容量停止計画として追加で登録した場合は、新たに別の容量停止計画を登録したタイミングが算定諸元の登録日となります。このため、新たに別の容量停止計画と

して追加で容量停止計画を登録する場合は登録後に、登録済みの容量停止計画を取消してください。
(例)10 月 1 日から 10 月 10 日までの容量停止計画 A が登録済みの場合に、電源等の維持・運営に必要な作業の期間延長により、10 月 1 日から 10 月 15 日までの容量停止計画 B を新たに登録する場合は、容量停止計画 B の登録後に容量停止計画 A を取消してください。この場合、10 月 11 日から 10 月 15 日の期間については、容量停止計画 B の登録タイミングが算定諸元の登録日となりますが、10 月 1 日から 10 月 10 日までの期間については容量停止計画 A の登録タイミングが算定諸元の登録日となります。一方で、容量停止計画 A の取消後に容量停止計画 B を登録してしまうと、10 月 1 日から 10 月 15 日について、容量停止計画 B の登録タイミングが算定諸元の登録日となります。

注 5：既に登録済みの容量停止計画の期間中の一部を削除しようとする場合は CSV 一括登録にて、新たに別の容量停止計画を登録した後に、登録済みの容量停止計画の取消していただく必要があります。CSV 一括登録にて登録済みの容量停止計画の修正や、『2.2.1.3 容量停止計画の登録（容量停止計画変更・確認画面)』での修正を行うと、別の容量停止計画の登録タイミングが算定諸元の登録日となってしまう期間が発生しますので、ご注意ください。
(例)10 月 1 日から 10 月 5 日までの容量停止計画 A を登録済みであるが、10 月 3 日のみ稼働できるため容量停止計画の変更を行う場合、10 月 1 日から 10 月 2 日までの容量停止計画 B と 10 月 4 日から 10 月 5 日までの容量停止計画 C を登録後に、容量停止計画 A を取消してください。この場合、容量停止計画 B と容量停止計画 C については、容量停止計画 A の登録タイミングが算定諸元の登録日となります。
一方で、容量停止計画 A について期間を 10 月 1 日から 10 月 2 日に変更したうえで、10 月 4 日から 10 月 5 日までの容量停止計画 C を別の容量停止計画として登録してしまうと、10 月 4 日から 10 月 5 日までの期間は、容量停止計画 C の登録タイミングが算定諸元の登録日となります。

注 6：誤った文字コードの CSV ファイルをアップロードすると、ファイルを正常にアップロードできません。規定されているファイル文字コードは、【SJIS (MS932)】です。テキストエディタで CSV を作成、保存する場合は文字コード ANSI を選択してください。UTF-8 等のファイルをアップロードすると、登録結果がシステムエラーとなります。

注 7：1 レコードに複数月分の停止期間を含む本ファイルについて、新規分・変更分の停止期間の月ごとに登録可能かチェックを行いますが、ひと月でも登録不可の月が存在すれば、エラーとし登録処理は実施しません。

注８：１度にアップロードできる上限レコード数はヘッダ行含め 100 レコードです。上限レコード数を超える場合は、ファイル分割を行い、複数回に分けてアップロードしてください。

注９：同一電源に対する容量停止計画の数が多い場合、登録・削除に時間がかかります。新規の計画が多い場合だけでなく、既存の計画が多い場合も同様の事象が発生します。また、停止期間が長い（停止コマ数が多い）場合も、登録時間が長くなります。

容量市場システム「実需給期間向け機能トップ画面」の折り畳みメニューから「その他共通」、「一括登録・変更」の順にリンクをクリックして、「一括登録・変更画面」へ進んでください。
「ファイル種別」を選択し、「ファイル選択」ボタンをクリックして、アップロードしたい容量停止計画の CSV ファイルを選択してください（表 2-7 参照）。容量停止計画の CSV ファイルが容量市場システム上に表示されましたら、「アップロード」ボタンをクリックし、登録してください（図 2-17 参照）。

注：一括登録時、他事業者が登録中は待ち時間が発生することがあります。なお、登録対象となるファイルは、①アセスメント算定諸元一覧、差替配分供給力、②容量停止計画の２グループに分けられ、同じグループ同士であれば直列処理、異なるグループ同士であれば並列処理となります。

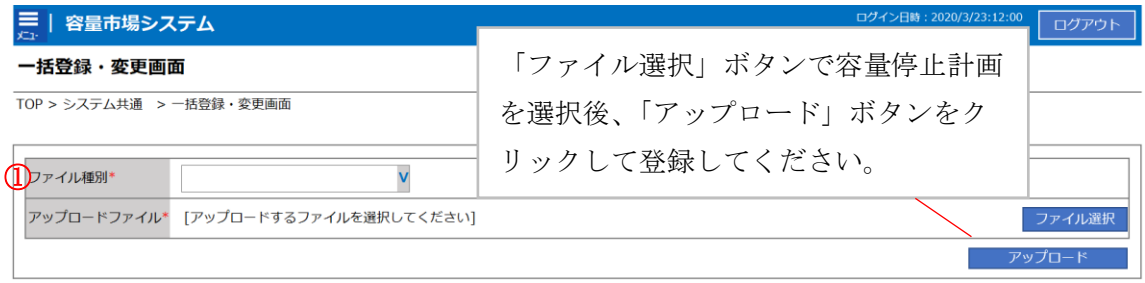

図 2-17　一括登録・変更画面のイメージ

表 2-7　一括登録・変更画面の入力項目

No	入力項目	入力内容
①	ファイル種別	「容量停止計画」を選択

2.2.2.2　差替先の容量停止計画の登録結果の確認

差替先の容量停止計画 CSV ファイルをアップロードした場合は、登録結果を確認してください。

容量市場システム「実需給期間向け機能トップ画面」の折り畳みメニューから「その他共通」、「一括登録・変更」、「一括登録・変更結果確認画面」の順にリンクをクリックして、「一括登録・変更結果確認画面」へ進んでください。

「ファイル種別」で「容量停止計画」を選択し、登録日時を入力して「検索」ボタンをクリックしてください。「一括登録・変更結果確認一覧（検索結果）」に条件に合致する容量停止計画が表示されます。検索結果から、ユーザ名、登録ファイル名、登録日時をもとに登録したファイルを特定したうえで「登録結果」が「処理中」となっている場合は、まだシステム内で処理が終了していませんので、時間を空けて再確認してください。「登録結果」が「OK」と表示されていれば正常に登録されていますが、「登録結果」が「NG」と表示されている場合は正常に登録されていないため、再登録する必要があります（図 2-18、図 2-19 参照）。なお、検索時に「登録結果 NG のみ表示」にチェックを入れると「登録結果」が「NG」の対象のみを表示可能です。

容量停止計画の「登録結果」が「NG」と表示されている場合、「登録結果」の「NG」リンクをクリックし、「エラー情報 CSV ファイル」をダウンロードしてください（図 2-20 参照）。「エラー情報 CSV ファイル」の内容を確認して容量停止計画 CSV ファイルを修正し、「一括登録・変更画面」から再登録してください。

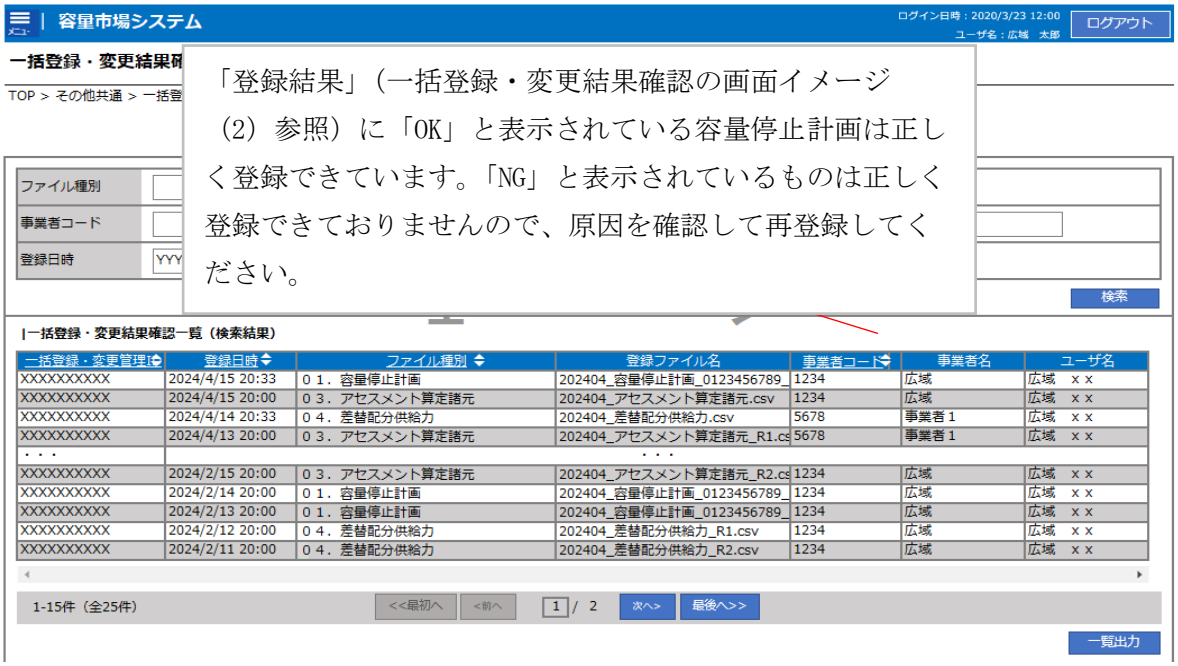

図 2-18　一括登録・変更結果確認の画面イメージ（1）

図 2-19　一括登録・変更結果確認の画面イメージ（2）

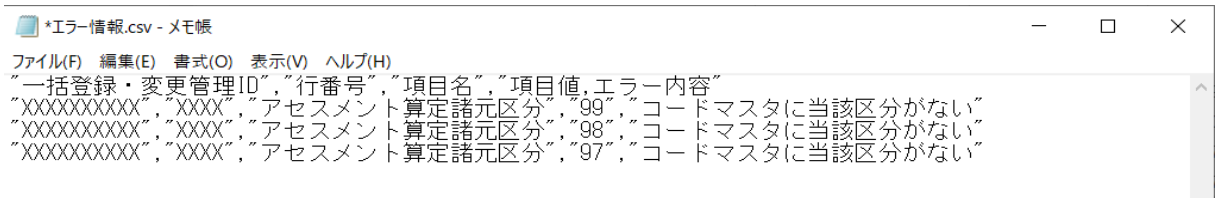

図 2-20　エラー情報 CSV ファイルの CSV イメージ

なお、容量停止計画のファイルが正常に登録された場合、登録が完了した旨のメールが送付されます(表 2-4 参照)。登録した容量停止計画の内容を確認してください。

2.3　容量停止計画登録漏れの確認への対応

本節では、本機関が実施する容量停止計画登録漏れの確認[24]への対応について以下の流れで説明します（図 2-21 参照）。

2.3.1 容量停止計画の修正

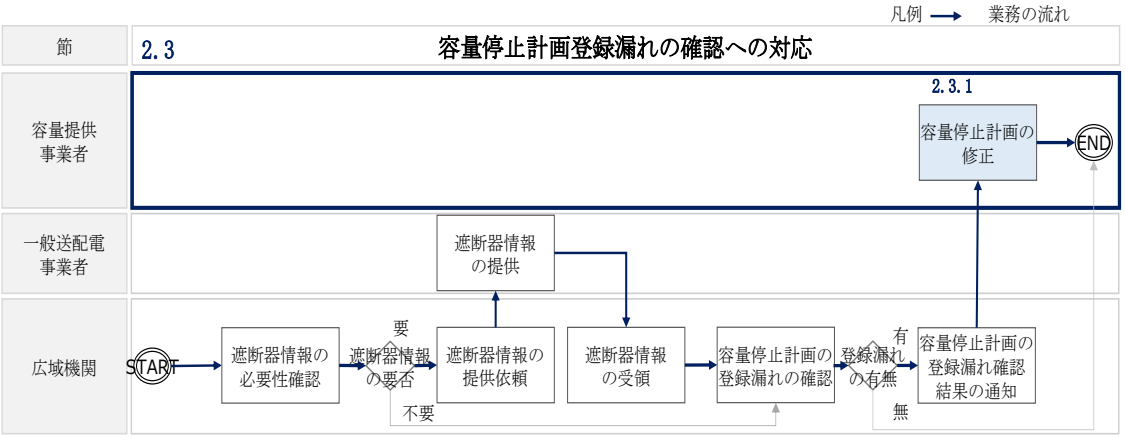

図 2-21　容量停止計画登録漏れの確認の詳細構成

2.3.1　容量停止計画の修正

本項では、容量停止計画の修正登録について説明します（図 2-22 参照）。

2.3.1.1 容量停止計画の修正

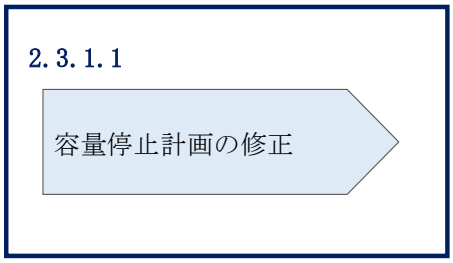

図 2-22 容量停止計画の修正の手順

[24] 遮断器情報等を確認し、容量停止計画の登録漏れがないことを、本機関が確認します。

2.3.1.1　容量停止計画の修正

本機関が実施する容量停止計画登録漏れ確認結果が不合格の場合は、対象実需給月＋1月の上旬頃に、その旨がメールにて容量市場システム登録のメールアドレス宛に送付されますので、内容を確認ください。修正が必要な場合は『2.2 容量停止計画の登録』を参照して容量停止計画を修正登録してください(表 2-8 参照)。容量停止計画の修正・登録期限は通知日から第5営業日となります。

表 2-8 容量停止計画登録漏れ確認結果通知メールイメージ

項目	内容
件名	【容量市場システム】容量停止計画登録漏れ確認結果通知
送信元メールアドレス	support-noreply@capacity-market2.occto.or.jp
本文記載事項	XXXX　様 こちらは電力広域的運営推進機関　容量市場システム　管理者です。 以下の電源において、容量停止計画の登録漏れがある可能性があります。ご確認をお願いいたします。 【実需給年度】 YYYY 【実需給年月】 YYYY/MM 【事業者コード】 XXXX 【事業者名】 XXXX 【電源等識別番号】 XXXXXXXXXX 【電源等の名称】 XXXX 後続業務の対応方法、対応期日につきましては、容量市場業務マニュアルをご参照ください。 電力広域的運営推進機関　容量市場システム　管理者 ※このメールはシステムより自動送信されています。差出人には返信しないでください。

ただし、容量停止計画登録漏れ審査不合格の場合においても、未登録に正当な理由がある場合には、「未登録の正当な理由[25]」をメールにて申告してください(表 2-9 参照)。本機関で内容を確認し、「未登録の正当な理由」が認められる場合には、容量停止計画の修正登録は不要となります。申告の期限日は通知日から第 5 営業日となります。

表 2-9 容量停止計画未登録の正当な理由の提出メール記載事項

項目	内容
件名	容量停止計画未登録の正当な理由の提出
To	youryou_rikuase@occto.or.jp
本文記載事項	・　実需給年度 ・　実需給月 ・　電源等識別番号 ・　電源等の名称 ・　未登録の正当な理由
添付ファイル	停止理由の根拠となる資料（必要に応じて）

注：本機関からの依頼があったにもかかわらず、期限までに容量停止計画の修正・登録がされない場合や、容量停止計画未登録の正当な理由のメールが無い場合は、容量停止計画の登録漏れがあったものとして容量停止計画を本機関にて登録し、アセスメントを実施する場合があります。

[25] 未登録の正当な理由の代表例：バランス停止中の電源

2.4　差替先電源情報に係る整合性審査結果への対応

本節では、差替先電源情報に係る整合性審査[26]結果への対応について以下の流れで説明します（図 2-23 参照）。

2.4.1 差替先の容量停止計画の修正登録

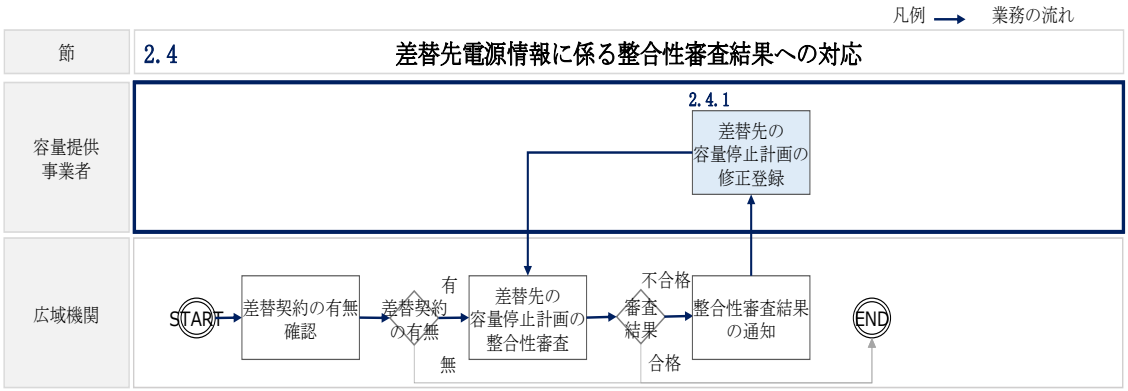

図 2-23　差替先電源情報に係る整合性審査結果への対応の詳細構成

2.4.1　差替先の容量停止計画の修正登録

本項では、差替先の容量停止計画の修正登録について説明します（図 2-24 参照）。

2.4.1.1 差替先の容量停止計画の整合性審査結果の受領

2.4.1.2 差替先の容量停止計画の修正登録

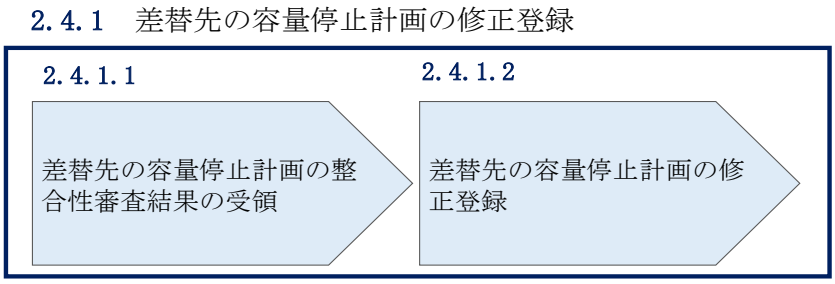

図 2-24 差替先の容量停止計画の修正登録の手順

[26] 差替元が登録した差替先の容量停止計画と差替先が登録した容量停止計画が整合しているかを、本機関が審査します。

2.4.1.1　差替先の容量停止計画の整合性審査結果の受領

差替先の容量停止計画の整合性審査結果が不合格の場合は、その旨が差替元電源等提供者へメールにて送付されますので、内容を確認し『2.4.1.2 差替先の容量停止計画の修正登録』を参照して容量停止計画を修正登録してください。

2.4.1.2　差替先の容量停止計画の修正登録

差替元電源等提供者にて差替先の容量停止計画を修正し、容量市場システムに再登録してください。登録方法については『2.2 容量停止計画の登録』を参照してください。差替先の容量停止計画の修正・登録期限は通知日から第５営業日となります。

注：本機関からの依頼があったにもかかわらず、期限までに容量停止計画の修正・登録がされない場合、当月の全てのコマについて容量停止計画を本機関にて登録し、アセスメントを実施する場合があります。

2.5　容量停止計画提出時期の妥当性審査に係る対応

本節では、容量停止計画提出時期の妥当性審査[27]に係る対応について以下の流れで説明します（図 2-25 参照）。

2.5.1 提出時期の妥当性に係る停止理由の提出
2.5.2 提出時期の妥当性審査結果の受領
2.5.3 提出時期の妥当性審査結果の異議申立

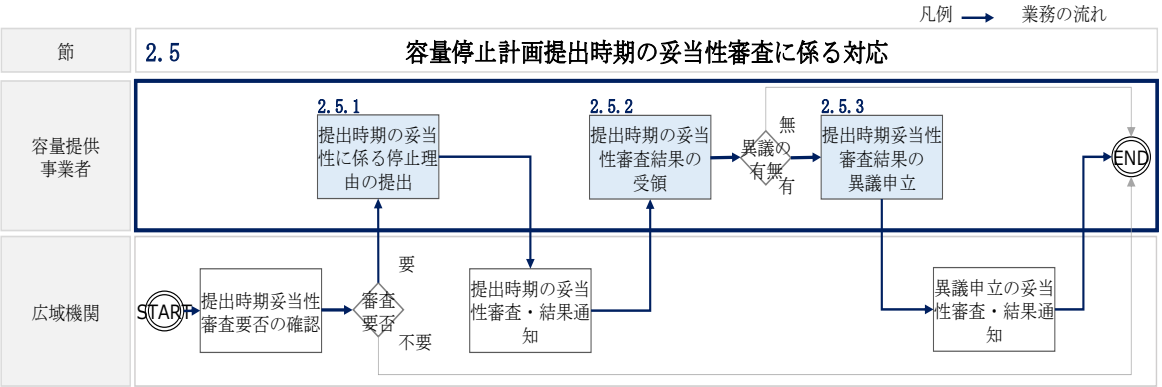

図 2-25 容量停止計画提出時期の妥当性審査に係る対応の詳細構成

[27] 登録されている容量停止計画を確認し、容量停止計画の提出時期が妥当かどうかを、本機関が審査します。

2.5.1　提出時期の妥当性に係る停止理由の提出

本項では、提出時期の妥当性に係る停止理由（電源の出力が停止又は抑制される理由）の提出について説明します（図 2-26 参照）。

2.5.1.1 停止理由の提出依頼受領

2.5.1.2 停止理由の提出

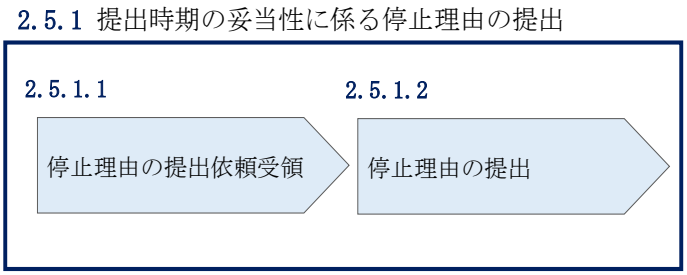

図 2-26 提出時期の妥当性に係る停止理由の提出の手順

2.5.1.1　停止理由の提出依頼受領

対象実需給月＋2 月の上旬頃に容量停止計画の提出時期の妥当性に係る停止理由の提出依頼が本機関より容量市場システム登録のメールアドレス宛にメールにて通知された場合、その内容を確認してください。

2.5.1.2　停止理由の提出

当該容量停止計画の提出時期の妥当性に係る停止理由についてまとめ、本機関へメールにて提出してください（表 2-10 参照）。
提出時期の妥当性に係る停止理由の提出期限は通知日から第 5 営業日となります。

表 2-10 容量停止計画の提出時期の妥当性に係る停止理由の提出メール記載事項

項目	内容
件名	容量停止計画の提出時期の妥当性に係る停止理由
To	youryou_rikuase@occto.or.jp
本文記載事項	・　実需給年度 ・　実需給月 ・　電源等識別番号 ・　電源等の名称 ・　提出時期が遅れた理由、停止理由、等
添付ファイル	提出時期の妥当性の根拠となる資料（必要に応じて）

2.5.2　提出時期の妥当性審査結果の受領

本項では、提出時期の妥当性審査結果の受領について説明します（図 2-27 参照）。

2.5.2.1 提出時期の妥当性審査結果の受領

2.5.2.2 提出時期の妥当性審査結果の確認

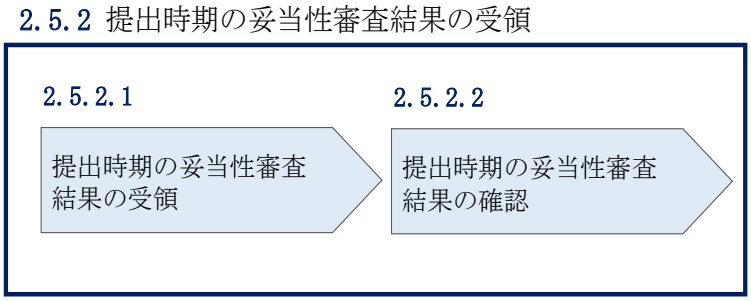

図 2-27 提出時期の妥当性審査結果の受領の手順

2.5.2.1　　提出時期の妥当性審査結果の受領

容量停止計画の提出時期の妥当性審査結果が本機関より容量市場システム登録のメールアドレス宛にメールにて通知されますので、内容を確認してください。

2.5.2.2　　提出時期の妥当性審査結果の確認

内容を確認のうえ、審査結果に異議がある場合は、『2.5.3 提出時期の妥当性審査結果の異議申立』を参照し、異議申立を行ってください。

2.5.3　提出時期の妥当性審査結果の異議申立

本項では、容量停止計画の提出時期の妥当性審査結果の異議申立について説明します（図 2-28 参照）。

2.5.3.1 異議申立メールの送付

2.5.3.2 異議申立審査結果の確認

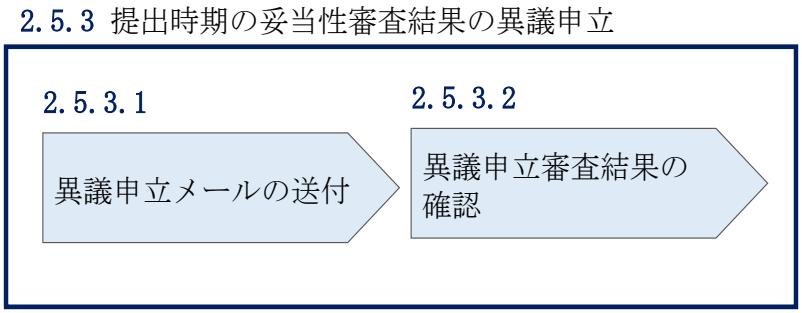

図 2-28 提出時期の妥当性審査結果の確認の手順

2.5.3.1　　異議申立メールの送付

提出時期の妥当性審査結果に異議がある場合、審査結果通知を受領した日を含めて 5 営業日以内であれば、メールにより異議申立を行うことが可能です。

異議申立をする場合、新規メールに異議申立における必要事項を記載のうえ、所定の宛先に送信してください（表 2-11 参照）。

注：異議申立期限について、例えば、7 月 1 日（火）に通知メールを受領した場合、7 月 7 日（月）までに異議申立メールを本機関に送信する必要があります。

＜参考＞容量確保契約約款抜粋

休日　　：土曜日、日曜日および祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）に加えて、1 月 2 日～3 日、4 月 30 日～5 月 2 日、12 月 30 日～31 日および本機関が指定する日

平日　　：休日以外の日

営業日　：土曜日、日曜日及び祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）に加えて、1 月 2 日～3 日、12 月 29 日～31 日以外の日

表 2-11 提出時期の妥当性審査結果に対する異議申立メールの記載項目

メール項目	内容
件名	（YYYY/MM 対象）【XXXX（事業者コード）[28]】提出時期の妥当性審査結果に対する異議申立
To	youryou_rikuase@occto.or.jp
本文記載事項	異議申立の内容 ・異議申立の内容およびその根拠を具体的に文章で記載 容量停止計画に係る提出時期の妥当性審査結果の異議申立対象 ・事業者コード ・事業者名称および担当者名 ・電源等識別番号 ・電源等の名称 ・容量停止計画 ID
添付資料	異議申立の根拠となる資料（必要に応じて）

2.5.3.2　異議申立審査結果の確認

提出時期の妥当性審査結果に対して異議申立を行った場合は、本機関で異議申立の内容を審査し、審査結果をメールにて通知しますので審査結果の内容を確認してください。

審査結果が合格の場合、対応は不要です。

注：異議申立の内容を審査した結果は以下のメールアドレスより送付しますので、迷惑メールとして判定されないよう受信設定してください。
メールアドレス：rikuase@youryou2.occto.or.jp

[28]件名に自身の事業者コード４桁を入力してください。

第3章　算定諸元登録（発電計画・発電上限）

本章では、算定諸元登録（発電計画・発電上限）に関する以下の内容について説明します（図 3-1 参照）。

3.1 発電計画・発電上限に関する対応

3.2 差替先電源情報に係る整合性審査結果への対応

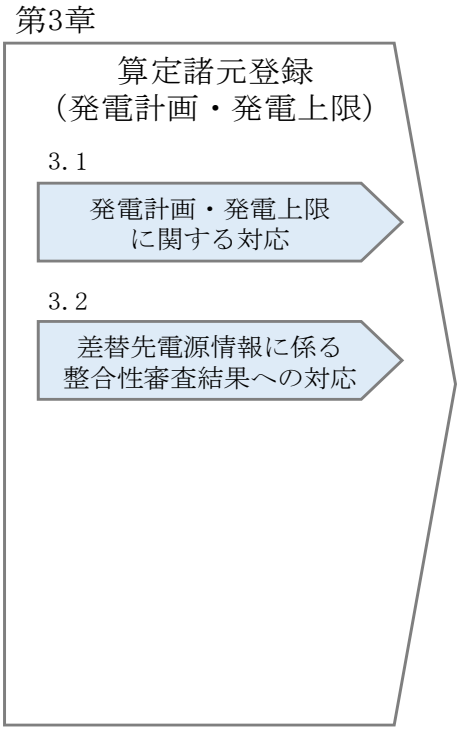

図 3-1　第 3 章の構成

3.1　発電計画・発電上限に関する対応

本節では、発電計画・発電上限に関する対応について説明します（図 3-2 参照）。

3.1.1 発電計画・発電上限の確認

3.1.2 発電計画・発電上限の修正

3.1.3 差替先に係る発電計画・発電上限の登録

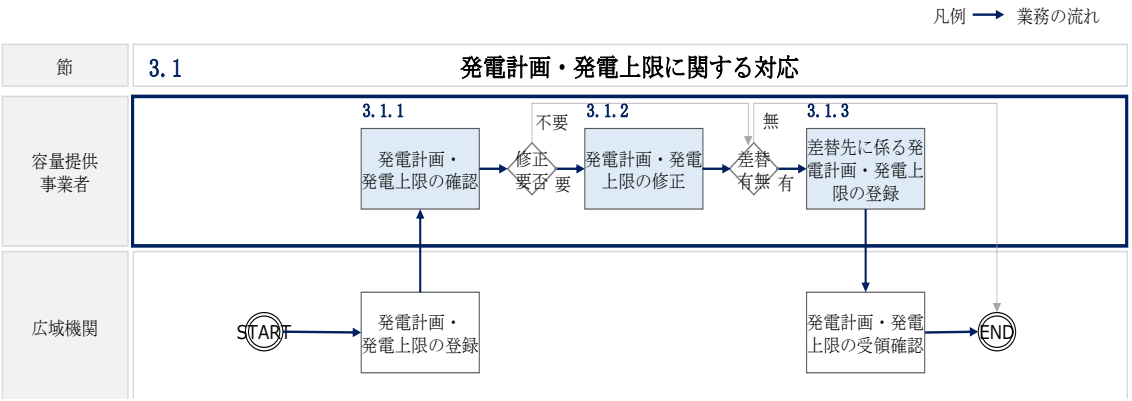

図 3-2　発電計画・発電上限に関する対応の詳細構成

3.1.1　発電計画・発電上限の確認

本項では、発電計画・発電上限の確認について説明します（図 3-3 参照）。

3.1.1.1　発電計画・発電上限の確認

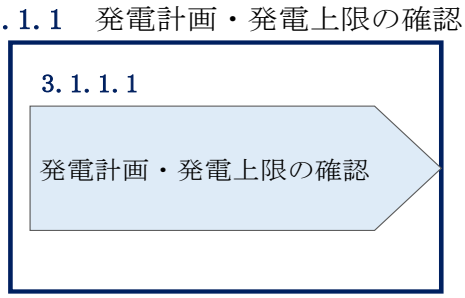

図 3-3　発電計画・発電上限の確認の手順

3.1.1.1　発電計画・発電上限の確認

本機関にて、広域機関システムに登録されているゲートクローズ直前に提出された発電計画値・発電上限値を、対象実需給月の翌月第5営業日までに容量市場システムに登録します[29]。

以下の手順で容量市場システムに登録された発電計画・発電上限の登録結果を確認してください。

容量市場システム「実需給期間向け機能トップ画面」の折り畳みメニューから「リクワイアメント・アセスメント」、「アセスメント管理（共通）」、「アセスメント算定諸元一覧画面」の順にリンクをクリックして、「アセスメント算定諸元一覧画面」へ進んでください。

「実需給年月」を入力し、「最新回次切替」で「最新回次のみ表示」を選択したうえで「検索」ボタンをクリックしてください。

「アセスメント算定諸元一覧」に条件に合致する結果が表示されますので、「電源等識別番号」リンクをクリックし、「アセスメント算定諸元詳細画面」へ進んでください（図 3-4 参照）。

「アセスメント算定諸元詳細画面」にて、登録された発電計画・発電上限をご確認ください。登録された発電計画・発電上限の修正の必要があるか判断してください（図 3-5 参照）。修正の必要がある場合は、『3.1.2 発電計画・発電上限の修正』へ進んでください。

[29] 容量市場システムでの「電源等情報詳細画面」上の「詳細情報」に記載された号機単位の系統コードを紐づけ情報として利用し、広域機関システムのデータを容量市場システムへ登録します。同一系統コードの電源が容量市場システム上に複数ある場合は、発電計画値・発電上限値を設備容量比で按分したうえで登録します。

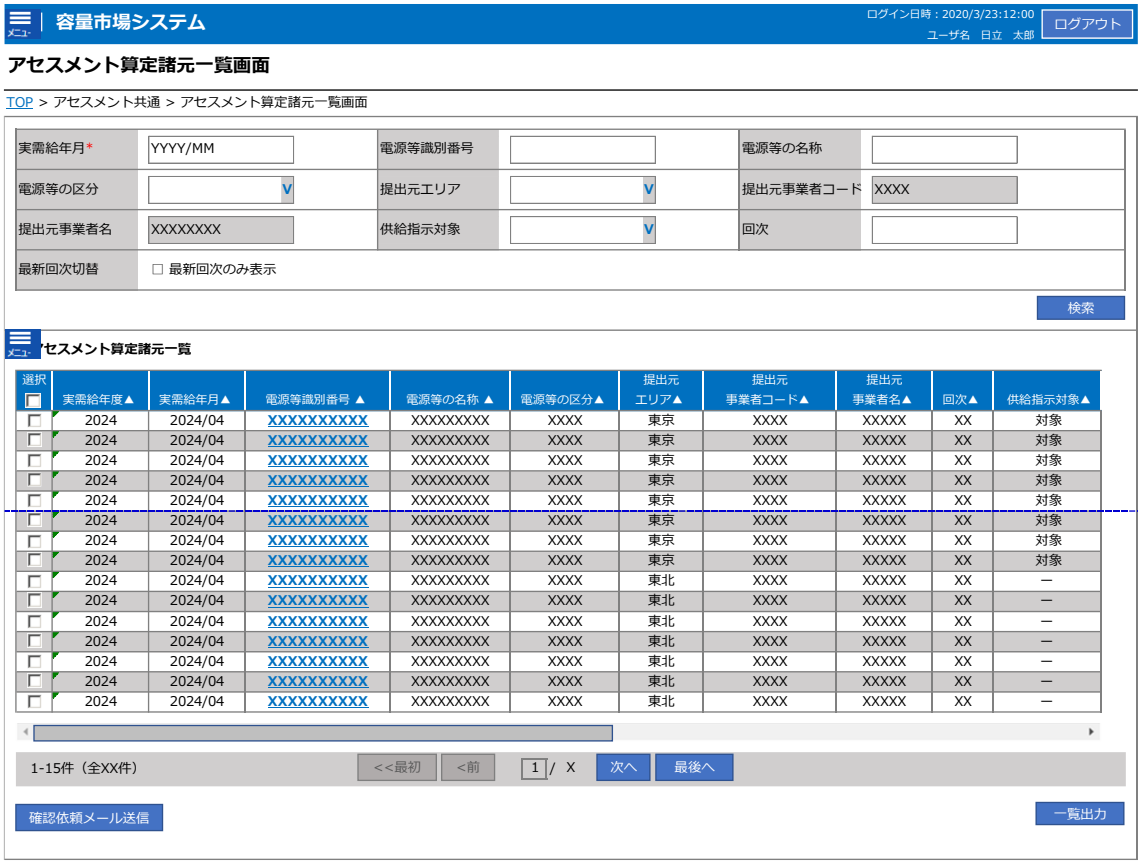

図 3-4　アセスメント算定諸元一覧画面　画面イメージ

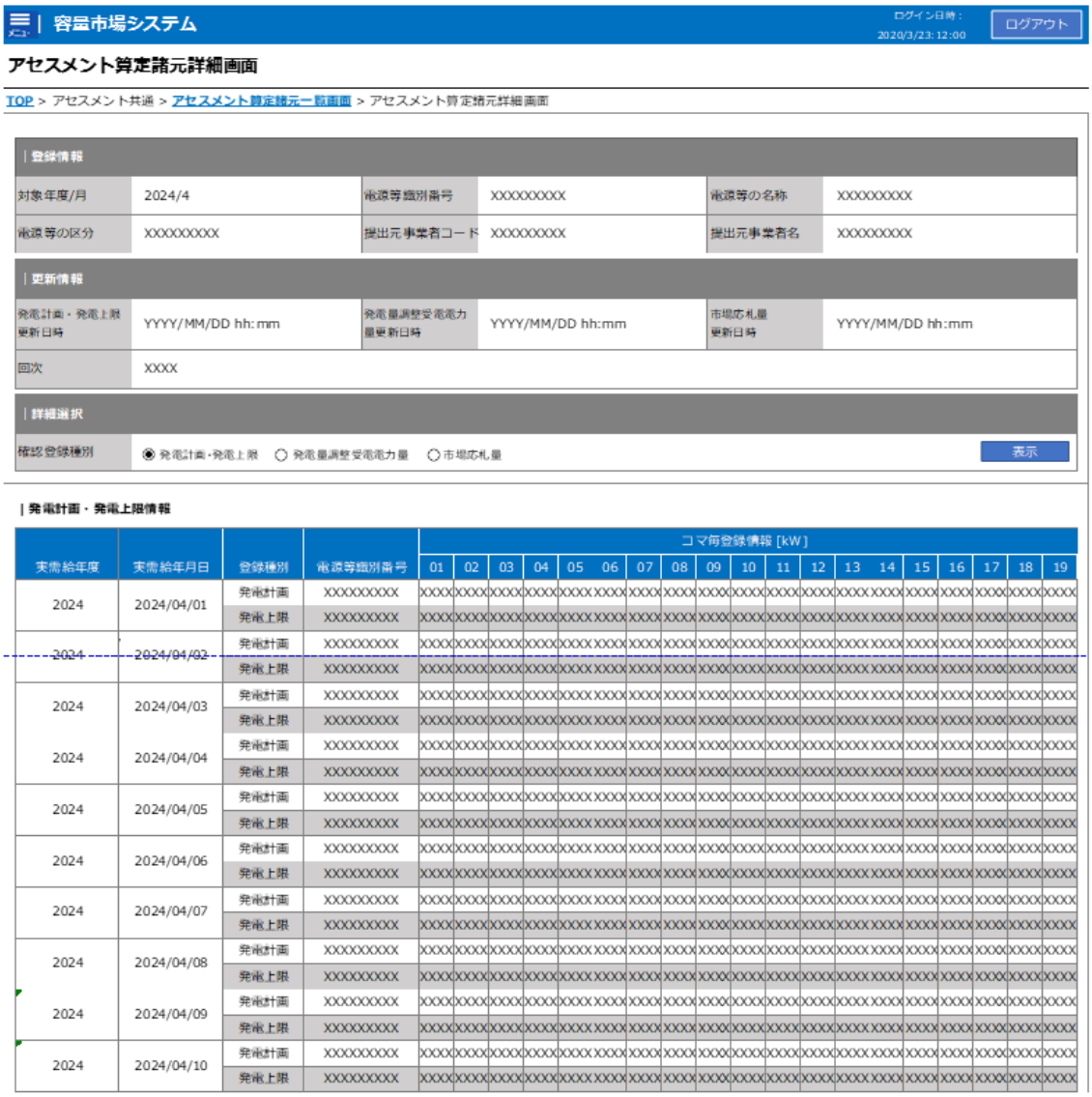

図 3-5　アセスメント算定諸元詳細画面　画面イメージ

3.1.2 発電計画・発電上限の修正

本項では、発電計画・発電上限の修正について説明します（図 3-6 参照）。

3.1.2.1 発電計画・発電上限の修正登録

3.1.2.2 発電計画・発電上限の取込確認

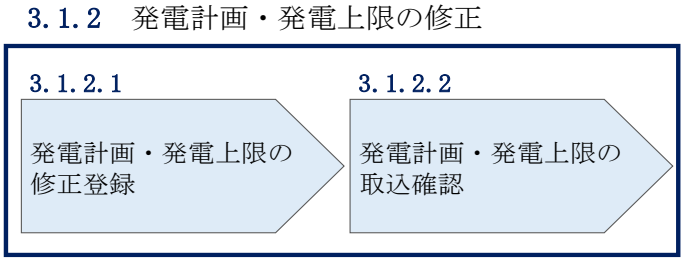

図 3-6　発電計画・発電上限の登録の手順

3.1.2.1　発電計画・発電上限の修正登録

本機関が容量市場システムへ登録した発電計画・発電上限の修正が必要と判断した場合、発電計画・発電上限を修正のうえ登録してください。

発電計画・発電上限の修正・登録期限は対象実需給月＋1 月の最終営業日となります。

注１：容量市場システムに登録する発電計画・発電上限は容量市場における容量停止計画・市場応札等のアセスメントを実施するために使用します。ここで、広域機関システムに登録する発電計画・発電上限は系統コード単位で登録されていますが、本機関が容量市場システムへ登録する発電計画・発電上限は、設備の停止状況等に関わらず設備容量比で按分して容量市場システムへ登録します。したがって、広域機関システムに登録している発電計画・発電上限と容量市場システムに登録する発電計画・発電上限は異なる場合があります。
また、以下の事例等では容量停止計画のアセスメントを実施するために、本機関が広域機関システムから容量市場システムに登録した発電計画・発電上限を容量提供事業者にて修正する必要があります。

（例 1）同一系統コードの電源が容量市場システム上に複数ある場合
本機関が容量市場システムへ登録する発電計画・発電上限は設備の停止状況等に関わらず設備容量比で按分して容量市場システムへ登録します。そのため、設備の停止状況等を踏まえ、発電計画・発電上限を修正してください。

（例 2）揚水発電所・蓄電池において、発電所単位（複数ユニット）で容量市場に落札し、運転継続時間の範囲外で１ユニットのみが作業停止して容量停止計画を登録している場合[30]
運転継続時間の範囲外において、広域機関システムに登録した発電上限は０となりますが、容量停止計画のアセスメントを実施するために、運転継続時間の範囲外で１ユニットのみが作業停止して容量停止計画を登録しているコマについて、電源が提供できる供給力の最大値[31]に修正してください。

（例 3）自流式水力発電所において、容量停止計画を提出し出力低下している期間に渇水等が発生し広域機関システムに登録した発電上限が、電源が提供できる供給力の最大値を下回っている場合
広域機関システムに登録した発電上限は、安定供給に必要な予備率の確保可否の確認に使用しているため、容量停止計画による出力低下に加え、渇水等の影響を考慮した値となっています。したがって、容量市場システムに登録する発電上限につい

[30] 揚水発電所・蓄電池において、発電所単位（複数ユニット）で容量市場に落札しており、運転継続時間の範囲外で１ユニットのみが作業停止して容量停止計画を登録しているコマについては、市場応札のリクワイアメントの対象外となりますが、容量停止計画のリクワイアメントの対象となります。
[31] 本マニュアル末尾に掲載されている Appendix3 を参照。

ては、適切な容量停止計画のアセスメント実施のために、広域機関システムに登録した発電上限を電源が提供できる供給力の最大値に修正してください。

（例 4）非効率石炭火力電源において、容量停止計画を提出し出力低下している期間に、実需給期間中に年間設備利用率の範囲内を見込むにあたり、広域機関システムに登録した発電上限が、電源が提供できる供給力の最大値を下回っている場合（平常時のみ）
広域機関システムに登録した発電上限は、安定供給に必要な予備率の確保可否の確認に使用しているため、容量停止計画による出力低下に加え、稼働抑制のリクワイアメントを遵守するための出力低下を考慮した値となっています。したがって、容量市場システムに登録する発電上限については、適切な容量停止計画のアセスメント実施のために、広域機関システムに登録した発電上限を電源が提供できる供給力の最大値に修正してください。

（例 5）低予備率アセスメント対象コマ[32]において、発電上限値が電源の提供できる供給力の最大値を下回っている場合
広域機関システムに登録した発電上限は、安定供給に必要な予備率の確保可否の確認に使用しているため、燃料制約や渇水、バランス停止による起動時間の制約等による減少を考慮した値となっている場合があります。容量市場システムに登録する低予備率アセスメント対象コマの発電上限については、適切な市場応札のアセスメント実施のために、広域機関システムに登録した発電上限を電源が提供できる供給力の最大値に修正してください。なお、適切に修正されていない場合は、提出された起動時間報告フォーマットを加味し、広域機関にて発電上限を修正いたします。

注２：本機関にて、広域機関システムに登録されている発電計画値・発電上限値を、容量市場システムでの「電源等情報詳細画面」上の「詳細情報」に記載された号機単位の系統コードを紐づけ情報として利用し、容量市場システムへ登録しますが、系統コードが誤っている場合等においては、本機関での移行ができません。容量提供事業者にて容量市場システムに発電計画・発電上限を登録してください。

注３：発電計画がアセスメント算定までに提出されない場合、当月の全てのコマを０として取り扱う場合があります。また、発電上限がアセスメント算定までに提出

[32]広域予備率低下のコマを確認したい場合は、容量市場システムに関する利用規約・システムマニュアルの（https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou-system/200212_youryousystem_kiyaku_manual.html）の『B80_容量市場システムマニュアル_需給ひっ迫のおそれコマ』を参照してください。

されない場合、低予備率アセスメント対象コマは月別のアセスメント対象容量(差替がある場合は、差替容量を減じた値)、平常時のコマは０として取り扱う場合があります。

注４：誤った文字コードの CSV ファイルをアップロードすると、ファイルを正常にアップロードできません。規定されているファイル文字コードは、【SJIS（MS932)】です。テキストエディタで CSV を作成、保存する場合は文字コード ANSI を選択してください。UTF-8 等のファイルをアップロードすると、登録結果がシステムエラーとなります。

発電計画・発電上限の登録は https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou-system/200212_youryousystem_kiyaku_manual.html からダウンロードする CSV ファイルを用いてください（図 3-7、表 3-1 参照)。

ファイル(F)　編集(E)　書式(O)　表示(V)　ヘルプ(H)

```
"実需給年月日","情報区分","提出事業者コード","電源等識別番号","0:00","0:30","1:00","1:30","2:00","2:30","3:00","3:30","4:0(
20240401,01,H001,0000000004,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,
20240401,02,H001,0000000004,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,
20240402,01,H001,0000000004,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,
20240402,02,H001,0000000004,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,
20240403,01,H001,0000000004,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,
20240403,02,H001,0000000004,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,
20240404,01,H001,0000000004,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,
20240404,02,H001,0000000004,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,
20240405,01,H001,0000000004,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,
20240405,02,H001,0000000004,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,
20240406,01,H001,0000000004,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,
20240406,02,H001,0000000004,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,
20240407,01,H001,0000000004,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,
20240407,02,H001,0000000004,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,
20240408,01,H001,0000000004,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,
20240408,02,H001,0000000004,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,
20240409,01,H001,0000000004,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,
```

図 3-7 アセスメント算定諸元（発電計画・発電上限）の CSV イメージ

表 3-1 アセスメント算定諸元（発電計画・発電上限）CSV の記載項目[33]

No	項目	留意点
1	実需給年月日	yyyymmdd 形式の半角数字で入力してください 例：2024 年 10 月 1 日の場合「20241001」と入力
2	情報区分	01 若しくは 02 を入力してください 01：発電計画 02：発電上限
3	提出事業者コード	自身の事業者コード（4 桁）を半角英数字で入力してください
4	電源等識別番号	電源等識別番号（10 桁）を半角英数字で入力してください
5	0:00	コマ別の発電計画（単位：[kW][34]，整数部最大 12 桁）・発電上限（単位：[kW]，整数部最大 12 桁）を半角数字で入力してください
6	0:30	〃
7	1:00	〃
8	1:30	〃
9	2:00	〃
…		
48	21:30	〃
49	22:00	〃
50	22:30	〃
51	23:00	〃
52	23:30	〃

アセスメント算定諸元（発電計画・発電上限）CSV に必要な値を入力して保存した後、容量市場システムに登録してください。

[33] アセスメント算定諸元 CSV については、ヘッダ部分（“実需給年月日”～“23:30”の部分）の項目が共通しており、情報区分の数字を書き換えることで登録対象の情報を変えることができます（例：情報区分を 01 から 03 に変更することで、発電計画から発電量調整受電電力量の情報へ変換することができます）。

[34] 単位は［kW］でお願いいたします。ご注意ください。

注１：アセスメント算定諸元 CSV（発電計画・発電上限）ファイルは、テキストエディタで編集してください。テキストエディタではなく Excel で編集した場合、記載したデータから「””（ダブルクォーテーション）」や先頭の０が欠落する可能性があります。

注２：登録する CSV ファイルについて、１行目のヘッダ部分（”実需給年月日”～“23:30”の部分）各項目には「””」を付けてください。２行目以降のボディ部分（登録する情報の部分）には「””」を付けないでください。

注３：アセスメント算定諸元（発電計画・発電上限）の CSV ファイルの登録に関して、登録対象月に関して月初から月末の１ヶ月分のデータが全て入力されていない場合エラーが発生するため、１ヶ月分のデータが全て入力されているかを確認してください。（発電計画・発電上限が零でも、０を入力してください）。

ファイル名は「実需給年度・対象月_ファイル種別.csv」としてください[35]。また、発電計画・発電上限を更新する場合のファイル名は「実需給年度・対象月_ファイル種別_ R 更新回数.csv」としてください。

例）初回の登録の場合

202410_アセスメント算定諸元.csv

実需給年度・対象月　ファイル種別

１回目の更新の場合

202410_アセスメント算定諸元_R1.csv

R 更新回数

２回目の更新の場合

202410_アセスメント算定諸元_R2.csv

容量市場システム「実需給期間向け機能トップ画面」の折り畳みメニューから「その他共通」、「一括登録・変更」の順にリンクをクリックして、「一括登録・変更画面」へ進んでください。

「一括登録・変更画面」の「ファイル種別」で「アセスメント算定諸元」を選択し、「ファイル選択」ボタンからアップロードしたいアセスメント算定諸元（発電計画・

[35] 容量市場システムの仕様上ファイル名は任意に設定していただくことも可能です。容量提供事業者にて管理しやすいよう、命名してください。

発電上限）CSV を選択してください。ファイル選択後、「アップロード」ボタンをクリックし、登録してください（図 3-8 参照）。

注：一括登録時、他事業者が登録中は待ち時間が発生することがあります。なお、登録対象となるファイルは、①アセスメント算定諸元一覧、差替配分供給力、②容量停止計画の 2 グループに分けられ、同じグループ同士であれば直列処理、異なるグループ同士であれば並列処理となります。

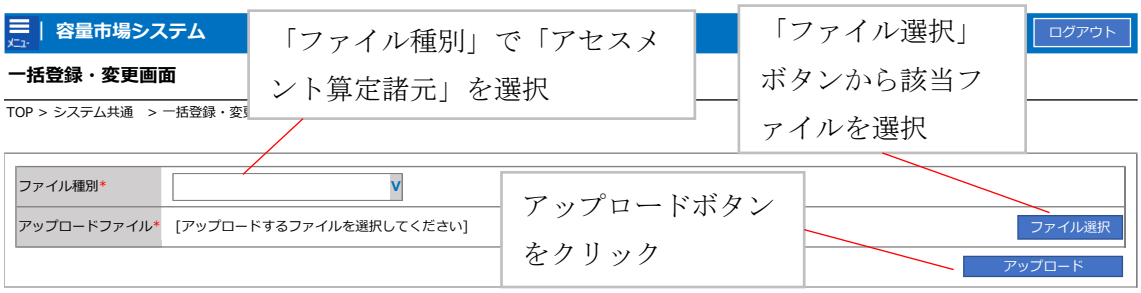

図 3-8 一括登録・変更画面　画面イメージ

3.1.2.2　発電計画・発電上限の取込確認

アップロードした発電計画・発電上限の取込確認をしてください。

容量市場システム「実需給期間向け機能トップ画面」の折り畳みメニューから「その他共通」、「一括登録・変更」、「一括登録・変更結果確認画面」の順にリンクをクリックして、「一括登録・変更結果確認画面」へ進んでください。
「ファイル種別」で「アセスメント算定諸元」を選択し、登録日時を入力し、「検索」ボタンをクリックしてください。「一括登録・変更結果確認一覧」（検索結果）に条件に合致するアセスメント算定諸元が表示されます。検索結果から、ユーザ名、登録ファイル名、登録日時をもとに登録したファイルを特定したうえで「登録結果」が「処理中」となっている場合は、まだシステム内で処理が終了していませんので、時間を空けて再確認してください。「登録結果」が「OK」と表示されていれば正常に登録されていますが、「登録結果」が「NG」と表示されている場合は正常に登録されていないため、再登録する必要があります（図 3-9、図 3-10 参照）。なお、検索時に「登録結果 NG のみ表示」にチェックを入れると「登録結果」が「NG」の対象のみを表示可能です。
容量停止計画の「登録結果」が「NG」と表示されている場合、「登録結果」の「NG」リンクをクリックし、「エラー情報 CSV ファイル」をダウンロードしてください（図 3-11 参照）。「エラー情報 CSV ファイル」の内容を確認してアセスメント算定諸元の

CSV ファイルを修正し、『3.1.2.1 発電計画・発電上限の修正登録』を参照して再登録してください。

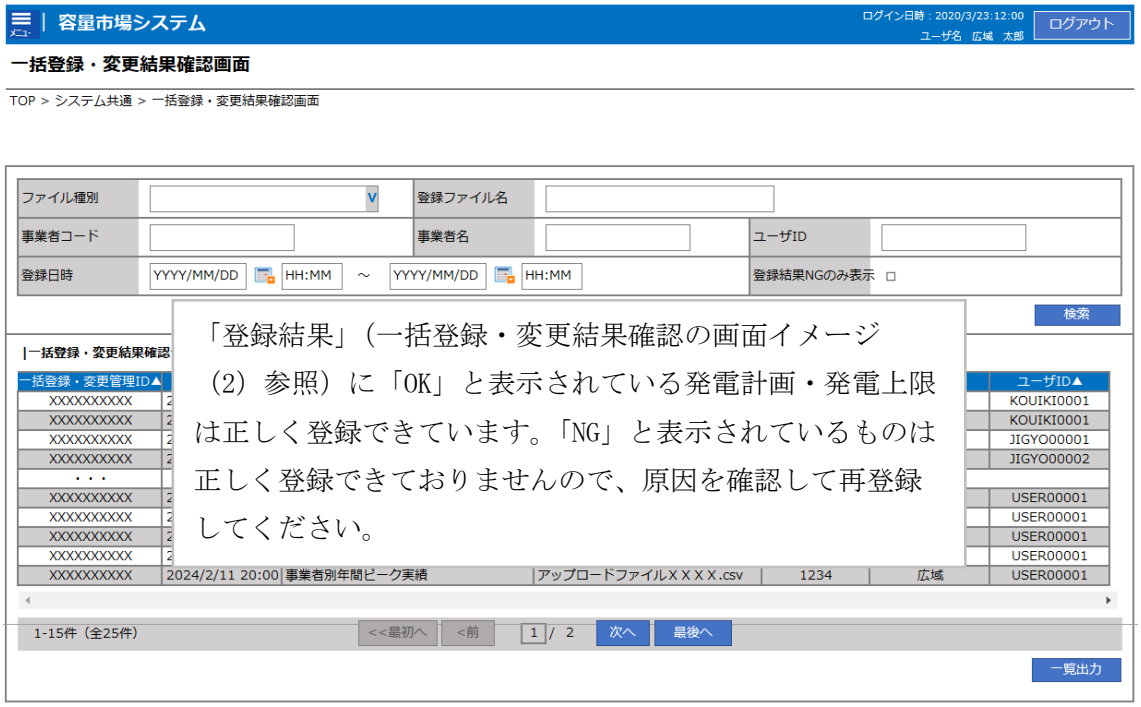

図 3-9　一括登録・変更結果確認の画面イメージ（1）

図 3-10　一括登録・変更結果確認の画面イメージ（2）

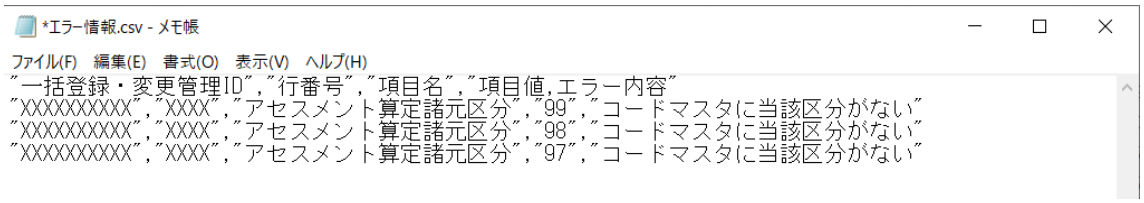

図 3-11　エラー情報 CSV ファイルの CSV イメージ

なお、発電計画・発電上限のファイルが正常に登録された場合、登録が完了した旨のメールが容量市場システムに登録したメールアドレス宛に送付されます（表 3-2 参照）。『3.1.1.1 発電計画・発電上限の確認』を参照し、登録内容を確認してください。
発電計画・発電上限を誤った内容で登録してしまった場合は、『3.1.2.1 発電計画・発電上限の修正登録』を参照して、発電計画・発電上限を再登録してください。

表 3-2 一括登録・変更の CSV ファイル登録結果通知メールイメージ

項目	内容
件名	【容量市場システム】一括登録・変更の CSV ファイル登録結果通知
送信元メールアドレス	support-noreply@capacity-market2.occto.or.jp
本文記載事項	XXXX　様 こちらは電力広域的運営推進機関　容量市場システム　管理者です。 一括登録・変更で CSV ファイルが正常に登録されました。ご確認をお願いいたします。 【ファイル種別】 アセスメント算定諸元[36] 電力広域的運営推進機関　容量市場システム　管理者 ※このメールはシステムより自動送信されています。差出人には返信しないでください。

「一括登録・変更結果確認画面」から登録結果を確認した後、誤登録を防ぐために、「アセスメント算定諸元詳細画面」の登録結果と、取り込んだアセスメント算定諸元

[36] 差替配分供給力 CSV を登録した場合は、“差替配分供給力”と表示されます。

（発電計画・発電上限）CSV ファイルの値のうち、少なくとも１日分の全コマを抽出し、正しいファイルが登録されているか確認してください。
容量市場システム「実需給期間向け機能トップ画面」の折り畳みメニューから「リクワイアメント・アセスメント」、「アセスメント管理（共通)」、「アセスメント算定諸元一覧画面」の順にリンクをクリックして、「アセスメント算定諸元一覧画面」へ進んでください。
「電源等の区分」で「安定電源」を選択のうえ、「最新回次切替」で「最新回次のみ表示」をチェックし、「実需給年月」、「電源等識別番号」を入力して「検索」ボタンをクリックしてください。検索結果一覧から対象の「電源等識別番号」をクリックし、「アセスメント算定諸元詳細画面」へ進んでください。「一括登録・変更画面」で取り込んだアセスメント算定諸元（発電計画・発電上限）CSV ファイルと「アセスメント算定諸元詳細画面」に表示される「発電計画・発電上限情報」のうち少なくとも１日分の全コマを抽出し、正しいファイルが登録されているか確認してください（図 3-12 参照)。

発電計画・発電上限を誤った内容で登録してしまった場合は、『3.1.2.1 発電計画・発電上限の修正登録』を参照して発電計画・発電上限を再登録してください。

図 3-12 アセスメント算定諸元詳細画面とアセスメント算定諸元（発電計画・発電上限）CSV ファイルの比較イメージ

3.1.3　差替先に係る発電計画・発電上限の登録

本項では、差替元電源等提供者が実施する差替先に係る発電計画・発電上限の登録について説明します（図 3-13 参照）。

3.1.3.1 差替先に係る発電計画・発電上限の登録
3.1.3.2 差替先に係る発電計画・発電上限の取込確認

3.1.3　差替先に係る発電計画・発電上限の登録

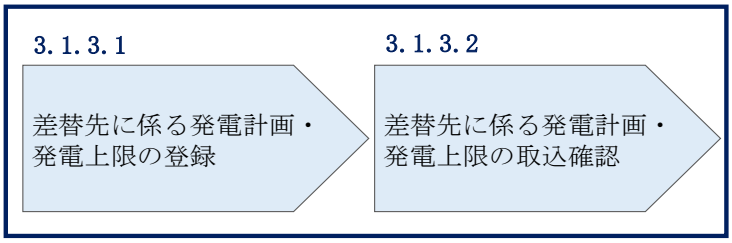

図 3-13　差替先に係る発電計画・発電上限の登録の手順

3.1.3.1　　差替先に係る発電計画・発電上限の登録

電源等差替を実施している場合は、差替元電源等提供者にて差替先の発電計画・発電上限を登録・修正してください。
差替先に係る発電計画・発電上限の修正・登録期限は対象実需給月＋1 月の最終営業日となります。
登録主体から登録対象を確認し、登録対象ごとに下記手順を参照してください（表 3-3 参照）。

表 3-3　電源等差替を実施している場合の発電計画・発電上限の登録対象

登録主体		電源等差替を実施している場合の発電計画・発電上限の登録対象
差替元電源等提供者	部分差替	差替元電源の全量 差替先電源から差替元電源に配分された量
	全量差替	差替先電源から差替元電源に配分された量
差替先電源等提供者		差替先電源の全量

（例）
部分差替を実施しており、差替元電源が安定電源で、差替先電源も安定電源であり、差替先電源が容量確保契約を締結している場合、差替元電源等提供者は差替元電源の全量の発電計画・発電上限と、差替先電源から差替元電源に配分された量の発電計

画・発電上限を登録してください。また、差替先電源等提供者は差替先電源の全量の発電計画・発電上限を登録してください。

注：発電計画がアセスメント算定までに提出されない場合、当月の全てのコマを 0 として取り扱います。また、発電上限がアセスメント算定までに提出されない場合、月別の差替容量を発電上限として取り扱います。

＜差替配分供給力（発電計画・発電上限）CSV＞

差替元電源等提供者は差替配分供給力（発電計画・発電上限）を登録してください（表 3-4 参照）。

差替配分供給力（発電計画・発電上限）の登録は https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou-system/200212_youryousystem_kiyaku_manual.html からダウンロードする CSV ファイルを用いてください（図 3-14 参照）。

*202404_差替配分供給力.csv - メモ帳
ファイル(F)　編集(E)　書式(O)　表示(V)　ヘルプ(H)

```
"実需給年月日","情報区分","提出事業者コード","電源等識別番号","差替先電源等識別番号","差替ID","0:00","0:30","1:00","1:30","2:00",
20240401,01,H001,0000000004,0000000009,1111111111,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,
20240401,02,H001,0000000004,0000000009,1111111111,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,
20240402,01,H001,0000000004,0000000009,1111111111,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,
20240402,02,H001,0000000004,0000000009,1111111111,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,
20240403,01,H001,0000000004,0000000009,1111111111,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,
20240403,02,H001,0000000004,0000000009,1111111111,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,
20240404,01,H001,0000000004,0000000009,1111111111,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,
20240404,02,H001,0000000004,0000000009,1111111111,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,
20240405,01,H001,0000000004,0000000009,1111111111,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,
20240405,02,H001,0000000004,0000000009,1111111111,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,
20240406,01,H001,0000000004,0000000009,1111111111,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,
20240406,02,H001,0000000004,0000000009,1111111111,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,
20240407,01,H001,0000000004,0000000009,1111111111,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,
20240407,02,H001,0000000004,0000000009,1111111111,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,
20240408,01,H001,0000000004,0000000009,1111111111,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,
20240408,02,H001,0000000004,0000000009,1111111111,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,
20240409,01,H001,0000000004,0000000009,1111111111,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,
```

図 3-14　差替配分供給力（発電計画・発電上限）CSV イメージ

表 3-4　差替配分供給力（発電計画・発電上限）CSV の記載項目[37]

No	項目	留意点
1	実需給年月日	yyyymmdd 形式の半角数字で入力してください 例：2024 年 10 月 1 日の場合「20241001」と入力
2	情報区分	01 若しくは 02 を入力してください 01：発電計画 02：発電上限
3	提出事業者コード	自身の事業者コード（4 桁）を半角英数字で入力してください
4	電源等識別番号	電源等識別番号（10 桁）を半角英数字で入力してください
5	差替先電源等識別番号	差替先電源等識別番号（10 桁）を半角英数字で入力してください
6	電源等差替 ID	電源等差替 ID（10 桁）を半角英数字で入力してください
7	0:00	コマ別の発電計画（単位：[kW] [38], 整数部最大 12 桁）・発電上限（単位：[kW] , 整数部最大 12 桁）を半角数字で入力してください
8	0:30	〃
9	1:00	〃
10	1:30	〃
11	2:00	〃
…		
50	21:30	〃
51	22:00	〃
52	22:30	〃
53	23:00	〃
54	23:30	〃

[37] 差替配分供給力 CSV については、ヘッダ部分（“実需給年月日”～“23:30”の部分）の項目が共通しており、情報区分の数字を書き換えることで登録対象の情報を変えることができます（例：情報区分を 01 から 03 に変更することで、発電計画から発電量調整受電電力量の情報へ変換することができます）。

[38] 単位は［kW］でお願いいたします。ご注意ください。

差替配分供給力 CSV に必要な値を入力して保存した後、容量市場システムに登録してください。

注１：差替配分供給力（発電計画・発電上限）CSV ファイルは、テキストエディタで編集してください。テキストエディタではなく Excel で編集した場合、記載したデータから「””（ダブルクォーテーション）」や先頭の 0 が欠落する可能性があります。

注２：登録する CSV ファイルについて、1 行目のヘッダ部分（”実需給年月日″～″23:30″の部分）各項目には「″″」を付けてください。2 行目以降のボディ部分（登録する情報の部分）には「″″」を付けないでください。

注３：差替配分供給力（発電計画・発電上限）の CSV ファイルの登録に関して、登録対象月に関して月初から月末の 1 ヶ月分のデータが全て入力されていない場合エラーが発生するため、1 ヶ月分のデータが全て入力されているかを確認してください（発電計画・発電上限が零でも、0 を入力してください）。

注４：誤った文字コードの CSV ファイルをアップロードすると、ファイルを正常にアップロードできません。規定されているファイル文字コードは、【SJIS（MS932)】です。テキストエディタで CSV を作成、保存する場合は文字コード ANSI を選択してください。UTF-8 等のファイルをアップロードすると、登録結果がシステムエラーとなります。

ファイル名は「実需給年度・対象月_ファイル種別_A 枝番.csv」としてください[39]。
また、差替配分供給力（発電計画・発電上限）を更新する場合のファイル名は「実需給年度・対象月_ファイル種別_ A 枝番_R 更新回数.csv」としてください。

例）初回の登録の場合

202410_差替配分供給力_A1.csv

実需給年度・対象月　ファイル種別　A 枝番

1 回目の更新の場合

202410_差替配分供給力_A1_R1.csv

R 更新回数

[39] 容量市場システムの仕様上ファイル名は任意に設定していただくことも可能です。容量提供事業者にて管理しやすいよう、命名してください。

2 回目の更新の場合

202410_差替配分供給力_A1_R2.csv

容量市場システム「実需給期間向け機能トップ画面」の折り畳みメニューから「その他共通」、「一括登録・変更」、「一括登録・変更画面」の順にリンクをクリックして、「一括登録・変更画面」へ進んでください。
「一括登録・変更画面」で「ファイル種別」で「差替配分供給力」を選択し、「ファイル選択」ボタンからアップロードしたい差替配分供給力ファイルを選択してください。ファイル選択後、「アップロード」ボタンをクリックしてアップロードを完了してください（図 3-15 参照）。

注：一括登録時、他事業者が登録中は待ち時間が発生することがあります。なお、登録対象となるファイルは、①アセスメント算定諸元一覧、差替配分供給力、②容量停止計画の 2 グループに分けられ、同じグループ同士であれば直列処理、異なるグループ同士であれば並列処理となります。

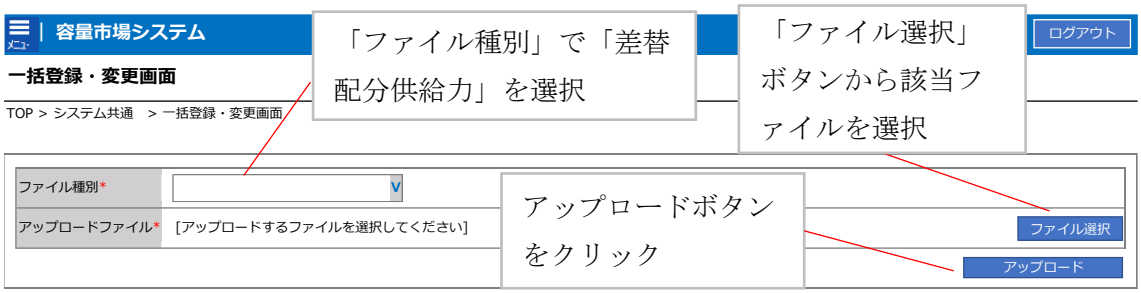

図 3-15 一括登録・変更画面　画面イメージ

3.1.3.2　差替先に係る発電計画・発電上限の取込確認

アップロードした発電計画・発電上限の取込確認をしてください。

容量市場システム「実需給期間向け機能トップ画面」の折り畳みメニューから「その他共通」、「一括登録・変更」、「一括登録・変更結果確認画面」の順にリンクをクリックして、「一括登録・変更結果確認画面」へ進んでください。
「ファイル種別」で「差替配分供給力」を選択し、登録日時を入力して「検索」ボタンをクリックしてください。「一括登録・変更結果確認一覧」（検索結果）に条件に合致する差替配分供給力が表示されます。ユーザ名、登録ファイル名、登録日時をもとに登録したファイルを特定してください。「登録結果」が「処理中」となっている場合は、まだシステム内で処理が終了していませんので、時間を空けて再確認

してください。「登録結果」が「OK」と表示されていれば正常に登録されていますが、「登録結果」が「NG」と表示されている場合は正常に登録されていないため、再登録する必要があります（図 3-16、図 3-17 参照）。なお、検索時に「登録結果 NG のみ表示」にチェックを入れると「登録結果」が「NG」の対象のみを表示可能です。

差替配分供給力の「登録結果」が「NG」と表示されている場合、「登録結果」の「NG」リンクをクリックし、「エラー情報 CSV ファイル」をダウンロードしてください（図 3-18 参照）。「エラー情報 CSV ファイル」の内容を確認して差替配分供給力 CSV ファイルを修正し、『3.1.3.1 差替先に係る発電計画・発電上限の登録』を参照して再登録してください。

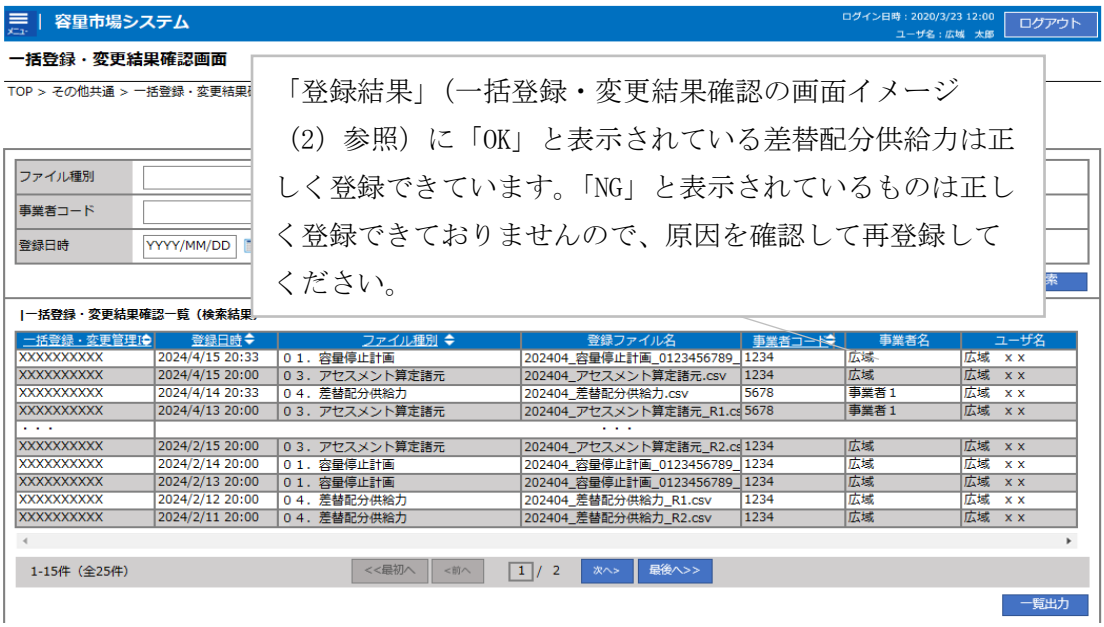

図 3-16　一括登録・変更結果確認の画面イメージ（1）

図 3-17　一括登録・変更結果確認の画面イメージ（2）

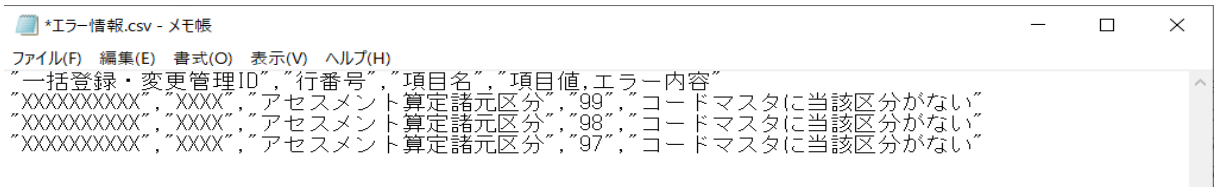

図 3-18　エラー情報 CSV ファイルの CSV イメージ

なお、差替配分供給力（発電計画・発電上限）CSV ファイルが正常に登録された場合、登録が完了した旨のメールが容量市場システム登録のメールアドレス宛に送付されます（表 3-2 参照）。『3.1.1.1 発電計画・発電上限の確認』を参照し、登録内容を確認してください。

「一括登録・変更結果確認画面」から登録結果を確認した後、誤登録を防ぐために、「差替配分供給力詳細画面」の登録結果と、取り込んだ差替配分供給力（発電計画・発電上限）CSV ファイルの値のうち、少なくとも１日分の全コマを抽出し、正しいファイルが登録されているか確認してください。
容量市場システム「実需給期間向け機能トップ画面」の折り畳みメニューから「リクワイアメント・アセスメント」、「アセスメント管理（共通）」、「差替配分供給力一覧画面」の順にリンクをクリックして、「差替配分供給力一覧画面」へ進んでください。
「電源等の区分」で「安定電源」を選択のうえ、「最新回次[40]切替」で「最新回次のみ表示」をチェックし、「実需給年月」、「差替元電源等識別番号」を入力して「検索」ボタンをクリックしてください。検索結果一覧から対象の「差替元電源等識別番号」をクリックし、「差替配分供給力詳細画面」へ進んでください。「一括登録・変更画面」で取り込んだ差替配分供給力（発電計画・発電上限）CSV ファイルと「差替配分供給力詳細画面」に表示される「発電計画・発電上限情報」のうち少なくとも１日分の全コマを抽出し、正しいファイルが登録されているか確認してください（図 3-19 参照）。

[40] 本業務マニュアル末尾に掲載されている Appendix.3 を参照。

図 3-19 差替配分供給力詳細画面と差替配分供給力（発電計画・発電上限）CSV ファイルの比較イメージ

3.2　差替先電源情報に係る整合性審査結果への対応

本節では、差替先電源情報に係る整合性審査[41]結果への対応について説明します（図 3-20 参照）。

3.2.1 差替配分供給力（発電計画・発電上限）の修正・登録

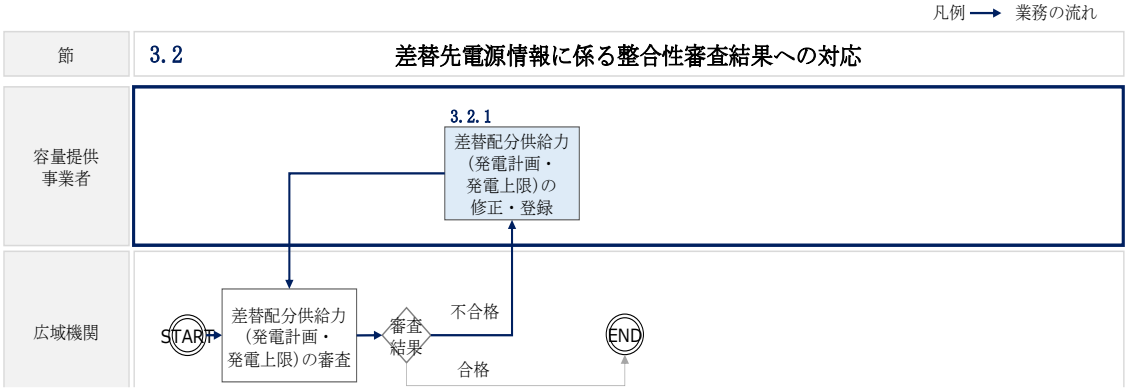

図 3-20　差替先電源情報に係る整合性審査結果への対応の詳細構成

[41] 差替元が登録した差替配分供給力（発電計画・発電上限）と差替先が登録した発電計画・発電上限が整合しているかを、本機関が審査します。

3.2.1　差替配分供給力（発電計画・発電上限）の修正・登録

本項では、差替配分供給力（発電計画・発電上限）の修正・登録について説明します（図 3-21 参照）。

3.2.1.1 差替配分供給力（発電計画・発電上限）の審査結果の受領
3.2.1.2 差替配分供給力（発電計画・発電上限）の修正・登録

3.2.1　差替配分供給力(発電計画・発電上限)の修正・登録

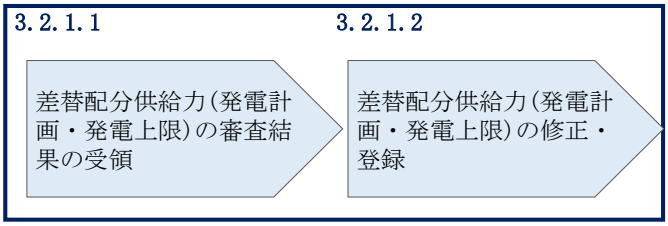

図 3-21　差替配分供給力（発電計画・発電上限）の修正・登録の手順

3.2.1.1　　差替配分供給力（発電計画・発電上限）の審査結果の受領

差替配分供給力（発電計画・発電上限）審査結果が不合格の場合は、その旨が本機関よりメールにて差替元電源等提供者へ送付されますので、内容を確認し、『3.2.1.2 差替配分供給力（発電計画・発電上限）の修正・登録』にて差替配分供給力（発電計画・発電上限）を修正し、登録してください。

3.2.1.2　　差替配分供給力（発電計画・発電上限）の修正・登録

差替先電源等提供者が提出している算定諸元を確認のうえ、『3.1.3 差替先に係る発電計画・発電上限の登録』を参照して差替配分供給力（発電計画・発電上限）を登録してください。

差替配分供給力（発電計画・発電上限）の修正・提出期限は対象実需給月＋2 月の第 13 営業日となります。

注：上記の修正登録期限若しくは、本機関が指定する修正登録期限を過ぎても発電計画・発電上限がアセスメント算定までに修正登録されない場合、発電計画・発電上限が未登録だった場合と同様に取り扱います。

第4章　算定諸元登録（発電量調整受電電力量）

本章では、算定諸元登録（発電量調整受電電力量）に関する以下の内容について説明します（図 4-1 参照）。

4.1 発電量調整受電電力量の登録
4.2 発電量調整受電電力量の登録内容審査結果への対応
4.3 差替先電源情報に係る整合性審査結果への対応

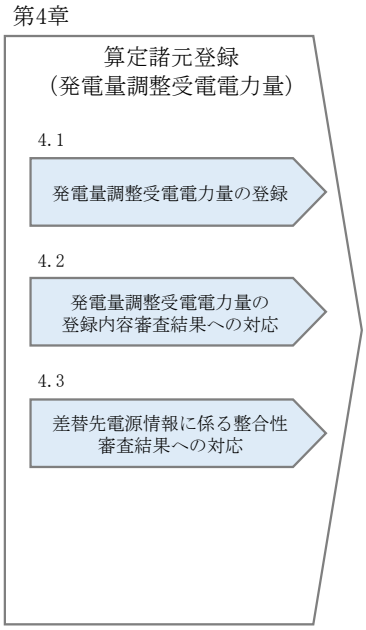

図 4-1　第 4 章の構成

4.1　発電量調整受電電力量の登録

本節では、発電量調整受電電力量の登録について以下の流れで説明します（図 4-2 参照）。

4.1.1 発電量調整受電電力量の登録

4.1.2 差替先に係る発電量調整受電電力量の登録

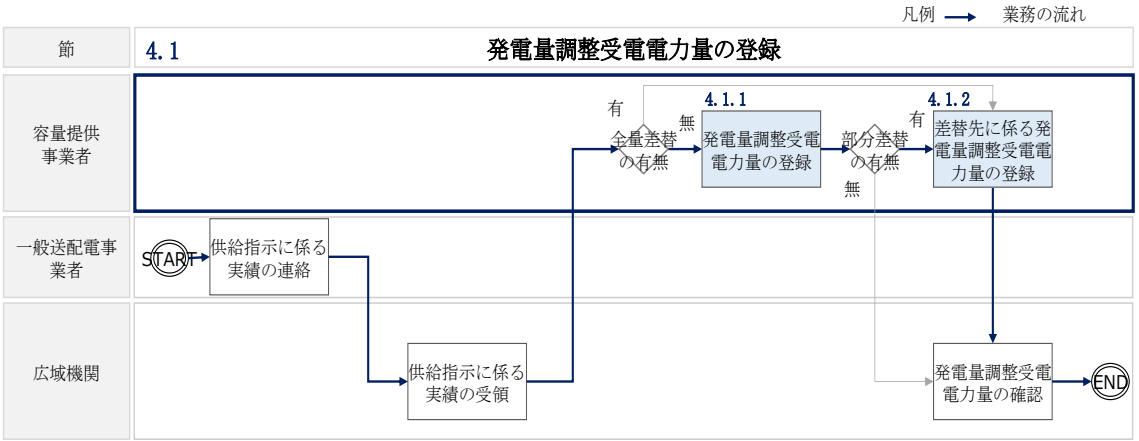

図 4-2　発電量調整受電電力量の登録の詳細構成

4.1.1　発電量調整受電電力量の登録

本項では、発電量調整受電電力量の登録について説明します（図 4-3 参照）。

4.1.1.1 発電量調整受電電力量の登録

4.1.1.2 発電量調整受電電力量の登録結果の確認

4.1.1.3 発電端計量値（ユニット単位）の登録

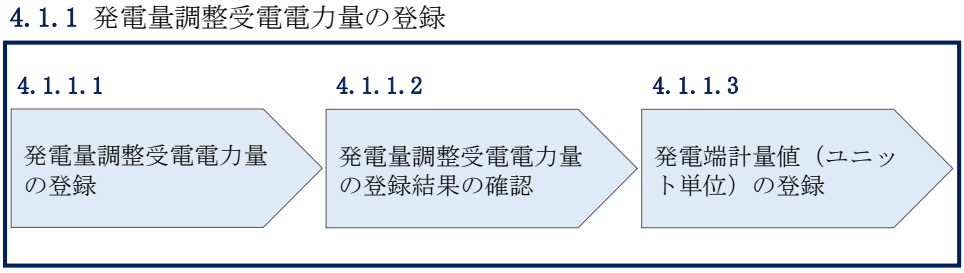

図 4-3　発電量調整受電電力量の登録の手順

実需給年度に稼働抑制の対象とならない電源は、一般送配電事業者から供給指示を受令した場合、当該月に係る発電量調整受電電力量の提出が必要です。一方、実需給年

度に稼働抑制の対象となる電源は、供給指示の受令の有無にかかわらず、毎月の発電量調整受電電力量の提出が必要です。なお、1 計量単位内に、非効率石炭火力電源のユニットと非効率石炭火力電源以外のユニットが混在する場合のみ発電端計量値（ユニット単位）の提出が必要となります(表 4-1 参照)。

表 4-1　発電量調整受電電力量の登録・提出範囲

電源	登録・提出する算定諸元	提出対象月	参照手順
実需給年度に稼働抑制の対象とならない電源	発電量調整受電電力量	供給指示を受令した月	『4.1.1.1 発電量調整受電電力量の登録』
実需給年度に稼働抑制の対象となる電源	発電量調整受電電力量	毎月	『4.1.1.1 発電量調整受電電力量の登録』
	発電端計量値（ユニット単位） ※1 計量単位内に、非効率石炭火力電源のユニットと非効率石炭火力電源以外のユニットが混在する場合のみ。	毎月	『4.1.1.3 発電端計量値（ユニット単位）の』

4.1.1.1　発電量調整受電電力量の登録

実需給年度に稼働抑制の対象とならない電源については、一般送配電事業者から供給指示を受令した月のみ、当該月の全電源の発電量調整受電需電力量の登録が必要です。

また、実需給年度に稼働抑制の対象となる電源は、供給指示の受令の有無にかかわらず、発電量調整受電電力量の登録が必要です。

発電量調整受電電力量の登録期限は対象実需給月＋2 月の第 10 営業日となります。

発電量調整受電電力量の登録は、https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou-system/200212_youryousystem_kiyaku_manual.html からダウンロードする CSV ファイルを用いてください（図 4-4、表 4-2 参照)。

202404_アセスメント算定諸元.csv - メモ帳

ファイル(F)　編集(E)　書式(O)　表示(V)　ヘルプ(H)

```
"実需給年月日","情報区分","提出事業者コード","電源等識別番号","0:00","0:30","1:00","1:30","2:00","2:30","3:00","3:30","4:00","4:30","5:
20240401,03,H001,0000000004,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,10
20240402,03,H001,0000000004,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,10
20240403,03,H001,0000000004,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,10
20240404,03,H001,0000000004,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,10
20240405,03,H001,0000000004,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,10
20240406,03,H001,0000000004,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,10
20240407,03,H001,0000000004,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,10
20240408,03,H001,0000000004,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,10
20240409,03,H001,0000000004,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,10
20240410,03,H001,0000000004,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,10
20240411,03,H001,0000000004,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,10
20240412,03,H001,0000000004,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,10
20240413,03,H001,0000000004,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,10
20240414,03,H001,0000000004,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,10
20240415,03,H001,0000000004,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,10
20240416,03,H001,0000000004,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,10
20240417,03,H001,0000000004,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,10
20240418,03,H001,0000000004,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,15
20240419,03,H001,0000000004,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,15
20240420,03,H001,0000000004,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,15
20240421,03,H001,0000000004,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,15
20240422,03,H001,0000000004,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,15
20240423,03,H001,0000000004,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,15
20240424,03,H001,0000000004,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,15
20240425,03,H001,0000000004,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,15
20240426,03,H001,0000000004,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,15
20240427,03,H001,0000000004,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,15
20240428,03,H001,0000000004,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,15
20240429,03,H001,0000000004,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,15
20240430,03,H001,0000000004,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,15
```

図 4-4　アセスメント算定諸元（発電量調整受電電力量）の CSV イメージ

表 4-2　アセスメント算定諸元（発電量調整受電電力量）の CSV の記載項目[42]

No	項目	留意点
1	実需給年月日	yyyymmdd 形式の半角数字で入力してください 例：2024 年 10 月 1 日の場合「20241001」と入力
2	情報区分	03 を入力してください 03：発電量調整受電電力量
3	提出事業者コード	事業者コード（4 桁）を半角英数字で入力してください
4	電源等識別番号	電源等識別番号（10 桁）を半角英数字で入力してください
5	0:00	コマ別の発電量調整受電電力量（単位：[kW][43],整数部最大 12 桁、小数部最大 3 桁）を半角数字で入力してください
6	0:30	〃
7	1:00	〃
8	1:30	〃
9	2:00	〃
…		
48	21:30	〃
49	22:00	〃
50	22:30	〃
51	23:00	〃
52	23:30	〃

アセスメント算定諸元（発電量調整受電電力量）の CSV に必要な値を入力して保存した後、容量市場システムに登録してください。

注 1：アセスメント算定諸元（発電量調整受電電力量）の CSV ファイルは、テキストエディタで編集してください。テキストエディタではなく Excel で編集した場合、記載

[42] アセスメント算定諸元 CSV については、ヘッダ部分（“実需給年月日”～“23:30”の部分）の項目が共通しており、情報区分の数字を書き換えることで登録対象の情報を変えることができます（例：情報区分を 01 から 03 に変更することで、発電計画から発電量調整受電電力量の情報へ変換することができます。）。
[43] 単位は［kW］でお願いいたします。ご注意ください。

したデータから「""（ダブルクォーテーション）」や先頭の０が欠落する可能性があります。

注２：登録するCSVファイルについて、１行目のヘッダ部分（"実需給年月日"～"23:30"の部分）各項目には「""」を付けてください。２行目以降のボディ部分（登録する情報の部分）には「""」を付けないでください。

注３：アセスメント算定諸元（発電量調整受電電力量）のCSVファイルの登録に関して、登録対象月に関して月初から月末の１ヶ月分のデータが全て入力されていない場合エラーが発生するため、１ヶ月分のデータが全て入力されているかを確認してください（発電量調整受電電力量が零でも、０を入力してください）。

注４：発電量調整受電電力量がアセスメント算定までに提出されない場合、当月の低予備率アセスメント対象コマを０とし、平常時のコマを契約容量として取り扱います。

注５：誤った文字コードのCSVファイルをアップロードすると、ファイルを正常にアップロードできません。規定されているファイル文字コードは、【SJIS（MS932）】です。テキストエディタでCSVを作成、保存する場合は文字コードANSIを選択してください。UTF-8等のファイルをアップロードすると、登録結果がシステムエラーとなります。

ファイル名は「実需給年度・対象月_ファイル種別 .csv」としてください[44]。また、発電量調整受電電力量を更新する場合のファイル名は「実需給年度・対象月_ファイル種別_ R更新回数.csv」としてください。

[44] 容量市場システムの仕様上ファイル名は任意に設定していただくことも可能です。容量提供事業者にて管理しやすいよう、命名してください。

例）初回の提出の場合

202410_アセスメント算定諸元.csv

実需給年度・対象月　ファイル種別

1 回目の更新の場合

202410_アセスメント算定諸元_R1.csv

更新回数

2 回目の更新の場合

202410_アセスメント算定諸元_R2.csv

容量市場システム「実需給期間向け機能トップ画面」の折り畳みメニューから「その他共通」、「一括登録・変更」、「一括登録・変更画面」の順にリンクをクリックして、「一括登録・変更画面」へ進んでください。

「ファイル種別」を選択し、「ファイル選択」ボタンをクリックして、アップロードしたいアセスメント算定諸元（発電量調整受電電力量）の CSV を選択してください。

注：一括登録時、他事業者が登録中は待ち時間が発生することがあります。なお、登録対象となるファイルは、①アセスメント算定諸元一覧、差替配分供給力、②容量停止計画の 2 グループに分けられ、同じグループ同士であれば直列処理、異なるグループ同士であれば並列処理となります。

アセスメント算定諸元（発電量調整受電電力量）の CSV ファイル名が容量市場システム上に表示されましたら、「アップロード」ボタンをクリックし、登録を行ってください（図 4-5、表 4-3 参照）。

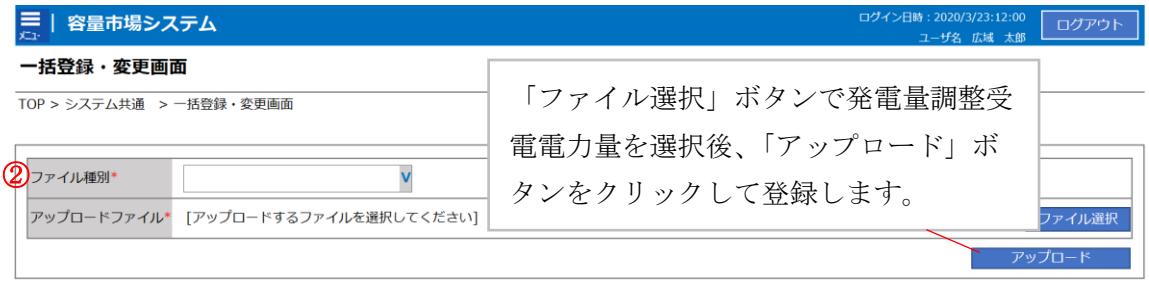

図 4-5　一括登録・変更の画面イメージ

表 4-3　一括登録・変更画面の入力項目

No	入力項目	入力内容
①	ファイル種別	「アセスメント算定諸元」を選択

4.1.1.2　発電量調整受電電力量の登録結果の確認

登録したアセスメント算定諸元（発電量調整受電電力量）のCSVファイルが正常に容量市場システムに取り込まれているか確認してください。

容量市場システム「実需給期間向け機能トップ画面」の折り畳みメニューから「その他共通」、「一括登録・変更」、「一括登録・変更結果確認画面」の順にリンクをクリックして、「一括登録・変更結果確認画面」へ進んでください。
「ファイル種別」で「アセスメント算定諸元」を選択し、ユーザ名と登録日時を入力して「検索」ボタンをクリックしてください。「一括登録・変更結果確認一覧」（検索結果）に条件に合致する発電量調整受電電力量が表示されます。検索結果から、ユーザID、ファイル名、登録日時をもとに登録したファイルを特定したうえで「登録結果」を確認してください。「登録結果」が「処理中」となっている場合は、まだシステム内で処理が終了していませんので、時間を空けて再確認してください。「登録結果」が「OK」と表示されていれば登録が正常にされていますが、「登録結果」が「NG」と表示されている場合は正常に登録されていないため、再登録する必要があります（図 4-6、図 4-7参照）。

なお、検索時に「登録結果NGのみ表示」にチェックを入れると「登録結果」が「NG」の対象のみを表示可能です。

発電量調整受電電力量の「登録結果」が「NG」と表示されている場合、「登録結果」の「NG」リンクをクリックし、「エラー情報CSVファイル」をダウンロードしてください（図 4-8参照）。「エラー情報CSVファイル」の内容を確認してアセスメント算定諸元（発電量調整受電電力量）のCSVファイルを修正し、『4.1.1発電量調整受電電力量の登録』を参照して再登録してください。

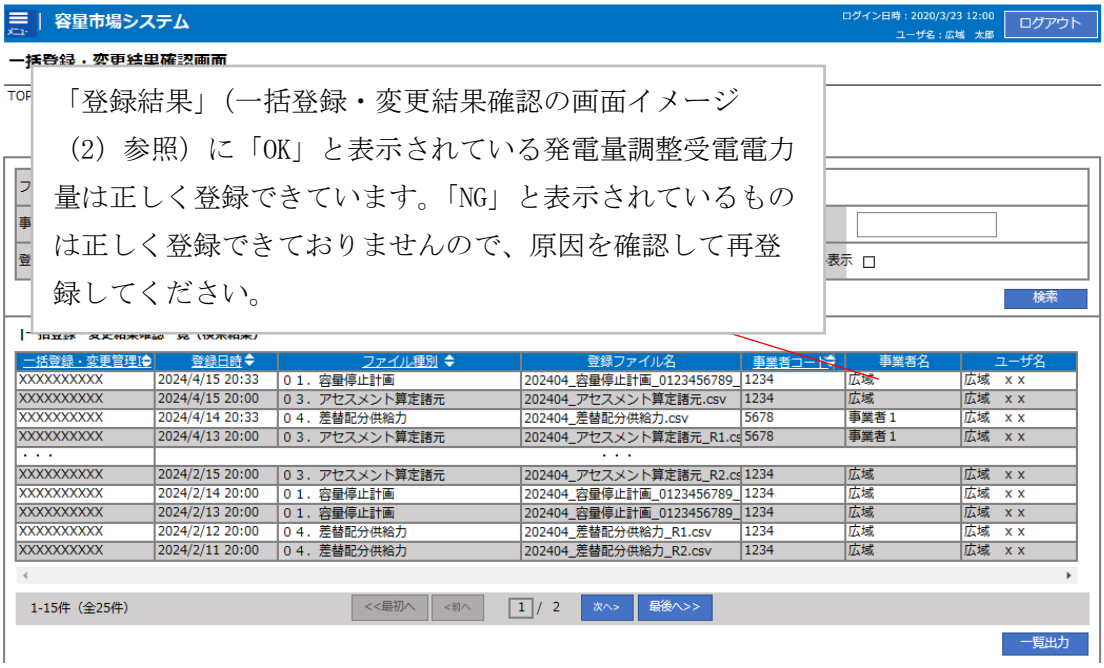

図 4-6　一括登録・変更結果確認の画面イメージ（1）

図 4-7　一括登録・変更結果確認の画面イメージ（2）

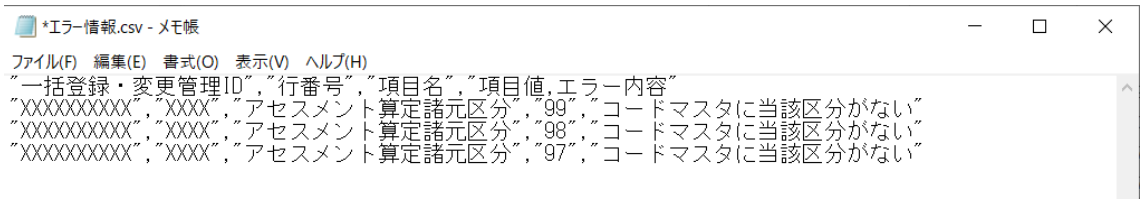

図 4-8　エラー情報 CSV ファイルの CSV イメージ

なお、発電量調整受電電力量のファイルが正常に登録された場合、登録が完了した旨のメールが容量市場システムに登録したメールアドレス宛に送付されます（表 4-4 参照）。

表 4-4 一括登録・変更の CSV ファイル登録結果通知メールイメージ

項目	内容
件名	【容量市場システム】一括登録・変更の CSV ファイル登録結果通知
送信元メールアドレス	support-noreply@capacity-market2.occto.or.jp
本文記載事項	XXXX　様 こちらは電力広域的運営推進機関　容量市場システム　管理者です。 一括登録・変更で CSV ファイルが正常に登録されました。ご確認をお願いいたします。 【ファイル種別】 アセスメント算定諸元[45] 電力広域的運営推進機関　容量市場システム　管理者 ※このメールはシステムより自動送信されています。差出人には返信しないでください。

容量市場システムに登録された発電量調整受電電力量の登録結果を確認してください。
容量市場システム「実需給期間向け機能トップ画面」の折り畳みメニューから「リクワイアメント・アセスメント」、「アセスメント管理（共通）」、「アセスメント算定諸元一覧画面」の順にリンクをクリックして、「アセスメント算定諸元一覧画面」へ進んでください。
「実需給年月」を入力し、「最新回次切替」で「最新回次のみ表示」を選択したうえで「検索」ボタンをクリックしてください。検索結果一覧から対象の「電源等識別番号」をクリックし、「アセスメント算定諸元詳細画面」へ進んでください（図 4-9 参照）。「発電量調整受電電力量」ラジオボタンをクリックすると、登録されている電量調整受電電力量が表示されます。

[45] 差替配分供給力 CSV を登録した場合は、“差替配分供給力”と表示されます。

「アセスメント算定諸元詳細画面」にて、登録された発電量調整受電電力量をご確認ください。登録された発電量調整受電電力量の修正の必要があるか判断してください（図 4-10 参照）。修正の必要がある場合は、『4.1.1.1 発電量調整受電電力量の登録』を参照してください。

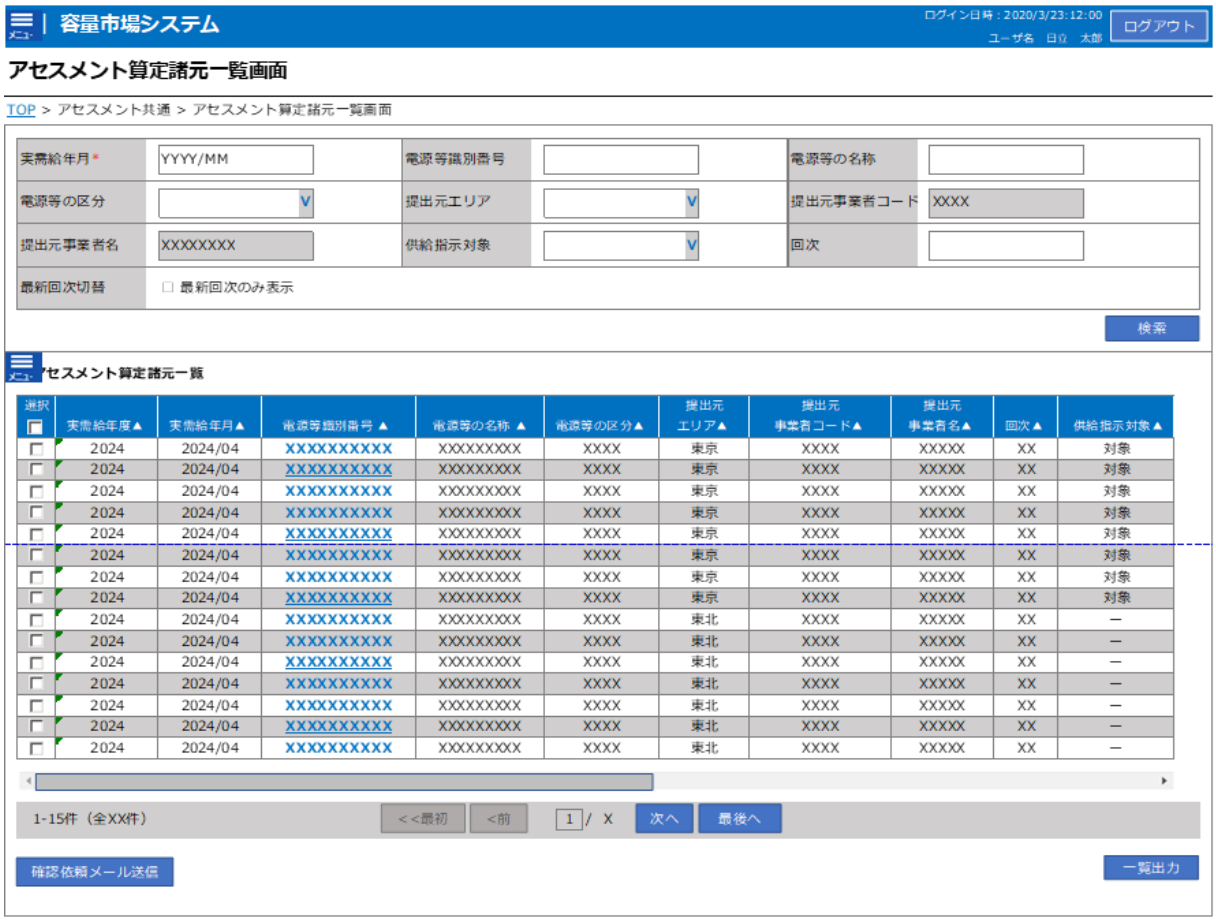

図 4-9 アセスメント算定諸元一覧画面　画面イメージ

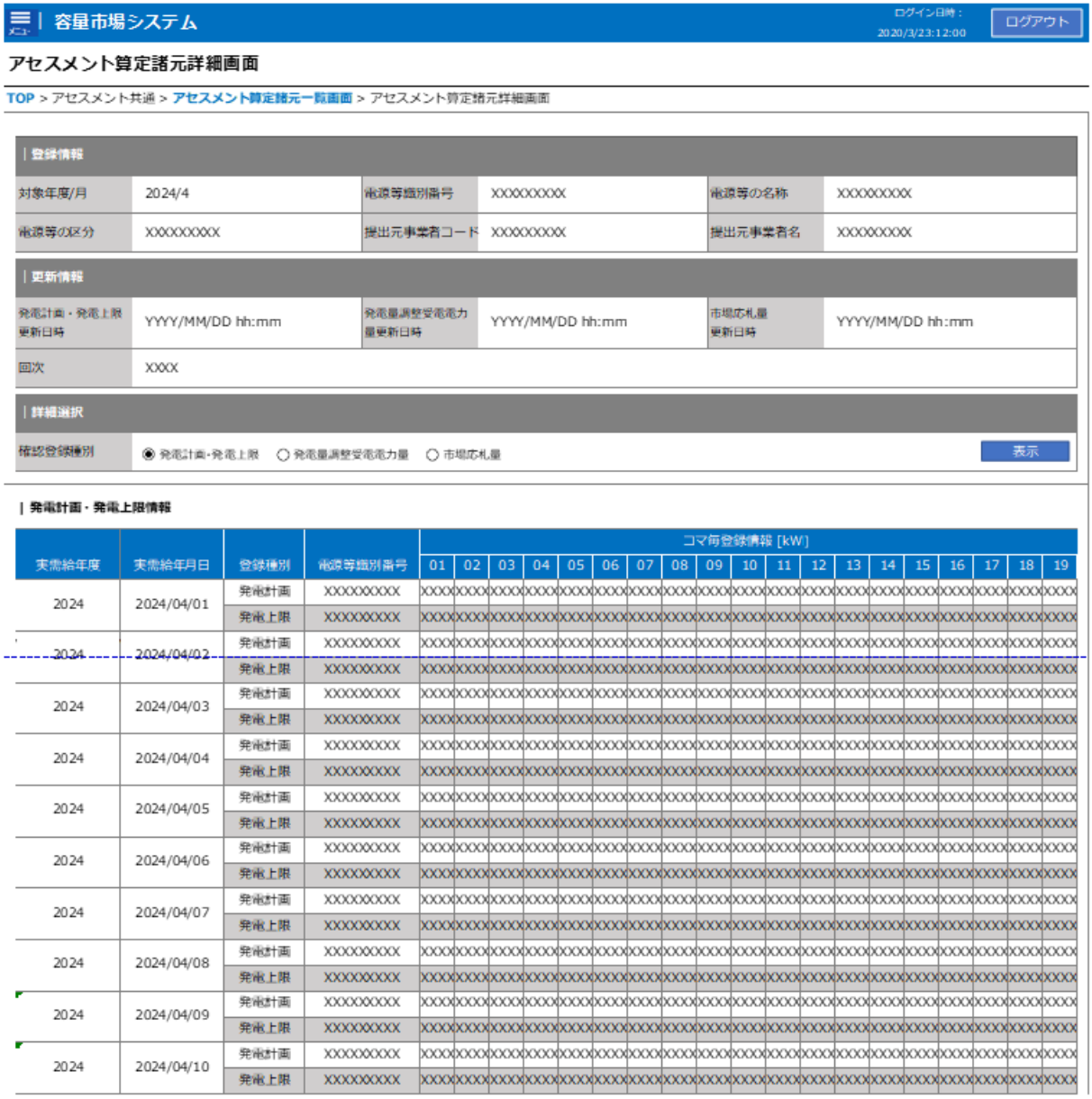

図 4-10 アセスメント算定諸元詳細画面　画面イメージ

4.1.1.3　発電端計量値（ユニット単位）の登録

実需給年度に稼働抑制の対象となる電源において、1 計量単位内に非効率石炭火力電源対象ユニットと非効率石炭火力電源以外の対象外ユニットが混在する場合は、発電量調整受電電力量の登録に加えて、ユニット単位の発電端計量値[46]を登録してください。

[46] 1 計量単位内に非効率石炭火力電源対象ユニットと非効率石炭火力電源以外の対象外ユニットが混在する場合、1 計量単位内のすべてのユニットの計量値（発電端）に応じた按分により非効率石炭火力電源の計量値（送電端）相当を算定する必要があるため提出が必要です。

発電端計量値（ユニット単位）の登録期限は対象実需給月＋2 月の第 10 営業日となります。

発電端計量値（ユニット単位）の登録は、https://www.occto.or.jp/market-board/market/jitsujukyukanren/requirement_teisyutsusyorui.html からダウンロードする Excel ファイルを用いてください。

ファイル名は「実需給年度・対象月_発電端計量値（ユニット単位）_電源等識別番号.xlsx」としてください。また、発電端計量値（ユニット単位）を更新する場合のファイル名は「実需給年度・対象月_発電端計量値（ユニット単位）_電源等識別番号_R 更新回数.xlsx」としてください[47]。

例）初回の登録の場合

202410_発電端計量値（ユニット単位）_0123456789.xlsx

実需給年度・対象月　　電源等識別番号

1 回目の更新の場合

202410_発電端計量値（ユニット単位）_0123456789_R1.xlsx

R 更新回数

2 回目の更新の場合

202410_発電端計量値（ユニット単位）_0123456789_R2.xlsx

R 更新回数

容量市場システムの折り畳みメニュー「リクワイアメント・アセスメント」の中の「アセスメント一覧画面（事業者ごと）-稼働抑制」リンクをクリックして、「アセスメント一覧画面（事業者ごと）-稼働抑制」へ進んでください。

「算定対象年度」を選択し、発電端計量値（ユニット単位）の登録を行うユニットの「電源等識別番号」を選択し、「アセスメント結果詳細画面（稼働抑制）」へ進んでください（図 4-11 参照）。

「アセスメント結果詳細画面（稼働抑制）」下部にある「添付資料」の「ファイル選択」ボタンをクリックし、登録する発電端計量値（ユニット単位）のファイルを選択した後、「アップロード」ボタンをクリックすることで、登録することができます（図 4-12 参照）。

[47] 1 つあたりのアップロードファイルサイズの上限は 20MB となりますので、20MB を超える場合は、ファイルを分割してください。

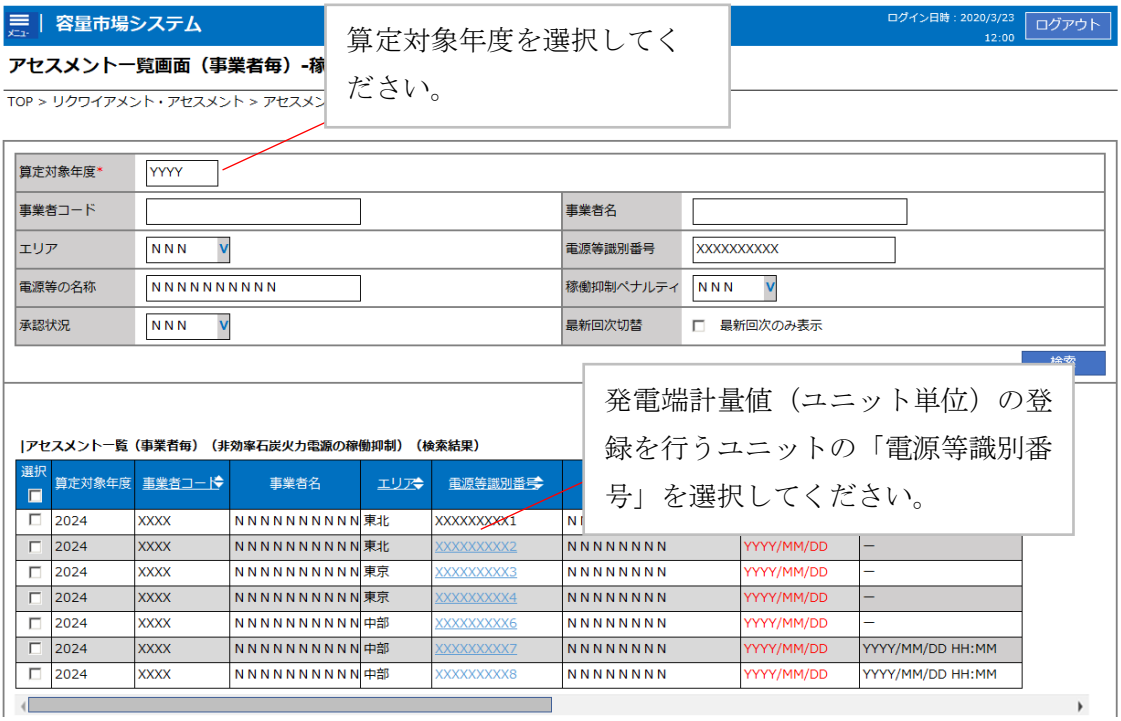

図 4-11 アセスメント一覧画面（事業者ごと）-稼働抑制の画面イメージ

図 4-12 アセスメント結果詳細画面（稼働抑制）の画面イメージ

4.1.2　差替先に係る発電量調整受電電力量の登録

本項では、差替先に係る発電量調整受電電力量の登録について説明します（図 4-13 参照）。

4.1.2.1 差替先に係る発電量調整受電電力量の登録

4.1.2.2 差替先に係る発電量調整受電電力量の登録結果の確認

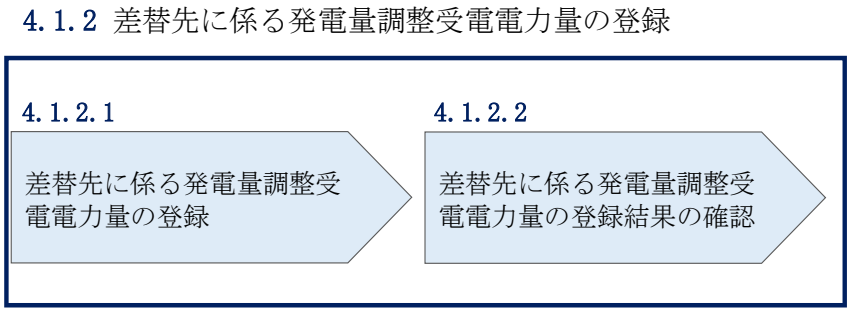

図 4-13　差替先の発電量調整受電電力量の登録の手順

4.1.2.1　差替先に係る発電量調整受電電力量の登録

電源等差替を実施しており、差替先電源等が実需給年度に稼働抑制の対象とならない電源の場合、一般送配電事業者から供給指示を受令した月のみ、当該月分の発電量調整受電電力量の登録が必要です。差替元電源等提供者は、差替先電源等から配分された発電量調整受電電力量を容量市場システムに登録してください。

登録主体から登録対象を確認し、登録対象ごとに下記手順を参照してください（表 4-5 参照）。

表 4-5 差替先に係る発電量調整受電電力量の提出範囲(差替先電源等が稼働抑制の対象とならない場合)

<table>
<tr><th colspan="2">登録主体</th><th>電源等差替を実施している場合の発電量調整受電電力量の登録対象</th><th>提出対象月</th></tr>
<tr><td rowspan="4">差替元電源等提供者</td><td rowspan="3">部分差替</td><td>差替元電源の発電量調整受電電力量</td><td>毎月（差替元電源が稼働抑制の対象とならない場合は供給指示を受令した月）</td></tr>
<tr><td>差替元電源の発電端計量値（ユニット単位）
※差替元電源において 1 計量単位内に、非効率石炭火力電源のユニットと非効率石炭火力電源以外のユニットが混在する場合のみ。</td><td>毎月</td></tr>
<tr><td>差替配分供給力（発電量調整受電電力量）[48]</td><td rowspan="3">供給指示を受令した月</td></tr>
<tr><td>全量差替</td><td>差替配分供給力（発電量調整受電電力量）</td></tr>
<tr><td colspan="2">差替先電源等提供者</td><td>差替先電源の発電量調整受電電力量</td></tr>
</table>

（例）

部分差替を実施しており、差替元電源が安定電源（稼働抑制の対象）で、差替先電源も安定電源（稼働抑制の対象外）であり、差替先電源が容量確保契約を締結している場合、差替元電源等提供者は毎月の差替元電源の全量の発電量調整受電電力量と、供給指示を受令した月の差替先電源から差替元電源に配分された量の発電量調整受電電

[48] 差替先から配分された発電量調整受電電力量

力量を登録してください。また、差替先電源等提供者は供給指示を受令した月の差替先電源の全量の発電量調整受電電力量を登録してください。

電源等差替を実施しており、差替先電源等が実需給年度に稼働抑制の対象となる電源の場合、供給指示の受令の有無にかかわらず、毎月の発電量調整受電電力量の提出が必要です。なお、1 計量単位内に、非効率石炭火力電源のユニットと非効率石炭火力電源以外のユニットが混在する場合のみ発電端計量値（ユニット単位）の提出が必要となります。差替元電源等提供者は、差替先電源等から配分された発電量調整受電電力量を容量市場システムに登録してください。登録主体から登録対象を確認し、登録対象ごとに下記手順を参照してください（表 4-6 参照）。

注：電源等差替によって非効率石炭火力電源に差替える場合、差替元電源が非効率石炭火力電源かどうかに関わらず、差替先電源は稼働抑制のリクワイアメントの対象となります。
非効率石炭火力電源をそれ以外の電源に差替える場合、差替先電源は稼働抑制のリクワイアメントの対象外となります。

表 4-6 差替先に係る発電量調整受電電力量の提出範囲(差替先電源等が稼働抑制の対象となる場合)

<table>
<tr><th colspan="2">登録主体</th><th>電源等差替を実施している場合の発電量調整受電電力量の登録対象</th><th>提出対象月</th></tr>
<tr><td rowspan="4">差替元電源等提供者</td><td rowspan="3">部分差替</td><td>差替元電源の発電量調整受電電力量</td><td>毎月（差替元電源が稼働抑制の対象とならない場合は供給指示を受令した月）</td></tr>
<tr><td>差替元電源の発電端計量値（ユニット単位）
※差替元電源において 1 計量単位内に、非効率石炭火力電源のユニットと非効率石炭火力電源以外のユニットが混在する場合のみ。</td><td rowspan="7">毎月</td></tr>
<tr><td>差替配分供給力（発電量調整受電電力量）</td></tr>
<tr><td>全量差替</td><td>差替配分供給力（発電量調整受電電力量）</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">差替先電源等提供者</td><td>差替先電源の発電量調整受電電力量</td></tr>
<tr><td>差替先電源の発電端計量値（ユニット単位）
※差替先電源において 1 計量単位内に、非効率石炭火力電源のユニットと非効率石炭火力電源以外のユニットが混在する場合のみ。</td></tr>
</table>

（例）

部分差替を実施しており、差替元電源が安定電源（稼働抑制の対象外）で、差替先電源も安定電源（稼働抑制の対象）であり、差替先電源が容量確保契約を締結している場合、差替元電源等提供者は供給指示を受令した月の差替元電源の全量の発電量調整受電電力量と、毎月の差替先電源から差替元電源に配分された量の発電量調整受電電力量を登録してください。また、差替先電源等提供者は毎月の差替先電源の全量の発電量調整受電電力量を登録してください。

差替先の発電量調整受電電力量の登録期限は対象実需給月＋2 月の第 10 営業日となります。

差替配分供給力（発電量調整受電電力量）の登録は、https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou-system/200212_youryousystem_kiyaku_manual.html からダウンロードする CSV ファイルを用いてください（図 4-14、表 4-7 参照）。

図 4-14　差替配分供給力（発電量調整受電電力量）CSV イメージ

表 4-7　差替配分供給力（発電量調整受電電力量）CSV の記載項目[49]

No	項目	留意点
1	実需給年月日	yyyymmdd 形式の半角数字で入力してください 例：2024 年 10 月 1 日の場合「20241001」と入力
2	情報区分	03 を入力してください 03：発電量調整受電電力量
3	提出事業者コード	事業者コード（4 桁）を半角英数字で入力してください
4	電源等識別番号	電源等識別番号（10 桁）を半角英数字で入力してください

[49] 差替配分供給力 CSV については、ヘッダ部分（“実需給年月日”～“23:30”の部分）の項目が共通しており、情報区分の数字を書き換えることで登録対象の情報を変えることができます（例：情報区分を 01 から 03 に変更することで、発電計画から発電量調整受電電力量の情報へ変換することができます）。

No	項目	留意点
5	差替先電源等識別番号	差替先電源等識別番号（10 桁）を半角英数字で入力してください
6	電源等差替 ID	電源等差替 ID（10 桁）を半角英数字で入力してください
7	0:00	コマ別の発電量調整受電電力量（単位：[kW][50]，整数部最大 12 桁、小数部最大 3 桁）を半角数字で入力してください
8	0:30	〃
9	1:00	〃
10	1:30	〃
11	2:00	〃
…		
50	21:30	〃
51	22:00	〃
52	22:30	〃
53	23:00	〃
54	23:30	〃

差替配分供給力（発電量調整受電電力量）CSV に必要な値を入力して保存した後、容量市場システムに登録してください。

注 1：差替配分供給力（発電量調整受電電力量）CSV ファイルは、テキストエディタで編集してください。テキストエディタではなく Excel で編集した場合、記載したデータから「""（ダブルクォーテーション）」や先頭の 0 が欠落する可能性があります。

注 2：登録する CSV ファイルについて、1 行目のヘッダ部分（"実需給年月日"～"23:30"の部分）各項目には「""」を付けてください。2 行目以降のボディ部分（登録する情報の部分）には「""」を付けないでください。

注 3：差替配分供給力（発電量調整受電電力量）CSV ファイルの登録に関して、登録対象月に関して月初から月末の 1 ヶ月分のデータが全て入力されていない場合エラーが

[50] 単位は［kW］でお願いいたします。ご注意ください。

発生するため、1ヶ月分のデータが全て入力されているかを確認してください（発電量調整受電電力量が零でも、0を入力してください）。

注4：発電量調整受電電力量がアセスメント算定までに提出されない場合、当月の低予備率アセスメント対象コマを0とし、平常時のコマを契約容量として取り扱います。

注5：誤った文字コードのCSVファイルをアップロードすると、ファイルを正常にアップロードできません。規定されているファイル文字コードは、【SJIS（MS932)】です。テキストエディタでCSVを作成、保存する場合は文字コードANSIを選択してください。UTF-8等のファイルをアップロードすると、登録結果がシステムエラーとなります。

ファイル名は「実需給年度・対象月（YYYYMM）_ファイル種別.csv」としてください[51]。また、差替配分供給力を更新する場合のファイル名は「実需給年度・対象月_ファイル種別_R更新回数.csv」としてください。

例）初回の提出の場合

202410_差替配分供給力.csv

実需給年度・対象月　ファイル種別

1回目の更新の場合

202410_差替配分供給力_R1.csv

R更新回数

2回目の更新の場合

202410_差替配分供給力_R2.csv

容量市場システム「実需給期間向け機能トップ画面」の折り畳みメニューから「その他共通」、「一括登録・変更」、「一括登録・変更画面」の順にリンクをクリックして、「一括登録・変更画面」へ進んでください。
「ファイル種別」を選択し、「ファイル選択」ボタンをクリックして、アップロードしたい差替配分供給力（発電量調整受電電力量）のCSVファイルを選択してください。差替配分供給力（発電量調整受電電力量）のCSVファイル名が容量市場システム

[51] 容量市場システムの仕様上ファイル名は任意に設定していただくことも可能です。容量提供事業者にて管理しやすいよう、命名してください。

上に表示されたら、「アップロード」ボタンをクリックし、登録を行ってください（図 4-15、表 4-8 参照）。

注：一括登録時、他事業者が登録中は待ち時間が発生することがあります。なお、登録対象となるファイルは、①アセスメント算定諸元一覧、差替配分供給力、②容量停止計画の 2 グループに分けられ、同じグループ同士であれば直列処理、異なるグループ同士であれば並列処理となります。

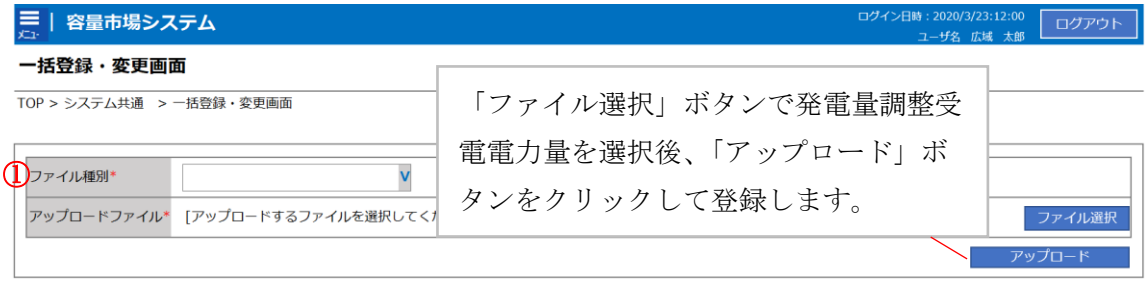

図 4-15　一括登録・変更の画面イメージ

表 4-8　一括登録・変更画面の入力項目

No	入力項目	入力内容
①	ファイル種別	「差替配分供給力」を選択

4.1.2.2　差替先に係る発電量調整受電電力量の登録結果の確認

登録した差替配分供給力（発電量調整受電電力量）の CSV ファイルが正常に容量市場システムに取り込まれているか確認してください。

容量市場システム「実需給期間向け機能トップ画面」の折り畳みメニューから「その他共通」、「一括登録・変更」、「一括登録・変更結果確認画面」の順にリンクをクリックして、「一括登録・変更結果確認画面」へ進んでください。

「ファイル種別」で「差替配分供給力」を選択し、登録日時を入力して「検索」ボタンをクリックしてください。「一括登録・変更結果確認一覧」（検索結果）に条件に合致する差替配分供給力が表示されます。「登録結果」が「処理中」となっている場合は、まだシステム内で処理が終了していませんので、時間を空けて再確認してください。「登録結果」が「OK」と表示されていれば登録が正常にされていますが、「登録結果」が「NG」と表示されている場合は登録が正常にされていないため、再登録する必要があります（図 4-16、図 4-17 参照）。

なお、検索時に「登録結果 NG のみ表示」にチェックを入れると「登録結果」が「NG」の対象のみを表示可能です。

差替配分供給力の「登録結果」が「NG」と表示されている場合、「登録結果」の「NG」リンクをクリックし、「エラー情報 CSV ファイル」をダウンロードします（図 4-18 参照）。「エラー情報 CSV ファイル」の内容を確認して差替配分供給力の CSV ファイルを修正し、『4.1.2.1 差替先に係る発電量調整受電電力量の登録』を参照して再登録してください。

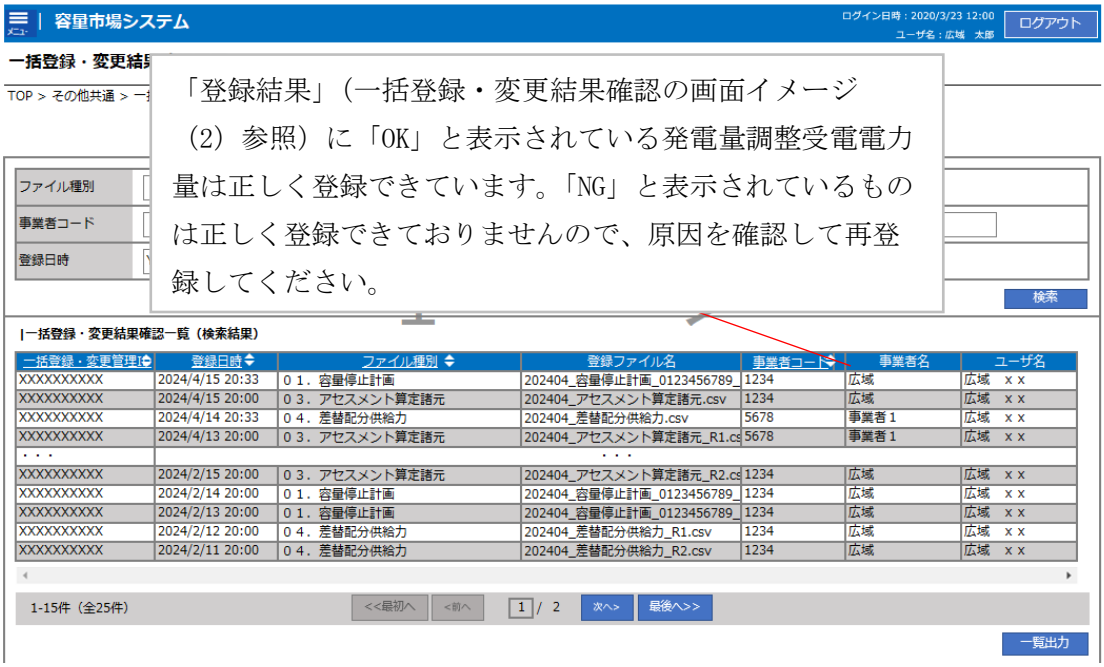

図 4-16　一括登録・変更結果確認の画面イメージ（1）

図 4-17　一括登録・変更結果確認の画面イメージ（2）

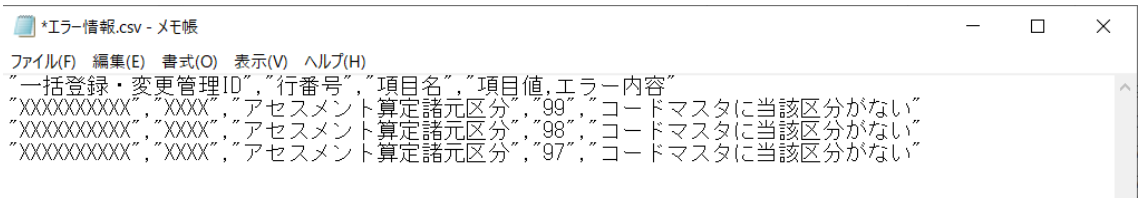

図 4-18　エラー情報 CSV ファイルの CSV イメージ

なお、差替配分供給力（発電量調整受電電力量）の CSV ファイルが正常に登録された場合、登録が完了した旨のメールが容量市場システムに登録したメールアドレス宛に送付されます（表 4-4 参照）。

「一括登録・変更結果確認画面」から登録結果を確認した後、誤登録を防ぐために、「差替配分供給力詳細画面」の登録結果と、取り込んだ差替配分供給力（発電量調整受電電力量）CSV ファイルの値のうち、少なくとも１日分の全コマを抽出し、正しいファイルが登録されているか確認してください。
容量市場システム「実需給期間向け機能トップ画面」の折り畳みメニューから「リクワイアメント・アセスメント」、「アセスメント管理（共通）」、「差替配分供給力一覧画面」の順にリンクをクリックして、「差替配分供給力一覧画面」へ進んでください。
「電源等の区分」で「安定電源」を選択のうえ、「最新回次[52]切替」で「最新回次のみ表示」をチェックし、「実需給年月」、「差替元電源等識別番号」を入力して「検索」ボタンをクリックしてください。検索結果一覧から対象の「差替元電源等識別番号」をクリックし、「差替配分供給力詳細画面」へ進んでください。「一括登録・変更画面」で取り込んだ差替配分供給力（発電量調整受電電力量）CSV ファイルと「差替配分供給力詳細画面」に表示される「発電量調整受電電力量情報」のうち少なくとも１日分の全コマを抽出し、正しいファイルが登録されているか確認してください（図 4-19 参照）。

[52] 本業務マニュアル末尾に掲載されている Appendix.3 を参照。

差替配分供給力（発電量調整受電電力量）CSV ファイルと「差替配分供給力詳細画面」の発電量調整受電電力量の値のうち少なくとも 1 日分の全コマを抽出し、正しいファイルが登録されているか確認してください。

図 4-19 差替配分供給力詳細画面と差替配分供給力（発電計画・発電上限）CSV ファイルの比較イメージ

差替先の発電量調整受電電力量を誤った内容で登録してしまった場合は、『4.1.2.1 差替先に係る発電量調整受電電力量の登録』を参照して差替先の発電量調整受電電力量を再登録してください。

4.1.2.3　差替先に係る発電端計量値（ユニット単位）の登録

電源等差替を実施し、実需給年度に稼働抑制の対象となる差替先電源において、1 計量単位内に非効率石炭火力電源対象ユニットと非効率石炭火力電源以外の対象外ユニットが混在する場合、差替先電源等提供者は差替先電源自身の発電量調整受電電力量の登録に加えて、発電端計量値（ユニット単位）を登録してください。
差替先の発電端計量値（ユニット単位）の登録期限は対象実需給月＋2 月の第 10 営業日となります。

発電端計量値（ユニット単位）の登録は、https://www.occto.or.jp/market-board/market/jitsujukyukanren/requirement_teisyutsusyorui.html からダウンロードする Excel ファイルを用いてください。
ファイル名は「実需給年度・対象月_発電端計量値（ユニット単位）_差替先電源等識別番号.xlsx」としてください。また、発電端計量値（ユニット単位）を更新する場合のファイル名は「実需給年度・対象月_発電端計量値（ユニット単位）_差替先電源等識別番号_R 更新回数.xlsx」としてください[53]。

例）初回の登録の場合
202410_発電端計量値（ユニット単位）_0123456789.xlsx
実需給年度・対象月　　差替先電源等識別番号

1 回目の更新の場合
202410_発電端計量値（ユニット単位）_0123456789_R1.xlsx
R 更新回数

2 回目の更新の場合
202410_発電端計量値（ユニット単位）_0123456789_R2.xlsx
R 更新回数

容量市場システムの折り畳みメニュー「リクワイアメント・アセスメント」の中の「アセスメント一覧画面（事業者ごと）-稼働抑制」リンクをクリックして、「アセスメント一覧画面（事業者ごと）-稼働抑制」へ進んでください。
「算定対象年度」を選択し、差替元電源の「電源等識別番号」を選択し、「アセスメント結果詳細画面（稼働抑制）」へ進んでください（図 4-20 参照）。

[53] 1 つあたりのアップロードファイルサイズの上限は 20MB となりますので、20MB を超える場合は、ファイルを分割してください。

「アセスメント結果詳細画面（稼働抑制）」下部にある「添付資料」の「ファイル選択」ボタンをクリックし、登録する発電端計量値（ユニット単位）のファイルを選択した後、「アップロード」ボタンをクリックすることで、登録することができます（図 4-21 参照）。

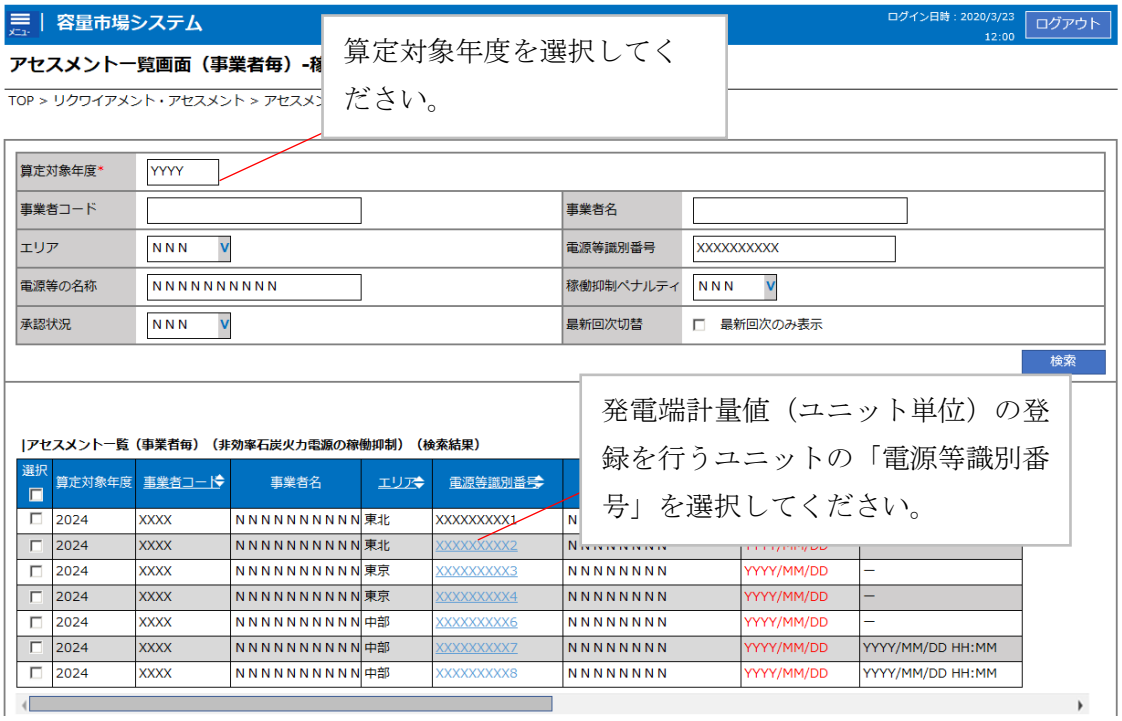

図 4-20 アセスメント一覧画面（事業者ごと）-稼働抑制の画面イメージ

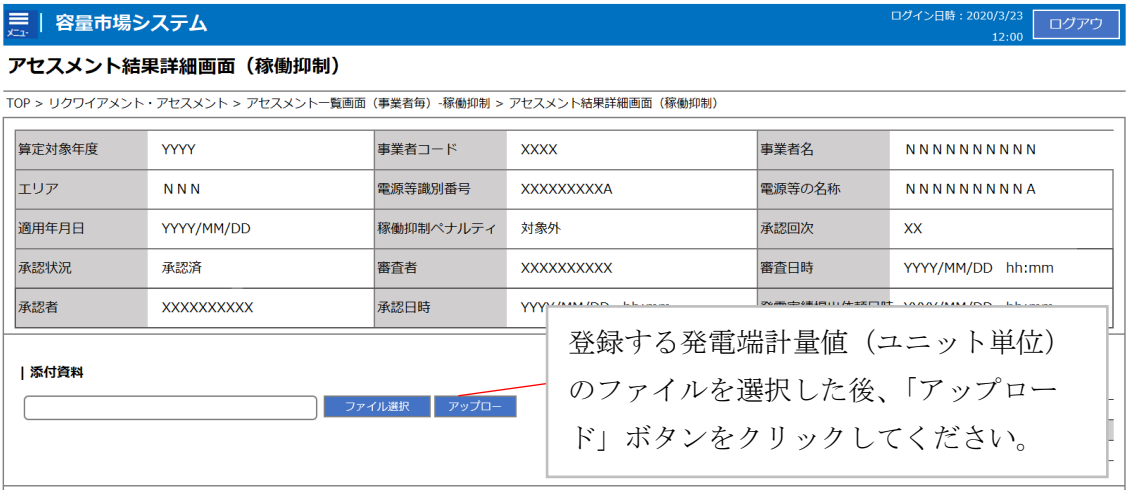

図 4-21 アセスメント結果詳細画面（稼働抑制）の画面イメージ

4.2　発電量調整受電電力量の登録内容審査結果への対応

本節では、発電量調整受電電力量の登録内容審査[54]結果への対応について以下の流れで説明します（図 4-22 参照）。

4.2.1 発電量調整受電電力量の修正登録

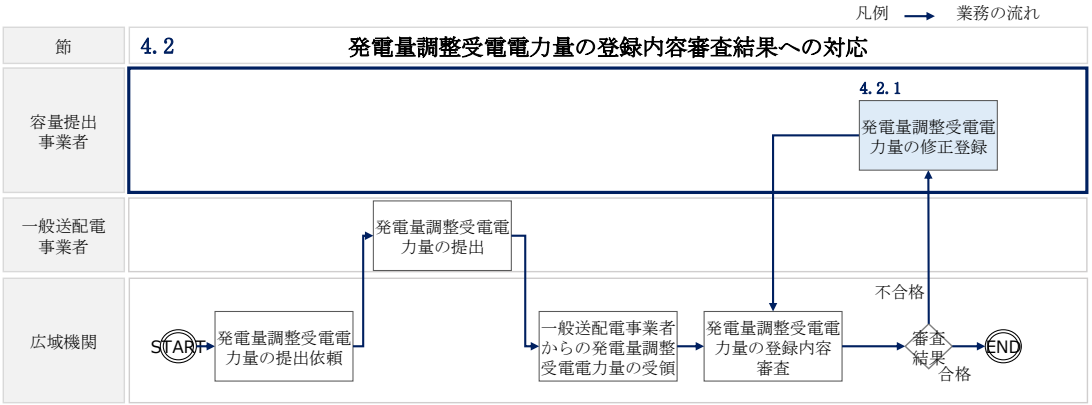

図 4-22　発電量調整受電電力量の登録内容審査の詳細構成

4.2.1　発電量調整受電電力量の修正登録

本項では、発電量調整受電電力量の修正登録について説明します（図 4-23 参照）。

4.2.1.1 発電量調整受電電力量の修正登録

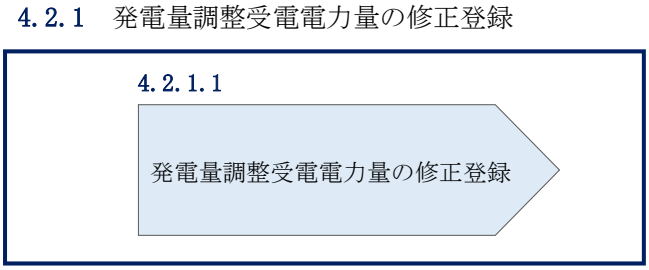

図 4-23　発電量調整受電電力量の修正登録の手順

[54] 一般送配電事業者より受領した発電量調整受電電力量と整合しているかどうかを、本機関が審査します。

4.2.1.1　発電量調整受電電力量の修正登録

対象実需給月＋2 月の中旬頃に、発電量調整受電電力量の登録内容審査結果が不合格だった場合、不合格通知がメールで送付されます（表 4-9 参照）。審査結果内容を確認し、発電量調整受電電力量を修正のうえ、『4.1.1 発電量調整受電電力量の登録』、『4.1.2 差替先に係る発電量調整受電電力量の登録』を参照して発電量調整受電電力量を登録してください。

発電量調整受電電力量の修正登録期限は対象実需給月＋2 月の第 14 営業日となります。

注：上記の修正登録期限若しくは、本機関が指定する修正登録期限を過ぎても発電量調整受電電力量がアセスメント算定までに修正登録されない場合、発電量調整受電電力量が未登録だった場合と同様に取り扱います。

表 4-9 発電量調整受電電力量審査結果通知メールイメージ

項目	内容
件名	【容量市場システム】発電量調整受電電力量審査結果通知
送信元メールアドレス	support-noreply@capacity-market2.occto.or.jp
本文記載事項	XXXX　様 こちらは電力広域的運営推進機関　容量市場システム　管理者です。 以下の電源等の発電量調整受電電力量の審査結果が不合格となりました。ご確認をお願いいたします。 【審査対象年度】 YYYY 【審査対象年月】 YYYY/MM 【事業者コード】 XXXX 【事業者名】 XXXX 【電源等識別番号】 XXXXXXXXXX 【電源等の名称】

	XXXX 後続業務の対応方法、対応期日につきましては、容量市場業務マニュアルをご参照ください。 電力広域的運営推進機関　容量市場システム　管理者 ※このメールはシステムより自動送信されています。差出人には返信しないでください。

4.3　差替先電源情報に係る整合性審査結果への対応

本節では、差替先電源情報に係る整合性審査[55]結果への対応について以下の流れで説明します（図 4-24 参照）。

4.3.1 差替配分供給力（発電量調整受電電力量）の修正・登録

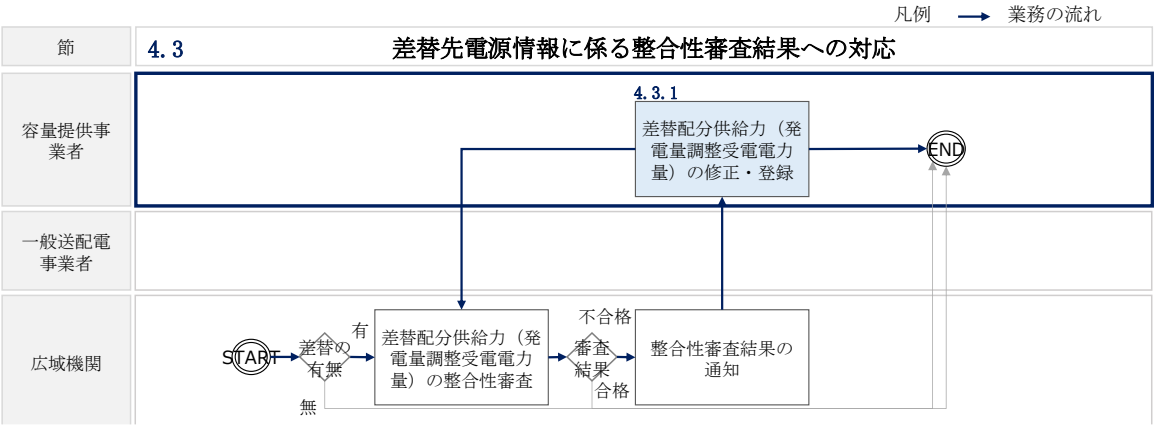

図 4-24　差替先電源情報に係る整合性審査結果への対応の詳細構成

4.3.1　差替配分供給力（発電量調整受電電力量）の修正・登録

本項では、差替配分供給力（発電量調整受電電力量）の修正・登録について説明します（図 4-25 参照）。

4.3.1.1 差替配分供給力（発電量調整受電電力量）の審査結果の受領

4.3.1.2 差替配分供給力（発電量調整受電電力量）の修正・登録

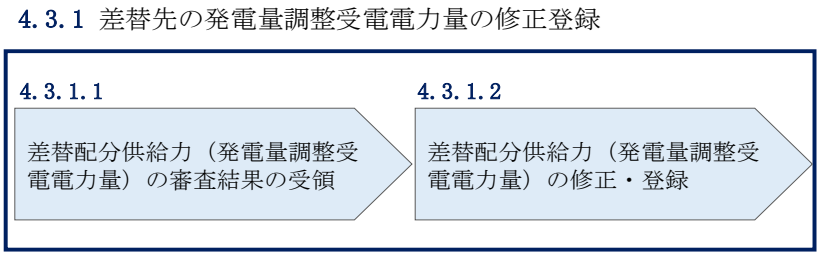

図 4-25　差替先の発電量調整受電電力量の修正登録の手順

[55] 差替元が登録した差替配分供給力（発電量調整受電電力量）と差替先が登録した発電量調整受電電力量が整合しているかを、本機関が審査します。

4.3.1.1　差替配分供給力（発電量調整受電電力量）の審査結果の受領

差替配分供給力（発電量調整受電電力量）審査結果が不合格の場合は、その旨が本機関より差替元電源等提供事業者へメールにて送付されますので、内容を確認し、『4.3.1.2 差替配分供給力（発電量調整受電電力量）の修正・登録』にて差替配分供給力（発電量調整受電電力量）を修正し、登録してください。

4.3.1.2　差替配分供給力（発電量調整受電電力量）の修正・登録

差替先電源等提供者が提出している算定諸元を確認のうえ、『4.1.2 差替先に係る発電量調整受電電力量の登録』を参照して差替配分供給力（発電量調整受電電力量）を登録してください。

差替配分供給力（発電量調整受電電力量）の修正・登録期限は対象実需給月＋2 月の第 16 営業日となります。

注：上記の修正登録期限若しくは、本機関が指定する修正登録期限を過ぎても発電量調整受電電力量がアセスメント算定までに修正登録されない場合、発電量調整受電電力量が未登録だった場合と同様に取り扱います。

第5章　算定諸元登録（市場応札量）

本章では、算定諸元登録（市場応札量）に関する以下の内容について説明します（図 5-1 参照）。

5.1 市場応札量の登録

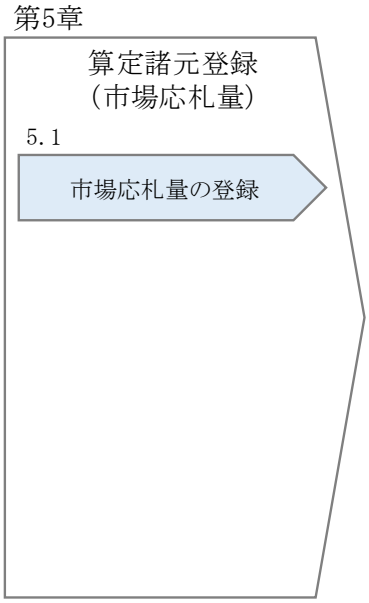

図 5-1　第 5 章の構成

5.1　市場応札量の登録

本節では、市場応札量の登録について以下の流れで説明します（図 5-2 参照）。

5.1.1 市場応札量の登録

5.1.2 差替先に係る市場応札量の登録

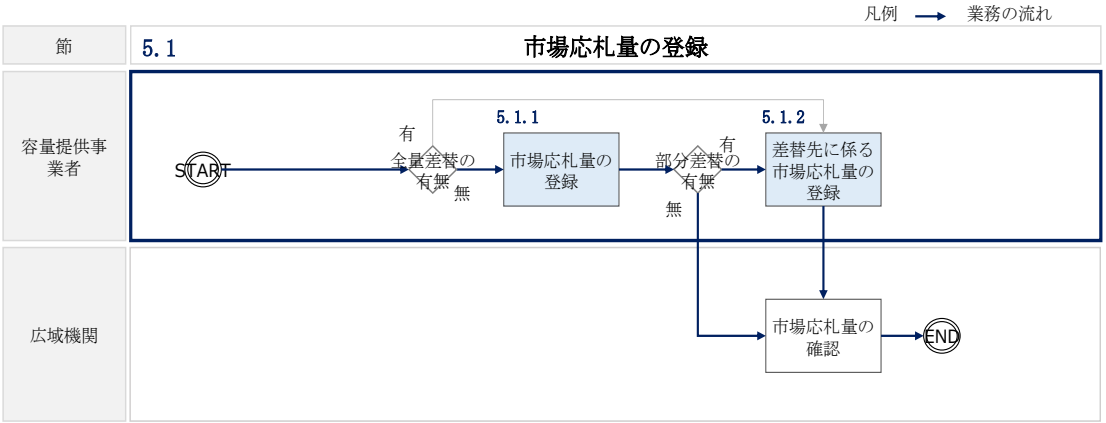

図 5-2　市場応札量の登録の詳細構成

5.1.1　市場応札量の登録

本項では、市場応札量の登録について説明します（図 5-3 参照）。

5.1.1.1 市場応札量の登録

5.1.1.2 市場応札量の登録結果の確認

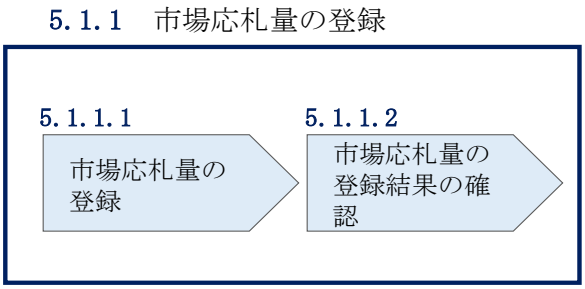

図 5-3　市場応札量の登録の手順

5.1.1.1　　市場応札量の登録

本機関より、市場応札量の登録依頼の通知メールを対象実需給月＋１月の上旬頃に送付いたします。メールが送付されましたら、対象実需給月の全コマに対して市場応札

量を登録してください。

市場応札量の登録期限は対象実需給月＋1 月の最終営業日となります。

市場応札量の登録は、https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou-system/200212_youryousystem_kiyaku_manual.html からダウンロードする CSV ファイルを用いてください（図 5-4、表 5-1 参照）。

*202404_アセスメント算定諸元 （市場応札量）.csv - メモ帳

ファイル(F)　編集(E)　書式(O)　表示(V)　ヘルプ(H)

```
"実需給年月日","情報区分","提出事業者コード","電源等識別番号","0:00","0:30","1:00","1:30","2:00","2:30","3:00","3:30","4:00"
20240401,04,H001,0000000004,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1
20240402,04,H001,0000000004,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1
20240403,04,H001,0000000004,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1
20240404,04,H001,0000000004,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1
20240405,04,H001,0000000004,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1
20240406,04,H001,0000000004,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1
20240407,04,H001,0000000004,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1
20240408,04,H001,0000000004,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1
20240409,04,H001,0000000004,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1
20240410,04,H001,0000000004,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1
20240411,04,H001,0000000004,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1
20240412,04,H001,0000000004,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1
20240413,04,H001,0000000004,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1
20240414,04,H001,0000000004,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1
20240415,04,H001,0000000004,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1
20240416,04,H001,0000000004,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1
20240417,04,H001,0000000004,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1
20240418,04,H001,0000000004,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1
20240419,04,H001,0000000004,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1
20240420,04,H001,0000000004,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1
20240421,04,H001,0000000004,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1
20240422,04,H001,0000000004,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1
20240423,04,H001,0000000004,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1
20240424,04,H001,0000000004,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1
20240425,04,H001,0000000004,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1
20240426,04,H001,0000000004,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1
20240427,04,H001,0000000004,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1
20240428,04,H001,0000000004,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1
20240429,04,H001,0000000004,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1
20240430,04,H001,0000000004,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1500,1
```

図 5-4　アセスメント算定諸元（市場応札量）CSV イメージ

表 5-1　アセスメント算定諸元（市場応札量）CSV の記載項目[56]

No	項目	留意点
1	実需給年月日	yyyymmdd 形式の半角数字で入力してください 例：2024 年 10 月 1 日の場合「20241001」と入力
2	情報区分	04 を入力してください 04：市場応札量
3	提出事業者コード	事業者コード（4 桁）を半角英数字で入力してください
4	電源等識別番号	電源等識別番号（10 桁）を半角英数字で入力してください

[56] アセスメント算定諸元 CSV については、ヘッダ部分（“実需給年月日”～“23:30”の部分）の項目が共通しており、情報区分の数字を書き換えることで登録対象の情報を変えることができます（例：情報区分を 01 から 03 に変更することで、発電計画から発電量調整受電電力量の情報へ変換することができます）。

No	項目	留意点
5	0:00	コマ別の市場応札量（単位：[kW]［57］,整数部最大 12 桁）［58］を半角数字で入力してください
6	0:30	〃
7	1:00	〃
8	1:30	〃
9	2:00	〃
…		
49	21:30	〃
50	22:00	〃
51	22:30	〃
52	23:00	〃
52	23:30	〃

アセスメント算定諸元（市場応札量）CSV に必要な値を入力して保存した後、容量市場システムに登録してください。

注１：アセスメント算定諸元（市場応札量）の CSV ファイルは、テキストエディタで編集してください。テキストエディタではなく Excel で編集した場合、記載したデータから「″″（ダブルクォーテーション）」や先頭の 0 が欠落する可能性があります。

注２：登録する CSV ファイルについて、1 行目のヘッダ部分（″実需給年月日″～ ″23:30″の部分）各項目には「″″」を付けてください。2 行目以降のボディ部分（登録する情報の部分）には「″″」を付けないでください。

注３：アセスメント算定諸元（市場応札量）の CSV ファイルの登録に関して、登録対象月に関して月初から月末の 1 ヶ月分のデータが全て入力されていない場合エラーが発生するため、1 ヶ月分のデータが全て入力されているかを確認してください（市場応札量が零でも、0 を入力してください）。

[57] 単位は［kW］でお願いいたします。ご注意ください。
[58] 市場応札の入札対象となる市場は、スポット市場、時間前市場、需給調整市場です。市場応札量の登録値は、各市場（需給調整市場を除く）に対して、入札したが約定されなかった分となり、需給調整市場では、入札分となります。なお、低予備率アセスメント対象コマに対する登録値は、需給調整市場では約定分となり、時間前市場では、当該コマが発生した（翌日計画公表以降に広域予備率が低下したと判断された）以降に入札したが約定しなかった分を容量市場システムに登録してください。なお、スポット市場に対して、入札したが約定しなかった分は考慮しません。

注４：市場応札の入札対象となる市場について
市場応札の入札対象となる市場は、スポット市場、時間前市場、需給調整市場となります。入札する市場は、電源の特性を踏まえた上で、容量提供事業者が任意に選択（複数選択も可）することが可能です。各市場への入札量は容量提供事業者にて電源ごとに配分してください。

注５：平常時のコマに対する市場応札量の登録値について
平常時のコマに対する市場応札量の登録値は、スポット市場、時間前市場では、「a.入札したが約定されなかった分」、需給調整市場では、「b.入札分」となります。また、余力を複数の市場へ入札した場合は、ａとｂの合計値を登録してください[59]。
（例）余力が 40 万 kW あり、9 月 1 日の 36 コマ目（平常時）への入札履歴が下表の場合、スポット市場へ入札したが約定されなかった 35 万 kW、需給調整市場での入札分 35 万 kW、時間前市場へ入札したが約定されなかった 25 万 kW の合計値 95 万 kW を 9 月 1 日の 36 コマ目の市場応札量として登録してください。

各市場への入札履歴	入札量	約定量	非約定量
①　スポット市場	40 万 kW	5 万 kW	**35 万 kW**
②　需給調整市場	**35 万 kW**	10 万 kW	25 万 kW
③　　時間前市場	25 万 kW	0 kW	**25 万 kW**

注６：低予備率アセスメント対象コマに対する市場応札量の登録値について
低予備率アセスメント対象コマに対する市場応札量の登録値は、時間前市場では、「a.広域予備率低下に伴う供給力提供通知が出された後に入札していたが、約定されなかった分」、需給調整市場では「b.約定分[60]」となります。スポット市場に対して、入札したが約定されなかった分は考慮しません。なお、時間前市場と需給調整市場に入札した場合は、ａとｂの合計値を登録してください。
（例）余力が 40 万 kW あり、9 月 1 日の 36 コマ目（低予備率アセスメント対象コマ）への余力の入札履歴が下表の場合、
需給調整市場での約定分 10 万 kW と時間前市場（④）へ入札したが約定されなかった分 20 万 kW の合計値 30 万 kW を 9 月 1 日の 36 コマ目の市場応札量として登録してください。

各市場への入札履歴	入札量	約定量	非約定量
①　スポット市場	40 万 kW	5 万 kW	35 万 kW

[59] 市場応札量の登録値が電源の余力以上となる場合があります。
[60] 需給調整市場の複合商品の場合、登録週間市場商品約定単位ごとに、複合約定対象商品ごとのΔkW 約定量のうち、最大となるΔkW 約定量を登録してください。

②　需給調整市場	35 万 kW	**10 万 kW**	25 万 kW
③　　時間前市場	25 万 kW	5 万 kW	20 万 kW
低予備率アセスメント対象コマ発生（広域予備率低下に伴う供給力提供通知）			
④　　時間前市場	20 万 kW	0 kW	**20 万 kW**

注７：容量提供事業者が発電契約者ではなく、容量提供事業者又は電源の所有者が容量確保契約の対象電源の入札した容量を特定できない場合、卸電力市場等への入札可能量として発電契約者に連絡した容量のうち発電計画に反映されなかった容量を市場応札量として登録してください。なお、容量提供事業者が発電契約者である場合で、小売電気事業者等と相対契約を締結している場合は、当該契約における計画変更の締切時刻以降、小売電気事業者等が活用しない発電余力を卸電力市場等に入札していただき、その結果を市場応札量として登録してください。

注８：市場応札量がアセスメント算定までに提出されない場合、当月の全てのコマを０として取り扱います。

注９：誤った文字コードの CSV ファイルをアップロードすると、ファイルを正常にアップロードできません。規定されているファイル文字コードは、【SJIS (MS932)】です。テキストエディタで CSV を作成、保存する場合は文字コード ANSI を選択してください。UTF-8 等のファイルをアップロードすると、登録結果がシステムエラーとなります。

ファイル名は「実需給年度・対象月_ファイル種別.csv」としてください[61]。また、アセスメント算定諸元（市場応札量）の CSV を更新する場合のファイル名は「実需給年度・対象月_ファイル種別_R 更新回数.csv」としてください。

例）初回の登録の場合

202410_アセスメント算定諸元.csv

実需給年度・対象月　ファイル種別

1 回目の更新の場合

202410_アセスメント算定諸元_R1.csv

R 更新回数

[61] 容量市場システムの仕様上ファイル名は任意に設定していただくことも可能です。容量提供事業者にて管理しやすいよう、命名してください。

2 回目の更新の場合

202410_アセスメント算定諸元 _R2.csv

容量市場システム「実需給期間向け機能トップ画面」の折り畳みメニューから「その他共通」、「一括登録・変更」、「一括登録・変更画面」の順にリンクをクリックして、「一括登録・変更画面」へ進んでください。
「ファイル種別」を選択し、「ファイル選択」ボタンをクリックして、アップロードしたいアセスメント算定諸元（市場応札量）の CSV ファイルを選択してください。アセスメント算定諸元（市場応札量）の CSV ファイル名が容量市場システム上に表示されましたら、「アップロード」ボタンをクリックし、登録してください（図 5-5、表 5-2 参照）。

注：一括登録時、他事業者が登録中は待ち時間が発生することがあります。なお、登録対象となるファイルは、①アセスメント算定諸元一覧、差替配分供給力、②容量停止計画の 2 グループに分けられ、同じグループ同士であれば直列処理、異なるグループ同士であれば並列処理となります。

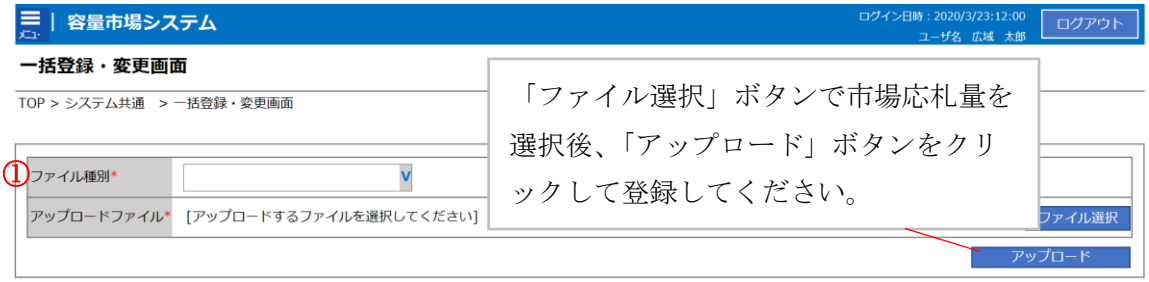

図 5-5　一括登録・変更の画面イメージ

表 5-2　一括登録・変更画面の入力項目

No	入力項目	入力内容
①	ファイル種別	「アセスメント算定諸元」を選択

実需給月に広域予備率が低下したと判定されたコマに対してバランス停止していた場合、若しくは、アセスメント対象容量の応札が困難であった場合は、電源等情報として登録している『電源の起動時間』のうち、当該コマに向けての『電源の起動時間』を本機関にメールにて報告してください（表 5-3 参照）。
『電源の起動時間』の提出期限は市場応札量の登録期限と同様に対象実需給月＋1 月の最終営業日となります。

『電源の起動時間』の報告には、https://www.occto.or.jp/market-board/market/jitsujukyukanren/requirement_teisyutsusyorui.html からダウンロードする Excel ファイルを用いてください（表 5-4 参照）。
なお、報告時のファイル名は「起動時間報告フォーマット_事業者コード_実需給年度・対象月.xlsx」としてください。
(例:起動時間報告フォーマット_XXXX_202404.xlsx)

表 5-3 バランス停止からの起動時の電源の起動時間の報告メール記載事項

メール項目	内容
件名	【XXXX（事業者コード）[62]】バランス停止からの起動時の電源の起動時間の報告
To	youryou_rikuase@occto.or.jp
本文記載事項	・　事業者名称および担当者名 ・　対象実需給年度 ・　対象月
添付資料	・　電源の起動時間報告フォーマット(Excel ファイル)

表 5-4 電源の起動時間報告フォーマット記載事項

項目
• 事業者コード • 電源等識別番号 • エリア名 • 低予備率アセスメント対象コマ及び低予備率アセスメント対象コマとなった日時 • 電源等情報に登録したパターン名 • 電源の起動時間(低予備率アセスメント対象コマの周知～フル出力) • 特記事項

5.1.1.2　市場応札量の登録結果の確認

登録したアセスメント算定諸元（市場応札量）の CSV ファイルが正常に容量市場システムに取り込まれているか確認してください。
容量市場システム「実需給期間向け機能トップ画面」の折り畳みメニューから「その他共通」、「一括登録・変更」、「一括登録・変更結果確認画面」の順にリンクをクリックして、「一括登録・変更結果確認画面」へ進んでください。

[62] 件名に事業者コード 4 桁を入力してください。

「ファイル種別」で「アセスメント算定諸元」を選択し、ユーザ名と登録日時を入力して「検索」ボタンをクリックしてください。「一括登録・変更結果確認一覧（検索結果)」に条件に合致するアセスメント算定諸元が表示されます。検索結果から、ユーザ名、登録ファイル名、登録日時をもとに登録したファイルを特定したうえで「登録結果」を確認してください。「登録結果」が「処理中」となっている場合は、まだシステム内で処理が終了していませんので、時間を空けて再確認してください。「登録結果」が「OK」と表示されていれば登録が正常にされていますが、「登録結果」が「NG」と表示されている場合は正常に登録されていないため、再登録する必要があります（図 5-6、図 5-7 参照)。
なお、検索時に「登録結果 NG のみ表示」にチェックを入れると「登録結果」が「NG」の対象のみを表示可能です。

市場応札量の「登録結果」が「NG」と表示されている場合、「登録結果」の「NG」リンクをクリックし、「エラー情報 CSV ファイル」をダウンロードしてください（図 5-8 参照)。「エラー情報 CSV ファイル」の内容を確認してアセスメント算定諸元（市場応札量）の CSV ファイルを修正し、『5.1.1.1 市場応札量の登録』を参照して再登録してください。

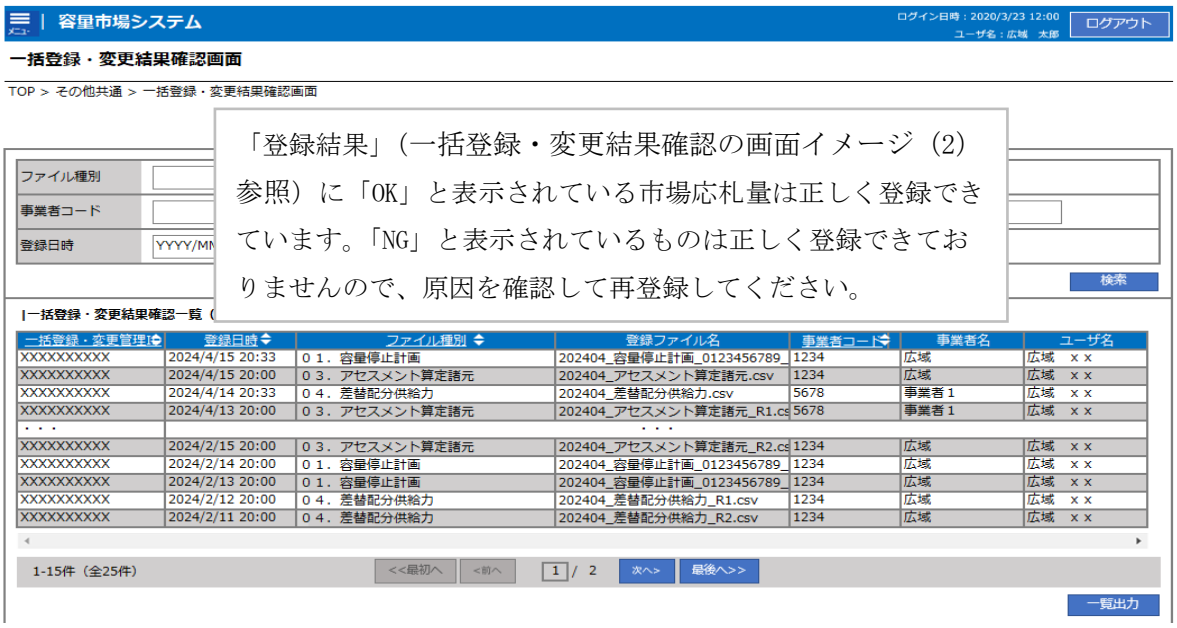

図 5-6　一括登録・変更結果確認の画面イメージ（1）

図 5-7　一括登録・変更結果確認の画面イメージ（2）

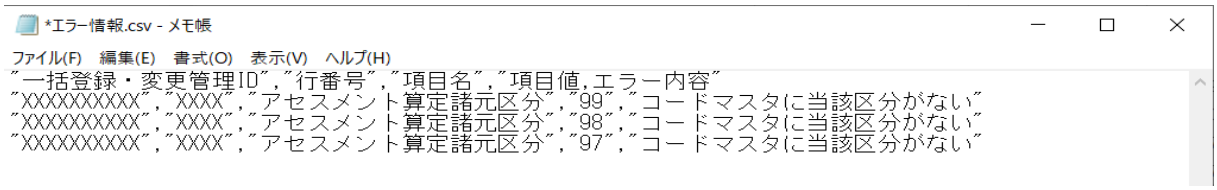

図 5-8　エラー情報 CSV ファイルの CSV イメージ

なお、アセスメント算定諸元（市場応札量）の CSV ファイルが正常に登録された場合、登録が完了した旨のメールが容量市場システムに登録したメールアドレス宛に送

付されます（表 5-5 参照）。容量市場システムに登録された市場応札量の登録結果を確認してください。

表 5-5　一括登録・変更の CSV ファイル登録結果通知メールイメージ

項目	内容
件名	【容量市場システム】一括登録・変更の CSV ファイル登録結果通知
送信元メールアドレス	support-noreply@capacity-market2.occto.or.jp
本文記載事項	XXXX　様 こちらは電力広域的運営推進機関　容量市場システム　管理者です。 一括登録・変更で CSV ファイルが正常に登録されました。ご確認をお願いいたします。 【ファイル種別】 アセスメント算定諸元[63] 電力広域的運営推進機関　容量市場システム　管理者 ※このメールはシステムより自動送信されています。差出人には返信しないでください。

容量市場システム「実需給期間向け機能トップ画面」の折り畳みメニューから「リクワイアメント・アセスメント」、「アセスメント管理（共通）」、「アセスメント算定諸元一覧画面」の順にリンクをクリックして、「アセスメント算定諸元一覧画面」へ進んでください。
「実需給年月」を入力し、「最新回次切替」で「最新回次のみ表示」を選択したうえで「検索」ボタンをクリックしてください。

[63] 差替配分供給力 CSV を登録した場合は、“差替配分供給力”と表示されます。

「アセスメント算定諸元一覧」に条件に合致する結果が表示されますので、「電源等識別番号」リンクをクリックし、「アセスメント算定諸元詳細画面」へ進んでください（図 5-9 参照）。「市場応札量」ラジオボタンをクリックすると、登録されている市場応札量が表示されます。

「アセスメント算定諸元詳細画面」にて、登録された市場応札量をご確認ください。登録された市場応札量の修正の必要があるか判断してください（図 5-10 参照）。修正の必要がある場合は、『5.1.1.1 市場応札量の登録』へ進んでください。

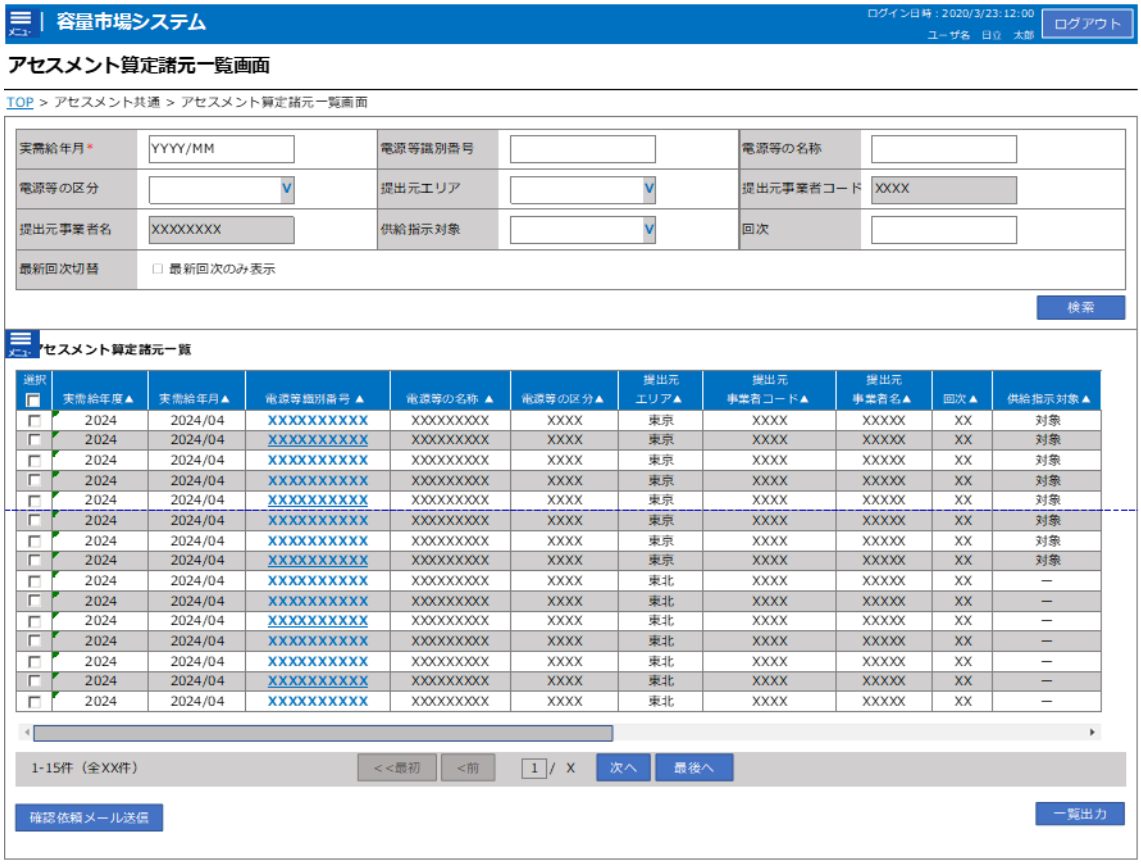

図 5-9　アセスメント算定諸元一覧画面　画面イメージ

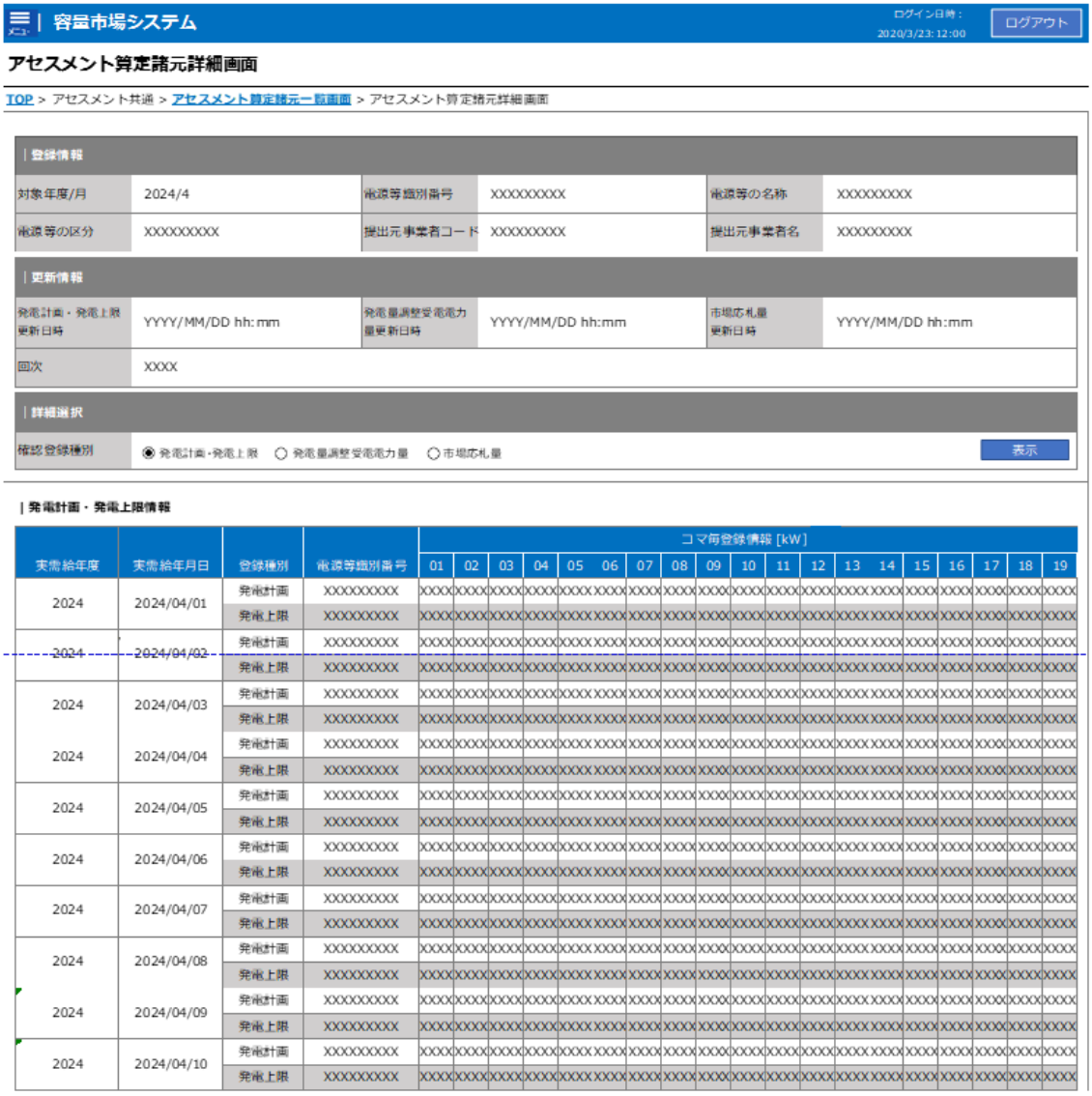

図 5-10 アセスメント算定諸元詳細画面　画面イメージ

5.1.2　差替先に係る市場応札量の登録

本項では、差替先に係る市場応札量の登録について説明します（図 5-11 参照）。

5.1.2.1 差替先に係る市場応札量の登録

5.1.2.2 差替先に係る市場応札量の登録結果の確認

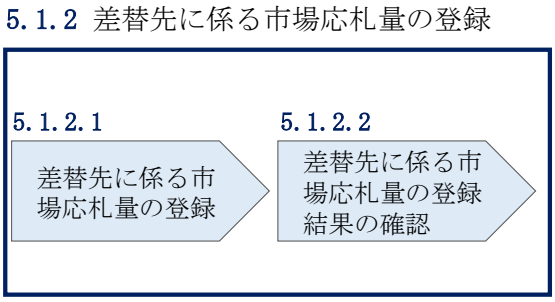

図 5-11　差替先の市場応札量の登録の手順

5.1.2.1　　差替先に係る市場応札量の登録

電源等差替を実施している場合、差替元電源等提供者は、差替先電源から配分された市場応札量を容量市場システムに登録してください（表 5-6 参照）。

差替先の市場応札量の登録期限は対象実需給月＋1 月の最終営業日となります。

表 5-6 差替先に係る市場応札量の提出範囲[64]

登録主体		電源等差替を実施している場合の市場応札量の登録対象
差替元電源等提供者	部分差替	差替元電源の全量 差替配分供給力（市場応札量）[65]
	全量差替	差替配分供給力（市場応札量）
差替先電源等提供者		差替先電源のアセスメント分

（例）

部分差替を実施しており、差替元電源が安定電源で、差替先電源も安定電源であり、差替先電源が容量確保契約を締結している場合、差替元電源等提供者は差替元電源の全量の市場応札量と、差替先電源から差替元電源に配分された量の市場応札量を登録してください。また、差替先電源等提供者は差替先電源自身のアセスメントに必要な分の市場応札量を登録してください。

差替配分供給力（市場応札量）の登録は、https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou-system/200212_youryousystem_kiyaku_manual.html からダウンロードする CSV ファイルを用いてください（図 5-12、表 5-7 参照）。

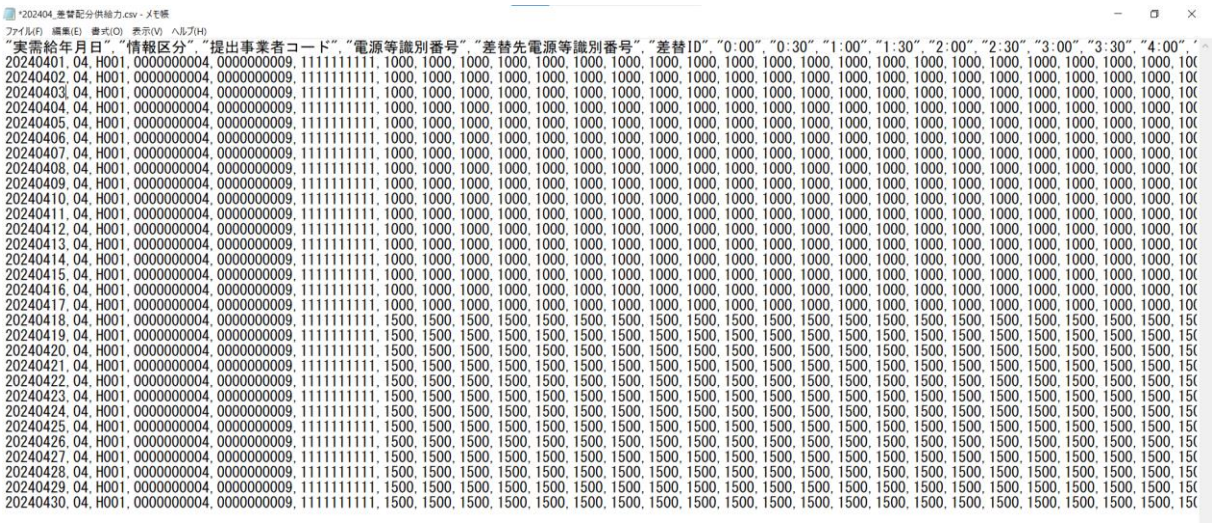

図 5-12　差替配分供給力（市場応札量）の CSV イメージ

表 5-7　差替配分供給力（市場応札量）の CSV の記載項目[66]

[64] 容量確保契約を締結していない差替先電源等提供者については、市場応札量の提出は不要です
[65] 差替先から配分された市場応札量
[66] 差替配分供給力 CSV については、ヘッダ部分（“実需給年月日”～“23:30”の部分）の項目が共通しており、情報区分の数字を書き換えることで登録対象の情報を変えることができます（例：情報区分を 01 から 03 に変更することで、発電計画から発電量調整受電電力量の情報へ変換することができます。）。

No	項目	留意点
1	実需給年月日	yyyymmdd 形式の半角数字で入力してください 例：2024 年 10 月 1 日の場合「20241001」と入力
2	情報区分	04 を入力してください 04：市場応札量
3	提出事業者コード	事業者コード（4 桁）を半角英数字で入力してください
4	電源等識別番号	電源等識別番号（10 桁）を半角英数字で入力してください
5	差替先電源等識別番号	差替先電源等識別番号（10 桁）を半角英数字で入力してください
6	電源等差替 ID	電源等差替 ID（10 桁）を半角英数字で入力してください
7	0:00	コマ別の市場応札量（単位：[kW]［67］、整数部最大 12 桁）を半角数字で入力してください
8	0:30	〃
9	1:00	〃
10	1:30	〃
11	2:00	〃
…		
50	21:30	〃
51	22:00	〃
52	22:30	〃
53	23:00	〃
54	23:30	〃

差替配分供給力（市場応札量）の CSV に必要な値を入力して保存した後、容量市場システムに登録してください。

注 1：差替配分供給力（市場応札量）の CSV ファイルは、テキストエディタで編集してください。テキストエディタではなく Excel で編集した場合、記載したデータから「″″（ダブルクォーテーション）」や先頭の 0 が欠落する可能性があります。

[67] 単位は［kW］でお願いいたします。ご注意ください。

注２：登録するCSVファイルについて、１行目のヘッダ部分（″実需給年月日″～″23:30″の部分）各項目には「″″」を付けてください。２行目以降のボディ部分（登録する情報の部分）には「″″」を付けないでください。

注３：差替配分供給力（市場応札量）のCSVファイルの登録に関して、登録対象月に関して月初から月末の１ヶ月分のデータが全て入力されていない場合エラーが発生するため、１ヶ月分のデータが全て入力されているかを確認してください（市場応札量が零でも、０を入力してください）。

注４：市場応札量がアセスメント算定までに提出されない場合、当月の全てのコマを０として取り扱います。

注５：誤った文字コードのCSVファイルをアップロードすると、ファイルを正常にアップロードできません。規定されているファイル文字コードは、【SJIS（MS932）】です。テキストエディタでCSVを作成、保存する場合は文字コードANSIを選択してください。UTF-8等のファイルをアップロードすると、登録結果がシステムエラーとなります。

ファイル名は「実需給年度・対象月（YYYYMM）_ファイル種別_電源等識別番号.csv」としてください[68]。また、差替配分供給力を更新する場合のファイル名は「実需給年度・対象月_ファイル種別_R 更新回数.csv としてください。

例）初回の登録の場合

202410_差替配分供給力.csv

実需給年度・対象月　ファイル種別

1 回目の更新の場合

202410_差替配分供給力_R1.csv

R 更新回数

2 回目の更新の場合

202410_差替配分供給力_R2.csv

容量市場システム「実需給期間向け機能トップ画面」の折り畳みメニューから「その他共通」、「一括登録・変更」の順にリンクをクリックして、「一括登録・変更画面」へ進んでください。

「ファイル種別」を選択し、「ファイル選択」ボタンをクリックして、アップロードしたい差替配分供給力（市場応札量）の CSV ファイルを選択してください。差替配分供給力（市場応札量）の CSV ファイル名が容量市場システム上に表示されたら、「アップロード」ボタンをクリックし、登録を行ってください（図 5-13、表 5-8 参照）。

注：一括登録時、他事業者が登録中は待ち時間が発生することがあります。なお、登録対象となるファイルは、①アセスメント算定諸元一覧、差替配分供給力、②容量停止計画の 2 グループに分けられ、同じグループ同士であれば直列処理、異なるグループ同士であれば並列処理となります。

[68] 容量市場システムの仕様上ファイル名は任意に設定していただくことも可能です。容量提供事業者にて管理しやすいよう、命名してください。

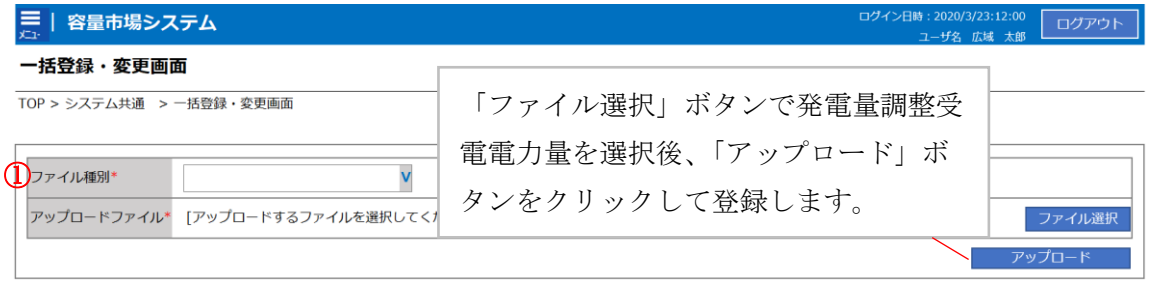

図 5-13　一括登録・変更の画面イメージ

表 5-8　一括登録・変更画面の入力項目

No	入力項目	入力内容
①	ファイル種別	「差替配分供給力」を選択

5.1.2.2　差替先に係る市場応札量の登録結果の確認

登録した差替配分供給力（市場応札量）の CSV ファイルが正常に容量市場システムに取り込まれているか確認してください。

容量市場システム「実需給期間向け機能トップ画面」の折り畳みメニューから「その他共通」、「一括登録・変更」、「一括登録・変更結果確認画面」の順にリンクをクリックして、「一括登録・変更結果確認画面」へ進んでください。

「ファイル種別」で「差替配分供給力」を選択し、ユーザ名と登録日時を入力して「検索」ボタンをクリックしてください。「一括登録・変更結果確認一覧」（検索結果）に条件に合致する差替配分供給力が表示されます。検索結果から、ユーザ名、登録ファイル名、登録日時をもとに登録したファイルを特定したうえで「登録結果」を確認してください。「登録結果」が「処理中」となっている場合は、まだシステム内で処理が終了していませんので、時間を空けて再確認してください。「登録結果」が「OK」と表示されていれば正常に登録がされていますが、「登録結果」が「NG」と表示されている場合は正常に登録がされていないため、再登録する必要があります（図 5-14、図 5-15 参照）。

なお、検索時に「登録結果 NG のみ表示」にチェックを入れると「登録結果」が「NG」の対象のみを表示可能です。

差替配分供給力の「登録結果」が「NG」と表示されている場合、「登録結果」の「NG」リンクをクリックし、「エラー情報 CSV ファイル」をダウンロードしてください（図 5-16 参照）。「エラー情報 CSV ファイル」の内容を確認して差替配分供給力の CSV ファイルを修正し、『5.1.2.1 差替先に係る市場応札量の登録』を参照して再登録してください。

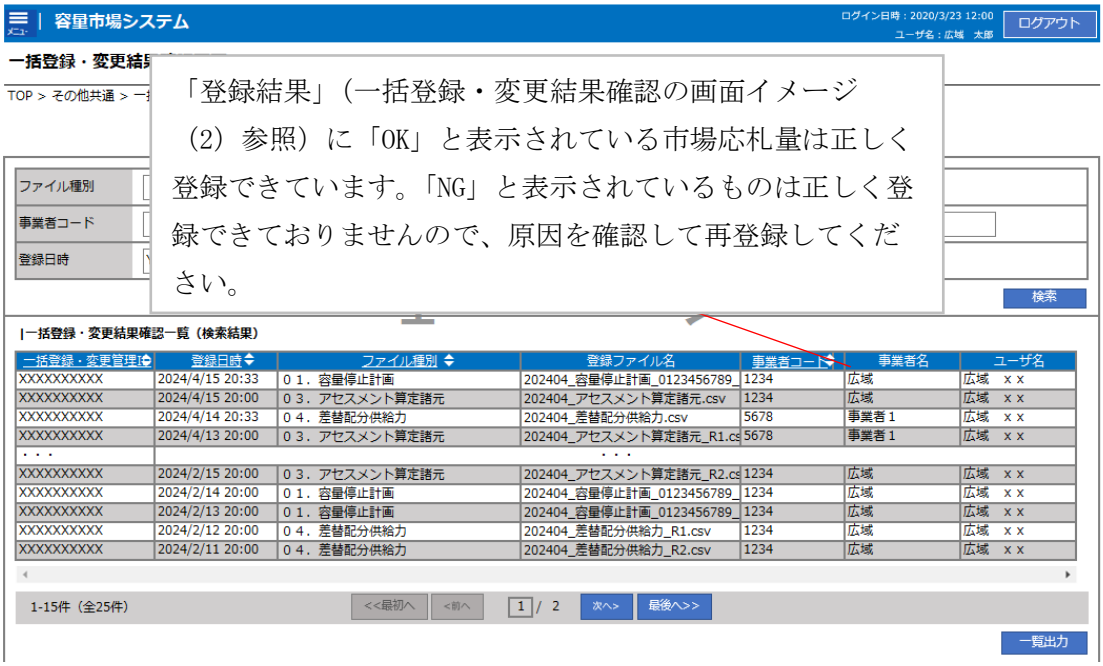

図 5-14　一括登録・変更結果確認の画面イメージ（1）

図 5-15　一括登録・変更結果確認の画面イメージ（2）

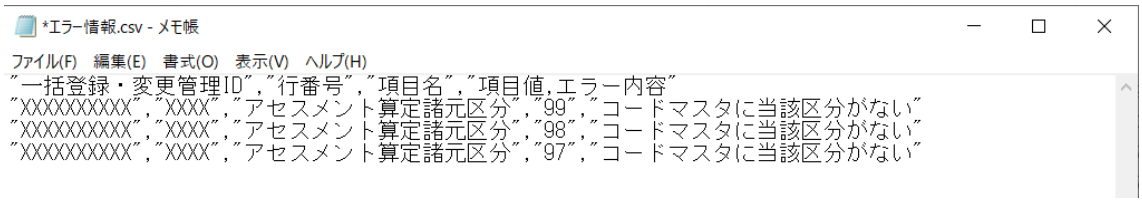

図 5-16　エラー情報 CSV ファイルの CSV イメージ

なお、差替配分供給力の CSV ファイルが正常に登録された場合、登録が完了した旨のメールが容量市場システムに登録したメールアドレス宛に送付されます（表 5-5 参照）。『5.1.1.2 市場応札量の登録結果の確認』を参照し、内容を確認してください。差替先の市場応札量を誤った内容で登録してしまった場合は、『5.1.2.1 差替先に係る市場応札量の登録』を参照して差替先の市場応札量を再登録してください。

第6章　アセスメント結果への対応（容量停止計画）

本章では、アセスメント結果への対応（容量停止計画）に関する以下の内容について説明します（図 6-1 参照）。

6.1 容量停止計画に係るアセスメント結果の確認手続き

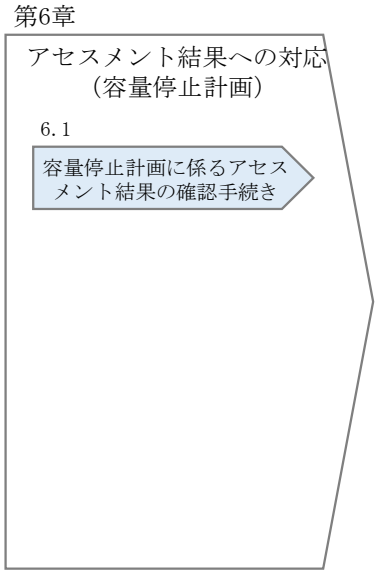

図 6-1　第 6 章の構成

注 1：リクワイアメント対象となる電源について
容量停止計画のリクワイアメントは、安定電源・変動電源（単独）が対象となります。

注 2：アセスメントの基準について
容量停止計画におけるアセスメントは、実需給期間中において、電源が供給力を提供できる状態に維持しているかが基準となります。

- 容量停止計画が登録されているコマにおいて、電源が提供できる供給力の最大値が、アセスメント対象容量を下回る場合、当該コマをリクワイアメント未達成コマとします。なお、リクワイアメント未達成コマは、小数点以下第 16 位まで計算しています（ペナルティ倍率を乗じる前の段階で、コマごとに小数点以下第 17 位を四捨五入して算出）。

- 容量停止計画が登録されているコマにおいて、アセスメント対象容量に対して部分的に未達となった場合、未達量に応じてリクワイアメント未達成コマをカウントします。
- 容量停止計画の登録タイミングや、低予備率アセスメント対象コマ[69]への該当の有無により、リクワイアメント未達成コマが５倍カウント（ペナルティ倍率）〈注３参照〉されるコマが発生する場合があります。

注３：ペナルティ倍率５倍となる容量停止計画の登録タイミング
- 当該コマが「平常時」と判断された時（夜間、休日は除く）：前週の火曜日 17:00 より後に提出
- 当該コマが「低予備率アセスメント対象コマ」に該当する時：前月末より後に提出

※1 上記以外は１倍カウント
※2 その他要因（発電設備自体の作業停止以外の流通設備の計画的な作業実施や地元自治体との協定等）に伴い電源等が停止又は出力低下する場合に提出いただく容量停止計画については、容量停止計画の変更が生じたとしてもペナルティの倍率は１倍とする場合があります。
※3 １週間の起算日は土曜日とします。

注４：アセスメントの算定方法について
容量停止計画におけるアセスメントの具体的な算定方法は、以下で表されます。

【対象の電源が電源等差替を実施していない場合】
- 容量停止計画が登録されているコマについて、電源が提供できる供給力の最大値を確認します。
- 当該コマにおける未達成率「(アセスメント対象容量−電源が提供できる供給力の最大値）/アセスメント対象容量×ペナルティ倍率」をリクワイアメント未達成コマ数としてカウント

【アセスメント対象の電源が差替元として電源等差替を実施している場合】
差替元、差替先個別に未達成コマを計算します。
＜差替元電源等＞
- 容量停止計画が登録されているコマについて、電源が提供できる供給力の最大値を確認します。

[69] 前日以降の需給バランス評価で広域予備率低下に伴う供給力提供の周知対象となったコマ

・　提供できる供給力の最大値が、差替元電源等のアセスメント対象容量を下回る場合、当該コマにおける未達成率「(差替元電源等のアセスメント対象容量[70]−差替元電源等が提供できる供給力の最大値）/アセスメント対象容量[71]×ペナルティ倍率[72]」をリクワイアメント未達成コマ数としてカウントします。

＜差替先電源等＞

・　容量停止計画が登録されているコマについて、電源が提供できる供給力の最大値を確認します。

・　提供できる供給力の最大値が、差替先電源等のアセスメント対象容量を下回る場合、当該コマにおける未達成率「(差替先電源等のアセスメント対象容量[73]−差替先電源等が提供できる供給力の最大値）/アセスメント対象容量×ペナルティ倍率[74]」をリクワイアメント未達成コマ数としてカウントします。

＜差替元と差替先のリクワイアメント未達成コマの合算＞

差替元と差替先のリクワイアメント未達成コマを合算します。

＜リクワイアメント未達成コマの累積＞

➢　電源のリクワイアメント未達成コマをカウントしたのち、当該実需給年度のすべての未達成コマ数を合算します。

➢　合算する際は、各コマにおけるペナルティ倍率を乗じたものを合算します。

（例）

アセスメント対象月が 6 月の場合は、4 月～6 月までのリクワイアメント未達成コマを累積します。

4 月：1,440 コマ

5 月：2,000 コマ

6 月：1,488 コマ

累積：4,928 コマ

アセスメント対象電源のリクワイアメント未達成コマ総数が 8,640 コマ（180 日相当）を超過した場合、超過分のリクワイアメント未達成コマに対して経済的ペナルティが科されます。

[70] 差替元のアセスメント対象容量=（差替元電源の月別アセスメント対象容量－差替先の月別の差替容量）
[71] アセスメント対象容量=月別アセスメント対象容量
[72] ペナルティ倍率は差替元の需給状況に応じて決定
[73] 差替先電源のアセスメント対象容量=差替先電源の月別差替容量
[74] ペナルティ倍率は差替先の需給状況に応じて決定

6.1　容量停止計画に係るアセスメント結果の確認手続き

本節では、容量停止計画に係るアセスメント結果の確認手続きについて以下の流れで説明します（図 6-2 参照）。

6.1.1 アセスメント結果の確認
6.1.2 異議申立
6.1.3 異議申立妥当性審査結果の確認
6.1.4 確定したアセスメント結果の受領

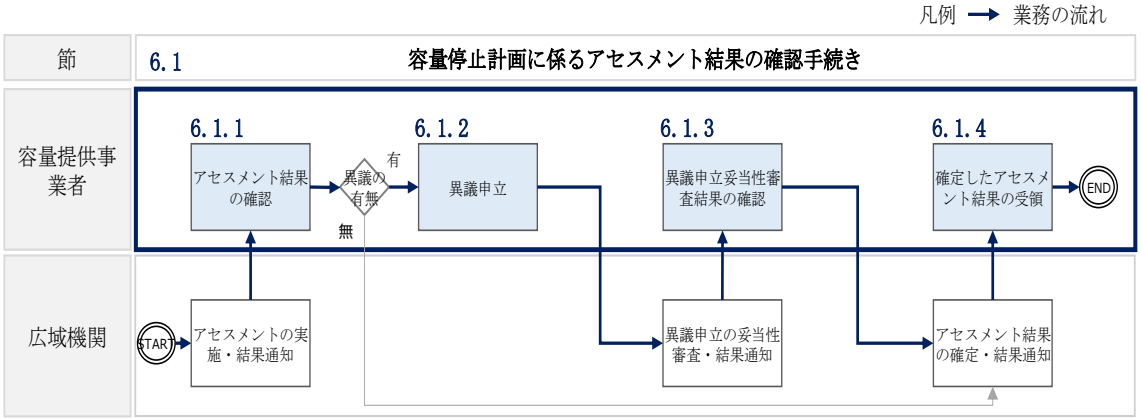

図 6-2　容量停止計画に係るアセスメント結果の確定手続きの詳細構成

6.1.1　アセスメント結果の確認

本項では、アセスメント結果の確認について説明します（図 6-3 参照）。

6.1.1.1 アセスメント結果仮確定通知の確認

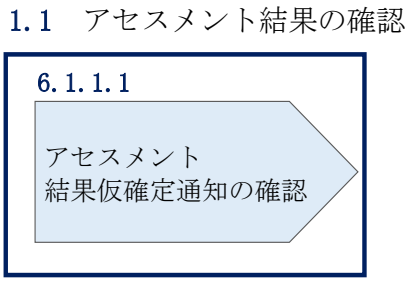

図 6-3　アセスメント結果の確認の手順

6.1.1.1　　アセスメント結果仮確定通知の確認

アセスメント結果が仮確定された旨のメールが容量市場システムに登録したメールアドレス宛に送付されますので、アセスメント結果を確認してください（表 6-1 参照）[75]。

注：本機関から送付されるアセスメント結果仮確定の通知メールには「仮算定」が完了した旨が記載してありますが、システム上の「仮算定」が完了したことによりアセスメント結果が「仮確定」したこととなりますので、「仮算定」=「仮確定」とご理解ください。

[75] リクワイアメント未達成が発生していた場合のみメールが送付されます。

表 6-1 リクワイアメント未達成量の仮算定完了通知メールイメージ

項目	内容
件名	【容量市場システム】リクワイアメント未達成量の仮算定完了通知
送信元メールアドレス	support-noreply@capacity-market2.occto.or.jp
本文記載事項	XXXX　様 こちらは電力広域的運営推進機関　容量市場システム　管理者です。 リクワイアメント未達成量の算定が終了したことを通知します。 【算定対象年度】 YYYY 【算定対象年月】 YYYY/MM 【リクワイアメント種別】 容量停止計画（安定・変動単独） 【事業者コード】 XXXX 【事業者名】 XXXX 電力広域的運営推進機関　容量市場システム　管理者 ※このメールはシステムより自動送信されています。差出人には返信しないでください。

容量市場システムの折り畳みメニュー「リクワイアメント・アセスメント」から「アセスメント管理（共通）」、「アセスメント一覧画面（事業者ごと）－発動指令以外」リンクの順にクリックして、「アセスメント一覧画面（事業者ごと）－発動指令以外」へ進んでください。

「アセスメント種別」にて「容量停止計画（安定・変動単独）」、「最新回次切替」で「最新回次のみ表示」を選択し、実需給年度を入力して「検索」ボタンをクリックしてください。「アセスメント一覧画面（事業者ごと）（容量停止計画（安定・変動単独））（検索結果）」に条件に合致する電源等識別番号が表示されますので、「電源等識

別番号」リンクをクリックし、「アセスメント一覧画面（電源等識別番号ごと） - 発動指令以外画面」へ進んでください。

「アセスメント種別」にて「容量停止計画（安定・変動単独）」、「最新回次切替」で「最新回次のみ表示」を選択し、実需給年度を入力して「検索」ボタンをクリックしてください。「アセスメント一覧画面（電源等識別番号ごと）（容量停止計画（安定・変動単独））（検索結果）」に条件に合致するリクワイアメント対象年月日が表示されますので、「対象年月日」リンクをクリックし、「アセスメント結果詳細画面（容量停止計画・安定・変動単独）」へ進んでください。

「アセスメント結果詳細情報」で、コマごとのリクワイアメント未達成コマを確認してください（図 6-4 参照）。

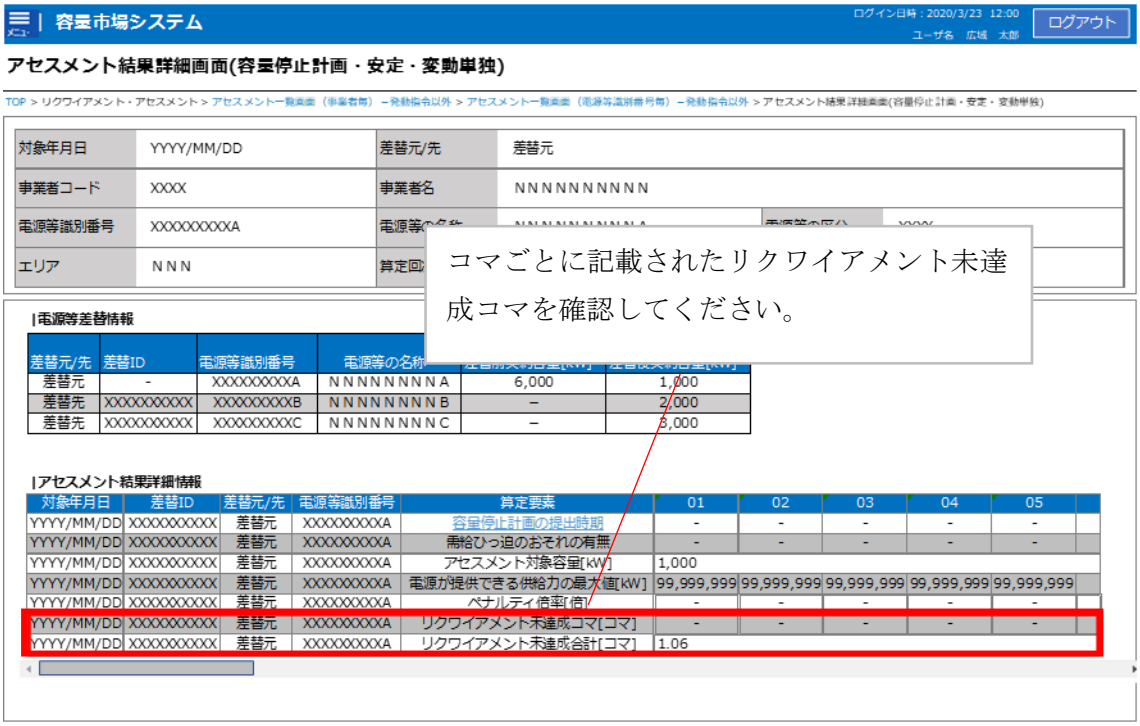

図 6-4　アセスメント結果詳細画面（容量停止計画・安定・変動単独）の画面イメージ

6.1.2　異議申立

本項では、異議申立について説明します（図 6-5 参照）。

6.1.2.1 異議申立

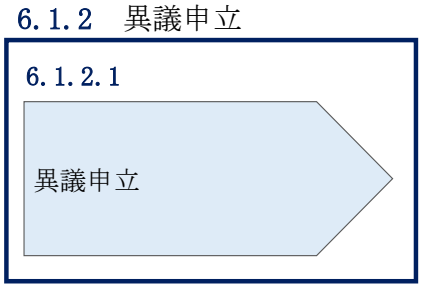

図 6-5　異議申立の手順

6.1.2.1　　異議申立

アセスメント結果仮確定に異議がある場合、アセスメント結果が仮確定された旨のメールを受領した日を含めて 7 営業日以内であれば、メールにより異議申立を行うことが可能です。

異議申立を行う場合、アセスメント結果仮確定の異議申立フォーマットに異議申立における必要事項を記載のうえ、所定の宛先へ新規メールに添付して送信してください（表 6-2 参照）。

アセスメント結果仮確定の異議申立フォーマットは https://www.occto.or.jp/market-board/market/jitsujukyukanren/requirement_teisyutsusyorui.html からダウンロードする Excel ファイルを用いてください。

必要に応じて異議申立の根拠となる資料を添付してください。

異議申立を行わない場合は、『6.1.4.1 確定したアセスメント結果の受領』へ進んでください。

注：異議申立期限について、例えば、7 月 1 日（火）に通知メールを受領した場合、7 月 9 日（水）23:59 までに異議申立メールを本機関に送信する必要があります。

＜参考＞容量確保契約約款抜粋
休日　　：土曜日、日曜日および祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）に加えて、1 月 2 日～3 日、4 月 30 日～5 月 2 日、12 月 30 日～31 日および本機関が指定する日
平日　　：休日以外の日
営業日　：土曜日、日曜日及び祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）に加えて、1 月 2 日～3 日、12 月 29 日～31 日以外の日

表 6-2　アセスメント結果仮確定に対する異議申立に係るメールの記載項目

メール項目	内容
件名	（YYYY/MM 対象）【XXXX（事業者コード）[76]】アセスメント結果仮確定に対する異議申立
To	youryou_rikuase@occto.or.jp
CC	－
本文記載事項	・　事業者名称および担当者名 ・　対象実需給年度 ・　対象月
添付資料	・　アセスメント結果仮確定の異議申立フォーマット（異議申立の内容及びその根拠を具体的に記載） ・　異議申立の根拠となる資料（必要に応じて）

[76] 件名に事業者コード 4 桁を入力してください。

6.1.3　異議申立妥当性審査結果の確認

本項では、異議申立妥当性審査結果の確認について説明します（図 6-6 参照）。

6.1.3.1 異議申立妥当性審査結果の確認

6.1.3.2 リクワイアメント未達成コマ修正結果の確認

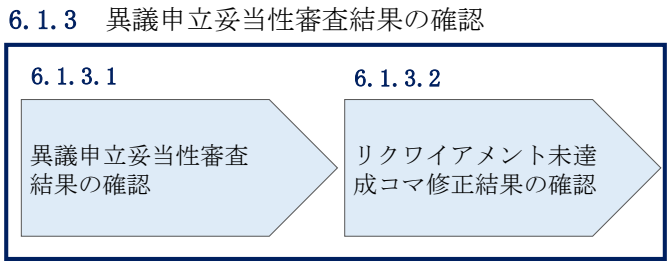

図 6-6　異議申立妥当性審査結果の確認の手順

6.1.3.1　異議申立妥当性審査結果の確認

アセスメント結果仮確定に対して異議申立を行われた場合は、本機関で異議申立の内容を審査し、審査結果を容量市場システムに登録したメールアドレス宛にメールにて通知しますので審査結果の内容を確認してください。
審査結果の詳細を確認する場合は、『6.1.1.1 アセスメント結果仮確定通知の確認』を参照してください。

審査結果が合格の場合、『6.1.3.2 リクワイアメント未達成コマ修正結果の確認』を参照してください。

注：異議申立の内容を審査した結果は以下のいずれかのメールアドレスより送付しますので、迷惑メールとして判定されないよう受信設定してください。
メールアドレス：youryou_unei@youryou2.occto.or.jp
youryou_rikuase@occto.or.jp

6.1.3.2　リクワイアメント未達成コマ修正結果の確認

異議申立妥当性審査結果が合格の場合、本機関にて異議申立内容に基づいてリクワイアメント未達成コマを修正します。修正後に本機関より、容量市場システムに登録したメールアドレス宛に確認依頼のメールが送付されますので、内容を確認してください。

容量市場システムの折り畳みメニュー「リクワイアメント・アセスメント」から「アセスメント管理（共通）」、「アセスメント一覧画面（事業者ごと）－発動指令以外」リンクの順にクリックして、「アセスメント一覧画面（事業者ごと）－発動指令以外」へ進んでください。
「アセスメント種別」にて「容量停止計画（安定・変動単独）」、「最新回次切替」で「最新回次のみ表示」を選択し、実需給年度を入力して「検索」ボタンをクリックしてください。「アセスメント一覧画面（事業者ごと）（容量停止計画（安定・変動単独））（検索結果）」に条件に合致する電源等識別番号が表示されますので、「電源等識別番号」リンクをクリックし、「アセスメント一覧画面（電源等識別番号ごと）－発動指令以外画面」へ進んでください。
「アセスメント種別」にて「容量停止計画（安定・変動単独）」、「最新回次切替」で「最新回次のみ表示」を選択し、実需給年度を入力して「検索」ボタンをクリックしてください。「アセスメント一覧画面（電源等識別番号ごと）（容量停止計画（安定・変動単独）（検索結果）」に条件に合致するリクワイアメント対象年月日が表示されま

すので、「対象年月日」リンクをクリックし、「アセスメント結果詳細画面（容量停止計画・安定・変動単独）」へ進んでください。

「アセスメント結果詳細情報」で、コマごとのリクワイアメント未達成コマを確認してください（図 6-7 参照）。

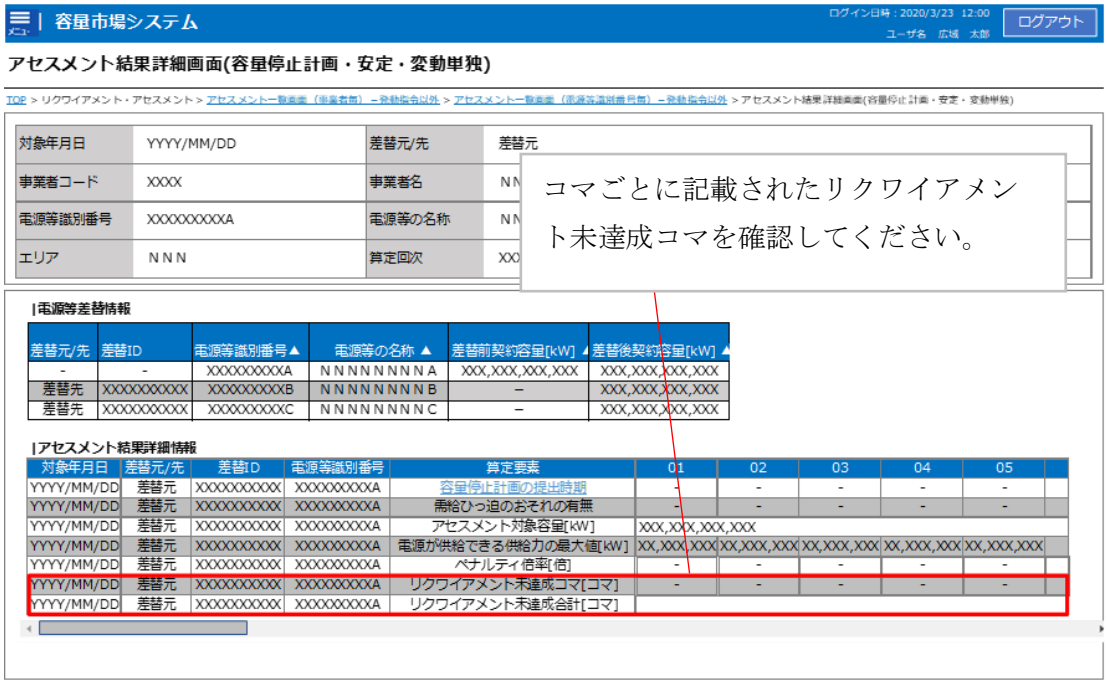

図 6-7　アセスメント結果詳細画面（容量停止計画・安定・変動単独）の画面イメージ

6.1.4 確定したアセスメント結果の受領

本項では、確定したアセスメント結果の受領について説明します（図 6-8 参照）。

6.1.4.1 確定したアセスメント結果の受領

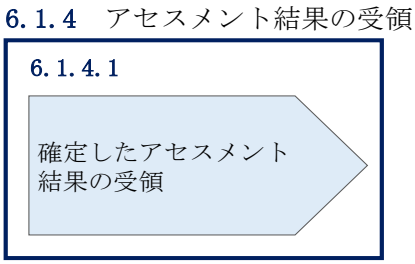

図 6-8 確定したアセスメント結果の受領の手順

6.1.4.1　　確定したアセスメント結果の受領

本機関がアセスメント結果を確定した後、対象実需給月＋4 月の中旬頃にアセスメント結果を確定した旨のメールが容量市場システムに登録したメールアドレス宛に送付されますので、『6.1.1.1 アセスメント結果仮確定通知の確認』を参照し、内容を確認してください（表 6-3 参照）。

注：アセスメント結果に対して異議申立を行わなかった場合でも本手順を参照し、確定したアセスメント結果の内容を確認してください。

表 6-3　リクワイアメント未達成量の確定通知メールイメージ

項目	内容
件名	【容量市場システム】リクワイアメント未達成量の確定通知
送信元メールアドレス	support-noreply@capacity-market2.occto.or.jp
本文記載事項	XXXX　様 こちらは電力広域的運営推進機関　容量市場システム　管理者です。 リクワイアメント未達成量の算定が終了したことを通知します。 【算定対象年度】 YYYY 【算定対象年月】 YYYY/MM 【リクワイアメント種別】 容量停止計画（安定・変動単独） 【事業者コード】 XXXX 【事業者名】 XXXX 電力広域的運営推進機関　容量市場システム　管理者 ※このメールはシステムより自動送信されています。差出人には返信しないでください。

第7章　アセスメント結果への対応（市場応札）

本章では、アセスメント結果への対応（市場応札）に関する以下の内容について説明します（図 7-1 参照）。

7.1 市場応札に係るアセスメント結果の確認手続き

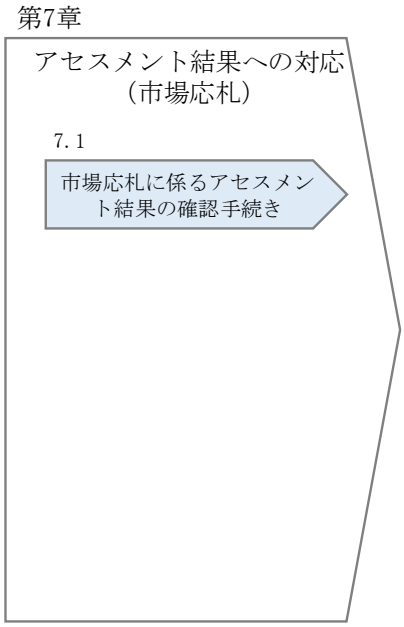

図 7-1　第 7 章の構成

注１：リクワイアメント対象について
市場応札のリクワイアメントは、容量停止計画（出力抑制に伴う停止計画は除く）を提出していない範囲のコマが対象となります。
なお、容量停止計画が提出されているコマでも、電源等が停止せず出力低下する計画等により小売電気事業者等が活用しない余力があるコマについてはリクワイアメント対象となります。

注２：アセスメントの基準について
市場応札におけるアセスメントでは、アセスメント対象容量の範囲内において小売電気事業者等が活用しない余力から卸電力取引所又は需給調整市場に売り入札した容量を差し引いた容量をリクワイアメント未達成量とします。

注３：バランス停止からの起動に係るアセスメントについて
バランス停止からの起動に係るアセスメントは、電源等登録時に登録した起動パターンに応じて実施します（卸電力市場等における約定結果が確定する以前にバランス停止から起動する必要はありません。なお、市場応札の結果、約定した場合は当該コマに対し、適切に供給力を提供してください。）。この場合、低予備率アセスメント対象コマにおいて、原則としてアセスメント対象容量から市場応札量を差し引いた容量をリクワイアメント未達成量とします。（ただし、起動カーブ途中の場合はその状況を考慮する。）

注４：発電方式が揚水または蓄電池の電源におけるアセスメントの基準について
低予備率アセスメント対象コマが存在する場合、運転継続時間が限られる揚水発電にまたは蓄電池に関して、本機関は当該コマに対して市場応札が実施されているかを優先的にアセスメントします。揚水発電または蓄電池は、小売電気事業者等が活用しない余力の入札準備が完了した段階で当該コマの広域予備率が低いコマから順に、運転継続時間のコマ数を上限として卸電力市場等へ入札を実施してください[77]。広域予備率が同率の場合は、その中から任意のコマを選択して入札を実施してください。それでもなお、余力がある場合は、低予備率アセスメント対象コマ以外へ入札を実施してください。

[77] 入札し続けているが未約定であるコマがある場合、入札を取り下げ、異なる低予備率アセスメント対象コマに再入札していただくことも可能です。ただし、入札を取り下げることができるコマは広域予備率が 8%以上に回復したコマに限り、かつ余力を広域予備率が 8%を下回るコマに再入札することを前提とします。

注５：アセスメントの算定方法について

市場応札におけるアセスメントの具体的な算定方法は、以下で表されます。なお、小売電気事業者等が活用しない発電余力については、アセスメント対象容量又は提供する供給力の最大値のいずれか低い値から発電計画値を差し引いた値となります。

・　対象の電源が電源等差替を実施していない場合
  - ➢ 市場応札量が小売電気事業者等が活用しない発電余力以上であるならば、リクワイアメント未達成量=0
  - ➢ 市場応札量が小売電気事業者等が活用しない発電余力未満であるならば、リクワイアメント未達成量（kWh）=（小売電気事業者等が活用しない発電余力（kW）-市場応札量（kW））×1(h)/2

・　対象の電源が差替元として電源等差替を実施している場合
  - ①　差替元の市場応札量におけるリクワイアメント未達成量を算出する
  - ➢ 市場応札量が（差替元分の）小売電気事業者等が活用しない発電余力以上であるならば、リクワイアメント未達成量=0
  - ➢ 市場応札量が（差替元分の）小売電気事業者等が活用しない発電余力未満であるならば、リクワイアメント未達成量（kWh）=（小売電気事業者等が活用しない発電余力（kW）-市場応札量（kW））×1(h)/2
  - ②　（差替先の）市場応札量（=差替配分供給力）におけるリクワイアメント未達成量を算出する
  - ➢ （差替先の）市場応札量が（差替元分の）小売電気事業者等が活用しない発電余力以上であるならば、リクワイアメント未達成量=0
  - ➢ （差替先の）市場応札量が（差替元分の）小売電気事業者等が活用しない発電余力未満であるならば、リクワイアメント未達成量（kWh）=（小売電気事業者等が活用しない発電余力（kW）-市場応札量（kW））×1(h)/2
  - ③　リクワイアメント未達成量は、①②を合計した値とします

7.1　市場応札に係るアセスメント結果の確認手続き

本節では、市場応札に係るアセスメント結果の確認手続きについて以下の流れで説明します（図 7-2 参照）。

7.1.1 アセスメント結果の確認
7.1.2 異議申立
7.1.3 異議申立妥当性審査結果の確認
7.1.4 確定したアセスメント結果の受領

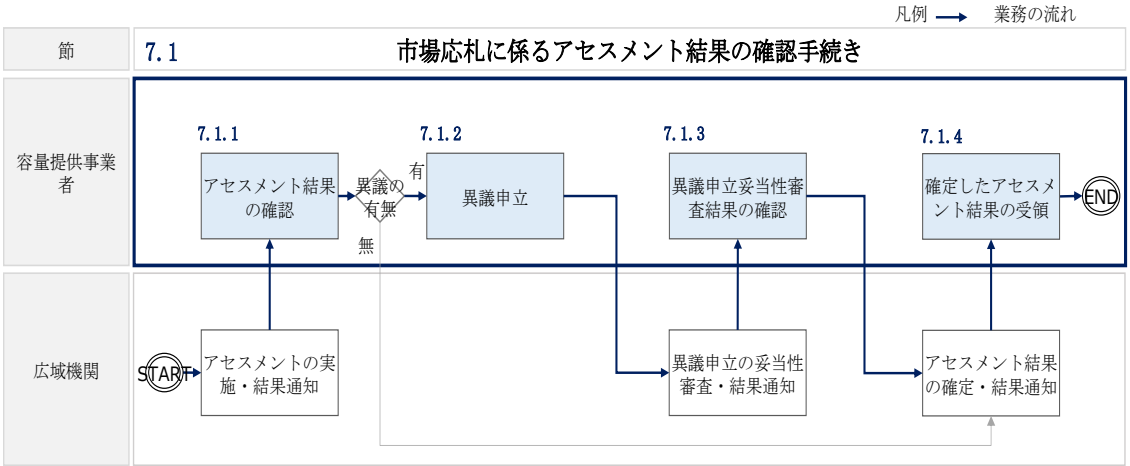

図 7-2　市場応札に係るアセスメント結果の確定手続きの詳細構成

7.1.1　アセスメント結果の確認

本項では、アセスメント結果の確認について説明します（図 7-3 参照）。

7.1.1.1 アセスメント結果仮確定通知の確認

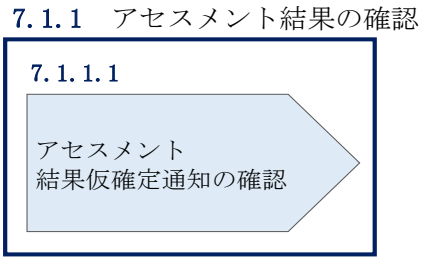

図 7-3　アセスメント結果の確認の手順

7.1.1.1　アセスメント結果仮確定通知の確認

アセスメント結果が仮確定された旨のメールが容量市場システムに登録したメールアドレス宛に送付されますので、アセスメント結果を確認してください（表 7-1 参照）。

注：本機関から送付されるアセスメント結果仮確定の通知メールには「仮算定」が完了した旨が記載してありますが、システム上の「仮算定」が完了したことによりアセスメント結果が「仮確定」したこととなりますので、「仮算定」=「仮確定」とご理解ください。

表 7-1 リクワイアメント未達成量の仮算定完了通知メールイメージ

項目	内容
件名	【容量市場システム】リクワイアメント未達成量の仮算定完了通知
送信元メールアドレス	support-noreply@capacity-market2.occto.or.jp
本文記載事項	XXXX　様 こちらは電力広域的運営推進機関　容量市場システム　管理者です。 リクワイアメント未達成量の算定が終了したことを通知します。 【算定対象年度】 YYYY 【算定対象年月】 YYYY/MM 【リクワイアメント種別】 市場応札 【事業者コード】 XXXX 【事業者名】 XXXX 電力広域的運営推進機関　容量市場システム　管理者 ※このメールはシステムより自動送信されています。差出人には返信しないでください。

容量市場システムの折り畳みメニュー「リクワイアメント・アセスメント」から「アセスメント管理（共通）」、「アセスメント一覧画面（事業者ごと）－発動指令以外」リンクの順にクリックして、「アセスメント一覧画面（事業者ごと）－発動指令以外」へ進んでください。

「アセスメント種別」にて「市場応札」、「最新回次切替」で「最新回次のみ表示」を選択し、算定対象年度と算定対象月を入力して「検索」ボタンをクリックしてください。「アセスメント一覧画面（事業者ごと）（市場応札）（検索結果）」に条件に合致する電源等識別番号が表示されますので、「電源等識別番号」リンクをクリックし、「アセスメント一覧画面（電源等識別番号ごと）－発動指令以外画面」へ進んでください。

「アセスメント種別」にて「市場応札」、「最新回次切替」で「最新回次のみ表示」を選択し、算定対象年度と算定対象月を入力して「検索」ボタンをクリックしてください。「アセスメント一覧画面（電源等識別番号ごと）（市場応札）（検索結果）」に条件に合致するリクワイアメント対象年月日が表示されますので、「対象年月日」リンクをクリックし、「アセスメント詳細画面（市場応札）」へ進んでください。

「アセスメント結果詳細情報」で、コマごとのリクワイアメント未達成量を確認してください（図 7-4 参照）。

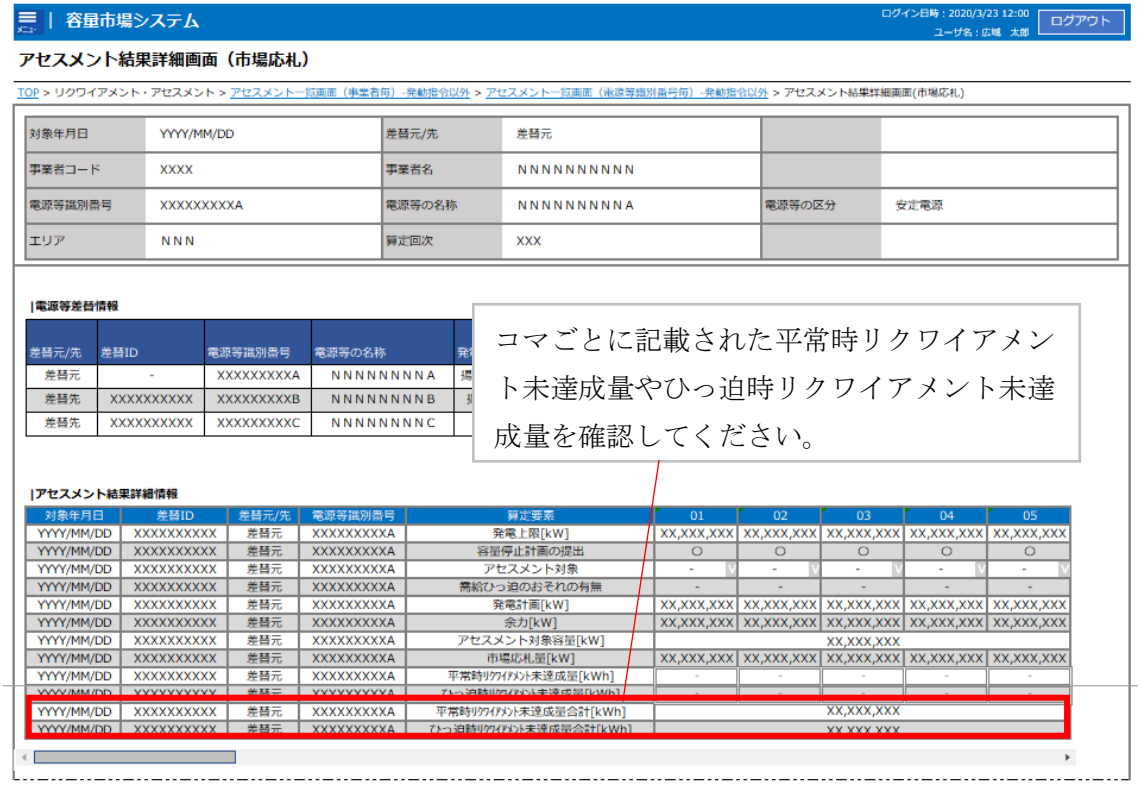

図 7-4　アセスメント結果詳細画面（市場応札）の画面イメージ

7.1.2　異議申立

本項では、異議申立について説明します（図 7-5 参照）。

7.1.2.1 異議申立

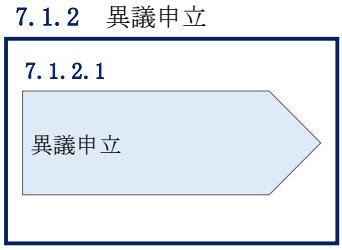

図 7-5　異議申立の手順

7.1.2.1　　異議申立

アセスメント結果仮確定に異議がある場合、アセスメント結果が仮確定された旨のメールを受領した日を含めて 7 営業日以内であれば、メールにより異議申立を行うことが可能です。

異議申立を行う場合、アセスメント結果仮確定の異議申立フォーマットに異議申立における必要事項を記載のうえ、所定の宛先へ新規メールに添付して送信してください（表 7-2 参照）。

アセスメント結果仮確定の異議申立フォーマットは https://www.occto.or.jp/market-board/market/jitsujukyukanren/requirement_teisyutsusyorui.html からダウンロードする Excel ファイルを用いてください。

必要に応じて異議申立の根拠となる資料を添付してください。

注：異議申立期限について、例えば、7 月 1 日（火）に通知メールを受領した場合、7 月 9 日（水）までに異議申立メールを本機関に送信する必要があります。

＜参考＞容量確保契約約款抜粋
休日：土曜日、日曜日および祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）に加えて、1 月 2 日～3 日、4 月 30 日～5 月 2 日、12 月 30 日～31 日および本機関が指定する日
平日：休日以外の日
営業日：土曜日、日曜日及び祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）に加えて、1 月 2 日～3 日、12 月 29 日～31 日以外の日

表 7-2　アセスメント結果仮確定に対する異議申立に係るメールの記載項目

メール項目	内容
件名	（YYYY/MM 対象）【XXXX（事業者コード）[78]】アセスメント結果仮確定に対する異議申立
To	youryou_rikuase@occto.or.jp
CC	-
本文記載事項	・　事業者名称および担当者名 ・　対象実需給年度 ・　対象月
添付資料	・　アセスメント結果仮確定の異議申立フォーマット （異議申立の内容及びその根拠を具体的に記載） ・　異議申立の根拠となる資料（必要に応じて）

[78] 件名に自身の事業者コード 4 桁を入力してください。

7.1.3　異議申立妥当性審査結果の確認

本項では、異議申立妥当性審査結果の確認について説明します（図 7-6 参照）。

7.1.3.1 異議申立妥当性審査結果の確認

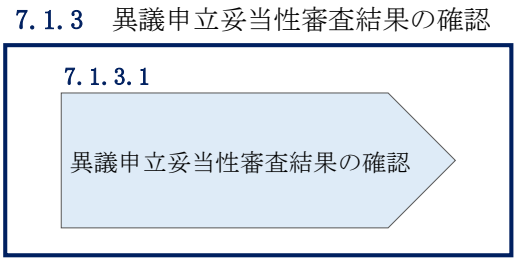

図 7-6　異議申立妥当性審査結果の確認の手順

7.1.3.1　　異議申立妥当性審査結果の確認

アセスメント結果仮確定に対して異議申立が行われた場合は、本機関で異議申立の内容を協議し、審査結果をメールにて通知しますので審査結果の内容を確認してください。

審査結果の詳細を確認する場合は、『7.1.1.1 アセスメント結果仮確定通知の確認』を参照してください。

審査結果が合格の場合、『7.1.4 確定したアセスメント結果の受領』を参照してください。

注：異議申立の内容を審査した結果は以下のいずれかのメールアドレスより送付しますので、迷惑メールとして判定されないよう受信設定してください。
メールアドレス：youryou_unei@youryou2.occto.or.jp
youryou_rikuase@occto.or.jp

7.1.4　確定したアセスメント結果の受領

本項では、確定したアセスメント結果の受領について説明します（図 7-7 参照）。

7.1.4.1 確定したアセスメント結果の受領

7.1.4　確定したアセスメント結果の受領

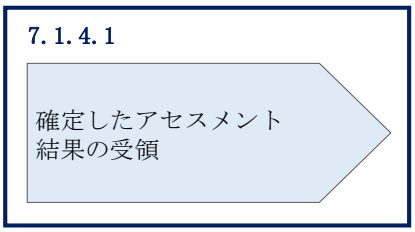

図 7-7　確定したアセスメント結果の受領の手順

7.1.4.1　　確定したアセスメント結果の受領

本機関がアセスメント結果を確定した後、対象実需給月＋4 月の中旬頃にアセスメント結果を確定した旨が容量市場システムに登録したメールアドレス宛に送付されますので、『7.1.1.1 アセスメント結果仮確定通知の確認』内容を確認してください（表 7-3 参照）。

注：アセスメント結果に対して異議申立をしなかった場合でも、確定したアセスメント結果の内容を確認してください。

表 7-3 リクワイアメント未達成量の確定通知メールイメージ

項目	内容
件名	【容量市場システム】リクワイアメント未達成量の確定通知
送信元メールアドレス	support-noreply@capacity-market2.occto.or.jp
本文記載事項	XXXX　様 こちらは電力広域的運営推進機関　容量市場システム　管理者です。 リクワイアメント未達成量の算定が終了したことを通知します。 【算定対象年度】 YYYY 【算定対象年月】 YYYY/MM 【リクワイアメント種別】 市場応札 【事業者コード】 XXXX

	【事業者名】 XXXX 電力広域的運営推進機関　容量市場システム　管理者 ※このメールはシステムより自動送信されています。差出人には返信しないでください。

第8章　アセスメント結果への対応（供給指示）

本章では、アセスメント結果への対応（供給指示）に関する以下の内容について説明します（図 8-1　第 8 章の構成参照）。

8.1 供給指示に係るアセスメント結果の確認手続き

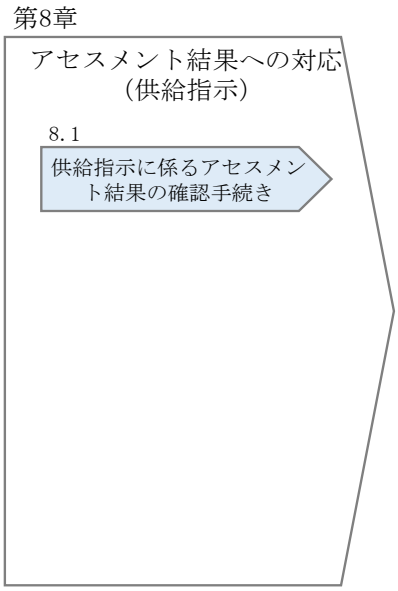

図 8-1　第 8 章の構成

注 1：リクワイアメント対象となる電源について
供給指示のリクワイアメントは、属地一般送配電事業者と給電申合書等を締結した電源で、容量停止計画（出力抑制に伴う停止計画は除く）を提出していないコマが対象となります。

注 2：アセスメントの基準について
供給指示におけるアセスメントは、属地一般送配電事業者からの電気の供給指示に対して、事業者が適切に対応しているかが基準となります。[79]
事業者が適切に対応している場合とは、以下のいずれかに該当する場合を指します。

[79] 電源等差替を実施しており、差替先、差替元で電源の属地一般送配電事業者が異なる場合はそれぞれの電源の属地一般送配電事業者からの供給指示に対応する必要があります。

- 一般送配電事業者が出力を直接制御できる場合（専用線オンライン[80]の場合）
- アセスメント対象容量以上の電気の供給実績がある場合
- その他、電気の供給ができないことについてやむを得ない理由があり、本機関が合理的と認めた場合

一般送配電事業者からの電気の供給指示に対して、事業者が適切に対応していないと本機関が判断した場合、アセスメント対象容量を上限として、ゲートクローズ以降の発電余力の全量をリクワイアメント未達成量とします。なお、広域予備率低下に伴う供給力提供通知が発令されていないコマで供給指示が発令されている場合は、アセスメントの対象外となります。

注３：発電方式が揚水または蓄電池の電源におけるアセスメントの基準について
発電方式が揚水または蓄電池で、かつオフラインの場合、運転継続時間分がアセスメントの対象となります。

注４：アセスメントの算定方法について
供給指示におけるアセスメントの具体的な算定方法は、以下で表されます。

- 対象の電源が電源等差替を実施していない場合
  - ➢ 発電量調整受電電力量がアセスメント対象容量以上であるならば、リクワイアメント未達成量=0
  - ➢ 発電量調整受電電力量がアセスメント対象容量を下回るならば、
    （容量停止計画が提出されていないコマ）
    リクワイアメント未達成量=(アセスメント対象容量−発電量調整受電電力量)（kW）×1(h)/2
    （容量停止計画が提出されているコマ）
    リクワイアメント未達成量=(提供する供給力の最大値−発電量調整受電電力量)（kW）×1(h)/2
- 対象の電源が差替元として電源等差替を実施している場合
  - ① 差替元の発電量調整受電電力量におけるリクワイアメント未達成量を算出する
  - ➢ 発電量調整受電電力量が（差替元分の）アセスメント対象容量以上であるならば、リクワイアメント未達成量=0

[80] オンライン機能を持つ電源が供給指示におけるアセスメント対象コマをオフラインで運用していた場合、発電量調整受電電力量等を見て適切に対応しているかを判断します。

- 発電量調整受電電力量が（差替元分の）アセスメント対象容量を下回るならば、
  （容量停止計画が提出されていないコマ）
  リクワイアメント未達成量=(アセスメント対象容量-発電量調整受電電力量)（kW）×1(h)/2
  （容量停止計画が提出されているコマ）
  リクワイアメント未達成量=(提供する供給力の最大値-発電量調整受電電力量)（kW）×1(h)/2

② （差替先の）発電量調整受電電力量（=差替配分供給力）におけるリクワイアメント未達成量を算出する

- （差替先の）発電量調整受電電力量が（差替先に割り当てられた分の）アセスメント対象容量以上であるならば、リクワイアメント未達成量=0
- （差替先の）発電量調整受電電力量が（差替先に割り当てられた分の）アセスメント対象容量を下回るならば、
  （容量停止計画が提出されていないコマ）
  リクワイアメント未達成量=(アセスメント対象容量-発電量調整受電電力量)（kW）×1(h)/2
  （容量停止計画が提出されているコマ）
  リクワイアメント未達成量=(提供する供給力の最大値-発電量調整受電電力量)（kW）×1(h)/2

③ リクワイアメント未達成量は、①②を合計した値とする

8.1　供給指示に係るアセスメント結果の確認手続き

本節では、供給指示に係るアセスメント結果の確認手続きについて以下の流れで説明します（図 8-2 参照）。

8.1.1 アセスメント結果の確認
8.1.2 異議申立
8.1.3 異議申立妥当性審査結果の確認
8.1.4 確定したアセスメント結果の受領

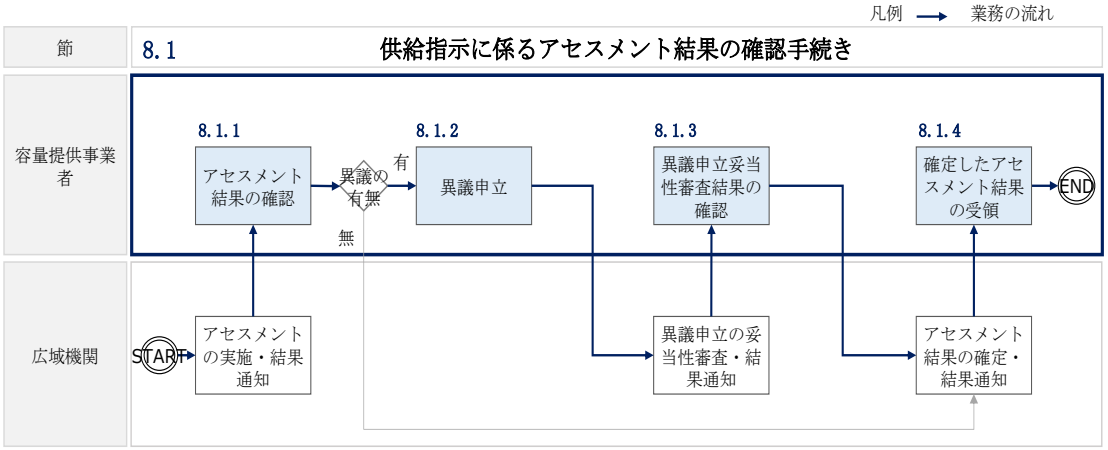

図 8-2　供給指示に係るアセスメント結果の確認手続きの詳細構成

8.1.1　アセスメント結果の確認

本項では、アセスメント結果の確認について説明します（図 8-3 参照）。

8.1.1.1 アセスメント結果仮確定通知の確認

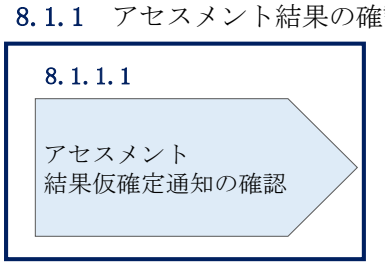

図 8-3　アセスメント結果の確認の手順

8.1.1.1　　アセスメント結果仮確定通知の確認

アセスメント結果が仮確定された旨のメールが容量市場システムに登録したメールアドレス宛に送付されますので、アセスメント結果を確認してください（表 8-1 参照）[81]。

注：本機関から送付されるアセスメント結果仮確定の通知メールには「仮算定」が完了した旨が記載してありますが、システム上の「仮算定」が完了したことによりアセ

[81] リクワイアメント未達成が発生していた場合のみメールが送付されます。

スメント結果が「仮確定」したこととなりますので、「仮算定」=「仮確定」とご理解ください。

表 8-1 リクワイアメント未達成量の仮算定完了通知メールイメージ

項目	内容
件名	【容量市場システム】リクワイアメント未達成量の仮算定完了通知
送信元メールアドレス	support-noreply@capacity-market2.occto.or.jp
本文記載事項	XXXX　様 こちらは電力広域的運営推進機関　容量市場システム　管理者です。 リクワイアメント未達成量の算定が終了したことを通知します。 【算定対象年度】 YYYY 【算定対象年月】 YYYY/MM 【リクワイアメント種別】 供給指示 【事業者コード】 XXXX 【事業者名】 XXXX 電力広域的運営推進機関　容量市場システム　管理者 ※このメールはシステムより自動送信されています。差出人には返信しないでください。

容量市場システムの折り畳みメニュー「リクワイアメント・アセスメント」から「アセスメント管理（共通）」、「アセスメント一覧画面（事業者ごと）－発動指令以外」リンクの順にクリックして、「アセスメント一覧画面（事業者ごと）－発動指令以外」へ進んでください。
「アセスメント種別」にて「供給指示」、「最新回次切替」で「最新回次のみ表示」を選択し、算定対象年度と算定対象月を入力して「検索」ボタンをクリックしてくださ

い。「アセスメント一覧画面（事業者ごと）（供給指示）（検索結果）」に条件に合致する電源等識別番号が表示されますので、「電源等識別番号」リンクをクリックし、「アセスメント一覧画面（電源等識別番号ごと）－発動指令以外画面」へ進んでください。

「アセスメント種別」にて「供給指示」、「最新回次切替」で「最新回次のみ表示」を選択し、算定対象年度と算定対象月を入力して「検索」ボタンをクリックしてください。「アセスメント一覧画面（電源等識別番号ごと）（供給指示）（検索結果）」に条件に合致するリクワイアメント対象年月日が表示されますので、「対象年月日」リンクをクリックし、「アセスメント詳細画面（供給指示）」へ進んでください。

「アセスメント結果詳細情報」で、コマごとのリクワイアメント未達成量を確認してください（図 8-4 参照）。

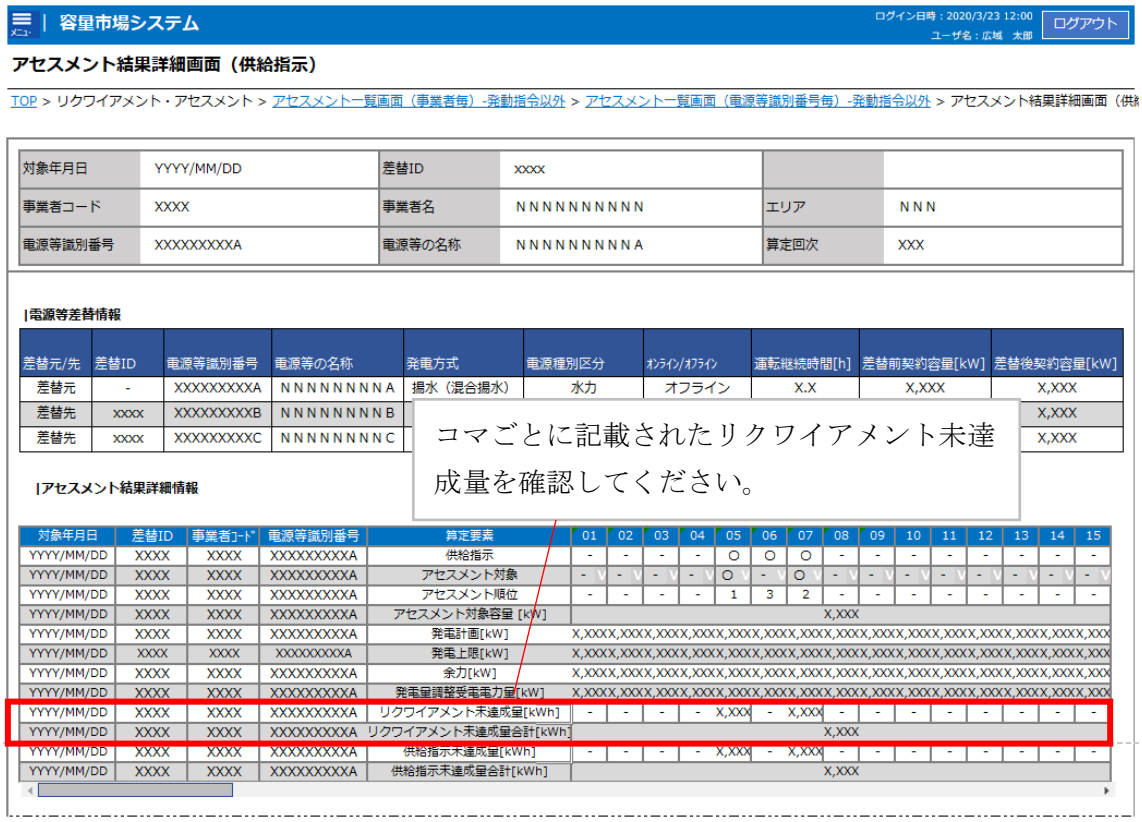

図 8-4　アセスメント結果詳細画面（供給指示）の画面イメージ[82]

[82] 「アセスメント結果詳細（供給指示）画面」の「リクワイアメント未達成量」は、経済的ペナルティの計算に使用するリクワイアメント未達成量を把握することが目的です。そのため、オンライン電源等、リクワイアメントが免除される場合においては、リクワイアメント未達成量が 0 として表示されます。一方、「供給指示未達成量」は、リクワイアメント未達成量が 0 として表示されたコマに対して、通常のアセスメント算定結果に起因するのか、あるいは制度上リクワイアメントが免除されたことに起因するのかを識別することが目的となっています。そのため、オンライン電源等のリクワイアメントが免除される場合であっても、通常のアセスメント算定を実施した場合のリクワイアメント未達成量が表示されます。

8.1.2　異議申立

本項では、異議申立について説明します（図 8-5 参照）。

8.1.2.1 異議申立

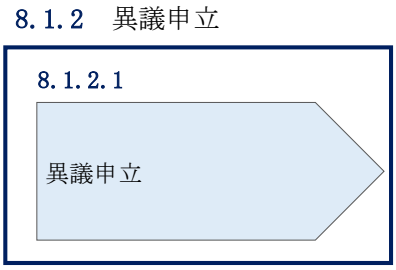

図 8-5　異議申立の手順

8.1.2.1　　異議申立

アセスメント結果に異議がある場合、アセスメント結果が仮確定された旨のメールを受領した日を含めて 7 営業日以内であれば、メールにより異議申立を行うことが可能です。

異議申立を行う場合、アセスメント結果仮確定の異議申立フォーマットに異議申立における必要事項を記載のうえ、所定の宛先に新規メールに添付して送信してください（表 8-2 参照）。

アセスメント結果仮確定の異議申立フォーマットは https://www.occto.or.jp/market-board/market/jitsujukyukanren/requirement_teisyutsusyorui.html からダウンロードする Excel ファイルを用いてください。

必要に応じて異議申立の根拠となる資料を添付してください。

注：異議申立期限について、例えば、7 月 1 日（火）に通知メールを受領した場合、7 月 9 日（水）までに異議申立メールを本機関に送信する必要があります。

＜参考＞容量確保契約約款抜粋
休日：土曜日、日曜日および祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）に加えて、1 月 2 日～3 日、4 月 30 日～5 月 2 日、12 月 30 日～31 日および本機関が指定する日
平日：休日以外の日
営業日：土曜日、日曜日及び祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）に加えて、1 月 2 日～3 日、12 月 29 日～31 日以外の日

表 8-2　アセスメント結果仮確定に対する異議申立に係るメールの記載項目

メール項目	内容
件名	（YYYY/MM 対象）【XXXX（事業者コード）[83]】アセスメント結果仮確定に対する異議申立
To	youryou_rikuase@occto.or.jp
CC	-
本文記載事項	・　事業者名称および担当者名 ・　対象実需給年度 ・　対象月
添付資料	・　アセスメント結果仮確定の異議申立フォーマット （異議申立の内容及びその根拠を具体的に記載） ・　異議申立の根拠となる資料（必要に応じて）

[83] 件名に自身の事業者コード４桁を入力してください。

8.1.3　異議申立妥当性審査結果の確認

本項では、異議申立妥当性審査結果の確認について説明します（図 8-6 参照）。

8.1.3.1 異議申立妥当性審査結果の確認

8.1.3.2 リクワイアメント未達成量修正結果の確認

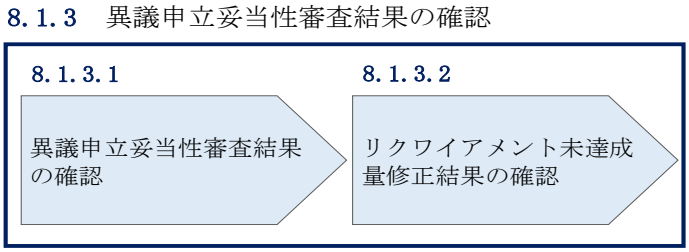

図 8-6　異議申立妥当性審査結果の確認の手順

8.1.3.1　異議申立妥当性審査結果の確認

アセスメント結果仮確定に対して異議申立を行われた場合は、本機関で異議申立の内容を審査し、審査結果をメールにて通知しますので審査結果の内容を確認してください。

審査結果の詳細を確認する場合は、『8.1.1.1 アセスメント結果仮確定通知の確認』を参照してください。

審査結果が合格の場合、『8.1.3.2 リクワイアメント未達成量修正結果の確認』を参照してください。

注：異議申立の内容を審査した結果は以下のいずれかのメールアドレスより送付しますので、迷惑メールとして判定されないよう受信設定してください。
メールアドレス：youryou_unei@youryou2.occto.or.jp
youryou_rikuase@occto.or.jp

8.1.3.2　リクワイアメント未達成量修正結果の確認

異議申立妥当性審査結果が合格の場合、本機関にて異議申立内容に基づいてリクワイアメント未達成量を修正します。修正後に本機関より、容量市場システムに登録した

メールアドレス宛に確認依頼のメールが送付されますので、内容を確認してください。

容量市場システムの折り畳みメニュー「リクワイアメント・アセスメント」から「アセスメント管理（共通）」、「アセスメント一覧画面（事業者ごと）－発動指令以外」リンクの順にクリックして、「アセスメント一覧画面（事業者ごと）－発動指令以外」へ進んでください。

「アセスメント種別」にて「供給指示」、「最新回次切替」で「最新回次のみ表示」を選択し、算定対象年度と算定対象月を入力して「検索」ボタンをクリックしてください。「アセスメント一覧（事業者ごと）－発動指令以外（検索結果）」に条件に合致する電源等識別番号が表示されますので、「電源等識別番号」リンクをクリックし、「アセスメント一覧画面（電源等識別番号ごと）－発動指令以外」へ進んでください。

「アセスメント種別」にて「供給指示」、「最新回次切替」で「最新回次のみ表示」を選択し、算定対象年度と算定対象月を入力して「検索」ボタンをクリックしてください。「アセスメント一覧画面（電源等識別番号ごと）（供給指示）（検索結果）」に条件に合致するリクワイアメント対象年月日が表示されますので、「対象年月日」リンクをクリックし、「アセスメント詳細画面（供給指示）」へ進んでください。

「アセスメント結果詳細情報」で、コマごとのリクワイアメント未達成量を確認してください。

8.1.4　確定したアセスメント結果の受領

本項では、確定したアセスメント結果の受領について説明します（図 8-7 参照）。

8.1.4.1 確定したアセスメント結果の受領

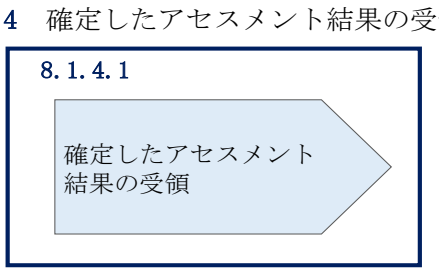

図 8-7　確定したアセスメント結果の受領の手順

8.1.4.1　　確定したアセスメント結果の受領

本機関がアセスメント結果を確定した後、対象実需給月＋4 月の中旬頃にアセスメント結果を確定した旨が容量市場システムに登録したメールアドレス宛に送付されますので、『8.1.1.1 アセスメント結果仮確定通知の確認』を参照し、内容を確認してください（表 8-3 参照）。

注：アセスメント結果に対して異議申立をしなかった場合でも、確定したアセスメント結果の内容を確認してください。

表 8-3 リクワイアメント未達成量の確定通知メールイメージ

項目	内容
件名	【容量市場システム】リクワイアメント未達成量の確定通知
送信元メールアドレス	support-noreply@capacity-market2.occto.or.jp
本文記載事項	XXXX　様 こちらは電力広域的運営推進機関　容量市場システム　管理者です。 リクワイアメント未達成量の算定が終了したことを通知します。 【算定対象年度】 YYYY 【算定対象年月】 YYYY/MM 【リクワイアメント種別】 供給指示 【事業者コード】 XXXX 【事業者名】 XXXX 電力広域的運営推進機関　容量市場システム　管理者 ※このメールはシステムより自動送信されています。差出人には返信しないでください。

第9章　アセスメント結果への対応（稼働抑制）

本章では、アセスメント結果への対応（稼働抑制）に関する以下の内容について説明します(図 9-1 参照)。

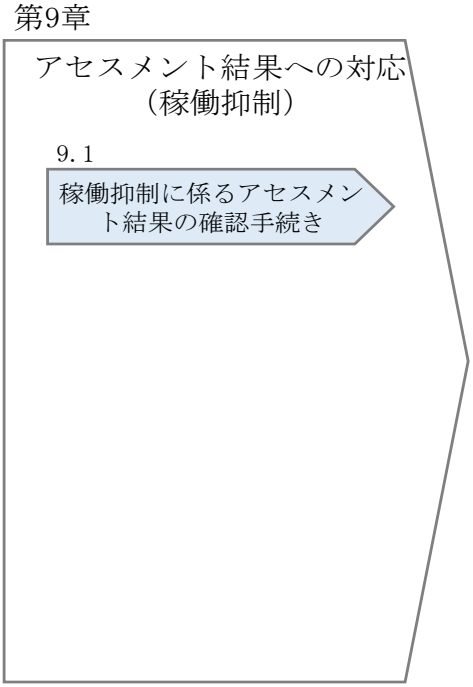

図 9-1　第 9 章の構成

注 1：アセスメントの実施・結果通知のタイミングについて
稼働抑制のアセスメントは、実需給年度ごとに 1 度のみ実施します（4 月から 3 月の 1 年分の計量値実績が確定次第）。このため、アセスメント結果も年次で通知されることにご留意ください。具体のスケジュールについては、『Appendix.2　業務手順全体図』を参照してください。

注 2：リクワイアメント対象となる電源について
電源等区分が安定電源で、かつ主燃料が石炭の電源のうち、建設時の設計効率が高位発熱量（HHV：Higher Heating Value）・発電端において 42%以上であることを確認できない電源（以下「非効率石炭火力電源」という）が稼働抑制の対象となります。
電源等差替によって非効率石炭火力電源に差替える場合、差替元電源が非効率石炭火力電源かどうかに関わらず、差替先電源は稼働抑制のリクワイアメントの対象となります。

非効率石炭火力電源をそれ以外の電源に差替える場合、差替先電源は稼働抑制のリクワイアメントの対象外となります。

注 3：アセスメントの基準について
稼働抑制におけるアセスメントは、非効率石炭火力電源について、実需給期間中における年間設備利用率が 50%を超えていないかを確認し、超えている場合はリクワイアメント未達成とします。

注 4：アセスメント(年間設備利用率)の算定方法について
年間設備利用率は、以下の手順で算定いたします。

- 対象の電源が電源等差替を実施していない場合
  - ① 各コマの発電量調整受電電力量と契約容量を比較し、発電量調整受電電力量が契約容量を超えているコマについては、当該コマの発電量調整受電電力量を契約容量として補正します。
    なお、1 計量単位内に非効率石炭火力電源のユニットと非効率石炭火力電源以外のユニットが混在する場合については、非効率石炭火力電源相当の発電量調整受電電力量と、非効率石炭火力電源相当の契約容量を比較し、非効率石炭火力電源相当の発電量調整受電電力量が非効率石炭火力電源相当の契約容量を超えているコマについては、当該コマの発電量調整受電電力量を非効率石炭火力電源相当の契約容量として補正します。なお、非効率石炭火力電源相当の発電量調整受電電力量と契約容量は以下の式で算定します。
    非効率石炭火力電源相当の発電量調整受電電力量（kW）＝（容量市場システムに登録した発電量調整受電電力量(kW)）×｛1 計量単位内の非効率石炭火力電源の計量値（発電端）(kW)/1 計量単位内のすべてのユニットの計量値（発電端）(kW)｝
    非効率石炭火力電源相当の契約容量（kW）＝契約容量×｛1 計量単位内の非効率石炭火力電源の設備容量（kW）/1 計量単位内のすべてのユニットの設備容量（kW)｝
  - ② 各コマの発電量調整受電電力量(kW)の単位を(kWh)に変換します。
    各コマの発電量調整受電電力量（kWh）＝各コマの発電量調整受電電力量（kW）/ 2
  - ③ ①、②で補正した発電量調整受電電力量（kWh）を用いて年間設備利用率を算定します。なお、1 計量単位内に非効率石炭火力電源のユニットと非効率石炭火力電源以外のユニットが混在する場合については、非効率石炭火力電源相当の発電量調整受電電力量と非効率石炭火力電源相当の契約容量（kW）を用いて年間設備利用率を算定します。

年間設備利用率＝｛全コマの発電量調整受電電力量（kWh）－需給ひっ迫時の発電量調整受電電力量（kWh）[84]｝÷（契約容量×8,760 時間[85]）
なお上記算定式における需給ひっ迫時とは、低予備率アセスメント対象コマ若しくは属地一般送配電事業者からの供給指示が発令されたコマを指します。

＜電源等差替を実施している場合＞
電源等差替のタイミングや、差替容量、差替元電源及び差替先電源が非効率石炭火力電源かどうかにより、年間設備利用率の算定方法が変わります。電源等差替を実施した場合は、以下の表から該当する No を確認し設備利用率の算定方法をご確認ください。

No	電源等差替のタイミング	差替容量	差替元電源	差替先電源
1	実需給期間前	全量差替	全ての電源	非効率石炭火力電源
2		部分差替	非効率石炭火力電源	非効率石炭火力電源以外
3		部分差替	非効率石炭火力電源以外	非効率石炭火力電源
4		部分差替	非効率石炭火力電源	非効率石炭火力電源
5	実需給期間中	全量差替	非効率石炭火力電源	非効率石炭火力電源以外
6		全量差替	非効率石炭火力電源以外	非効率石炭火力電源
7		全量差替	非効率石炭火力電源	非効率石炭火力電源
8		部分差替	非効率石炭火力電源	非効率石炭火力電源以外
9		部分差替	非効率石炭火力電源以外	非効率石炭火力電源
10		部分差替	非効率石炭火力電源	非効率石炭火力電源

[84] 平常時のコマであるが供給指示が発令されているコマも含む
[85] 対象実需給年度が閏年により 366 日となる場合は、8,784 時間とします。

1. 実需給期間前に非効率石炭火力電源に電源等差替を実施した場合は、差替元電源が非効率石炭火力電源かどうかに関わらず、差替先電源から配分された発電量調整受電電力量を用いて、電源等差替を実施していない場合と同様の手順で年間設備利用率を算定いたします。
   年間設備利用率＝｛全コマの差替先電源から配分された発電量調整受電電力量（kWh）－低予備率アセスメント対象コマの差替先電源から配分された発電量調整受電電力量（kWh)｝÷（契約容量×8,760 時間[85]）
2. 差替元電源が非効率石炭火力電源であり、非効率石炭火力電源以外の電源に実需給期間前に部分差替を実施した場合は、差替元電源の発電量調整受電電力量を用いて、電源等差替を実施していない場合と同様の手順で補正を行い、年間設備利用率を算定いたします。なお、年間設備利用率の算定に用いる契約容量については、契約容量のうち、差替元電源が占める容量を用います。
   年間設備利用率＝｛全コマの差替元電源の発電量調整受電電力量（kWh）－低予備率アセスメント対象コマの差替元電源の発電量調整受電電力量（kWh)｝÷（契約容量のうち、差替元電源が占める容量×8,760 時間[85]）
3. 差替元電源が非効率石炭火力電源以外の電源であり、非効率石炭火力電源に実需給期間前に部分差替を実施した場合は、差替先電源から配分された発電量調整受電電力量を用いて、電源等差替を実施していない場合と同様の手順で補正を行い、年間設備利用率を算定いたします。なお、年間設備利用率の算定に用いる契約容量については、契約容量のうち、差替先電源が占める容量を用います。
   年間設備利用率＝｛全コマの差替先電源から配分された発電量調整受電電力量（kWh）－低予備率アセスメント対象コマの差替先電源から配分された発電量調整受電電力量（kWh)｝÷（契約容量のうち、差替先電源が占める容量×8,760 時間[85]）
4. 差替元電源が非効率石炭火力電源であり、別の非効率石炭火力電源に実需給期間前に部分差替を実施した場合は、差替元の発電量調整受電電力量と差替先から配分された発電量調整受電電力量の合計値を用いて、電源等差替を実施していない場合と同様の手順で補正を行い、年間設備利用率を算定いたします。
   年間設備利用率＝｛全コマの差替元電源の発電量調整受電電力量（kWh）－低予備率アセスメント対象コマの差替元電源の発電量調整受電電力量（kWh）＋全コマの差替先電源から配分された発電量調整受電電力量（kWh）－低予備率アセスメント対象コマの差替先電源から配分された発電量調整受電電力量（kWh)｝÷（契約容量×8,760 時間[85]）

5. 差替元電源が非効率石炭火力電源であり、非効率石炭火力電源以外の電源に実需給期間中に全量差替を実施した場合は、差替元電源の発電量調整受電電力量を用いて、電源等差替実施前の期間の設備利用率が 50%を超えていないか確認します。なお、発電量調整受電電力量の補正の手順は電源等差替を実施していない場合と同様となります。
   設備利用率＝｛実需給年度開始から電源等差替実施までの期間の全コマの差替元電源の発電量調整受電電力量（kWh）－実需給年度開始から電源等差替実施までの期間の低予備率アセスメント対象コマの差替元電源の発電量調整受電電力量（kWh)｝÷（契約容量×実需給年度開始から電源等差替実施までの期間の時間）
6. 差替元電源が非効率石炭火力電源以外の電源であり、非効率石炭火力電源に実需給期間中に全量差替を実施した場合は、差替先電源から配分された発電量調整受電電力量を用いて、電源等差替実施後の期間の設備利用率が 50%を超えていないか確認します。なお、発電量調整受電電力量の補正の手順は電源等差替を実施していない場合と同様となります。
   設備利用率＝｛電源等差替実施から実需給年度終了までの期間の全コマの差替先電源から配分された発電量調整受電電力量（kWh）－電源等差替実施から実需給年度終了までの期間の低予備率アセスメント対象コマの差替先電源から配分された発電量調整受電電力量（kWh)｝÷（契約容量×源等差替実施から実需給年度終了までの期間の時間）
7. 差替元電源が非効率石炭火力電源であり、別の非効率石炭火力電源に実需給期間中に全量差替を実施した場合は、実需給年度開始から電源等差替実施までの期間の差替元電源の発電量調整受電電力量と電源等差替実施から実需給年度終了までの期間の差替先電源から配分された発電量調整受電電力量を用いて年間設備利用率が 50%を超えていないか確認します。なお、発電量調整受電電力量の補正の手順は電源等差替を実施していない場合と同様となります。
   年間設備利用率＝｛実需給年度開始から電源等差替実施までの期間の全コマの差替元電源の発電量調整受電電力量（kWh）－実需給年度開始から電源等差替実施までの期間の低予備率アセスメント対象コマの差替元電源の発電量調整受電電力量（kWh）＋電源等差替実施から実需給年度終了までの期間の全コマの差替先電源から配分された発電量調整受電電力量（kWh）－電源等差替実施から実需給年度終了までの期間の低予備率アセスメント対象コマの差替先電源から配分された発電量調整受電電力量（kWh)｝÷（契約容量×8,760 時間[85]）

8. 差替元電源が非効率石炭火力電源であり、非効率石炭火力電源以外の電源に実需給期間中に部分差替を実施した場合は、差替元電源の発電量調整受電電力量を用いて、年間設備利用率が 50%を超えていないか確認します。なお、電源等差替実施後の期間の差替元電源の発電量調整受電電力量は契約容量相当に補正したうえで、年間設備利用率を算定します。
   年間設備利用率＝［{実需給年度開始から電源等差替実施までの期間の全コマの差替元電源の発電量調整受電電力量（kWh）－実需給年度開始から電源等差替実施までの期間の低予備率アセスメント対象コマの差替元電源の発電量調整受電電力量（kWh)｝＋｛電源等差替実施から実需給年度終了までの期間の全コマの差替元電源の発電量調整受電電力量（kWh）－電源等差替実施から実需給年度終了までの期間の期間の低予備率アセスメント対象コマの差替元電源の発電量調整受電電力量（kWh)｝×｛契約容量/(契約容量-差替容量)}］÷（契約容量×8,760 時間）
9. 差替元電源が非効率石炭火力電源以外の電源であり、非効率石炭火力電源に実需給期間中に部分差替を実施した場合は、差替先電源から配分された発電量調整受電電力量を用いて、電源等差替実施後の期間の設備利用率が 50%を超えていないか確認します。なお、発電量調整受電電力量の補正の手順は電源等差替を実施していない場合と同様となります。また、年間設備利用率の算定に用いる契約容量については、契約容量のうち、差替先電源が占める容量を用います。
   年間設備利用率＝｛電源等差替実施から実需給年度終了までの期間の全コマの差替先電源から配分された発電量調整受電電力量（kWh）－電源等差替実施から実需給年度終了までの期間の低予備率アセスメント対象コマの差替先電源から配分された発電量調整受電電力量（kWh)｝÷（契約容量のうち、差替先電源が占める容量×電源等差替実施から実需給年度終了までの期間の時間）
10. 差替元電源が非効率石炭火力電源であり、別の非効率石炭火力電源に実需給期間中に部分差替を実施した場合は、差替元電源の発電量調整受電電力量と電源等差替実施後の差替先電源から配分された発電量調整受電電力量を用いて年間設備利用率が 50%を超えていないか確認します。なお、発電量調整受電電力量の補正の手順は電源等差替を実施していない場合と同様となります。
    年間設備利用率＝｛全コマの差替元電源の発電量調整受電電力量（kWh）－低予備率アセスメント対象コマの差替元電源の発電量調整受電電力量（kWh）＋電源等差替実施から実需給年度終了までの期間の全コマの差替先電源から配分された発電量調整受電電力量（kWh）－電源等差替実施から実需給年度終了

までの期間の低予備率アセスメント対象コマの差替先電源から配分された発電量調整受電電力量（kWh)｝÷（契約容量×8,760 時間[85]）

・　実需給期間中に非効率石炭火力電源が市場退出した場合

➢　実需給期間中に非効率石炭火力電源の全量が市場退出した場合は市場退出前の期間の設備利用率が 50%を超えていないか確認します。なお、発電量調整受電電力量の補正の手順は電源等差替を実施していない場合と同様となります。

設備利用率＝｛実需給年度開始から市場退出までの期間の全コマの差替元電源の発電量調整受電電力量（kWh）－実需給年度開始から市場退出までの期間の低予備率アセスメント対象コマの差替元電源の発電量調整受電電力量（kWh)｝÷（契約容量×実需給年度開始から市場退出までの期間の時間）

➢　実需給期間中に非効率石炭火力電源の一部が市場退出した場合は年間設備利用率が 50%を超えていないか確認します。なお、市場退出後の期間の発電量調整受電電力量は契約容量相当に補正したうえで、年間設備利用率を算定します。

年間設備利用率＝［｛実需給年度開始から電源等差替実施までの期間の全コマの発電量調整受電電力量（kWh）－実需給年度開始から電源等差替実施までの期間の低予備率アセスメント対象コマの発電量調整受電電力量（kWh)｝＋｛電源等差替実施から実需給年度終了までの期間の全コマの発電量調整受電電力量（kWh）－電源等差替実施から実需給年度終了までの期間の低予備率アセスメント対象コマの発電量調整受電電力量（kWh)｝×｛契約容量/(契約容量-市場退出した容量)｝］÷（契約容量×8,760 時間[85]）

9.1　稼働抑制に係るアセスメント結果の確認手続き

本節では、稼働抑制に係るアセスメント結果の確認手続きについて以下の流れで説明します（図 9-2 参照）。

9.1.1 年間設備利用率算定結果の確認
9.1.2 異議申立
9.1.3 異議申立妥当性審査結果の確認
9.1.4 年間設備利用率の再算定結果受領
9.1.5 アセスメント結果の確認
9.1.6 異議申立
9.1.7 異議申立妥当性審査結果の確認
9.1.8 確定したアセスメント結果の受領

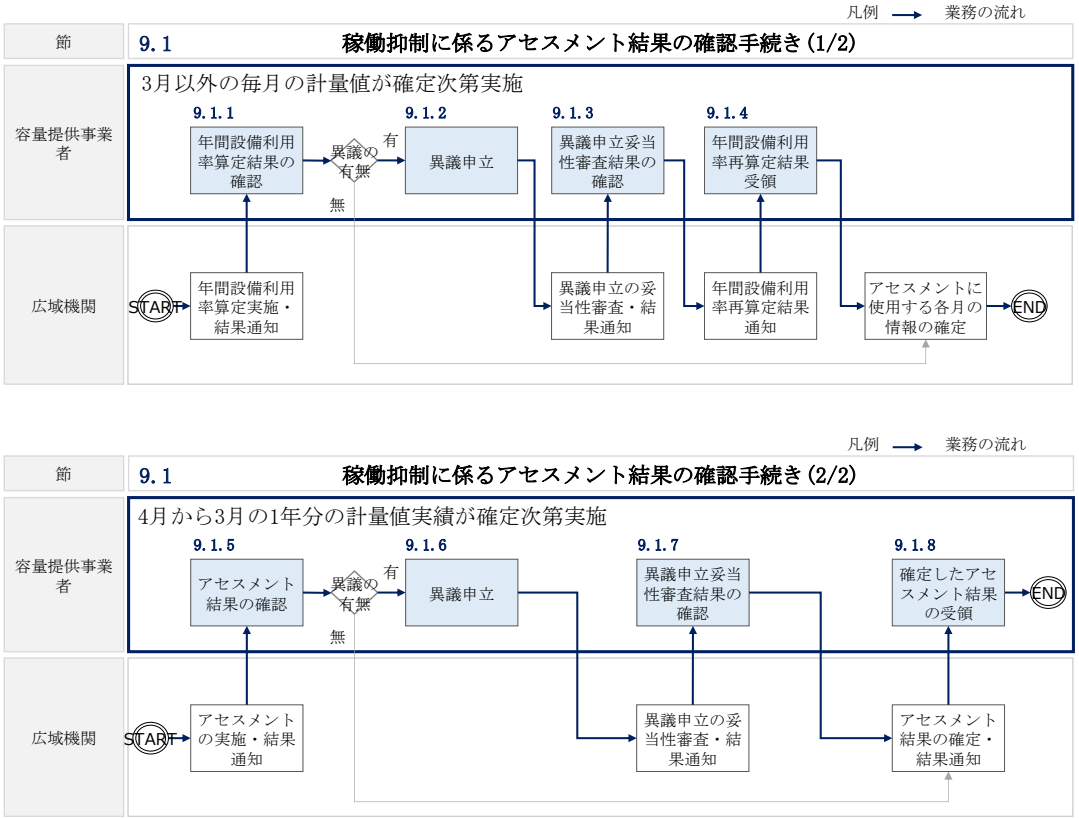

図 9-2 稼働抑制に係るアセスメント結果の確認手続きの詳細構成

9.1.1　年間設備利用率算定結果の確認

本項では、年間設備利用率算定結果の確認について説明します(図 9-3 参照)。

9.1.1.1 年間設備利用率の算定結果の確認

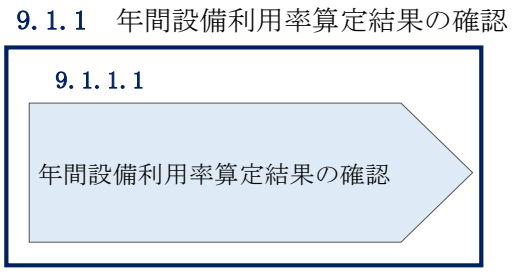

図 9-3 年間設備利用率算定結果の確認

9.1.1.1　　年間設備利用率の算定結果の確認

本機関にて他リクワイアメントにおけるアセスメント結果仮確定の通知に合わせて、容量市場システムに年間設備利用率算定結果を登録いたしますので確認してください。なお、年間設備利用率算定結果の通知は、稼働抑制のリクワイアメント最終結果を通知するものではなく、年間設備利用率の算定に使用する情報の確定を目的としていますので、算定諸元等に誤りが無いかご確認をお願いいたします。

注１：年間設備利用率算定結果の確認の頻度について
年間設備利用率の算定結果は３月以外の毎月の計量値が確定次第、月次で実施いたします。
注２：容量市場システムに月次で登録いただいた発電量調整受電電力量等の情報にもとづいて年間設備利用率の算定を行なっておりますが、算定諸元等に疑義がある場合は、所定の期日までに異議申立をお願いします（『9.1.2 異議申立』参照）。

容量市場システムの折り畳みメニュー「リクワイアメント・アセスメント」の中の「アセスメント一覧画面（事業者毎）-稼働抑制」リンクをクリックして、「アセスメント一覧画面（事業者毎）-稼働抑制」へ進んでください。
「算定対象年度」を選択し、年間設備利用率算定結果の確認を行うユニットの「電源等識別番号」を選択し、「アセスメント結果詳細画面（稼働抑制）」へ進んでください（図 9-4 参照）。
「アセスメント結果詳細画面（稼働抑制）」下部にある「添付資料」に、年間設備利用率算定結果が登録されておりますので、内容を確認してください（図 9-5 参照）。

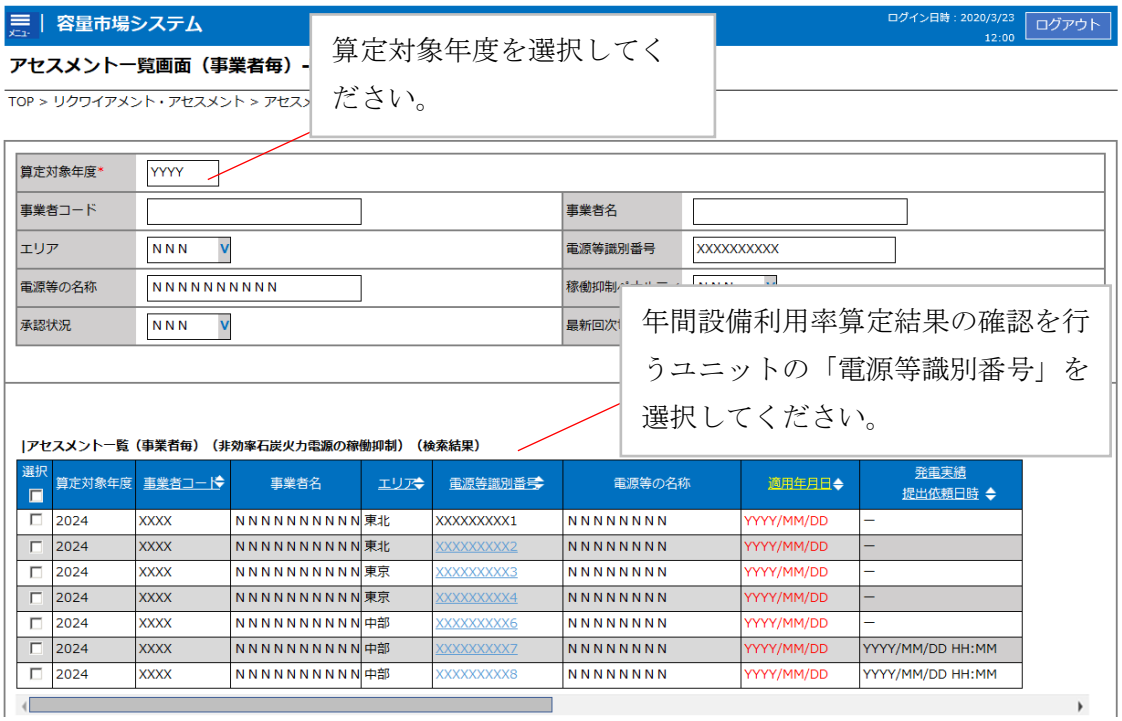

図 9-4 アセスメント一覧画面（事業者ごと）-稼働抑制の画面イメージ

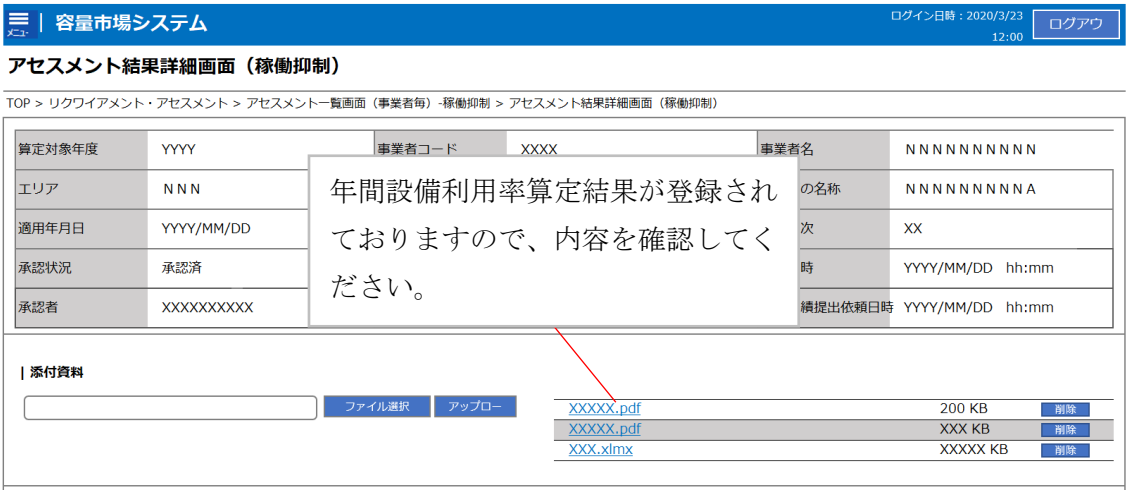

図 9-5 アセスメント結果詳細画面（稼働抑制）の画面イメージ

9.1.2　異議申立

本項では、年間設備利用率算定結果の異議申立について説明します（図 9-6 参照）。

9.1.2.1 異議申立

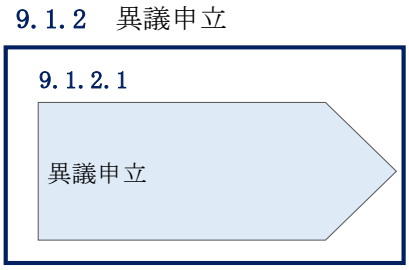

図 9-6 異議申立の手順

9.1.2.1　　異議申立

年間設備利用率の算定結果に異議がある場合、年間設備利用率が算定された旨のメールを受領した日を含めて 7 営業日以内であれば、メールにより異議申立を行うことが可能です。

異議申立を行う場合、アセスメント結果仮確定の異議申立フォーマットに異議申立における必要事項を記載のうえ、所定の宛先に新規メールに添付して送信してください（表 9-1 表 9-3 参照）。

アセスメント結果仮確定の異議申立フォーマットは https://www.occto.or.jp/market-board/market/jitsujukyukanren/requirement_teisyutsusyorui.html からダウンロードする Excel ファイルを用いてください。必要に応じて異議申立の根拠となる資料を添付してください。異議申立がない場合は対応は不要です。

注：異議申立期限について、例えば、7 月 1 日（火）に通知メールを受領した場合、7 月 9 日（水）までに異議申立メールを本機関に送信する必要があります。

＜参考＞容量確保契約約款抜粋
休日：土曜日、日曜日および祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）に加えて、1 月 2 日～3 日、4 月 30 日～5 月 2 日、12 月 30 日～31 日および本機関が指定する日
平日：休日以外の日
営業日：土曜日、日曜日及び祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）に加えて、1 月 2 日～3 日、12 月 29 日～31 日以外の日

表 9-1 年間設備利用率算定結果に対する異議申立に係るメールの記載項目

メール項目	内容
件名	（YYYY/MM 対象）【XXXX（事業者コード）[86]】年間設備利用率算定結果に対する異議申立
To	youryou_rikuase@occto.or.jp
CC	-
本文記載事項	・　事業者名称および担当者名 ・　対象実需給年度 ・　対象月
添付資料	・　アセスメント結果仮確定の異議申立フォーマット（異議申立の内容及びその根拠を具体的に記載） ・　異議申立の根拠となる資料（必要に応じて）

[86] 件名に自身の事業者コード 4 桁を入力してください。

9.1.3　異議申立妥当性審査結果の確認

本項では、異議申立妥当性審査結果の確認について説明します（図 9-7 参照）。

9.1.3.1 異議申立妥当性審査結果の確認

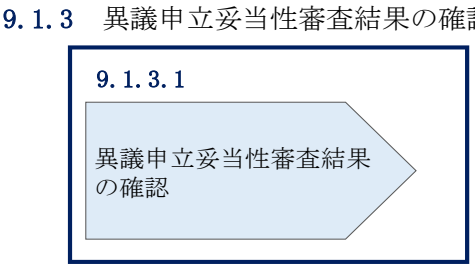

図 9-7 異議申立妥当性審査結果の確認の手順

9.1.3.1　異議申立妥当性審査結果の確認

年間設備利用率算定結果に対して異議申立を行われた場合は、本機関で異議申立の内容を審査し、審査結果をメールにて通知しますので審査結果の内容を確認してください。

注：異議申立の内容を審査した結果は以下のいずれかのメールアドレスより送付しますので、迷惑メールとして判定されないよう受信設定してください。
メールアドレス：youryou_unei@youryou2.occto.or.jp
youryou_rikuase@occto.or.jp

9.1.4　年間設備利用率の再算定結果受領

本項では、年間設備利用率の再算定結果受領について説明します（図 9-8 参照）。

9.1.4.1 年間設備利用率の再算定結果受領

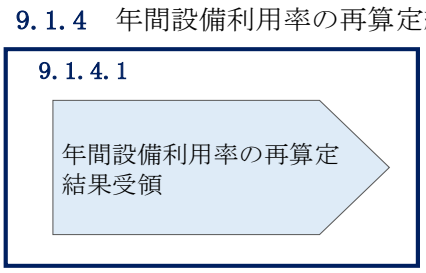

図 9-8 年間設備利用率の再算定結果受領

9.1.4.1　年間設備利用率の再算定結果受領

本機関が年間設備利用率の再算定を実施した場合は、容量市場システムに年間設備利用率の再算定結果を再登録しますので、内容を確認してください。

注 1：年間設備利用率の算定結果に対して異議申立をしなかった場合は、再算定の実施はされません。
注 2：年間設備利用率の再算定の実施有無は、異議申立の内容を審査した結果にあわせて連絡します。

容量市場システムの折り畳みメニュー「リクワイアメント・アセスメント」の中の「アセスメント一覧画面（事業者毎）-稼働抑制」リンクをクリックして、「アセスメント一覧画面（事業者毎）-稼働抑制」へ進んでください（図 9-9 参照）。
「算定対象年度」を選択し、年間設備利用率の再算定結果の確認を行うユニットの「電源等識別番号」を選択し、「アセスメント結果詳細画面（稼働抑制）」へ進んでください。
「アセスメント結果詳細画面（稼働抑制）」下部にある「添付資料」に、年間設備利用率の再算定結果が登録されておりますので、内容を確認してください（図 9-10 参照）。

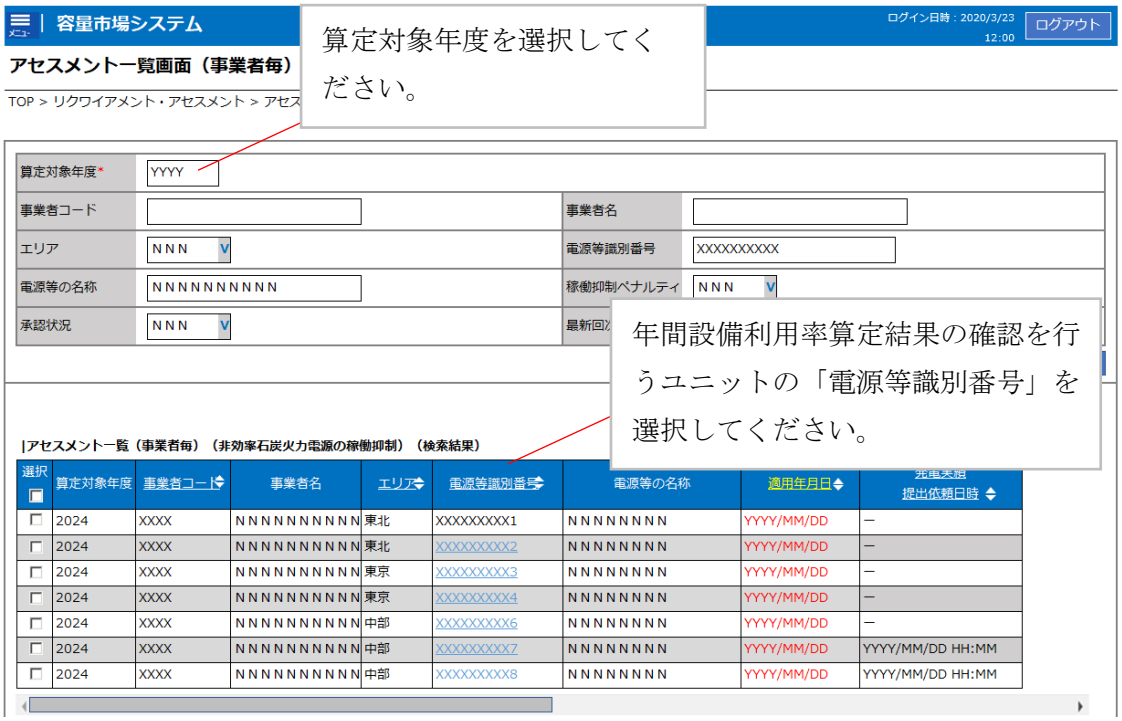

図 9-9 アセスメント一覧画面（事業者ごと）-稼働抑制の画面イメージ

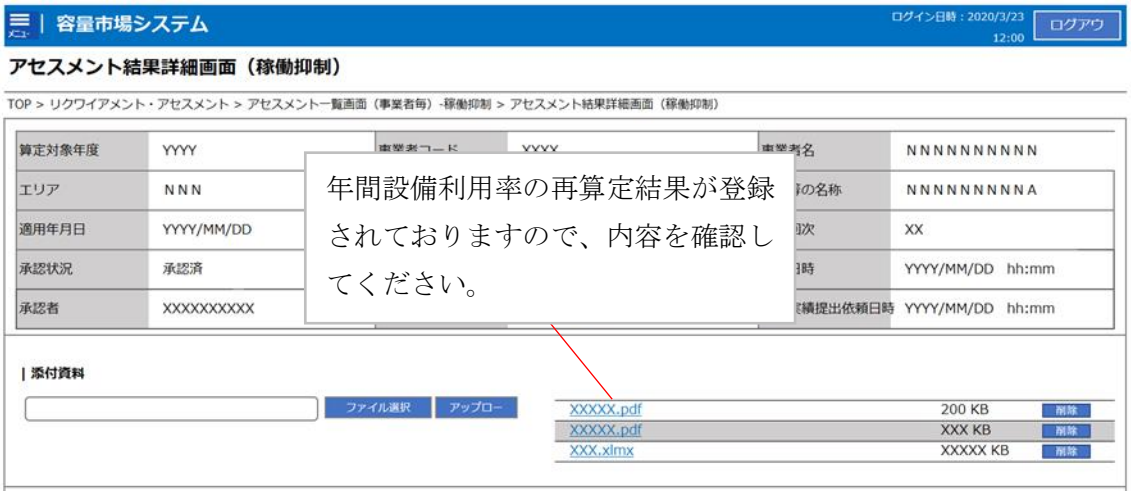

図 9-10 アセスメント結果詳細画面（稼働抑制）の画面イメージ

9.1.5 アセスメント結果の確認

本項では、アセスメント結果の確認について説明します(図 9-11 参照)。

9.1.5.1 アセスメント結果仮確定通知の確認

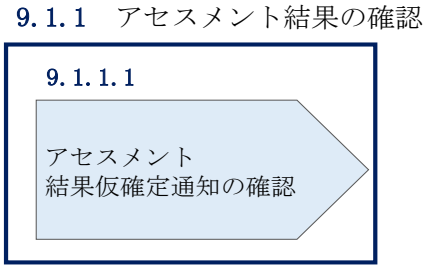

図 9-11 アセスメント結果の確認の手順

9.1.5.1　　アセスメント結果仮確定通知の確認

アセスメント結果が仮確定された旨のメールが容量市場システムに登録したメールアドレス宛に送付されますので、容量市場システムに登録されているアセスメント結果を確認してください(表 9-2 参照)。

注 1：アセスメントの実施・結果通知の頻度について
稼働抑制のアセスメントは、実需給年度ごとに 1 度のみ実施します（4 月から 3 月の 1 年分の計量値実績が確定次第）。このため、アセスメント結果も年次で通知されることにご留意ください。
注 2：稼働抑制に係るアセスメント結果は以下のメールアドレスより送付しますので、迷惑メールとして判定されないよう受信設定してください。
メールアドレス： youryou_rikuase@occto.or.jp

表 9-2 アセスメント結果の仮確定完了通知メールイメージ

項目	内容
件名	【XXXX（事業者コード）】アセスメント結果の仮確定完了通知
送信元メールアドレス	youryou_rikuase@occto.or.jp
本文記載事項	XXXX　様 こちらは電力広域的運営推進機関　容量市場システム　管理者です。

	リクワイアメント未達成量の算定が終了したことを通知します。 【算定対象年度】 YYYY 【リクワイアメント種別】 稼働抑制 【事業者コード】 XXXX 【事業者名】 XXXX 【電源等識別番号】 XXXXXXXXXX 【差替先電源等識別番号（電源等差替を実施している場合）】 XXXXXXXXXX

容量市場システムの折り畳みメニュー「リクワイアメント・アセスメント」の中の「アセスメント一覧画面（事業者毎）-稼働抑制」リンクをクリックして、「アセスメント一覧画面（事業者毎）-稼働抑制」へ進んでください。

「算定対象年度」を選択し、アセスメント結果の確認を行うユニットの「電源等識別番号」を選択し、「アセスメント結果詳細画面（稼働抑制）」へ進んでください（図 9-12 図 9-4 参照）。

「アセスメント結果詳細画面（稼働抑制）」下部にある「添付資料」に、アセスメント結果が登録されておりますので、内容を確認してください（図 9-13 参照）。

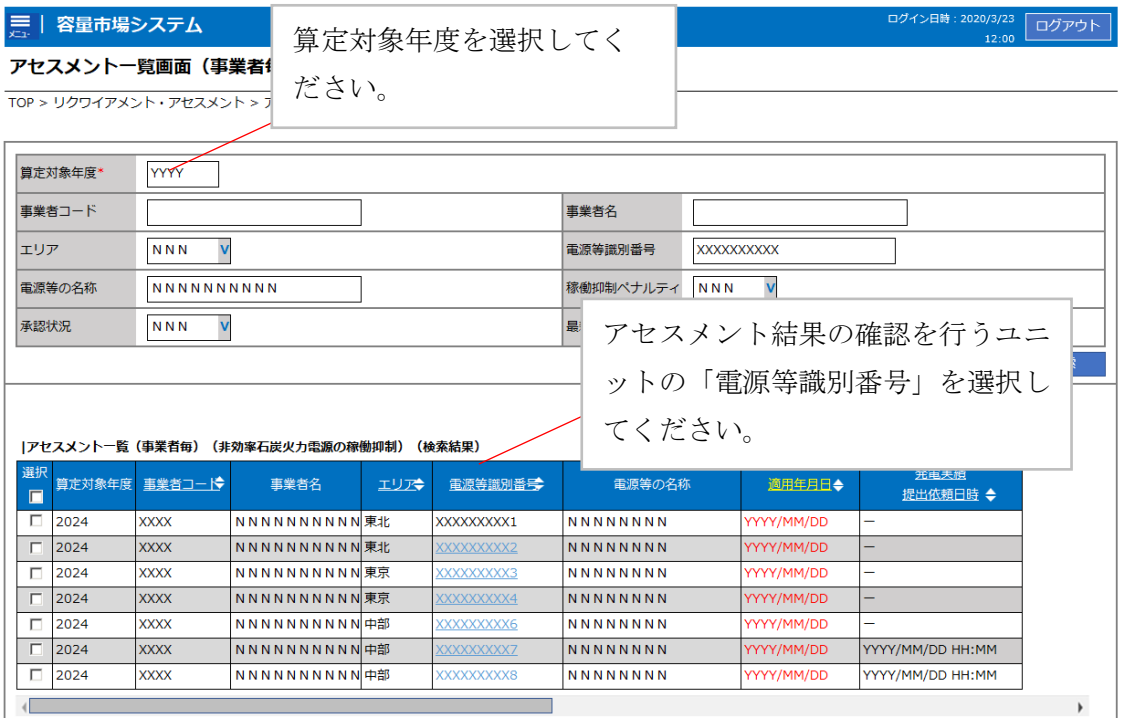

図 9-12 アセスメント一覧画面（事業者ごと）-稼働抑制の画面イメージ

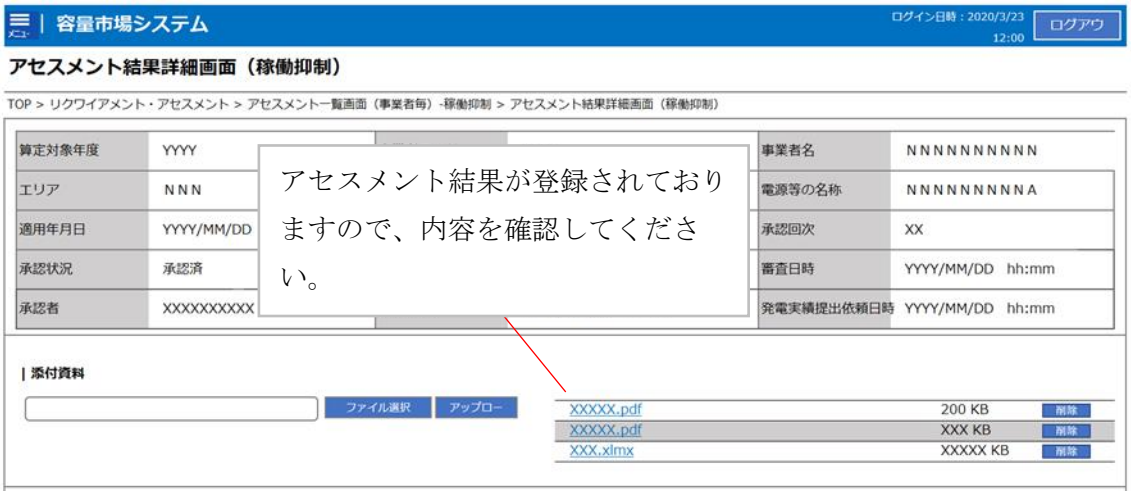

図 9-13 アセスメント結果詳細画面（稼働抑制）の画面イメージ

9.1.6　異議申立

本項では、アセスメント結果の確認異議申立について説明します(図 9-14 参照)。

9.1.6.1 異議申立

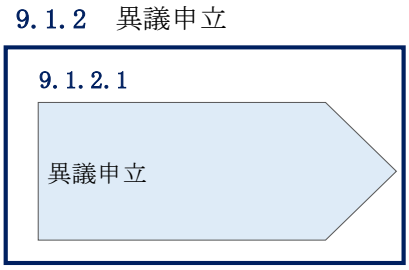

図 9-14 異議申立の手順

9.1.6.1　　異議申立

アセスメント結果に異議がある場合、アセスメント結果が仮確定された旨のメールを受領した日を含めて 7 営業日以内であれば、メールにより異議申立を行うことが可能です。

異議申立を行う場合、アセスメント結果仮確定の異議申立フォーマットに異議申立における必要事項を記載のうえ、所定の宛先に新規メールに添付して送信してください(表 9-3 参照)。

アセスメント結果仮確定の異議申立フォーマットは https://www.occto.or.jp/market-board/market/jitsujukyukanren/requirement_teisyutsusyorui.html からダウンロードする Excel ファイルを用いてください。

必要に応じて異議申立の根拠となる資料を添付してください。

異議申立がない場合は、『9.1.8.1 確定したアセスメント結果の受領』へ進んでください。

注：異議申立期限について、例えば、7 月 1 日（火）に通知メールを受領した場合、7 月 9 日（水）までに異議申立メールを本機関に送信する必要があります。

＜参考＞容量確保契約約款抜粋
休日：土曜日、日曜日および祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）に加えて、1 月 2 日～3 日、4 月 30 日～5 月 2 日、12 月 30 日～31 日および本機関が指定する日
平日：休日以外の日

営業日：土曜日、日曜日及び祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）に加えて、1 月 2 日～3 日、12 月 29 日～31 日以外の日

表 9-3 アセスメント結果仮確定に対する異議申立に係るメールの記載項目

メール項目	内容
件名	（YYYY/MM 対象）【XXXX（事業者コード）[87]】アセスメント結果仮確定に対する異議申立
To	youryou_rikuase@occto.or.jp
CC	-
本文記載事項	・　事業者名称および担当者名 ・　対象実需給年度 ・　対象月
添付資料	・　アセスメント結果仮確定の異議申立フォーマット（異議申立の内容及びその根拠を具体的に記載） ・　異議申立の根拠となる資料（必要に応じて）

注 1：年間設備利用率の算定に使用する情報のうち、4 月から 2 月の情報は、年間設備利用率算定結果の確認時に完了しているため、3 月分を除く年間設備利用率算定に使用した情報に対する異議は受理されません。

[87] 件名に自身の事業者コード 4 桁を入力してください。

9.1.7　異議申立妥当性審査結果の確認

本項では、異議申立妥当性審査結果の確認について説明します(図 9-15 参照)。

9.1.7.1 異議申立妥当性審査結果の確認

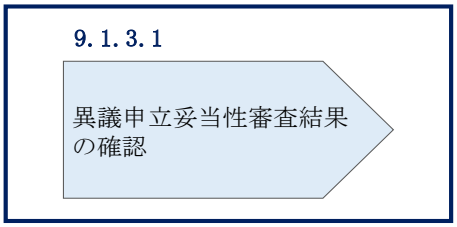

図 9-15 異議申立妥当性審査結果の確認の手順

9.1.7.1　　異議申立妥当性審査結果の確認

アセスメント結果仮確定に対して異議申立を行われた場合は、本機関で異議申立の内容を審査し、審査結果をメールにて通知しますので審査結果の内容を確認してください。

注：異議申立の内容を審査した結果は以下のいずれかのメールアドレスより送付しますので、迷惑メールとして判定されないよう受信設定してください。
メールアドレス：youryou_unei@youryou2.occto.or.jp
youryou_rikuase@occto.or.jp

9.1.8 確定したアセスメント結果の受領

本項では、確定したアセスメント結果の受領について説明します(図 9-16 参照)。

9.1.8.1 確定したアセスメント結果の受領

9.1.4　アセスメント結果の受領

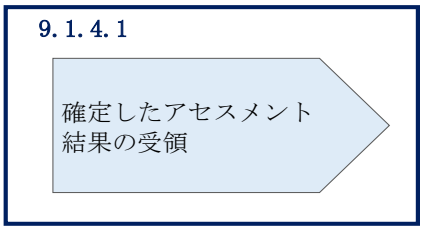

図 9-16 確定したアセスメント結果の受領の手続き

9.1.8.1　　確定したアセスメント結果の受領

本機関がアセスメント結果を確定した後、対象実需給翌年度 7 月中旬頃にアセスメント結果を確定した旨が容量市場システムに登録したメールアドレス宛に送付されますので、容量市場システムに登録されているアセスメント結果を確認してください（表 9-4 参照)。

注 1：アセスメント結果に対して異議申立をしなかった場合でも、確定したアセスメント結果の内容を確認してください。
注 2：稼働抑制に係るアセスメント結果は以下のメールアドレスより送付しますので、迷惑メールとして判定されないよう受信設定してください。
メールアドレス： youryou_rikuase@occto.or.jp

表 9-4 アセスメント結果の確定通知メールイメージ

項目	内容
件名	【XXXX（事業者コード)】アセスメント結果の確定通知
送信元メールアドレス	youryou_rikuase@occto.or.jp
本文記載事項	XXXX　様 こちらは電力広域的運営推進機関　容量市場システム　管理者です。 リクワイアメント未達成量の算定が終了したことを通知します。 【算定対象年度】 YYYY 【リクワイアメント種別】 稼働抑制 【事業者コード】 XXXX 【事業者名】 XXXX 【電源等識別番号】 XXXXXXXXXX 【差替先電源等識別番号（電源等差替を実施している場合)】 XXXXXXXXXX 【年間設備利用率の算定値】 XX% 【リクワイアメントの達成状況】 達成/未達成 電力広域的運営推進機関　容量市場システム　管理者 ※このメールはシステムより自動送信されています。差出人には返信しないでください。

容量市場システムの折り畳みメニュー「リクワイアメント・アセスメント」の中の「アセスメント一覧画面（事業者毎）-稼働抑制」リンクをクリックして、「アセスメント一覧画面（事業者毎）-稼働抑制」へ進んでください。

「算定対象年度」を選択し、アセスメント結果の確認を行うユニットの「電源等識別番号」を選択し、「アセスメント結果詳細画面（稼働抑制）」へ進んでください（図 9-17 図 9-4 参照）。

「アセスメント結果詳細画面（稼働抑制）」下部にある「添付資料」に、確定したアセスメント結果が登録されておりますので、内容を確認してください（図 9-18 参照）。

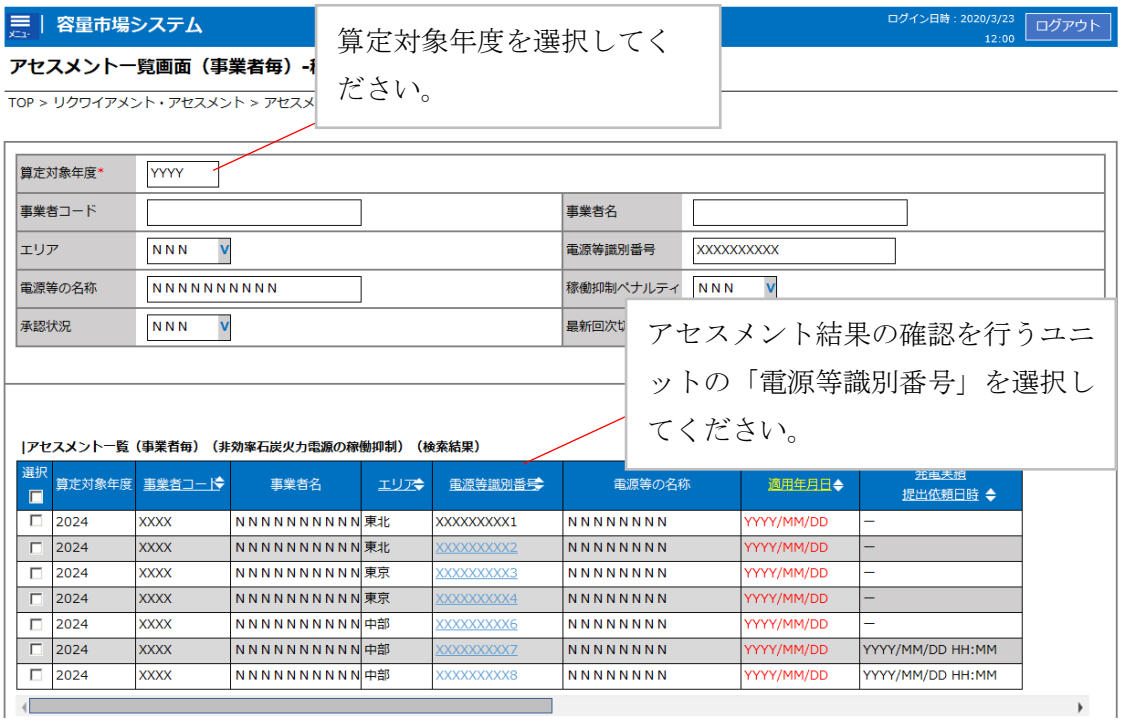

図 9-17 アセスメント一覧画面（事業者ごと）-稼働抑制の画面イメージ

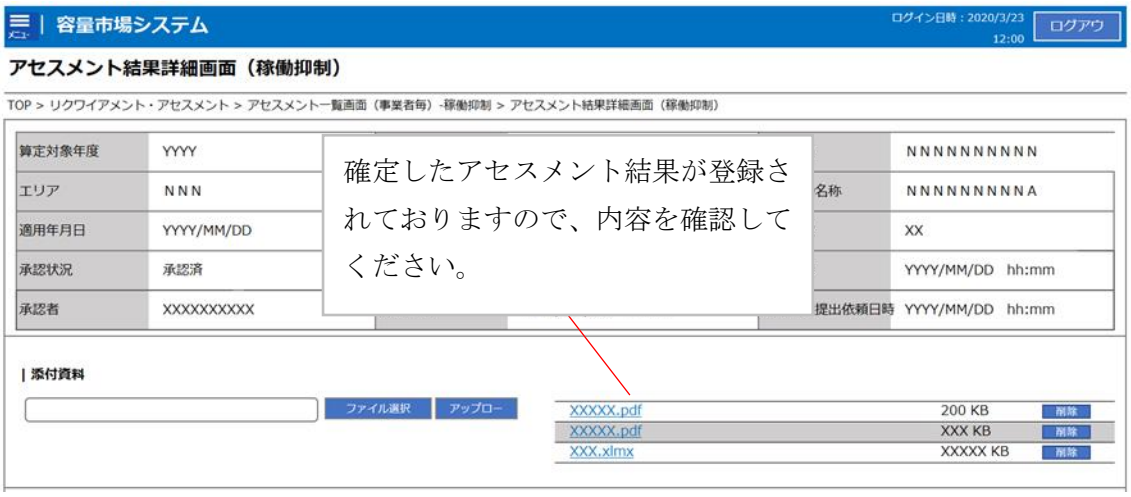

図 9-18 アセスメント結果詳細画面（稼働抑制）の画面イメージ

Appendix.1　図表一覧

図 1-1　本業務マニュアルが対象とするリクワイアメント対応の位置づけ..... 4
図 1-2 電源等差替を実施していない容量提供事業者が確認すべきマニュアル..... 7
図 1-3 電源等差替を実施している事業者が確認すべきマニュアル..... 8
図 1-4　本業務マニュアルの構成（第 1 章除く）..... 9
図 1-5　安定電源に係るリクワイアメントを遵守するにあたり容量提供事業者等が登録・提出すべき算定諸元の一覧..... 10
図 2-1　第 2 章の構成..... 17
図 2-2 容量停止計画の登録手順..... 19
図 2-3 容量停止計画の登録手順..... 20
図 2-4　容量停止計画一覧画面　画面イメージ..... 21
図 2-5　容量停止計画確認・変更画面　画面イメージ..... 22
図 2-6 容量停止計画 CSV イメージ..... 23
図 2-7　一括登録・変更画面のイメージ..... 28
図 2-8　容量停止計画一覧画面　画面イメージ..... 30
図 2-9　容量停止計画確認・変更画面　画面イメージ(1)..... 30
図 2-10　容量停止計画確認・変更画面　画面イメージ(2)..... 31
図 2-11　変更情報入力欄　登録区分　画面イメージ..... 31
図 2-12　一括登録・変更結果確認の画面イメージ（1）..... 32
図 2-13　一括登録・変更結果確認の画面イメージ（2）..... 33
図 2-14　エラー情報 CSV ファイルの CSV イメージ..... 33
図 2-15 差替先の容量停止計画の登録手順..... 35
図 2-16 容量停止計画 CSV イメージ..... 36
図 2-17　一括登録・変更画面のイメージ..... 40
図 2-18　一括登録・変更結果確認の画面イメージ（1）..... 41
図 2-19　一括登録・変更結果確認の画面イメージ（2）..... 42
図 2-20　エラー情報 CSV ファイルの CSV イメージ..... 42
図 2-21　容量停止計画登録漏れの確認の詳細構成..... 43
図 2-22 容量停止計画の修正の手順..... 43
図 2-23　差替先電源情報に係る整合性審査結果への対応の詳細構成..... 46
図 2-24 差替先の容量停止計画の修正登録の手順..... 46
図 2-25 容量停止計画提出時期の妥当性審査に係る対応の詳細構成..... 48
図 2-26 提出時期の妥当性に係る停止理由の提出の手順..... 49
図 2-27 提出時期の妥当性審査結果の受領の手順..... 50
図 2-28 提出時期の妥当性審査結果の確認の手順..... 51

図 3-1　第 3 章の構成..... 53
図 3-2　発電計画・発電上限に関する対応の詳細構成..... 54
図 3-3　発電計画・発電上限の確認の手順..... 54
図 3-4　アセスメント算定諸元一覧画面　画面イメージ..... 56
図 3-5　アセスメント算定諸元詳細画面　画面イメージ..... 57
図 3-6　発電計画・発電上限の登録の手順..... 58
図 3-7 アセスメント算定諸元（発電計画・発電上限）の CSV イメージ 61
図 3-8 一括登録・変更画面　画面イメージ 64
図 3-9　一括登録・変更結果確認の画面イメージ（1）..... 65
図 3-10　一括登録・変更結果確認の画面イメージ（2）..... 65
図 3-11　エラー情報 CSV ファイルの CSV イメージ..... 65
図 3-12 アセスメント算定諸元詳細画面とアセスメント算定諸元（発電計画・発電上限）CSV ファイルの比較イメージ 68
図 3-13　差替先に係る発電計画・発電上限の登録の手順..... 69
図 3-14　差替配分供給力（発電計画・発電上限）CSV イメージ 70
図 3-15 一括登録・変更画面　画面イメージ 73
図 3-16　一括登録・変更結果確認の画面イメージ（1）..... 74
図 3-17　一括登録・変更結果確認の画面イメージ（2）..... 74
図 3-18　エラー情報 CSV ファイルの CSV イメージ..... 75
図 3-19 差替配分供給力詳細画面と差替配分供給力（発電計画・発電上限）CSV ファイルの比較イメージ..... 76
図 3-20　差替先電源情報に係る整合性審査結果への対応の詳細構成..... 77
図 3-21　差替配分供給力（発電計画・発電上限）の修正・登録の手順..... 78
図 4-1　第 4 章の構成..... 79
図 4-2　発電量調整受電電力量の登録の詳細構成..... 80
図 4-3　発電量調整受電電力量の登録の手順..... 80
図 4-4　アセスメント算定諸元（発電量調整受電電力量）の CSV イメージ..... 82
図 4-5　一括登録・変更の画面イメージ..... 85
図 4-6　一括登録・変更結果確認の画面イメージ（1）..... 87
図 4-7　一括登録・変更結果確認の画面イメージ（2）..... 87
図 4-8　エラー情報 CSV ファイルの CSV イメージ..... 87
図 4-9 アセスメント算定諸元一覧画面　画面イメージ..... 89
図 4-10 アセスメント算定諸元詳細画面　画面イメージ..... 90
図 4-11 アセスメント一覧画面（事業者ごと）-稼働抑制の画面イメージ..... 92
図 4-12 アセスメント結果詳細画面（稼働抑制）の画面イメージ..... 92
図 4-13　差替先の発電量調整受電電力量の登録の手順..... 93

図 4-14　差替配分供給力（発電量調整受電電力量）CSV イメージ 97
図 4-15　一括登録・変更の画面イメージ..... 100
図 4-16　一括登録・変更結果確認の画面イメージ（1）..... 101
図 4-17　一括登録・変更結果確認の画面イメージ（2）..... 101
図 4-18　エラー情報 CSV ファイルの CSV イメージ..... 101
図 4-19 差替配分供給力詳細画面と差替配分供給力（発電計画・発電上限）CSV ファイルの比較イメージ..... 103
図 4-20 アセスメント一覧画面（事業者ごと）-稼働抑制の画面イメージ..... 105
図 4-21 アセスメント結果詳細画面（稼働抑制）の画面イメージ..... 105
図 4-22　発電量調整受電電力量の登録内容審査の詳細構成..... 106
図 4-23　発電量調整受電電力量の修正登録の手順..... 106
図 4-24　差替先電源情報に係る整合性審査結果への対応の詳細構成..... 109
図 4-25　差替先の発電量調整受電電力量の修正登録の手順..... 109
図 5-1　第 5 章の構成..... 111
図 5-2　市場応札量の登録の詳細構成..... 112
図 5-3　市場応札量の登録の手順..... 112
図 5-4　アセスメント算定諸元（市場応札量）CSV イメージ 113
図 5-5　一括登録・変更の画面イメージ..... 117
図 5-6　一括登録・変更結果確認の画面イメージ（1）..... 120
図 5-7　一括登録・変更結果確認の画面イメージ（2）..... 120
図 5-8　エラー情報 CSV ファイルの CSV イメージ..... 120
図 5-9　アセスメント算定諸元一覧画面　画面イメージ..... 122
図 5-10 アセスメント算定諸元詳細画面　画面イメージ..... 123
図 5-11　差替先の市場応札量の登録の手順..... 124
図 5-12　差替配分供給力（市場応札量）の CSV イメージ..... 125
図 5-13　一括登録・変更の画面イメージ..... 129
図 5-14　一括登録・変更結果確認の画面イメージ（1）..... 130
図 5-15　一括登録・変更結果確認の画面イメージ（2）..... 130
図 5-16　エラー情報 CSV ファイルの CSV イメージ..... 130
図 6-1　第 6 章の構成..... 132
図 6-2　容量停止計画に係るアセスメント結果の確定手続きの詳細構成..... 135
図 6-3　アセスメント結果の確認の手順..... 136
図 6-4　アセスメント結果詳細画面（容量停止計画・安定・変動単独）の画面イメージ 138
図 6-5　異議申立の手順..... 139
図 6-6　異議申立妥当性審査結果の確認の手順..... 141

図 6-7　アセスメント結果詳細画面（容量停止計画・安定・変動単独）の画面イメージ 143
図 6-8 確定したアセスメント結果の受領の手順..... 144
図 7-1　第 7 章の構成..... 146
図 7-2　市場応札に係るアセスメント結果の確定手続きの詳細構成..... 149
図 7-3　アセスメント結果の確認の手順..... 149
図 7-4　アセスメント結果詳細画面（市場応札）の画面イメージ..... 152
図 7-5　異議申立の手順..... 152
図 7-6　異議申立妥当性審査結果の確認の手順..... 154
図 7-7　確定したアセスメント結果の受領の手順..... 155
図 8-1　第 8 章の構成..... 157
図 8-2　供給指示に係るアセスメント結果の確認手続きの詳細構成..... 160
図 8-3　アセスメント結果の確認の手順..... 160
図 8-4　アセスメント結果詳細画面（供給指示）の画面イメージ..... 162
図 8-5　異議申立の手順..... 163
図 8-6　異議申立妥当性審査結果の確認の手順..... 165
図 8-7　確定したアセスメント結果の受領の手順..... 166
図 9-1　第 9 章の構成..... 168
図 9-2 稼働抑制に係るアセスメント結果の確認手続きの詳細構成..... 175
図 9-3 年間設備利用率算定結果の確認 176
図 9-4 アセスメント一覧画面（事業者ごと）-稼働抑制の画面イメージ 177
図 9-5 アセスメント結果詳細画面（稼働抑制）の画面イメージ 177
図 9-6 異議申立の手順 178
図 9-7 異議申立妥当性審査結果の確認の手順 180
図 9-8 年間設備利用率の再算定結果受領 181
図 9-9 アセスメント一覧画面（事業者ごと）-稼働抑制の画面イメージ 182
図 9-10 アセスメント結果詳細画面（稼働抑制）の画面イメージ 182
図 9-11 アセスメント結果の確認の手順..... 183
図 9-12 アセスメント一覧画面（事業者ごと）-稼働抑制の画面イメージ 185
図 9-13 アセスメント結果詳細画面（稼働抑制）の画面イメージ 185
図 9-14 異議申立の手順..... 186
図 9-15 異議申立妥当性審査結果の確認の手順..... 188
図 9-16 確定したアセスメント結果の受領の手続き..... 189
図 9-17 アセスメント一覧画面（事業者ごと）-稼働抑制の画面イメージ 191
図 9-18 アセスメント結果詳細画面（稼働抑制）の画面イメージ 191

表 1-1 リクワイアメント対応（安定電源）業務の主なスケジュール..... 5
表 2-1 容量停止計画登録作業の概要 18
表 2-2 容量停止計画 CSV の記載項目..... 23
表 2-3　一括登録・変更画面の入力項目..... 28
表 2-4　一括登録・変更の CSV ファイル登録結果通知メールイメージ..... 34
表 2-5 電源等差替を実施している場合の容量停止計画の登録対象..... 35
表 2-6 容量停止計画 CSV の記載項目..... 37
表 2-7　一括登録・変更画面の入力項目..... 40
表 2-8 容量停止計画登録漏れ確認結果通知メールイメージ..... 44
表 2-9 容量停止計画未登録の正当な理由の提出メール記載事項..... 45
表 2-10 容量停止計画の提出時期の妥当性に係る停止理由の提出メール記載事項.. 49
表 2-11 提出時期の妥当性審査結果に対する異議申立メールの記載項目..... 51
表 3-1 アセスメント算定諸元（発電計画・発電上限）CSV の記載項目..... 62
表 3-2 一括登録・変更の CSV ファイル登録結果通知メールイメージ..... 66
表 3-3　電源等差替を実施している場合の発電計画・発電上限の登録対象..... 69
表 3-4　差替配分供給力（発電計画・発電上限）CSV の記載項目 71
表 4-1　発電量調整受電電力量の登録・提出範囲..... 81
表 4-2　アセスメント算定諸元（発電量調整受電電力量）の CSV の記載項目..... 83
表 4-3　一括登録・変更画面の入力項目..... 85
表 4-4 一括登録・変更の CSV ファイル登録結果通知メールイメージ..... 88
表 4-5　差替先に係る発電量調整受電電力量の提出範囲(差替先電源等が稼働抑制の対象とならない場合)..... 94
表 4-6　差替先に係る発電量調整受電電力量の提出範囲(差替先電源等が稼働抑制の対象となる場合)..... 96
表 4-7　差替配分供給力（発電量調整受電電力量）CSV の記載項目 97
表 4-8　一括登録・変更画面の入力項目..... 100
表 4-9 発電量調整受電電力量審査結果通知メールイメージ..... 107
表 5-1　アセスメント算定諸元（市場応札量）CSV の記載項目 113
表 5-2　一括登録・変更画面の入力項目..... 117
表 5-3 バランス停止からの起動時の電源の起動時間の報告メール記載事項..... 118
表 5-4 電源の起動時間報告フォーマット記載事項..... 118
表 5-5　一括登録・変更の CSV ファイル登録結果通知メールイメージ..... 121
表 5-6 差替先に係る市場応札量の提出範囲..... 125
表 5-7　差替配分供給力（市場応札量）の CSV の記載項目..... 125
表 5-8　一括登録・変更画面の入力項目..... 129
表 6-1 リクワイアメント未達成量の仮算定完了通知メールイメージ..... 137

表 6-2　アセスメント結果仮確定に対する異議申立に係るメールの記載項目..... 140
表 6-3　リクワイアメント未達成量の確定通知メールイメージ..... 145
表 7-1 リクワイアメント未達成量の仮算定完了通知メールイメージ 150
表 7-2　アセスメント結果仮確定に対する異議申立に係るメールの記載項目..... 153
表 7-3 リクワイアメント未達成量の確定通知メールイメージ..... 155
表 8-1 リクワイアメント未達成量の仮算定完了通知メールイメージ..... 161
表 8-2　アセスメント結果仮確定に対する異議申立に係るメールの記載項目..... 164
表 8-3 リクワイアメント未達成量の確定通知メールイメージ..... 167
表 9-1 年間設備利用率算定結果に対する異議申立に係るメールの記載項目..... 179
表 9-2 アセスメント結果の仮確定完了通知メールイメージ..... 183
表 9-3 アセスメント結果仮確定に対する異議申立に係るメールの記載項目..... 187
表 9-4 アセスメント結果の確定通知メールイメージ..... 190

Appendix.2　業務手順全体図

業務手順全体図については、別紙（「容量市場業務マニュアル_実需給期間中リクワイアメント対応（安定電源）編_Appendix_業務手順全体図」）参照のこと

なお、それぞれのリクワイアメント・アセスメントのスケジュールについては、業務手順全体図に記載をしております。業務手順全体図では、対象実需給月をＮ月としております。

Appendix.3　実需給期間中リクワイアメント対応に係る用語集

No.	用語	意味	記載箇所(一例)
1	最新回次	容量市場システムに登録された算定諸元や容量市場システム内で算定されたアセスメント算定結果のうち、同一条件の範囲内で最も直近に登録又は算定されたものを意味する。 このため、同一の実需給年月に複数回の登録や算定が実施された場合は、基本的に検索画面上で最新回次を指定して検索を実施する	2.2.1.1 容量停止計画の確認
2	アセスメント算定諸元	本機関がアセスメントを実施するために必要となる諸元 例：安定電源・変動電源（単独）に対する容量停止計画のアセスメント算定においては、容量停止計画、発電計画、発電上限等が該当する。また、変動電源（アグリゲート）に対する容量停止計画のアセスメント算定においては、発電量調整受電電力量が該当する。	2.2.1.1 容量停止計画の確認
3	発電量調整受電電力量	受電地点において，一般送配電事業者が発電契約者から受電する発電量調整供給に係る電気の電力量	4.1.1.1 発電量調整受電電力量の登録
4	差替配分供給力	差替先電源から差替元電源に対して配分された供給力	3.1.3.1 差替先に係る発電計画・発電上限の登録
5	アセスメント種別	容量を提供する電源等の区分に応じて課せられるリクワイアメント・アセスメントの種類 例：容量停止計画（安定・変動単独）、容量停止計画（変動アグリ）、市場応札、供給指示	6.1.1.1 アセスメント結果仮確定通知の確認
6	電源が提供できる供給力の最大値	「電源等の維持・運営に必要な作業」および「その他要因（発電設備自体の作	3.1.2.1 発電計画・発電上限の修正登録

		業停止以外の流通設備の計画的な作業実施や地元自治体との協定等)」による電源等の停止又は出力低下のみを考慮した発電設備として供給可能な上限値であり、容量市場におけるアセスメントを実施するために容量市場システムに登録する発電上限のことを指します。なお、安定電源に関しては、広域機関システムに登録する発電販売計画での発電上限とは異なる場合があります。	
7	（アセスメント結果の）仮確定	アセスメントの算定結果を容量提供事業者に通知するため、本機関にてアセスメント結果を暫定的に決定すること	6.1.1.1 アセスメント結果仮確定通知の確認
8	（アセスメント結果の）確定	アセスメントの後続業務となるペナルティ算定に進むため、容量提供事業者の確認結果を踏まえて本機関にてアセスメント結果を確定すること	6.1.4.1 確定したアセスメント結果の受領

業務手順全体図

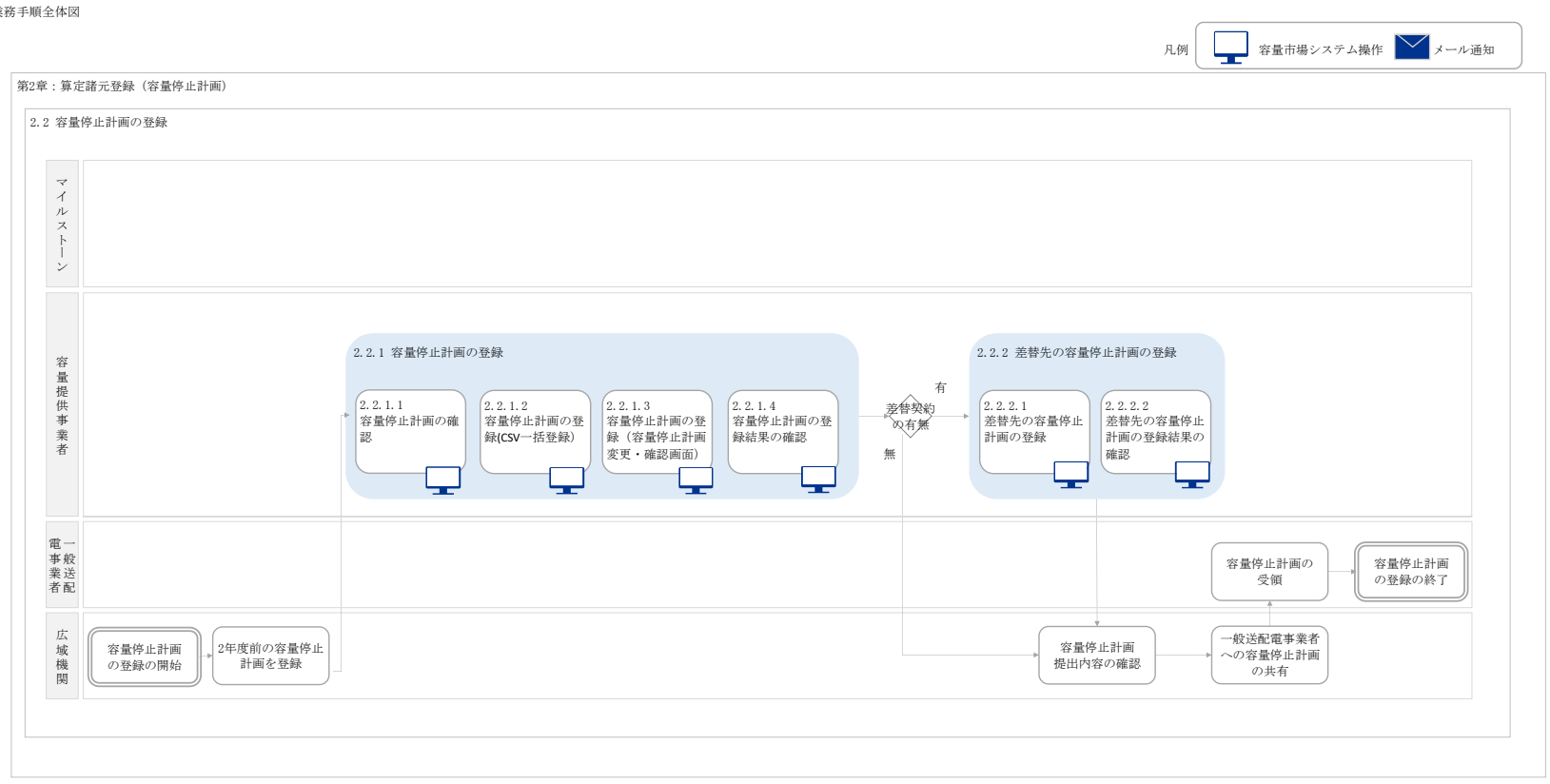
凡例
容量市場システム操作
メール通知
第2章：算定諸元登録（容量停止計画）
2.2 容量停止計画の登録
マイルストーン
容量提供事業者
一般送配電事業者
広域機関
2.2.1 容量停止計画の登録
2.2.1.1 容量停止計画の確認
2.2.1.2 容量停止計画の登録(CSV一括登録)
2.2.1.3 容量停止計画の登録（容量停止計画変更・確認画面）
2.2.1.4 容量停止計画の登録結果の確認
差替契約の有無
有
無
2.2.2 差替先の容量停止計画の登録
2.2.2.1 差替先の容量停止計画の登録
2.2.2.2 差替先の容量停止計画の登録結果の確認
容量停止計画の受領
容量停止計画の登録の終了
容量停止計画の登録の開始
2年度前の容量停止計画を登録
容量停止計画提出内容の確認
一般送配電事業者への容量停止計画の共有

第2章：算定諸元登録（容量停止計画）
2.3 容量停止計画登録漏れの確認への対応
マイルストーン
～N+1月 上旬頃
容量停止計画登録漏れの確認結果の通知
～通知日から第5営業日
容量停止計画の修正・提出期限
容量提供事業者
2.3.1 容量停止計画の修正
2.3.1.1 容量停止計画の修正
容量停止計画の登録漏れの確認への対応の終了
一般送配電事業者
遮断器情報の提供
広域機関
容量停止計画の登録漏れの確認への対応の開始
遮断器情報の必要性確認
遮断器情報の要否
要
不要
遮断器情報の提供依頼
遮断器情報の受領
容量停止計画の登録漏れの確認
登録漏れの有無
有
無
容量停止計画の登録漏れ確認結果の通知

第2章：算定諸元登録（容量停止計画）
2.4 差替先電源情報に係る整合性審査結果への対応
マイルストーン
～通知日から第5営業日
差替先の容量停止計画の修正・提出期限
容量提供事業者
2.4.1 差替先の容量停止計画の修正提出
2.4.1.1 差替先の容量停止計画の整合性審査結果の受領
2.4.1.2 差替先の容量停止計画の修正登録
広域機関
差替先電源情報に係る整合性審査結果への対応の開始
差替契約の有無確認
差替契約の有無
有
無
差替先の容量停止計画の整合性審査
審査結果
不合格
合格
整合性審査結果の通知
差替先電源情報に係る整合性審査結果への対応の終了

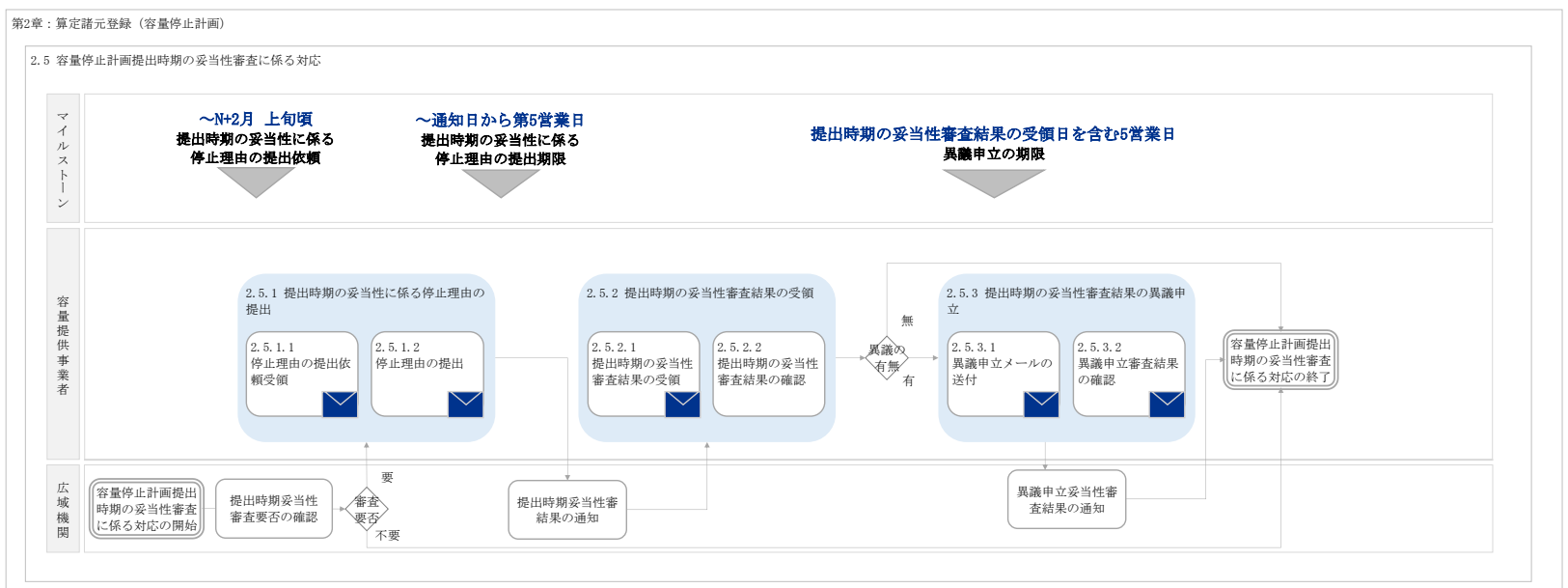
第2章：算定諸元登録（容量停止計画）
2.5 容量停止計画提出時期の妥当性審査に係る対応
マイルストーン
～N+2月 上旬頃
提出時期の妥当性に係る停止理由の提出依頼
～通知日から第5営業日
提出時期の妥当性に係る停止理由の提出期限
提出時期の妥当性審査結果の受領日を含む5営業日
異議申立の期限
容量提供事業者
2.5.1 提出時期の妥当性に係る停止理由の提出
2.5.1.1 停止理由の提出依頼受領
2.5.1.2 停止理由の提出
2.5.2 提出時期の妥当性審査結果の受領
2.5.2.1 提出時期の妥当性審査結果の受領
2.5.2.2 提出時期の妥当性審査結果の確認
異議の有無
無
有
2.5.3 提出時期の妥当性審査結果の異議申立
2.5.3.1 異議申立メールの送付
2.5.3.2 異議申立審査結果の確認
容量停止計画提出時期の妥当性審査に係る対応の終了
広域機関
容量停止計画提出時期の妥当性審査に係る対応の開始
提出時期妥当性審査要否の確認
審査要否
要
不要
提出時期妥当性審査結果の通知
異議申立妥当性審査結果の通知

業務手順全体図

凡例
容量市場システム操作
メール通知
第3章：算定諸元登録（発電計画・発電上限）
3.1 発電計画・発電上限に関する対応
マイルストーン
～N+1月 最終営業日
発電計画・発電上限の修正・提出期限
～N+1月 最終営業日
差替先に係る発電計画・発電上限の修正・提出期限
容量提供事業者
3.1.1 発電計画・発電上限の確認
3.1.1.1 発電計画・発電上限の確認
修正要否
不要
要
3.1.2 発電計画・発電上限の修正
3.1.2.1 発電計画・発電上限の修正登録
3.1.2.2 発電計画・発電上限の取込確認
差替有無
無
有
3.1.3 差替先に係る発電計画・発電上限の登録
3.1.3.1 差替先に係る発電計画・発電上限の登録
3.1.3.2 差替先に係る発電計画・発電上限の取込確認
広域機関
発電計画・発電上限に関する対応の開始
発電計画・発電上限の登録
発電計画・発電上限の受領確認
発電計画・発電上限に関する対応の終了

3.2 差替先電源情報に係る整合性審査結果への対応

凡例 容量市場システム操作 メール通知

第4章：算定諸元登録（発電量調整受電電力量）

4.1 発電量調整受電電力量の登録

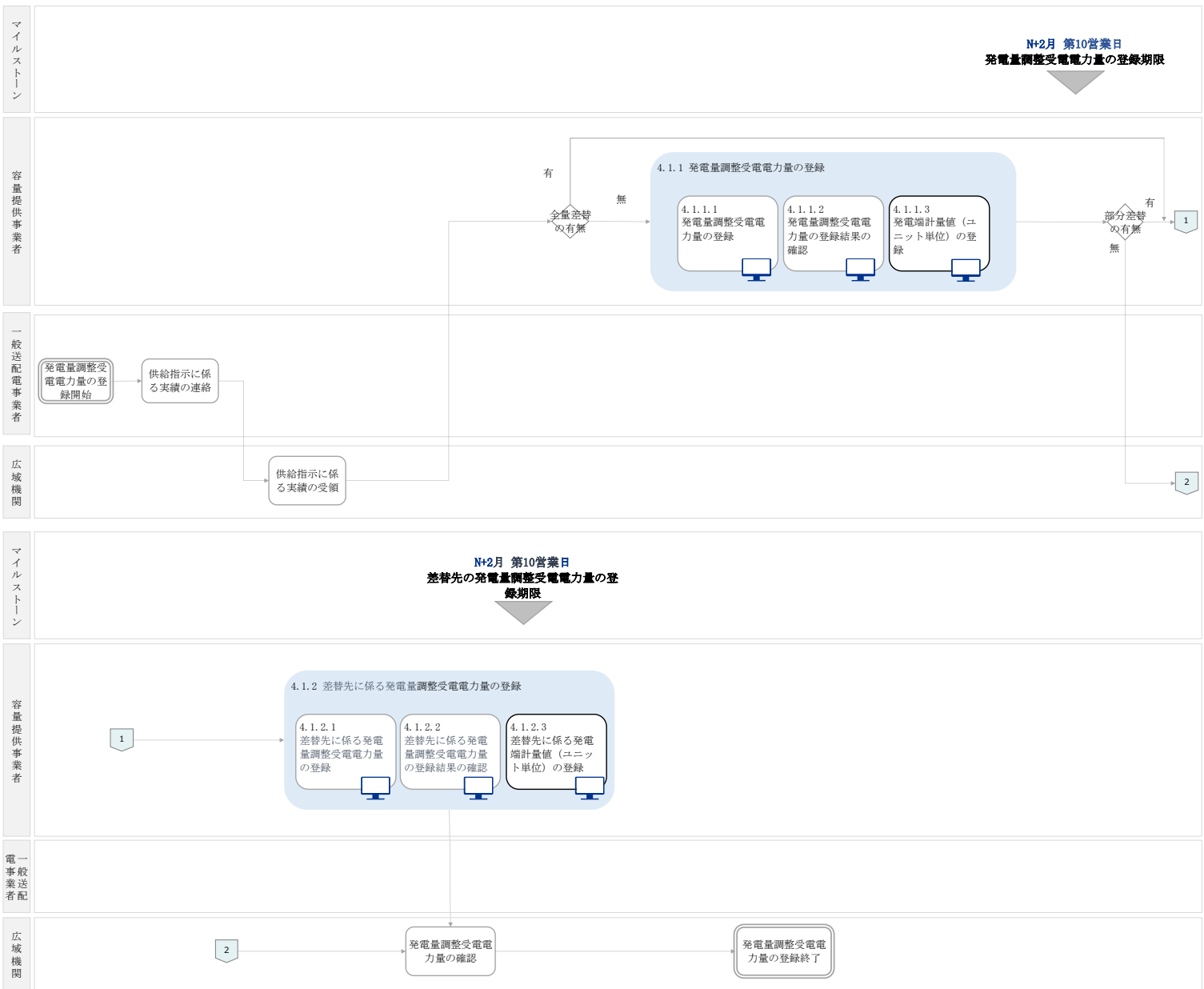

第4章：算定諸元登録（発電量調整受電電力量）

4.2 発電量調整受電電力量の登録内容審査結果への対応

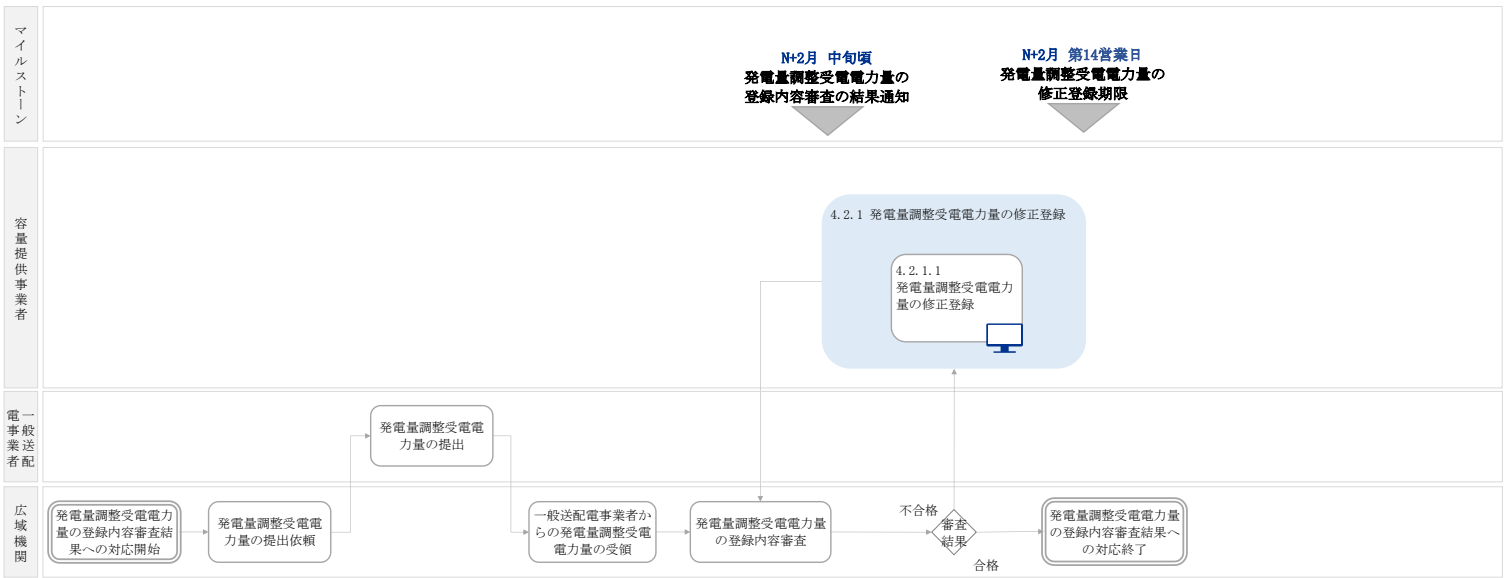

第4章：算定諸元登録（発電量調整受電電力量）

4.3 差替先電源情報に係る整合性審査結果への対応

業務手順全体図

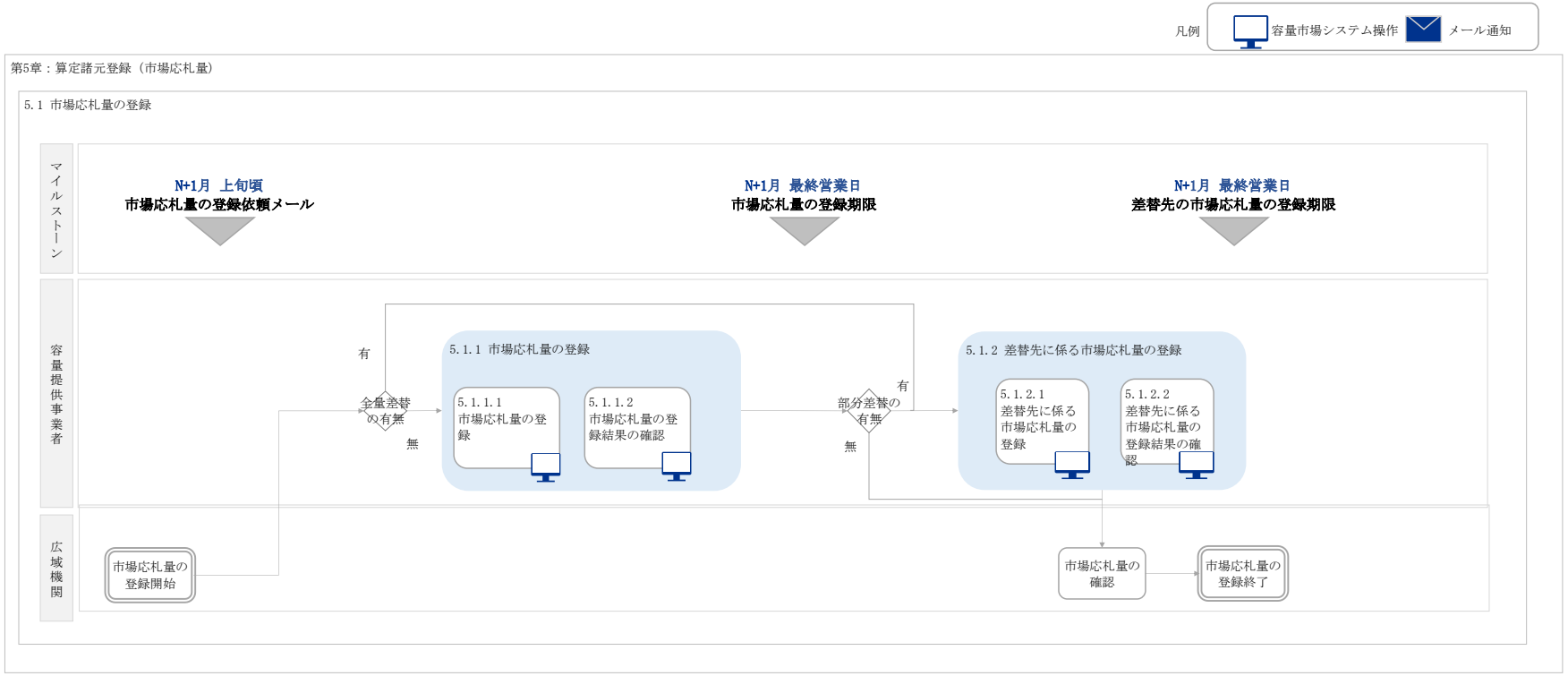
凡例
容量市場システム操作
メール通知
第5章：算定諸元登録（市場応札量）
5.1 市場応札量の登録
マイルストーン
N+1月 上旬頃
市場応札量の登録依頼メール
N+1月 最終営業日
市場応札量の登録期限
N+1月 最終営業日
差替先の市場応札量の登録期限
容量提供事業者
有
全量差替の有無
無
5.1.1 市場応札量の登録
5.1.1.1
市場応札量の登録
5.1.1.2
市場応札量の登録結果の確認
部分差替の有無
有
無
5.1.2 差替先に係る市場応札量の登録
5.1.2.1
差替先に係る市場応札量の登録
5.1.2.2
差替先に係る市場応札量の登録結果の確認
広域機関
市場応札量の登録開始
市場応札量の確認
市場応札量の登録終了

業務手順全体図

凡例
容量市場システム操作
メール通知
第6章：アセスメント結果への対応（容量停止計画）
6.1 容量停止計画に係るアセスメント結果の確認手続き
マイルストーン
アセスメント結果の受領日を含む7営業日
異議申立の期限
～ N+4月 中旬頃
アセスメント結果の確定
容量提供事業者
6.1.1 アセスメント結果の確認
6.1.1.1 アセスメント結果仮確定通知の確認
異議の有無
有
無
6.1.2 異議申立
6.1.2.1 異議申立
6.1.3 異議申立妥当性審査結果の確認
6.1.3.1 異議申立妥当性審査結果の確認
6.1.3.2 リクワイアメント未達成コマ修正結果の確認
6.1.4 確定したアセスメント結果の受領
6.1.4.1 確定したアセスメント結果の受領
容量停止計画に係るアセスメント結果の確認手続きの終了
広域機関
容量停止計画に係るアセスメント結果の確認手続きの開始
アセスメントの実施・結果通知
異議申立の妥当性審査・結果通知
アセスメント結果の確定・結果通知

業務手順全体図

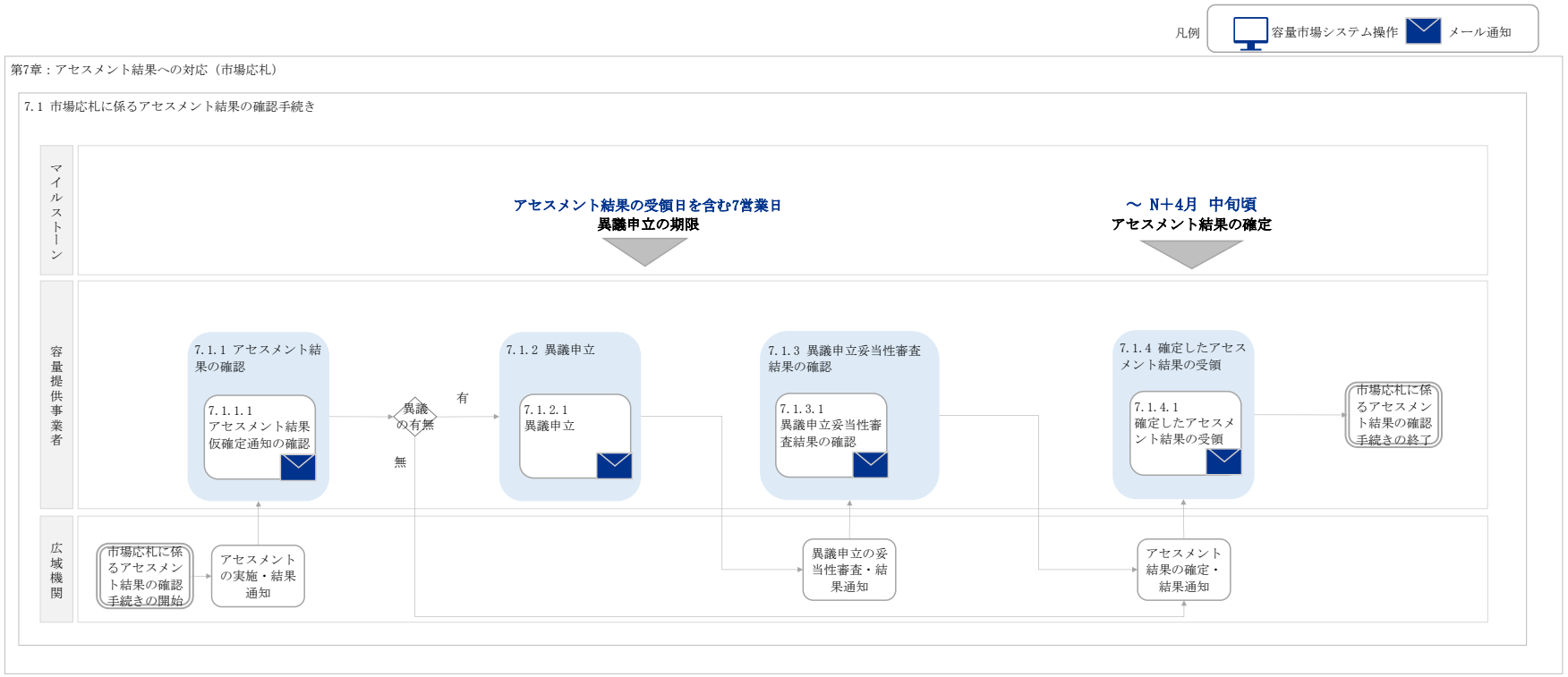
凡例
容量市場システム操作
メール通知
第7章：アセスメント結果への対応（市場応札）
7.1 市場応札に係るアセスメント結果の確認手続き
マイルストーン
アセスメント結果の受領日を含む7営業日
異議申立の期限
～ N＋4月 中旬頃
アセスメント結果の確定
容量提供事業者
7.1.1 アセスメント結果の確認
7.1.1.1 アセスメント結果仮確定通知の確認
異議の有無
有
無
7.1.2 異議申立
7.1.2.1 異議申立
7.1.3 異議申立妥当性審査結果の確認
7.1.3.1 異議申立妥当性審査結果の確認
7.1.4 確定したアセスメント結果の受領
7.1.4.1 確定したアセスメント結果の受領
市場応札に係るアセスメント結果の確認手続きの終了
広域機関
市場応札に係るアセスメント結果の確認手続きの開始
アセスメントの実施・結果通知
異議申立の妥当性審査・結果通知
アセスメント結果の確定・結果通知

業務手順全体図

凡例
容量市場システム操作
メール通知
第8章：アセスメント結果への対応（供給指示）
8.1 供給指示に係るアセスメント結果の確認手続き
マイルストーン
アセスメント結果の受領日を含む7営業日
異議申立の期限
～ N+4月 中旬頃
アセスメント結果の確定
容量提供事業者
8.1.1 アセスメント結果の確認
8.1.1.1 アセスメント結果仮確定通知の確認
異議の有無
有
無
8.1.2 異議申立
8.1.2.1 異議申立
8.1.3 異議申立妥当性審査結果の確認
8.1.3.1 異議申立妥当性審査結果の確認
8.1.3.2 リクワイアメント未達成量修正結果の確認
8.1.4 確定したアセスメント結果の受領
8.1.4.1 確定したアセスメント結果の受領
供給指示に係るアセスメント結果の確認手続き終了
広域機関
供給指示に係るアセスメント結果の確認手続きの開始
アセスメントの実施・結果通知
異議申立の妥当性審査・結果通知
アセスメント結果の確定・結果通知

業務手順全体図

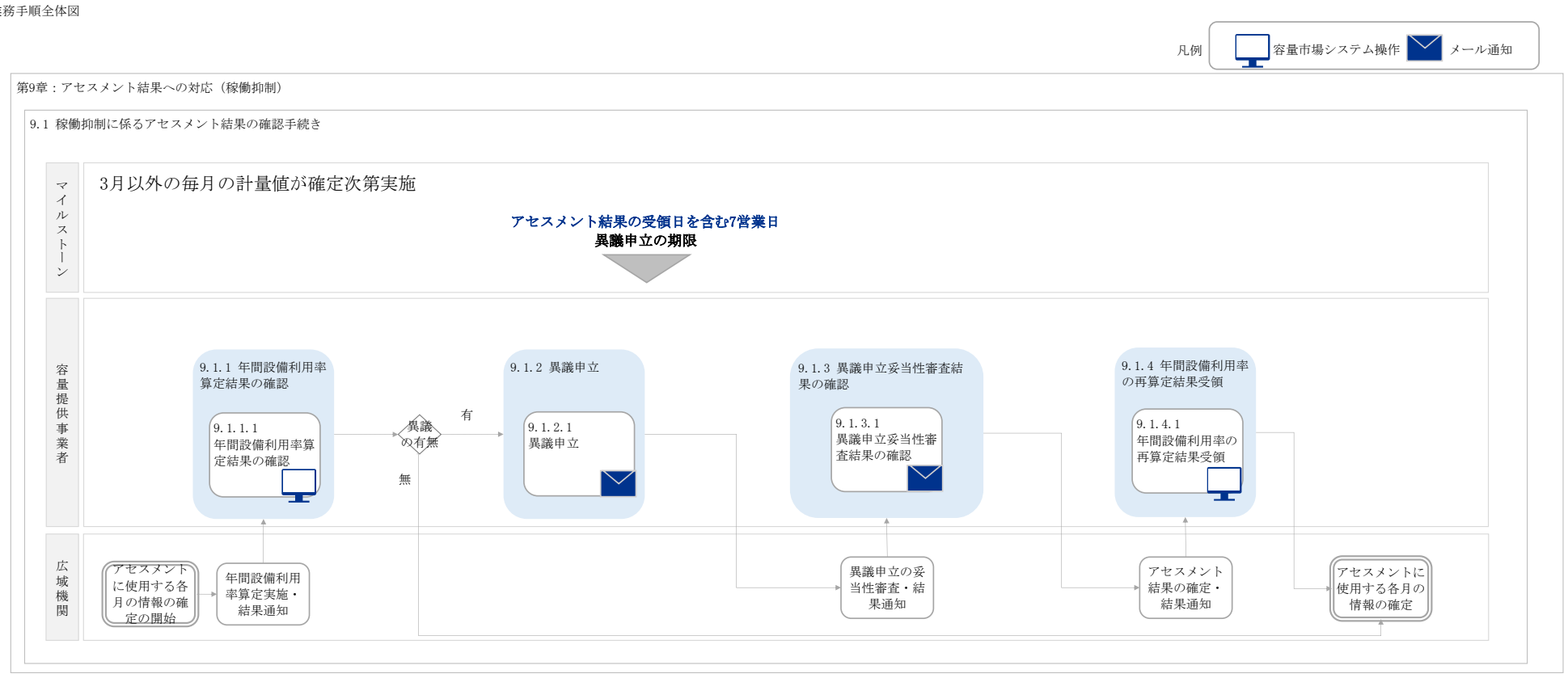
凡例
容量市場システム操作
メール通知
第9章：アセスメント結果への対応（稼働抑制）
9.1 稼働抑制に係るアセスメント結果の確認手続き
マイルストーン
3月以外の毎月の計量値が確定次第実施
アセスメント結果の受領日を含む7営業日
異議申立の期限
容量提供事業者
9.1.1 年間設備利用率算定結果の確認
9.1.1.1 年間設備利用率算定結果の確認
異議の有無
有
無
9.1.2 異議申立
9.1.2.1 異議申立
9.1.3 異議申立妥当性審査結果の確認
9.1.3.1 異議申立妥当性審査結果の確認
9.1.4 年間設備利用率の再算定結果受領
9.1.4.1 年間設備利用率の再算定結果受領
広域機関
アセスメントに使用する各月の情報の確定の開始
年間設備利用率算定実施・結果通知
異議申立の妥当性審査・結果通知
アセスメント結果の確定・結果通知
アセスメントに使用する各月の情報の確定

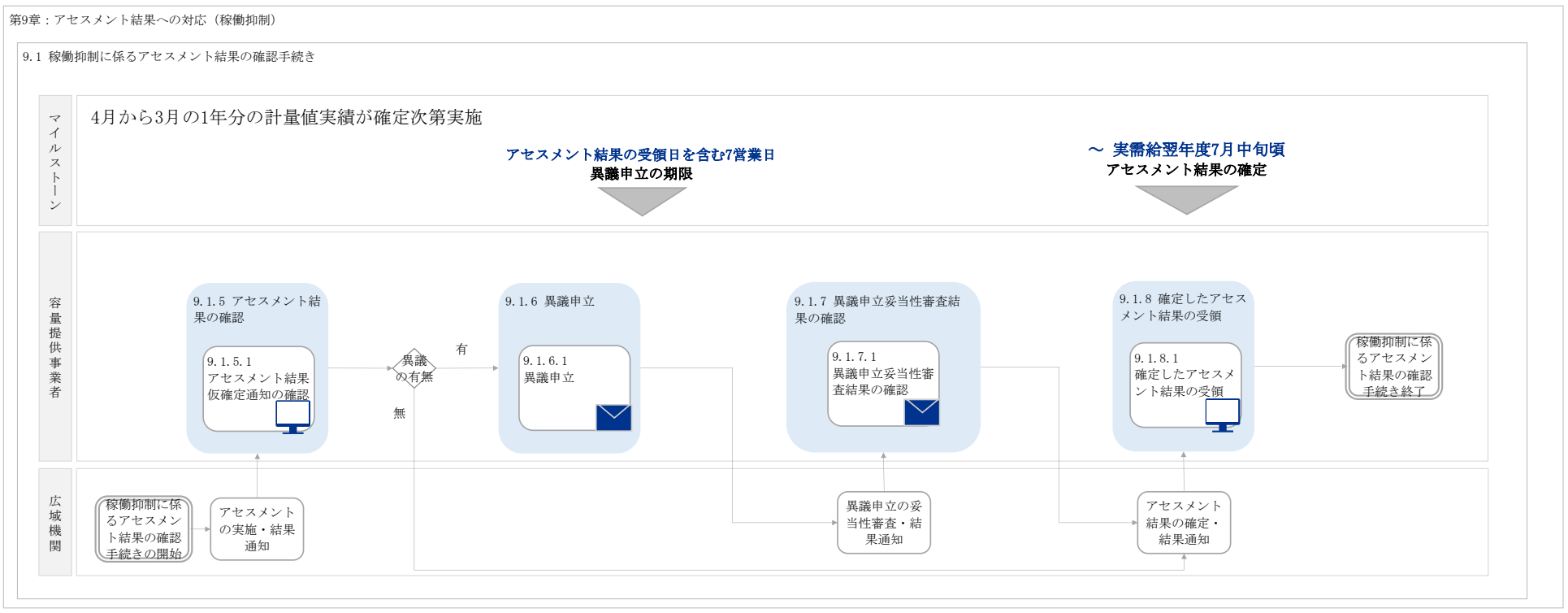
第9章：アセスメント結果への対応（稼働抑制）
9.1 稼働抑制に係るアセスメント結果の確認手続き
マイルストーン
4月から3月の1年分の計量値実績が確定次第実施
アセスメント結果の受領日を含む7営業日
異議申立の期限
～ 実需給翌年度7月中旬頃
アセスメント結果の確定
容量提供事業者
9.1.5 アセスメント結果の確認
9.1.5.1 アセスメント結果仮確定通知の確認
異議の有無
有
無
9.1.6 異議申立
9.1.6.1 異議申立
9.1.7 異議申立妥当性審査結果の確認
9.1.7.1 異議申立妥当性審査結果の確認
9.1.8 確定したアセスメント結果の受領
9.1.8.1 確定したアセスメント結果の受領
稼働抑制に係るアセスメント結果の確認手続き終了
広域機関
稼働抑制に係るアセスメント結果の確認手続きの開始
アセスメントの実施・結果通知
異議申立の妥当性審査・結果通知
アセスメント結果の確定・結果通知